

# 宮城県水防計画書

令和8年度

宮城県



# 宮城県水防計画書目次

水防関係機関連絡先一覧表 -----	(1)～(4)
第 1 章 総則 -----	1
第 1 節 目的 -----	1
第 2 節 用語の定義 -----	1
第 3 節 水防の責任等 -----	4
第 2 章 水防組織 -----	6
第 1 節 水防管理団体 -----	6
第 2 節 指定水防管理団体 -----	6
第 3 節 県の水防組織 -----	8
第 4 節 洪水予報・水防・災害情報連絡会 -----	9
第 5 節 大規模氾濫時の減災対策協議会 -----	9
第 6 節 水防区 -----	9
第 3 章 重要水防箇所及びダム・水こう門の操作 -----	11
第 1 節 重要水防箇所 -----	11
第 2 節 ダム、水こう門の操作 -----	84
第 4 章 水防団、水防協力団体並びに水防活動従事者の安全確保及び資材器具等の整備等 -----	93
第 1 節 水防団員の定員の基準 -----	93
第 2 節 水防協力団体 -----	93
第 3 節 水防活動従事者の安全の確保 -----	96
第 4 節 資材器具等の整備 -----	98
第 5 節 輸送の確保 -----	100
第 5 章 水位等の観測、通報及び公表 -----	114
第 1 節 雨量の観測及び通報 -----	114
第 2 節 水位の観測、通報及び公表 -----	120
第 6 章 予報及び警報 -----	130
第 1 節 気象庁が行う予報及び警報 -----	130
第 7 章 通信連絡 -----	149
第 1 節 水防通信連絡系統 -----	149
第 2 節 災害時優先電話の使用 -----	149
第 3 節 その他の通信施設の使用 -----	149
第 8 章 洪水予報、水防警報等の区域及びその措置 -----	151
第 1 節 国土交通大臣が行う洪水予報 -----	151
第 2 節 知事が行う洪水予報 -----	161
第 3 節 国土交通大臣が行う水防警報 -----	167
第 4 節 知事が行う水防警報 -----	178
第 5 節 水位周知河川の指定と洪水特別警戒水位到達情報等の周知 -----	184

第 6 節	津波警報等発表の際の水防態勢 -----	193
第 9 章	洪水浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止の ための措置 -----	197
第 1 節	洪水浸水想定区域の指定 -----	197
第 2 節	洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防 止のための措置 -----	207
第 3 節	ハザードマップ等による住民等への周知 -----	209
第 4 節	予想される水災の危険の周知等 -----	209
第 10 章	出動及び水防作業 -----	210
第 1 節	水防管理団体の非常配備 -----	210
第 2 節	県の非常配備及び河川巡視 -----	210
第 3 節	水防作業 -----	212
第 4 節	緊急通行 -----	212
第 5 節	水防信号及び標識並びに身分証票 -----	212
第 6 節	氾濫・決壊・漏水等（被害情報）の通報及びその後の処置 -----	214
第 7 節	避難のための立退き又は緊急に安全を確保すべき対応 -----	221
第 8 節	水防配備の解除 -----	221
第 9 節	県の非常配備の解除 -----	221
第 11 章	他の機関との協力、援助及び応援 -----	222
第 1 節	河川管理者の協力及び援助 -----	222
第 2 節	水防管理団体相互の協力及び応援 -----	223
第 3 節	自衛隊の派遣要請及び派遣 -----	223
第 4 節	警察官の出動要請 -----	223
第 5 節	特定緊急水防活動 -----	223
第 6 節	国（河川（国道）事務所、仙台管区气象台等）との連携 -----	223
第 12 章	費用負担及び公用負担 -----	225
第 1 節	費用負担 -----	225
第 2 節	公用負担 -----	225
第 13 章	公務災害補償等 -----	227
第 14 章	水防活動実施状況報告 -----	228
第 15 章	水防管理団体の水防計画及び水防訓練 -----	230
第 1 節	水防計画 -----	230
第 2 節	水防訓練 -----	230
第 3 節	津波避難訓練 -----	230

図表目次

第 1 表	水防管理団体及び指定水防管理団体一覧表 -----	7
第 2-1 表	令和 8 年度重要水防箇所別調書総括表（国土交通大臣管理分） -----	16
第 2-2 表	令和 8 年度重要水防箇所総括表（知事管理分） -----	67

第3表	県管理の水こう門等一覧表 -----	84
第4表	国土交通省管理の水こう門等一覧表 -----	88
第5表	水防管理団体等の管理する水防上重要な堰堤、水こう門等一覧表 -----	89
第6表	水防管理団体別水防団員等一覧 -----	95
第7-1表	県水防倉庫備蓄状況調 -----	101
第7-2表	水防管理団体水防倉庫備蓄状況調 -----	102
第8表	第二種側帯（水防備蓄）設置箇所 -----	110
第9表	二線堤一覧 -----	113
第10表	宮城県河川流域情報システム（M I R A I）観測局構成図 -----	115
第11表	雨量観測所 -----	116
第12表-1	水位観測所 -----	122
第12表-2	危機管理型水位計（国土交通大臣管理分） -----	125
第12表-3	簡易型河川監視カメラ（国土交通大臣管理分） -----	126
第12表-4	危機管理型水位計（知事管理分） -----	127
第12表-5	簡易型河川監視カメラ（知事管理分） -----	128
第1図	水防上必要な気象等の予報・警報の伝達系統図 -----	150
第2図	指定河川洪水予報伝達系統図（国土交通大臣・気象庁長官共同発表） -----	160
第3図	指定河川洪水予報伝達系統図（知事・気象庁長官共同発表） -----	166
第4図	水防警報の伝達系統図（国土交通大臣が発令する場合） -----	177
第5図	水防警報の伝達系統図（知事が発令する場合） -----	183
第6図	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報伝達系統図（国管理河川） ----	191
第7図	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報伝達系統図（県管理河川） ----	192
宮城県水防協議会委員・幹事等名簿 -----		231



## 水防関係機関連絡先一覧表

機関名	電話番号	機関名	電話番号
(県庁関係)		東北地方整備局 角田出張所	0224-63-2315 0224-62-0968
宮城県河川課	022-211-3171～4 022-211-3182 FAX 022-211-3197	〃 名取川出張所	022-248-2249 022-248-2936
福島県河川計画課	代表 024-521-1111	〃 仙台南部流域治水出張所 阿武隈大堰管理分室	0223-34-6941
岩手県河川課	代表 019-651-3111	〃 岩手河川国道事務所	019-624-3131～40
岩手県南広域振興局 土木部一関土木センター	0191-26-1418	〃 北上川ダム統合管理事務所	019-643-7831～3
(国土交通省関係)		〃 釜房ダム管理所	0224-84-2171 0224-84-2172
国土交通省	代表 03-5253-8111 治水課直通 03-5253-8450	〃 鳴子ダム管理所	0229-82-2341 0229-82-2342
	防災課直通 03-5253-8459	〃 七ヶ宿ダム管理所	0224-37-2122 0224-37-2123
東北地方整備局河川管理課	代表 022-225-2171	〃 鳴瀬川総合開発工事事務所	0229-22-7811 0229-22-7812
東北地方整備局 仙台河川国道事務所	代表 022-248-4131	東北運輸局	022-297-8001 FAX 022-299-8874
〃 福島河川国道事務所	代表 024-546-4331	(気象関係)	
〃 北上川下流河川事務所	0225-95-0194	仙台管区气象台	022-297-8003
〃 大崎出張所	0229-22-0336 0229-22-2720	福島地方气象台	024-534-2187
〃 鳴瀬川・吉田川流域治水出張所	0229-56-2617 0229-56-3843	盛岡地方气象台	019-622-7871
〃 飯野川出張所	0225-62-3102 0225-62-2416	日本気象協会東北支局	022-216-4181 FAX 022-262-5278
〃 米谷出張所	0220-42-2211 0220-42-2154	(自衛隊関係)	
〃 涌谷出張所	0229-43-3218 0229-42-2317	陸上自衛隊第22即応機動連隊	022-365-2121
〃 鳴瀬出張所	022-354-3101 022-354-3102	陸上自衛隊第2施設団	0224-55-2301
〃 仙台南部流域治水出張所	0223-22-2801 0223-22-4302		

機関名	電話番号	機関名	電話番号
(警察関係)		加 美 警 察 署	0229-63-2311
宮 城 県 警 察 本 部 警 備 部 警 備 課	022-221-7171	岩 沼 警 察 署	0223-22-4341
仙 台 中 央 警 察 署	022-222-7171	大 河 原 警 察 署	0224-53-2211
仙 台 南 警 察 署	022-246-7171	白 石 警 察 署	0224-25-2138
仙 台 北 警 察 署	022-233-7171	角 田 警 察 署	0224-63-2211
仙 台 東 警 察 署	022-231-7171	亘 理 警 察 署	0223-34-2111
泉 警 察 署	022-375-7171	東 北 管 区 警 察 局	代表 022-221-7181 FAX 内線5019 FAX 022-221-2702
若 林 警 察 署	022-390-7171	(宮城県地方公所関係)	
石 巻 警 察 署	0225-95-4141	大 河 原 土 木 事 務 所	代表 0224-53-3111 直通 0224-53-3135 // 0224-53-3916
塩 釜 警 察 署	022-362-4141	仙 台 土 木 事 務 所	022-297-4111
気 仙 沼 警 察 署	0226-22-7171	北 部 土 木 事 務 所	代表 0229-91-0701 直通 0229-91-0736
佐 沼 警 察 署	0220-22-2121	北 栗 部 土 木 事 務 所 原 地 域 事 務 所	代表 0228-22-2111 直通 0228-22-2193
登 米 警 察 署	0220-52-2121	東 部 土 木 事 務 所	0225-95-1151
河 北 警 察 署	0225-62-3411	東 登 米 土 木 事 務 所 地 域 事 務 所	代表 0220-22-6111 直通 0220-22-2763
南 三 陸 警 察 署	0226-46-3131	気 仙 沼 土 木 事 務 所	代表 0226-24-2121 直通 0226-24-2564
古 川 警 察 署	0229-22-2311	仙 台 塩 釜 港 湾 事 務 所	022-254-3131
大 和 警 察 署	022-345-0101	石 巻 港 湾 事 務 所	0225-95-6271
栗 原 警 察 署	0228-22-1101	仙 台 地 方 ダ ム 総 合 事 務 所	022-372-2103
遠 田 警 察 署	0229-33-2321	仙 台 地 方 ダ ム 総 合 事 務 所 大 倉 ダ ム 管 理 事 務 所	022-393-2211
鳴 子 警 察 署	0229-82-2249		

機関名	電話番号	機関名	電話番号
大崎地方ダム総合事務所	0229-63-2845	(その他関係機関)	
大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所	0229-67-3311	日本放送協会仙台放送局	022-211-1025 FAX 022-227-3937
栗原地方ダム総合事務所	0228-56-2233	東北放送(株)	022-229-1934 FAX 022-229-1715
仙南・仙塩広域水道事務所 工業用水道管理事務所	022-293-5101	(株)仙台放送	022-267-1231 FAX 022-227-0715
北部地方振興事務所 栗原地域事務所 栗駒ダム管理事務所	0228-45-1306	(株)宮城テレビ放送	022-236-3430 FAX 022-236-3429
大河原地方振興事務所	代表 0224-53-3111	(株)東日本放送	022-304-2055 FAX 022-249-7121
仙南保健福祉事務所	0224-53-3115	河北新報社	022-211-1127 FAX 022-224-7947
仙台地方振興事務所	代表 022-275-9111	NTT 東日本(株) 宮城事業部	022-269-2248 FAX 022-223-1443
仙台保健福祉事務所	022-363-5502	東日本旅客鉄道(株)東北本部	022-266-9678 FAX 022-266-9871
仙台保健福祉事務所 岩沼地域事務所	代表 0223-22-2188	東北電力(株)宮城支店	022-225-2141 FAX 022-213-4211
北部地方振興事務所	代表 0229-91-0701		
北部保健福祉事務所	0229-91-0707		
北部地方振興事務所 栗原地域事務所	代表 0228-22-2111		
北部保健福祉事務所 栗原地域事務所	0228-22-2112		
東部地方振興事務所	代表 0225-95-1411		
東部保健福祉事務所	0225-95-1416		
東部地方振興事務所 登米地域事務所	代表 0220-22-6111		
東部保健福祉事務所 登米地域事務所	0220-22-7514		
気仙沼地方振興事務所	代表 0226-24-2121		
気仙沼保健福祉事務所	代表 0226-22-6661		

機関名	電話番号 FAX番号	機関名	電話番号 FAX番号
(水防管理団体関係)		柴田町	0224-55-2111 0224-55-4172
仙台市	022-234-1111 022-234-2364	川崎町	0224-84-2111 0224-84-6789
石巻市	0225-95-1111 0225-25-6835	丸森町	代表 0224-72-2111 班直通 0224-72-3020 FAX 0224-72-1540
塩竈市	022-355-6491 022-361-1587	亘理町	0223-34-1111 0223-34-7341
気仙沼市	0226-22-6600 0226-22-1467	山元町	0223-37-1111 0223-37-4144
白石市	0224-22-1452 0224-25-2170	松島町	022-354-5782 022-354-3140
名取市	022-384-2111 022-384-4192	七ヶ浜町	022-357-2111 022-357-5744
角田市	0224-63-2123 0224-62-4829	利府町	022-767-2174 022-767-2105
多賀城市	022-368-2079 022-368-1360	大和町	022-345-1111 022-345-4852
岩沼市	0223-23-0789 0223-24-0897	大郷町	022-359-5500 022-359-3287
登米市	0220-23-7393 0220-22-3328	大衡村	022-345-5111 022-345-4853
栗原市	0228-22-1149 0228-22-1156	加美町	0229-63-3111 0229-63-2037
東松島市	0225-82-1111 0225-83-5621	色麻町	0229-65-2210 0229-65-2685
大崎市	0229-23-5144 0229-24-2249	涌谷町	0229-43-2111 0229-43-2693
富谷市	022-358-3180 022-358-2259	美里町	0229-33-2142 0229-33-2319
蔵王町	0224-33-2211 0224-33-4159	女川町	0225-54-3131 0225-53-5483
七ヶ宿町	0224-37-2111 0224-37-2468	南三陸町	0226-46-1376 0226-46-2672
大河原町	0224-53-2111 0224-53-3818		
村田町	0224-83-2111 0224-83-5740		

## 第1章 総則

### 第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の趣旨に基づき、洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮による水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するため、宮城県内の各河川、ため池及び海岸等に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信連絡、輸送及びダム又は水門若しくはこう門の操作、水防のための水防団の活動、水防管理団体相互間の応援並びに水防に必要な器具、資材、施設の整備と運用、避難、立退きについての大綱を示したものである。

### 第2節 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 水防本部長…県土木部長
- 2 水防管理団体…水防の責任を有する市町村又は水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。
- 3 指定水防管理団体…水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。
- 4 水防管理者…水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。
- 5 消防機関…消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関をいう（法第2条第4項）。
- 6 消防機関の長…消防本部を置く市町村にあっては消防長、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう（法第2条第5項）。
- 7 水防団…法第6条に規定する水防団をいう。
- 8 量水標管理者…量水標その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、第10条第3項）。都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。
- 9 水防協力団体…水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。
- 10 洪水予報河川…国土交通大臣又は知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第3項及び第4項）。
- 11 高潮予報海岸…国土交通大臣が、高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸。国土交通大臣は、高潮予報海岸において、気象庁長官及び当該海岸の存する都道府県の知事と共同して、高潮のおそれの状況を水位を示して高潮の予報等を行う（法第11条の3、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項）。

- 12 水 防 警 報・・・国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、第16条）。
- 13 水位周知河川・・・国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、当該河川の水位があらかじめ定めた洪水特別警戒水位に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。
- 14 水位周知下水道・・・都道府県知事又は市町村長が、内水により相当な損害が生ずるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。（法第13条の2）
- 15 水位周知海岸・・・都道府県知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。（法第13条の3）
- 16 水位到達情報・・・水位周知河川、水位周知下水道又は水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位又は高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川又は水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。
- 17 水防団待機水位（通報水位）・・・量水標の設置されている地点ごとに知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水又は高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。
- 18 氾濫注意水位（警戒水位）・・・水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。
- 19 避難判断水位・・・氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、市町村長の高齢者等避難の発令の目安となる水位をいう。
- 20 氾濫危険水位・・・洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。
- 21 氾濫発生水位・・・洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫の発生する水位（堤防天端高（又は背後地盤高））をいう。市町村長の緊急安全確保措置の発令判断の目安となる水位である。これまでの「氾濫する可能性のある水位」の名称を変更したものである。

- 22 内水氾濫危険水位・・・法第13条の2第1項及び第2項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。
- 23 高潮氾濫危険水位・・・法第13条の3に規定される高潮特別警戒水位のこと。高潮により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。
- 24 洪水特別警戒水位・・・法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。国土交通大臣又は知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
- 25 雨水出水特別警戒水位・・・法第13条の2第1項及び第2項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。都道府県知事又は市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
- 26 高潮特別警戒水位・・・法第13条の3に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。高潮氾濫危険水位に相当する。知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
- 27 重要水防箇所・・・堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。
- 28 洪水浸水想定区域・・・洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条）。
- 29 内水浸水想定区域・・・内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう（法第14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域）。
- 30 高潮浸水想定区域・・・高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条の3）。
- 31 ホットライン・・・河川管理者から、必要に応じ河川の状況、水位変化、今後の水位見通し等を市町村長等へ直接電話等で伝える仕組みをいう。また、仙台管区気象台から、必要に応じ気象状況の見通し等を市町村長等へ直接電話等で伝える仕組みをいう。
- 32 タイムライン・・・災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に注目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画をいう。
- 33 浸水被害軽減地区・・・洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その利用状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効果があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（法第15条の6）。

### 第3節 水防の責任等

水防に関する各主体について、水防法に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

#### (1) 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ア 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- イ 水防計画の作成及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- ウ 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23の2）
- エ 県水防協議会の設置（法第8条第1項）
- オ 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- カ 洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第4項）
- キ 高潮予報の発表及び通知（法第11条の3第1項、気象業務法第14条の2第2項）
- ク 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ケ 水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項、第13条の2第1項並びに第13条の3）
- コ 洪水予報、高潮予報、水位到達情報、氾濫等又は堤防等決壊の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- サ 洪水浸水想定区域の指定、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条及び第14条の2及び第14条の3）
- シ 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）
- ス 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等の指定及び公示（法第16条第1項、第3項及び第4項）
- セ 水防信号の指定（法第20条）
- ソ 氾濫等又は堤防等決壊の通報の通知及び周知（法第24条の2第2項、法第25条第2項）
- タ 避難のための立ち退きの指示（法第29条）
- チ 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- ツ 水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- テ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ト 水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第48条）

#### (2) 水防管理団体の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ア 水防団の設置（法第5条）
- イ 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- ウ 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- エ 水位の通報（法第12条第1項）
- オ 水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（法第13条の2第2項）
- カ 内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条の2）
- キ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- ク 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）
- ケ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表、避難確保計画や訓練に関する助言・勧告（法第15条の3）
- コ 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理し

- た 際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、第15条の7、第15条の8）
- サ 予想される水災の危険の周知等（法第15条の11）
- シ 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- ス 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
- セ 警戒区域の設定（法第21条）
- ソ 警察官の援助の要求（法第22条）
- タ 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- チ 堤防決壊等の通報、決壊後の処置（法第25条及び第26条）
- ツ 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
- テ 避難のための立退きの指示（法第29条）
- ト 【指定水防管理団体】水防訓練の実施（法第32条の2）（指定水防管理団体以外の水防管理団体は、努力義務）
- ナ 【指定水防管理団体】水防計画の作成及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- ニ 【指定水防管理団体】水防協議会の設置（法第34条）
- ヌ 水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- ネ 水防協力団体に対する監督等（法第39条）
- ノ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ハ 水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- ヒ 消防事務との調整（法第50条）
- (3) 国土交通省の責任
  - ア 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）
  - イ 高潮予報の発表及び通知（法第11条の3第1項、気象業務法第14条の2第2項）
  - ウ 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
  - エ 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項）
  - オ 洪水予報、高潮予報、水位到達情報、氾濫等の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
  - カ 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
  - キ 大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9）
  - ク 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
  - ケ 氾濫等の通報の通知及び周知（法第24条の2第2項）
  - コ 重要河川等における知事等に対する指示（法第31条）
  - サ 特定緊急水防活動（法第32条）
  - シ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
  - ス 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）
- (4) 河川管理者の責任
  - ア 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
  - イ 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）
  - ウ 氾濫等の通報（法第24条の2）
- (5) 下水道管理者の責任
  - ア 水防管理団体が行う水防への協力（下水道法第23条の2）
  - イ 氾濫等の通報（法第24条の2）
- (6) 海岸管理者の責任
  - ア 氾濫等の通報（法第24条の2）
- (7) 気象庁の責任
  - ア 気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業

- 務法第14条の2第1項)
- イ 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第3項及び第4項）
- ウ 流域雨量指数の予測値及び危険度分布の提供（気象業務法第11条）
- エ 高潮予報の発表及び通知（法第11条の3第1項、気象業務法第14条の2第2項）
- (8) 居住者等の義務
  - ア 水防への従事（法第24条）
  - イ 水防通信への協力（法第27条）
- (9) 水防協力団体の義務
  - ア 堤防等決壊の通報（法第25条）
  - イ 決壊後の処置（法第26条）
  - ウ 水防訓練の実施（法第32条の2）
  - エ 津波避難訓練への参加（法第32条の3）
  - オ 業務の実施等（法第36条、第37条、第38条）

## 第2章 水防組織

### 第1節 水防管理団体

水防管理団体は、その区域内の河川等で水防を必要とするところを警戒、防御するものとし、そのため水防団を組織しておくものとする。ただし、消防機関が水防事務を十分に処理することができる場合は、この限りでない。（第1表）

### 第2節 指定水防管理団体

指定水防管理団体とは、法第4条に基づき、知事が水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として指定した水防管理団体をいう。（第1表）

第1表

## 水防管理団体及び指定水防管理団体一覧表

大河原土木事務所(9)				北部土木事務所(5)			
1	◎ 白	石	市	24	◎ 大	崎	市
2	◎ 角	田	市	25	◎ 色	麻	町
3	◎ 蔵	王	町	26	◎ 加	美	町
4	七	ヶ	宿	町	27	◎ 涌	谷
5	◎ 大	河	原	町	28	◎ 美	里
6	◎ 村	田	町	北部土木事務所栗原地域事務所(1)			
7	◎ 柴	田	町	29	◎ 栗	原	市
8	川	崎	町	東部土木事務所登米地域事務所(1)			
9	◎ 丸	森	町	30	◎ 登	米	市
仙台土木事務所(14)				東部土木事務所(3)			
10	◎ 仙	台	市	31	◎ 石	巻	市
11	塩	竈	市	32	◎ 東	松	島
12	◎ 名	取	市	33	◎ 女	川	町
13	◎ 多	賀	城	市	気仙沼土木事務所(2)		
14	◎ 岩	沼	市	34	◎ 気	仙	沼
15	◎ 富	谷	市	35	◎ 南	三	陸
16	◎ 亘	理	町				
17	◎ 山	元	町				
18	◎ 松	島	町				
19	七	ヶ	浜				
20	◎ 利	府	町				
21	◎ 大	和	町				
22	◎ 大	郷	町				
23	大	衡	村	合計 35団体(◎指定水防管理団体 30団体)			

### 第3節 県の水防組織

#### 1 災害対策本部要綱等による組織

##### (1) 警戒本部（本部長：復興・危機管理部長）

水防に関係のある警報等が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想される時又は災害が発生したときから、災害の危険が解消し、又は災害に対する応急対策がおおむね完了したと復興・危機管理部長が認めるときまで、警戒本部を組織し事務を処理する。ただし、災害対策本部等が設置されたときは、廃止する。

##### (2) 特別警戒本部（本部長：副知事）

水防に関係のある警報等が発表され、広範囲かつ大規模な災害の発生が予想される時又は広範囲にわたる災害が発生したときから、災害の危険が解消し、又は災害に対する応急対策がおおむね完了したと副知事が認めるときまで、特別警戒本部を組織し事務を処理する。ただし、災害対策本部等が設置されたときは、廃止する。

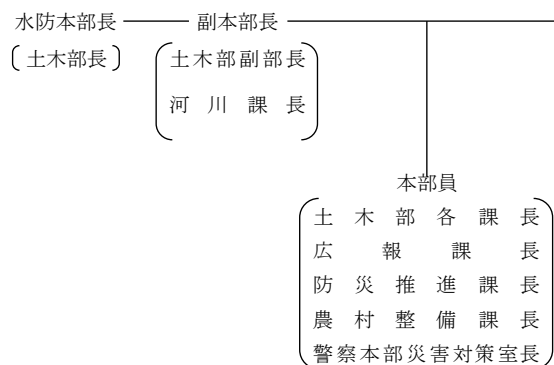
##### (3) 災害対策本部（本部長：知事）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において知事が必要と認めたときから、災害の危険が解消し、又は災害に対する応急対策がおおむね完了したと知事が認めるときまで、災害対策本部を組織し事務を処理する。

#### 2 水防組織（本部長：土木部長）

水防に関係のある警報等が発表され、広範囲にわたる水災の発生が予想される時又は水災が発生したときから、水災の危険が解消し、又は水災に対する応急対策がおおむね完了したと水防本部長が認めるときまで、水防本部を組織し事務を処理する。ただし、災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。

## 水防組織



班区分	職務内容	担当課
連絡・調整班	水防本部の連絡調整及び庶務に関する事。	河川課 防災砂防課
情報班	情報の収集及び記録に関する事。 関係機関(土木事務所、気象台、警察、水防関係機関、国土交通省など)との連絡に関する事。	
	(河川・海岸の被害状況等に関する情報)	河川課
	(雨量・水位・気象等に関する情報)	
	(水防に関する情報)	
	(ダム・洪水調節等に関する情報)	港湾課
	(港湾の被害に関する情報)	道路課
	(道路の被害状況等に関する情報)	防災砂防課
	(砂防の被害状況等に関する情報)	農村防災対策室
	(農業用河川工作物等に関する情報)	防災推進課
	(気象等に関する情報)	警備課
(水防に関する情報)		
(水災に関する情報)		
報道に関する事。	河川課 広報課	
応援班	人員の応援、水防技術の指導に関する事。	土木総務課 河川課 港湾課 道路課 防災砂防課 都市計画課 防災推進課 警備課
資材班	資材の調達、輸送に関する事。	防災砂防課 河川課 事業管理課

### 第4節 洪水予報・水防・災害情報連絡会

国、県及び関係機関は、「名取川・阿武隈川下流洪水予報・水防・災害情報連絡会」及び「北上川下流及び鳴瀬川水系洪水予報・水防・災害情報連絡会」を通して、水防技術の向上や洪水予報、水防警報等の情報伝達の円滑化を図ることにより、水害の防止、軽減を図るものとする。

### 第5節 大規模氾濫時の減災対策協議会

国、県、市町村及び関係機関は、その構成員となっている大規模氾濫時の減災対策協議会（法第15条の9第1項に規定する大規模氾濫減災協議会及び法第15条の10第1項に規定する都道府県大規模氾濫減災協議会）において協議が調った事項については、その協議の結果を尊重し、水防計画へ反映するなどして、取組を推進するものとする。

### 第6節 水防区

国、県は、各土木事務所・地域事務所所管区域を水防区とし、水防技術の向上や水防倉庫の点検等を行うとともに、関係機関と適宜必要な連絡調整等を行い、水害の防止、軽減を図るものとする。

## 水防区関係機関一覧

機関 水防区	県 の 機 関		主 な 関 係 機 関		
	土木事務所 地方振興事務所 保健福祉事務所	地 方 ダ ム 総 合 事 務 所 等	東北地方整備局 河川(国道)事務所	警 察 署	気 象 官 署
大河原	大 河 原 大 河 原 仙 南	—	仙 台	大河原、白石、 角田	—
仙 台	仙 台 仙 台 仙 台	仙 台 地 方 ダ ム 総 合 事 務 所 ( 樽 水 ダ ム ) ( 大 倉 ダ ム ) ( 七 北 田 ダ ム ) ( 南 川 ダ ム ) ( 宮 床 ダ ム ) ( 惣 の 関 ダ ム )	仙 台 北 上 川 下 流	仙台中央、 仙台南、仙台北、 仙台東、若林、 岩沼、大和、 亘理、塩釜、	仙台管区気象台
大 崎	北 部 北 部 北 部	大 崎 地 方 ダ ム 総 合 事 務 所 ( 漆 沢 ダ ム ) ( 化 女 沼 ダ ム ) ( 上 大 沢 ダ ム )	北 上 川 下 流	古川、鳴子、 加美、遠田	—
栗 原	北 部 ( 栗 原 ) 北 部 ( 栗 原 ) 北 部 ( 栗 原 )	栗 原 地 方 ダ ム 総 合 事 務 所 ( 花 山 ダ ム ) ( 荒 砥 沢 ダ ム ) ( 小 田 ダ ム ) ( 栗 駒 ダ ム )	—	栗 原	—
登 米	東 部 ( 登 米 ) 東 部 ( 登 米 ) 東 部 ( 登 米 )	( 長 沼 ダ ム )	北 上 川 下 流	佐沼、登米	—
石 巻	東 部 東 部 東 部	—	北 上 川 下 流	石巻、河北	—
気 仙 沼	気 仙 沼 気 仙 沼 気 仙 沼	( 払 川 ダ ム )	—	気仙沼、南三陸	—

### 第3章 重要水防箇所及びダム・水こう門の操作

#### 第1節 重要水防箇所

国及び県は、県内の河川、海岸等で、特に水防上警戒又は防御に重要性を有する箇所を第2-1表（国土交通大臣管理分）及び第2-2表（知事管理分）のとおり重要水防箇所として指定する。

なお、重要水防箇所評定基準は、次のとおりである。

#### 1 東北地方整備局

重要水防箇所評定基準

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越 水 ( 溢 水 )	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤 体 漏 水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	

<p>基礎地盤漏水</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。</p> <p>基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基盤漏水に関する変状が集中している箇所。</p> <p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。</p>	
---------------	--	--	--

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
水 衝 ・ 洗 掘	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。</p> <p>橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。</p> <p>波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。</p>	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。</p>	
工 作 物	<p>河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。</p> <p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。</p>	<p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。</p>	
工 事 施 工			<p>出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。</p>
新 堤 防 ・ 破 堤 跡 ・ 旧 川 跡			<p>新堤防で築造後 3 年以内の箇所。</p> <p>破堤跡又は旧川跡の箇所。</p>
陸 閘			<p>陸閘が設置されている箇所。</p>

2 宮城県

重要水防箇所評定基準（河川）

種別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)が現況の堤防高を越える箇所。 既往洪水流量(2~3年に1回程度)の水位が現況の堤防高を越え、度々氾濫の実績がある箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。 既往洪水流量(2~3年に1回程度)の水位が現況の堤防高に比して若干堤防余裕高はあるが、氾濫の実績もあり危険な箇所。	
堤断 防 面	現況の堤防断面又は天端幅が、計画の堤防断面又は計画の天端幅の2分の1未満の箇所。 一連の堤防のうち、堤防断面又は天端幅が上下流に比して2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面又は天端幅が、計画の堤防断面又は計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。 一連の堤防のうち、堤防断面又は天端幅が上下流に比して2分の1以上確保されているが3分の2に満たない箇所。	
法崩れ・ すべり・ 沈下	法崩れ、すべり、沈下の実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ、すべり、沈下の実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ、すべり、沈下の実績はないが、堤体又は基礎地盤の土質、法勾配等からみて、法崩れ、すべり、沈下が発生するおそれのある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	
漏 水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧河川の堤防等で、漏水が発生するおそれがある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	
水 衝 洗 掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。橋台取付部やその他の工作物の突出箇所で堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危機に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河底が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物が設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	

種別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
工 施 事 工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新 堤 防・ 破 堤 跡・ 旧 川 跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

重要水防箇所評定基準（海岸）

種別	重 要 度		
	A 水防上最も重要な区間	B 次に重要な区間	C やや危険な区間
堤 防 高	既設堤防高が計画堤防高以下で背後地に公共施設及び人家が接している箇所。	堤防高は計画堤防高であるが、背後地に人家が多く特に注意を要する箇所。	
水 衝	護岸が破損している箇所。又は破損の実績がある箇所。	護岸が不完全と考えられる箇所。	

重要水防箇所別調査  
 令和8年度 重要水防箇所別調査総括表(仙台河川国道事務所分)

河川名	直轄管 理区間 延長 (km)	水防対 象堤防 延長 (km)	重要度A(水防上最も重要な区間)						重要度B(水防上重要な区間)						要注意区間				
			堤防(m)			工作物(箇所)			堤防(m)			工作物(箇所)			陸間 (箇所)	堤体漏水 基礎地盤漏水 (m)	特定 区間 (m)		
			越水 (溢水)	堤体 漏水	基礎地盤 漏水	水衝 洗掘	計	越水 (溢水)	堤体 漏水	基礎地盤 漏水	水衝 洗掘	計	越水 (溢水)	堤体 漏水				基礎地盤 漏水	水衝 洗掘
阿武隈川	53.6	73.5	242	0	0	0	0	242	3	39,020	15,311	3,100	407	57,838	2	0	2,720	184	0
下流			242	0	0	0	0	242	3	39,020	4,308	1,008	15	44,351	0	0	2,720	184	0
白石川	1.0	1.8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名取川	12.50	23.5	0	0	0	0	0	0	1	11,494	1,397	4,506	0	17,397	0	0	1,005		12,000
広瀬川	3.90	6.4	0	0	0	0	0	0	2	1,633	220	1,190	0	3,043	0	0	440		0
策川	2.50	5.0	0	0	0	0	0	0	2	1,633	0	1,190	0	2,823	0	0	440		0
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
計	73.5	110.2	242	0	0	0	0	242	6	52,147	16,928	8,796	407	78,278	0	0	4,165	184	12,000
			242	0	0	0	0	242	6	52,147	4,867	3,963	15	60,992	2	0	4,165	184	0

注)堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長  
 重複の優先順位は、1.越水(溢水)、2.堤体漏水、3.基礎地盤漏水

令和8年度 重要水防箇所別区間調査

様式-2-2

河川名	距離標		距離標 令和7年度	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和8年度評定		令和7年度評定		対策水防 工法名	変更理由等	水防警報 対象 観測所	関連 市町村	出張所		
	堤防(m)					堤防(m)		A	B						A	B
	A	B				A	B									
阿武隈川	4.0 + 4.8	153	令和7年度	寺島 左岸	越水 1	755				警戒巡視 避難誘導 月の輪工	河川整備基本方針の見直しに伴う対象流量の変更	岩沼	岩沼市	仙		
	5.6 + 5.6	50				755										
	5.6 + 5.8	100				50		50							50	
	5.8 + 6.6	50				1,006										
	6.6 + 6.6	70				1,006										
	6.6 + 7.6	110				62										
	6.6 + 7.6	160				62										
	7.6 + 8.0	95				101										
	7.6 + 8.4	36				101										
	8.0 + 8.2	43				551										
	8.4 + 9.4					551										
	8.2 + 9.4	109				1,476		1,476							1,476	
	9.4 + 9.2					757										
	9.2 + 10.2	145				800										
10.2 + 9.6	121	800														
10.0 + 10.6	98	106		106		106										
10.6 + 11.2	160	0														
11.2 + 11.6	160			1												
11.6 + 12.6	38	225				225										
12.6 + 13.8	7	225				225										
13.8 + 16.6	136	51														
16.6 + 16.8	136	51														
岩沼 小計						142				警戒巡視 避難誘導 月の輪工	河川整備基本方針の見直しに伴う対象流量の変更	岩沼市	岩沼市	南		
						142										
下流						84	84	84	84	警戒巡視 避難誘導 月の輪工	河川整備基本方針の見直しに伴う対象流量の変更	岩沼市	岩沼市	部		
						84	84	84	84							
出張所						0	0	0	0	監視	許可工物:JR 桁下高不足 阿武隈川鉄道橋	岩沼市	岩沼市	治		
						0	0	0	0							
						0	0	0	0	月の輪工	重点監視区間 堤防の裸地化 及び緩みの(H30既対策除く)下流側分	岩沼市	岩沼市	域		
						0	0	0	0							
						0	0	0	0	月の輪工	重点監視区間 堤防の裸地化 及び緩みの(H30既対策除く)下流側分	岩沼市	岩沼市	水		
						0	0	0	0							
						0	0	0	0	月の輪工	重点監視区間 堤防の裸地化 及び緩みの(H30既対策除く)下流側分	岩沼市	岩沼市	出		
						0	0	0	0							
						0	0	0	0	月の輪工	重点監視区間 堤防の裸地化 及び緩みの(H30既対策除く)下流側分	岩沼市	岩沼市	張		
						0	0	0	0							
						0	0	0	0	月の輪工	重点監視区間 堤防の裸地化 及び緩みの(H30既対策除く)下流側分	岩沼市	岩沼市	所		
						0	0	0	0							
						0	0	0	0	月の輪工	重点監視区間 堤防の裸地化 及び緩みの(H30既対策除く)下流側分	岩沼市	岩沼市			
						0	0	0	0							

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長  
重複の優先順位は、1.越水(溢水)、2.堤体漏水、3.基礎地盤漏水

令和8年度 重要水防箇所別区間調査

様式-2-2

河川名	距離標		距離標 令和7年度	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和8年度評定			令和7年度評定			対策水防 工法名	変更理由等	水防警報 対象 観測所	関連 市町村	出張所
	堤防(m)					工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)						
	A	B				A	B	A	B	A	B					
阿武隈川	16.8	+	16.8	江尻 左岸	評定種別 15 堤体漏水	258	247			258	258	月の輪工		江尻	角田市	角
	17.0	+	17.0 + 55	江尻 左岸	越水	1,437	1,437			50	50	警戒巡視 避難誘導	河川整備基本方針の見直しに伴う対象流量の変更	江尻	角田市	角
	17.0	+	17.8 + 100	江尻 左岸	越水	457	0			457	457	月の輪工		江尻	角田市	角
	18.4	+	18.0 + 200	江尻 左岸	堤体漏水	0				0		釜段工	浸透路長不足	江尻	角田市	角
	18.0	+	18.0 + 203	江尻 左岸	工作物			1				月の輪工	土瓜樋管S18設置	江尻	角田市	角
	18.6	+	18.6	江尻 左岸	越水	238	238					警戒巡視 避難誘導	河川整備基本方針の見直しに伴う対象流量の変更	江尻	角田市	角
	18.6	+	133	江尻 左岸	越水					65	65	警戒巡視 避難誘導	河川整備基本方針の見直しに伴う対象流量の変更	江尻	角田市	角
	18.8	+	133	江尻 左岸	越水					65	65	警戒巡視 避難誘導	河川整備基本方針の見直しに伴う対象流量の変更	江尻	角田市	角
	18.6	+	190	江尻 左岸	堤体漏水	1,877	424			1,877	727	月の輪工		江尻	角田市	角
	20.8	+	90	江尻 左岸	越水	1,338	1,338			508	508	警戒巡視 避難誘導	河川整備基本方針の見直しに伴う対象流量の変更	江尻	角田市	角
	18.8	+	50	江尻 左岸	越水	1,338	1,338			508	508	警戒巡視 避難誘導	河川整備基本方針の見直しに伴う対象流量の変更	江尻	角田市	角
	20.2	+	81	江尻 左岸	越水	203	203					警戒巡視 避難誘導	河川整備基本方針の見直しに伴う対象流量の変更	江尻	角田市	角
	20.6	+	50	江尻 左岸	越水	203	203					釜段工	浸透路長不足	江尻	角田市	角
	20.8	+	33	江尻 左岸	工作物			1				月の輪工	江尻第二排水機場S4設置	江尻	角田市	角
	20.8	+	20.8	江尻 左岸	越水							警戒巡視 避難誘導	河川整備基本方針の見直しに伴う対象流量の変更	江尻	角田市	角
	20.8	+	98	江尻 左岸	越水	101	101					警戒巡視 避難誘導	河川整備基本方針の見直しに伴う対象流量の変更	江尻	角田市	角
	20.8	+	164	江尻 左岸	越水	395	395					警戒巡視 避難誘導	河川整備基本方針の見直しに伴う対象流量の変更	江尻	角田市	角
	21.0			江尻・佐倉 左岸	越水	317	317			96	96	警戒巡視 避難誘導	河川整備基本方針の見直しに伴う対象流量の変更	笠松	角田市	出
21.2			佐倉 左岸	越水	317	317			96	96	警戒巡視 避難誘導	河川整備基本方針の見直しに伴う対象流量の変更	笠松	角田市	出	
21.4			佐倉 左岸	越水	3,855	3,855			50	50	警戒巡視 避難誘導	河川整備基本方針の見直しに伴う対象流量の変更	笠松	角田市	出	
21.4			佐倉・梶賀 左岸	越水	3,855	3,855			50	50	警戒巡視 避難誘導	河川整備基本方針の見直しに伴う対象流量の変更	笠松	角田市	出	
25.4			佐倉 左岸	堤体漏水	706	0			706	268	月の輪工		笠松	角田市	出	
22.8	+	90	佐倉 左岸	越水	0				0		釜段工	【許可工作物】浸透路長不足 新桜揚水機場S5.4設置	笠松	角田市	出	
23.8			梶賀 左岸	工作物			1				月の輪工		笠松	角田市	出	
24.4	+	74	梶賀 左岸	越水							月の輪工		笠松	角田市	出	
25.0	+	155	梶賀・野田 左岸	堤体漏水	2,873	159			2,873	2,243	月の輪工		笠松	角田市	出	
28.0	-	58	梶賀 左岸	越水	740	740			740	740	警戒巡視 避難誘導	河川整備基本方針の見直しに伴う対象流量の変更	笠松	角田市	出	
25.4			梶賀 左岸	越水	162	162			162	162	警戒巡視 避難誘導	河川整備基本方針の見直しに伴う対象流量の変更	笠松	角田市	出	
26.2	+	63	野田 左岸	越水	162	162			162	162	警戒巡視 避難誘導	河川整備基本方針の見直しに伴う対象流量の変更	笠松	角田市	出	
26.2	+	186	野田 左岸	越水	1,754	1,754			955	92	警戒巡視 避難誘導	河川整備基本方針の見直しに伴う対象流量の変更	笠松	角田市	出	
26.4	+	164	野田 左岸	越水	1,754	1,754			955	92	警戒巡視 避難誘導	河川整備基本方針の見直しに伴う対象流量の変更	笠松	角田市	出	
26.6			野田 左岸	越水	955	92			955	955	月の輪工		笠松・丸森	角田市	出	
28.2			野田 左岸	堤体漏水	841	841			841	841	警戒巡視 避難誘導	河川整備基本方針の見直しに伴う対象流量の変更	丸森	角田市	出	
28.0	+	90	野田 左岸	越水	841	841			841	841	警戒巡視 避難誘導	河川整備基本方針の見直しに伴う対象流量の変更	丸森	角田市	出	
28.6	+	330	野田 左岸	越水	1,486	1,486			1,486	1,486	警戒巡視 避難誘導	河川整備基本方針の見直しに伴う対象流量の変更	丸森	角田市	出	
28.2			野田 左岸	越水	1,486	1,486			168	168	月の輪工		丸森	角田市	出	
28.8			野田 左岸	越水	168	0			168	168	月の輪工		丸森	角田市	出	
28.8	+	92	野田・箭矢間 左岸	越水										丸森	角田市	出
28.8	+	78	野田 左岸	越水										丸森	角田市	出
29.0	+	94	野田 左岸	堤体漏水										丸森	角田市	出
29.2	+	12	野田 左岸	越水										丸森	角田市	出
29.2	+	12	野田 左岸	越水										丸森	角田市	出

令和8年度 重要水防箇所別区間調査書

様式-2-2

河川名	距離標 令和8年度	距離標 令和7年度	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和8年度評定				令和7年度評定				対策水防 工法名	変更理由等	水防警報 対象 観測所	関連 市町村	出張所
					堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)						
					A	B	A	B	A	B	A	B					
阿武隈川	29.2 + 72	29.2 + 72	野田・縮矢間 左岸	堤体漏水 39	573	0			573	573			月の輪工		丸森	角田市	出張所
	29.6 + 110	29.6 + 110	縮矢間 左岸	堤体漏水 40	711	711			711	711			月の輪工		丸森	角田市	
	30.8 + 130	30.8 + 130	縮矢間 左岸	基礎地盤漏水 41	407	0			407	0			釜段工 月の輪工	水防団等の意見反映による設定区間 (旧漏水範囲の対策済箇所)	丸森	角田市	
	31.4 + 145	31.4 + 145	縮矢間 左岸	堤体漏水 42	870	702			870	870			月の輪工		丸森	角田市	
	32.0 + 8	32.0 + 8	縮矢間 左岸	越水 43	538	538							警戒巡視 避難誘導	河川整備基本方針の見直しに伴う対象流量の変更	丸森	丸森町	
	31.4 + 145	31.4 + 145	縮矢間 左岸	堤体漏水 44	150	15			150	150			月の輪工		丸森	丸森町	
	33.4 + 34.4		縮矢間 左岸	越水 45	254	254							警戒巡視 避難誘導	河川整備基本方針の見直しに伴う対象流量の変更	丸森	丸森町	
	34.2 + 110	34.2 + 110	縮矢間 左岸	越水 46	95	95							警戒巡視 避難誘導	河川整備基本方針の見直しに伴う対象流量の変更	丸森	丸森町	
	34.4 + 15	34.4 + 15	縮矢間 左岸	越水 47			1						監視	桁下高不足 丸森橋	丸森	丸森町	
	34.6 + 148	34.6 + 148	縮矢間 左岸	越水 48	536	536			385	385			警戒巡視 避難誘導	河川整備基本方針の見直しに伴う対象流量の変更	丸森	丸森町	
	34.8 + 155	34.8 + 155	縮矢間 左岸	越水 49	80	80							警戒巡視 避難誘導	河川整備基本方針の見直しに伴う対象流量の変更	丸森	丸森町	
	35.0 + 55	35.0 + 55	縮矢間 左岸	越水 50									警戒巡視 避難誘導	河川整備基本方針の見直しに伴う対象流量の変更	丸森	丸森町	
37.0 + 179	37.0 + 179	縮矢間 左岸	越水 51									警戒巡視 避難誘導	河川整備基本方針の見直しに伴う対象流量の変更	丸森	丸森町		
37.6 + 39	37.6 + 156	山田 左岸	越水 52									警戒巡視 避難誘導	河川整備基本方針の見直しに伴う対象流量の変更	丸森	丸森町		
38.0 + 100	38.0 + 100	山田 左岸	越水 53	318	24,350	3	1	0	11,094	3							
39.6 + 120		山田 左岸	越水 54	318	16,695			0	8,469								
39.6 + 180		山田 左岸	越水 55	0	0	0	0	0	0	0							
39.6 + 180		山田 左岸	越水 56	0	0	0	0	0	0	0							
39.8 + 35		山田 左岸	越水 57	0	0	0	0	0	0	0							
40.6 + 97		山田 左岸	越水 58	0	0	0	0	0	0	0							
40.6 + 50		山田 左岸	越水 59	0	0	0	0	0	0	0							
40.8 + 50		山田 左岸	越水 60	0	0	0	0	0	0	0							
角田 左岸 小計					318	24,350	3	1	0	11,094	3						
阿武隈川 左岸 合計					318	16,695			0	8,469							

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長  
重複の優先順位は、1.越水(溢水)、2.堤体漏水、3.基礎地盤漏水

令和8年度 重要水防箇所別区間調査書

様式-2-2

河川名	距離標 令和8年度	距離標 令和7年度	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和8年度評定			令和7年度評定			対策水防 工法名	水防警報 対象 観測所	関連 市町村	出張所		
					堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)						工作物(箇所)	
					A	B	A	B	A	B					A	B
阿武隈川	2.0 + 70	2.0 + 70	高須賀 右岸	基礎地盤漏水		270				270				仙 台 南 部 流 域 治 水 出 張 所		
	2.2 + 100	2.2 + 100	高須賀 右岸	53		270				270						
	2.2 + 84		高須賀 右岸	越水		868										
	3.0 + 78		高須賀 右岸	54		868										
	2.6 + 190	2.6 + 190	高須賀 右岸	基礎地盤漏水		210				210						
	3.0 + 3.0	3.0	高須賀 右岸	55		0				0						
	3.2 + 109	3.0	高須賀 右岸	堤体漏水		721				807						
	4.0 + 30	4.0 + 30	高須賀 右岸	56		721				807						
	4.0 + 250	4.0 + 250	高須賀 右岸	堤体漏水		121				121						
	4.4 + 148	4.4 + 148	高須賀 右岸	57		121				121						
下流	4.4 + 148	4.4 + 148	高須賀 右岸	基礎地盤漏水		148				148						
	4.4 + 148	4.4 + 148	高須賀 右岸	58		0				0						
	5.0 + 143		高須賀・今泉 右岸	越水		151										
	5.0 + 190		今泉 右岸	59		151										
	5.2 + 177		今泉 右岸	越水		211										
	5.4 + 82		今泉 右岸	60		211										
	5.4 + 127		今泉 右岸	越水		101				101						
	6.0 + 68		今泉 右岸	61		101				101						
	6.2 + 91		今泉 右岸	越水		58				58						
	6.2 + 68		今泉 右岸	62		58				58						
下流	6.4 + 30	6.6 + 30	今泉 右岸	越水		167				167						
	6.6 + 90	6.8 + 90	今泉 右岸	63		167				215						
	6.8 + 162	6.8 + 90	今泉 右岸	基礎地盤漏水		215				215						
	7.2 + 70		今泉 右岸	64		215				215						
	7.4 + 50		今泉 右岸	越水		86				86						
	8.2 + 70		逢隈 右岸	65		86				86						
	9.0 + 101		逢隈 右岸	越水		697				697						
	8.4 + 180	8.4 + 180	逢隈 右岸	66		65				65						
	8.6 + 80	8.6 + 80	逢隈 右岸	67		0				65						
	9.2 + 46		逢隈 右岸	堤体漏水		151				151						
下流	9.2 + 183		逢隈 右岸	68		151				151						
	9.4 + 136		逢隈 右岸	越水		956				956						
	10.0 + 200		逢隈 右岸	69		956				956						
	13.6 + 37		小山 右岸	越水		51				51						
	13.6 + 73		小山 右岸	70		51				51						
	岩沼 右岸					0	5,247	0	0	0	1,836	0				
	小計					0	4,824	0	0	0	1,478	0				

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長  
重複の優先順位は、1.越水(溢水)、2.堤体漏水、3.基礎地盤漏水

令和8年度 重要水防箇所別区間調査書

様式-2-2

河川名	距離標		距離標 令和7年度	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和8年度評定			令和7年度評定			対策水防 工法名	変更理由等	水防警報 対象 観測所	関連 市町村	出張所
	令和8年度					令和8年度		令和7年度		令和7年度						
	A	B				A	B	A	B	A	B					
阿武隈川	15.8 + 30	15.8 + 30	鳩原 右岸	基礎地盤漏水 71	A	500	500	500	500	A	500	B	500	江尻	角田市	角
	16.4 + 150	16.4 + 150														
	17.0 + 101	17.0 + 101	平貫 右岸	越水 72	128	223	223	223	223	223	223	223	223	江尻	角田市	角
	17.2 + 94	17.2 + 94														
	17.4	17.4	平貫 右岸	越水 73	150	150	150	150	150	150	150	150	150	江尻	角田市	角
	17.4 + 138	17.4 + 138														
	17.6 + 37	17.6 + 37	平貫 右岸	越水 74	275	275	275	275	275	275	275	275	275	江尻	角田市	角
	17.8	17.8														
	20.2	20.2	平貫 右岸	越水 75	78	78	78	78	78	78	78	78	78	江尻	角田市	角
	20.2	20.2														
20.2 + 44	20.2 + 44	平貫・坂津田 右岸	越水 76	242	242	242	242	242	242	242	242	242	江尻	角田市	角	
20.2 + 44	20.2 + 44															242
20.2 + 100	20.2 + 100	坂津田 右岸	越水 77	280	280	280	280	280	280	280	280	280	江尻	角田市	角	
20.4	20.4															280
20.4	20.4	坂津田 右岸	越水 78	1,402	1,402	1,402	1,402	1,402	1,402	1,402	1,402	1,402	江尻	角田市	角	
22.2	22.2															1,402
22.0 + 39	22.0 + 39	坂津田 右岸	堤体漏水 -	0	0	0	0	0	0	0	0	0	江尻	角田市	角	
22.2 + 38	22.2 + 38															0
22.0 + 200	22.0 + 200	坂津田 右岸	堤体漏水 80	242	242	242	242	242	242	242	242	242	江尻	角田市	角	
22.4 + 30	22.4 + 30															242
22.2 + 90	22.2 + 90	坂津田 右岸	越水 81	280	280	280	280	280	280	280	280	280	江尻	角田市	角	
22.4 + 78	22.4 + 78															280
22.4 + 30	22.4 + 30	坂津田 右岸	堤体漏水 82	36	36	36	36	36	36	36	36	36	江尻	角田市	角	
22.4 + 60	22.4 + 60															36
22.4 + 60	22.4 + 60	坂津田・藤尾 右岸	越水 83	433	433	433	433	433	433	433	433	433	江尻	角田市	角	
22.8	22.8															433
22.6 + 51	22.6 + 51	藤尾 右岸	堤体漏水 84	254	254	254	254	254	254	254	254	254	江尻・笠松	角田市	角	
22.8 + 45	22.8 + 45															254
22.8	22.8	藤尾 右岸	越水 85	267	267	267	267	267	267	267	267	267	笠松	角田市	角	
23.0	23.0															267
22.8 + 80	22.8 + 80	藤尾 右岸	堤体漏水 86	85	85	85	85	85	85	85	85	85	笠松	角田市	角	
22.8 + 165	22.8 + 165															85
23.0	23.0	藤尾・青木 右岸	越水 87	2,521	2,521	2,521	2,521	2,521	2,521	2,521	2,521	2,521	笠松	角田市	角	
25.6	25.6															2,521
22.8 + 215	22.8 + 215	藤尾 右岸	堤体漏水 88	1,078	1,078	1,078	1,078	1,078	1,078	1,078	1,078	1,078	笠松	角田市	角	
23.8 + 128	23.8 + 128															1,078
24.0 + 45	24.0 + 45	藤尾 右岸	堤体漏水 89	771	771	771	771	771	771	771	771	771	笠松	角田市	角	
24.8 + 100	24.8 + 100															771
24.8 + 215	24.8 + 215	藤尾・青木 右岸	堤体漏水 90	207	207	207	207	207	207	207	207	207	笠松	角田市	角	
25.4	25.4															207
25.4 + 130	25.4 + 130	青木・枝野 右岸	基礎地盤漏水 91	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	笠松	角田市	角	
26.8 + 130	26.8 + 130															1,350
25.6 + 130	25.6 + 130	青木 右岸	越水 92	730	730	730	730	730	730	730	730	730	笠松	角田市	角	
26.2	26.2															730
26.2	26.2	青木 右岸	越水 93	730	730	730	730	730	730	730	730	730	笠松	角田市	角	
26.2	26.2															730

# 令和8年度 重要水防箇所別区間調査書

様式-2-2

河川名	距離標 令和8年度	距離標 令和7年度	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和8年度評定		令和7年度評定		対策水防 工法名	変更理由等	水防警報 対象 観測所	関連 市町村	出張所
					堤防(m)		堤防(m)						
					A	B	A	B					
阿	26.2 + 178		青木 右岸	越水 94		446			警戒巡視 避難誘導	河川整備基本方針の見直しに伴う対象流量の変更	笠松	角田市	角
	26.6 + 138		枝野 右岸	越水 95		1,521			警戒巡視 避難誘導	河川整備基本方針の見直しに伴う対象流量の変更	笠松	角田市	
武	28.6 + 51		枝野 右岸	越水 96		185			警戒巡視 避難誘導	河川整備基本方針の見直しに伴う対象流量の変更	丸森	角田市	田
	28.8 + 154		枝野 右岸	越水 97		185			警戒巡視 避難誘導	河川整備基本方針の見直しに伴う対象流量の変更	丸森	角田市	
隈	30.0		枝野 右岸	越水 98		943			警戒巡視 避難誘導	河川整備基本方針の見直しに伴う対象流量の変更	丸森	角田市	田
	30.6 + 55		枝野 右岸	越水 99		51			警戒巡視 避難誘導	河川整備基本方針の見直しに伴う対象流量の変更	丸森	角田市	
隈	31.4 + 116		小齋 右岸	越水 100		51			警戒巡視 避難誘導	河川整備基本方針の見直しに伴う対象流量の変更	丸森	角田市	田
	32.6 + 112		小齋 右岸	越水 101		1,301			警戒巡視 避難誘導	河川整備基本方針の見直しに伴う対象流量の変更	丸森	角田市	
隈	32.6 + 112		小齋 右岸	越水 102		1,301			警戒巡視 避難誘導	河川整備基本方針の見直しに伴う対象流量の変更	丸森	丸森町	田
	33.0 + 90	33.0 + 90	小齋 右岸	水衝・洗堀 101		420			警戒巡視 避難誘導	河川整備基本方針の見直しに伴う対象流量の変更	丸森	丸森町	
隈	33.0 + 185	33.0 + 185	小齋 右岸	水衝・洗堀 102		420			警戒巡視 避難誘導	河川整備基本方針の見直しに伴う対象流量の変更	丸森	丸森町	田
	33.2 + 90	33.2 + 90	小齋 右岸	越水 103		95	95		シート張工	水防団等の意見反映による設定区間	丸森	丸森町	
隈	33.2 + 110	33.2 + 110	小齋 右岸	越水 104		15	95		シート張工	水防団等の意見反映による設定区間	丸森	丸森町	田
	33.2 + 105		小齋 右岸	越水 105		20	20		シート張工	水防団等の意見反映による設定区間	丸森	丸森町	
下	33.6 + 63		小齋 右岸	越水 106		0	20		警戒巡視 避難誘導	河川整備基本方針の見直しに伴う対象流量の変更	丸森	丸森町	出
	33.6 + 63		小齋 右岸	越水 107		651			警戒巡視 避難誘導	河川整備基本方針の見直しに伴う対象流量の変更	丸森	丸森町	
下	34.0 + 140		金山 右岸	越水 108		651			警戒巡視 避難誘導	河川整備基本方針の見直しに伴う対象流量の変更	丸森	丸森町	張
	34.4 + 3		金山 右岸	越水 109		117			警戒巡視 避難誘導	河川整備基本方針の見直しに伴う対象流量の変更	丸森	丸森町	
下	34.4 + 16		金山 右岸	越水 110		259			警戒巡視 避難誘導	河川整備基本方針の見直しに伴う対象流量の変更	丸森	丸森町	所
	35.4 + 35.6	35.4 + 35.6	金山 右岸	越水 111		259			警戒巡視 避難誘導	河川整備基本方針の見直しに伴う対象流量の変更	丸森	丸森町	
流	35.4 + 64		金山・丸森 右岸	水衝・洗堀 112		1,334			警戒巡視 避難誘導	河川整備基本方針の見直しに伴う対象流量の変更	丸森	丸森町	所
	35.6 + 64		金山・丸森 右岸	越水 113		292	292		積土の工	水防団等の意見反映による設定区間	丸森	丸森町	
流	36.0 + 46		丸森 右岸	越水 114		427			警戒巡視 避難誘導	河川整備基本方針の見直しに伴う対象流量の変更	丸森	丸森町	所
	36.0 + 92		丸森 右岸	越水 115		427			警戒巡視 避難誘導	河川整備基本方針の見直しに伴う対象流量の変更	丸森	丸森町	
流	36.2 + 179		丸森 右岸	越水 116		51			警戒巡視 避難誘導	河川整備基本方針の見直しに伴う対象流量の変更	丸森	丸森町	所
	36.2 + 127	36.8 + 50	丸森 右岸	越水 117		51			警戒巡視 避難誘導	河川整備基本方針の見直しに伴う対象流量の変更	丸森	丸森町	
流	36.4 + 168	37.0 + 50	丸森 右岸	越水 118		117			警戒巡視 避難誘導	河川整備基本方針の見直しに伴う対象流量の変更	丸森	丸森町	所
	37.0 + 168	37.0 + 50	丸森 右岸	越水 119		117			警戒巡視 避難誘導	河川整備基本方針の見直しに伴う対象流量の変更	丸森	丸森町	
角田 右岸 小計						201			警戒巡視 避難誘導	河川整備基本方針の見直しに伴う対象流量の変更	丸森	丸森町	
阿武隈川 右岸 合計						201			警戒巡視 避難誘導	河川整備基本方針の見直しに伴う対象流量の変更	丸森	丸森町	
阿武隈川 合計						752	50	50	警戒巡視 避難誘導	河川整備基本方針の見直しに伴う対象流量の変更	丸森	丸森町	
						242	22,832	0	6,027				
						242	18,248	0	5,621				
						242	22,832	0	0				
						0	0	0	0				
						0	0	0	0				
						0	0	0	0				

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長  
 重複の優先順位は、1.越水(溢水)、2.堤体漏水、3.基礎地盤漏水

令和8年度 重要水防箇所別区間調査

様式-2-2

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	令和8年度評定				令和7年度評定				対策水防工法名	変更理由等	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)						
				A	B	A	B	A	B	A	B					
名取川	0.8 + 50	日辺左岸	越水 1		2,857				2,857			警戒巡視 避難誘導		関上第二 名取橋	仙台市	出張所
	3.6				2,857				2,857							
	3.0 + 45	日辺左岸	基礎地盤漏水 2		927				990			釜段工 月の輪工	R7基礎漏水対策(遮水矢板)の実施により 基礎漏水区間が減少した	名取橋	仙台市	
	3.8 - 32				0				0							
	3.6	日辺左岸	越水 3		1,825				1,825			警戒巡視 避難誘導		名取橋	仙台市	
	5.4				1,825				1,825							
	3.8 + 8	日辺左岸	基礎地盤漏水 4		400				400			釜段工 月の輪工		名取橋	仙台市	
	4.4 + 55	日辺左岸	堤体漏水 5		173				173			月の輪工 木流し工		名取橋	仙台市	
	4.6 + 120				0				0							
	5.6	郡山左岸	越水 6		735				735			警戒巡視 避難誘導		名取橋	仙台市	
	6.2				735				735							
	6.2	郡山左岸	越水 7		690				690			警戒巡視 避難誘導		名取橋	仙台市	
	7.0				690				690							
	6.4 + 100	郡山左岸	堤体漏水 8		235				235			月の輪工 木流し工		名取橋	仙台市	
6.8				0				0								
6.8	郡山左岸	工作物 9			1				1		釜段工 月の輪工	【許可工作物】浸透路長不足 郡山排水機場(S43設置) H2.1*W2.1*L. 24m一連 2.26m3/sポンプ排水	名取橋	仙台市		
7.0 + 51	郡山左岸	堤体漏水 10		368				368			月の輪工 木流し工		名取橋	仙台市		
7.4				49				49								
7.0 + 100	郡山左岸	越水 11		919				919			警戒巡視 避難誘導		名取橋	仙台市		
7.8 + 100				919				919								
8.0	郡山左岸	越水 12		180				180			警戒巡視 避難誘導		名取橋	仙台市		
8.2				180				180								
8.6 + 50	富田左岸	基礎地盤漏水 13		340				340			釜段工 月の輪工		名取橋	仙台市		
9.0 + 60				340				340								
11.1	富田左岸	基礎地盤漏水 14		300				300			釜段工 月の輪工		名取橋	仙台市		
11.4				300				300								
名取川 左岸 合計				0	9,949	1	0	0	10,012	1	0					
				0	7,895			0	7,895							

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長  
重複の優先順位は、1.越水(溢水)、2.堤体漏水、3.基礎地盤漏水

0.8 + 150	関上(上)右岸	越水 15		2,442				2,442			警戒巡視 避難誘導		関上第二 名取橋	名取市
3.4				2,442				2,442						
2.6 + 55	関上(上)右岸	基礎地盤漏水 16		340				340			釜段工 月の輪工		名取橋	名取市
3.0				0				0						
2.8 + 40	関上(上)右岸	堤体漏水 17		111				111			月の輪工 木流し工		名取橋	名取市
2.8 + 151				0				0						
3.6	中田右岸	越水 18		325				325			警戒巡視 避難誘導		名取橋	仙台市
4.0				325				325						
6.0	中田右岸	越水 19		597				597			警戒巡視 避難誘導		名取橋	仙台市
6.6				597				597						
6.4 + 36	中田右岸	基礎地盤漏水 20		249				249			釜段工 月の輪工		名取橋	仙台市
6.6 + 89				89				89						
6.6 + 180	中田右岸	堤体漏水 21		210				210			月の輪工 木流し工		名取橋	仙台市
6.8 + 190				210				210						
6.8	中田右岸	基礎地盤漏水 22		380				380			釜段工 月の輪工		名取橋	仙台市
7.0 + 180				60				60						
7.0 + 50	中田右岸	越水 23		274				274			警戒巡視 避難誘導		名取橋	仙台市
7.2 + 100				274				274						
7.2 + 100	中田右岸	基礎地盤漏水 24		344				344			釜段工 月の輪工		名取橋	仙台市
7.6 + 44				44				44						
7.6 + 50	中田・上河原右岸	越水 25		150				150			警戒巡視 避難誘導		名取橋	仙台市
7.8				150				150						
7.8 + 28	上河原右岸	基礎地盤漏水 26		466				466			釜段工 月の輪工		名取橋	仙台市
8.2 + 94				172				172						
8.0	上河原右岸	堤体漏水 27		300				300			月の輪工 木流し工	重点監視区間 H26.10降雨堤防崩れ箇所	名取橋	仙台市
8.3				300				300						
10.8	熊野堂右岸	基礎地盤漏水 28		760				760			釜段工 月の輪工		名取橋	名取市
11.4 + 180				760				760						
11.6	熊野堂右岸	越水 29		500				500			警戒巡視 避難誘導		名取橋	名取市
12.0				500				500						
名取川 右岸 合計				0	7,448	0	0	0	7,448	0	0			
				0	5,923			0	5,923					
名取川 合計				0	17,397	1	0	0	17,460	1	0			
				0	13,818			0	13,818					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長  
重複の優先順位は、1.越水(溢水)、2.堤体漏水、3.基礎地盤漏水

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	令和8年度評定				令和7年度評定				対策水防 工 法 名	変更理由等	水防警報対象 観測所	関 連 市町村	出 張 所
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)						
				A	B	A	B	A	B	A	B					
広瀬川	0.0	若林左岸	越水		1,041				1,041			警戒巡視 避難誘導	広瀬橋	仙台市	名取川出張所	
	1.0 + 100		30		1,041				1,041							
	0.6	若林左岸	堤体漏水		220				220			月の輪工 木流し工	広瀬橋	仙台市		
	0.8 + 40		31		0				0							
	2.0 + 100	若林左岸	基礎地盤漏水		1,190				1,190			釜段工 月の輪工	広瀬橋	仙台市		
	3.2 + 150		32		1,190				1,190							
	2.2 + 9	若林左岸	工作物			1				1		釜段工 月の輪工	広瀬橋	仙台市		
2.6 + 61	33				1				1							
3.4	若林左岸	越水		90				90			警戒巡視 避難誘導	広瀬橋	仙台市			
3.6 + 100		35		90				90								
広瀬川 左岸 合計				0	2,541	2	0	0	2,541	2	0					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長  
重複の優先順位は、1.越水(溢水)、2.堤体漏水、3.基礎地盤漏水

広瀬川	0.2	長町右岸	越水		402				402			警戒巡視・避難誘導 堰板工	広瀬橋	仙台市	名取川出張所
	0.6		36		402				402						
	3.6 + 100	長町右岸	越水		100				100			警戒巡視 避難誘導	広瀬橋	仙台市	
3.6 + 100	37			100				100							
広瀬川 右岸 合計				0	502	0	0	0	502	0	0				
広瀬川 合計				0	3,043	2	0	0	3,043	2	0				
合計				0	2,823			0	2,823						

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長  
重複の優先順位は、1.越水(溢水)、2.堤体漏水、3.基礎地盤漏水

重要水防要注意区間調査書

令和8年度 重要水防要注意区間調査書

様式-3

河川名	距離標	地区名 及 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和8年度評定				令和7年度評定				対策水防 工 法 名	変更理由等	関 連 計 画	水防警報 対象 観測所	関 連 市町村	出 張 所	
				工事施工 (箇所)	新堤防 旧川跡(m)	陸開 (箇所)	堤体漏水 基礎地盤漏水(m)	工事施工 (箇所)	新堤防 旧川跡(m)	陸開 (箇所)	堤体漏水 基礎地盤漏水(m)							
阿 武 隈 川 下 流	1.0 +	90	寺島 左岸	破堤箇所 要1	-	-	-	-	-	-	-	シート張工	S16.7 破堤延長不明		荒浜	岩沼市	仙 台 南 部 流 域 治 水 出 張 所	
	1.6		寺島 左岸	破堤箇所 要2	-	-	-	-	-	-	-	シート張工	S16.7 破堤延長不明		岩沼	岩沼市		
	5.6 +	120	押分 左岸	旧川跡 要3	80			80				釜段工 月の輸工			江尻	岩沼市		
	5.8		入間野 左岸	破堤箇所 要4	-	-	-	-	-	-	-	シート張工	M42.8 T2.8 破堤延長不明		江尻	柴田町		
	13.8 +	200	下名生 左岸	旧川跡 要5	180			180				釜段工 月の輸工			江尻	柴田町		
16.6 +	120				180			180										
16.8 +	90				260	0	0	260	0	0								
岩沼左岸 小計					0	260	0	0	260	0	0							

注) 上段は評定延長、下段は重複を除いた延長  
重複の優先順位は、1.工事施工、2.新堤防・旧川跡、3.堤体漏水、4.基礎地盤漏水

17.8 +	140	江尻 左岸	破堤箇所 要6	-	-	-	-	-	-	-	-	シート張工	S16.7 破堤延長不明		江尻	角田市		
20.8 +	160	佐倉 左岸	破堤箇所 要7	-	-	-	-	-	-	-	-	シート張工	S16.7 破堤延長不明		江尻	角田市		
24.2 +	130	梶賀 左岸	旧川跡 要8	160			160					釜段工 月の輸工			笠松	角田市		
24.4 +	100			160			160											
26.6 +	20	野田 左岸	旧川跡 要9	150			150					釜段工 月の輸工			笠松	角田市		
26.6 +	170			150			150											
27.0 +	210	野田 左岸	破堤箇所 要10	-	-	-	-	-	-	-	-	シート張工	S16.7 破堤延長不明		笠松	角田市		
27.2 +	80	野田 左岸	旧川跡 要11	300			300					釜段工 月の輸工			笠松	角田市		
27.4 +	73			300			300											
27.2 +	100	野田 左岸	破堤箇所 要12	-	-	-	-	-	-	-	-	シート張工	S16.7 破堤延長不明		笠松	角田市		
27.2 +	135	野田 左岸	堤体漏水 要13				0					シート張工	R元台風19号変状等箇所		笠松	角田市		
27.2 +	140	野田 左岸	堤体漏水 要14				0					シート張工	R元台風19号変状等箇所		笠松	角田市		
28.0 +	80	野田 左岸	旧川跡 要15	150			150					釜段工 月の輸工			丸森	角田市		
28.2 +	30			150			150											
29.2 +	200	野田 左岸	旧川跡 要16	180			180					釜段工 月の輸工			丸森	角田市		
29.4 +	80			180			180											
29.8 +	80	縮矢間 左岸	旧川跡 要17	100			100					釜段工 月の輸工			丸森	丸森町		
29.9 +	80			100			100											
30.8 +	40	縮矢間 左岸	旧川跡 要18	120			120					釜段工 月の輸工			丸森	丸森町		
30.8 +	160			120			120											
34.6 +	34	縮矢間 左岸	基礎地盤漏水 要19				0					釜段工 月の輸工	R元台風19号変状等箇所		丸森	丸森町		
34.6 +	44	縮矢間 左岸	基礎地盤漏水 要20				0					釜段工 月の輸工	R元台風19号変状等箇所		丸森	丸森町		
角田左岸 小計					0	1,160	0	0	1,160	0	0							
阿武隈川 左岸 合計					0	1,420	0	0	1,420	0	0							

注) 上段は評定延長、下段は重複を除いた延長  
重複の優先順位は、1.工事施工、2.新堤防・旧川跡、3.堤体漏水、4.基礎地盤漏水

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	令和8年度評定				令和7年度評定				対策水防	変更理由等	関連計画等	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所	
				工事施工(箇所)	新堤防旧川跡(m)	陸開(箇所)	堤体漏水基礎地盤漏水(m)	工事施工(箇所)	新堤防旧川跡(m)	陸開(箇所)	堤体漏水基礎地盤漏水(m)							
阿武隈川	0.0 - 184.5	荒浜右岸	破堤箇所要21		285				285				シート張工	H23.3破堤		荒浜	亶理町	仙台南流城治水出張所
	0.0 + 100	荒浜右岸	破堤箇所要21		285				285				シート張工	H23.3破堤		荒浜	亶理町	
	5.0	高須賀・今泉右岸	破堤箇所要22		-				-				釜段工月の輪工			岩沼	亶理町	
	5.2 + 200	高須賀・今泉右岸	破堤箇所要22		-				-				釜段工月の輪工			岩沼	亶理町	
	5.2 + 200	今泉右岸	破堤箇所要23		-				-				釜段工月の輪工			岩沼	亶理町	
	5.4 + 90	今泉右岸	破堤箇所要23		-				-				釜段工月の輪工			岩沼	亶理町	
	5.4 + 7	今泉右岸	基礎地盤漏水要24				0					0	釜段工月の輪工	R元台風19号変状等箇所		岩沼	亶理町	
	5.4 + 90	今泉右岸	破堤箇所要25		-				-				釜段工月の輪工			岩沼	亶理町	
	6.0 + 150	今泉右岸	破堤箇所要25		-				-				釜段工月の輪工			岩沼	亶理町	
	6.2 + 75	今泉右岸	破堤箇所要26		-				-				釜段工月の輪工			岩沼	亶理町	
	7.2 + 120	今泉右岸	破堤箇所要26		-				-				釜段工月の輪工			岩沼	亶理町	
	7.2 + 120	今泉右岸	破堤箇所要27		-				-				釜段工月の輪工			岩沼	亶理町	
	8.0 + 30	今泉右岸	破堤箇所要27		-				-				釜段工月の輪工			岩沼	亶理町	
8.2 + 100	逢隈右岸	破堤箇所要28		-				-				シート張工	T2.8破堤延長不明		江尻	亶理町		
9.2 - 54	逢隈右岸	堤体漏水要29				0					0	釜段工月の輪工	R元台風19号変状等箇所		江尻	亶理町		
13.4 + 40	小山右岸	破堤箇所要30		-				-				シート張工	S23.9破堤延長不明		江尻	亶理町		
13.4 + 70	小山右岸	基礎地盤漏水要31				0					0	釜段工月の輪工	R元台風19号変状等箇所		江尻	亶理町		
岩沼右岸小計				0	285	0	0	0	285	0	0	0						

注) 上段は評定延長、下段は重複を除いた延長  
重複の優先順位は、1.工事施工、2.新堤防・旧川跡、3.堤体漏水、4.基礎地盤漏水

阿武隈川	14.4 + 70	鳩原右岸	破堤箇所要32		65				65			シート張工	S61.8		江尻	角田市	角田出張所	
	14.4 + 135	鳩原右岸	破堤箇所要32		65				65			シート張工	S16.7破堤延長不明		江尻	角田市		
	14.6 + 140	鳩原右岸	破堤箇所要33		-				-			シート張工	S16.7破堤延長不明		江尻	角田市		
	15.2 + 70	鳩原右岸	破堤箇所要34		-				-			シート張工	S16.7破堤延長不明		江尻	角田市		
	15.6	鳩原右岸	破堤箇所要35		-				-			シート張工	S16.7破堤延長不明		江尻	角田市		
	16.4 + 120	鳩原右岸	破堤箇所要36		-				-			シート張工	S16.7破堤延長不明		江尻	角田市		
	16.6 + 110	鳩原右岸	破堤箇所要37		-				-			シート張工	S16.7破堤延長不明		江尻	角田市		
	18.6 + 80	平貫右岸	破堤箇所要38		-				-			シート張工	S23.9破堤延長不明		江尻	角田市		
	18.8 + 70	平貫右岸	破堤箇所要39		-				-			シート張工	S16.7破堤延長不明		江尻	角田市		
	20.4 - 10	坂津田右岸	破堤箇所要40		-				-			シート張工	S16.7破堤延長不明		江尻	角田市		
	20.4 + 180	坂津田右岸	破堤箇所要41		-				-			シート張工	S16.7破堤延長不明		江尻	角田市		
	20.6 + 100	坂津田右岸	破堤箇所要42		-				-			シート張工	S16.7破堤延長不明		江尻	角田市		
	21.4 + 150	坂津田右岸	破堤箇所要43		-				-			シート張工	S16.7破堤延長不明		笠松	角田市		
	21.6 + 140	坂津田右岸	破堤箇所要44		-				-			シート張工	S16.7破堤延長不明		笠松	角田市		
	21.8 + 190	坂津田右岸	破堤箇所要45		-				-			シート張工	S16.7破堤延長不明		笠松	角田市		
	22.2 + 100	坂津田右岸	破堤箇所要46		-				-			シート張工	S16.7破堤延長不明		笠松	角田市		
	22.8	藤尾右岸	旧川跡要47		150				150				釜段工月の輪工			笠松		角田市
	22.8 + 150	藤尾右岸	旧川跡要47		150				150				釜段工月の輪工			笠松		角田市
	22.8 + 10	藤尾右岸	基礎地盤漏水要48				0					0	釜段工月の輪工	R元台風19号変状等箇所		笠松		角田市
	27.8 - 140	枝野右岸	基礎地盤漏水要49				90					90	釜段工月の輪工	R元台風19号変状等箇所		笠松		角田市
	27.8 - 50	枝野右岸	基礎地盤漏水要49				90					90	釜段工月の輪工	R元台風19号変状等箇所		笠松		角田市
	28.2 + 170	枝野右岸	基礎地盤漏水要50				0					0	釜段工月の輪工	R元台風19号変状等箇所		丸森		角田市
	29.8	枝野右岸	旧川跡要51		800				800				釜段工月の輪工			丸森		角田市
	30.6 + 60	枝野右岸	旧川跡要51		800				800				釜段工月の輪工			丸森		角田市
	31.6 + 50	枝野右岸	堤体漏水要52				0					0	シート張工	R元台風19号変状等箇所		丸森		角田市
	31.6 + 50	枝野右岸	基礎地盤漏水要53				0					0	釜段工月の輪工	R元台風19号変状等箇所		丸森		角田市
	32.2 + 40	枝野右岸	基礎地盤漏水要54				0					0	釜段工月の輪工	R元台風19号変状等箇所		丸森		角田市
	32.4 + 65	小斎右岸	基礎地盤漏水要55				64					64	釜段工月の輪工	R元台風19号変状等箇所		丸森		角田市
	32.4 + 129	小斎右岸	基礎地盤漏水要55				64					64	釜段工月の輪工	R元台風19号変状等箇所		丸森		角田市
	36.0 - 140	金山右岸	堤体漏水要56				30					30	釜段工月の輪工	R元台風19号変状等箇所		丸森		丸森町
	36.0 - 110	金山右岸	堤体漏水要56				30					30	釜段工月の輪工	R元台風19号変状等箇所		丸森		丸森町
	36.6 + 140	丸森右岸	基礎地盤漏水要57				0					0	釜段工月の輪工	R元台風19号変状等箇所		丸森		丸森町
	37.0	丸森右岸	陸開要58			1						1	積土の土工堰板工	特殊堤開口部丸森陸開第1号		丸森		丸森町
角田右岸小計				0	1,015	1	184	0	1,015	1	184							
阿武隈川右岸合計				0	1,300	1	184	0	1,300	1	184							
阿武隈川合計				0	2,720	1	184	0	2,720	1	184							

注) 上段は評定延長、下段は重複を除いた延長 重複の優先順位は、1.工事施工、2.新堤防・旧川跡、3.堤体漏水、4.基礎地盤漏水

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	令和8年度評定				令和7年度評定				対策水防工法名	変更理由等	関計等	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所
				工事施工(箇所)	新堤防旧川跡(m)	陸開(箇所)	堤体漏水基礎地盤漏水(m)	工事施工(箇所)	新堤防旧川跡(m)	陸開(箇所)	堤体漏水基礎地盤漏水(m)						
名取川	1.2 + 30	日辺左岸	破堤箇所要1		-							シート張工木流し工	破堤延長不明		名取橋	仙台市	出張所
	1.4 + 10	日辺左岸	破堤箇所要2		-							シート張工木流し工	S25.8 破堤延長不明		名取橋	仙台市	
	3.0 + 60	日辺左岸	破堤箇所要3		-							シート張工木流し工	S25.8 破堤延長不明		名取橋	仙台市	
	6.2 + 30	郡山左岸	旧川跡要4		110				110			釜段工月の輪工	漏水実績なし		名取橋	仙台市	
	6.2 + 140	郡山左岸	旧川跡要4		110				110			釜段工月の輪工	漏水実績なし		名取橋	仙台市	
	7.8 + 50	郡山左岸	旧川跡要5		90				90			釜段工月の輪工			名取橋	仙台市	
	8.0 + 50	郡山左岸	旧川跡要5		90				90			釜段工月の輪工			名取橋	仙台市	
	8.0 + 10	郡山左岸	旧川跡要6		10				10			釜段工月の輪工	漏水実績なし		名取橋	仙台市	
	8.0 + 10	郡山左岸	旧川跡要6		10				10			釜段工月の輪工	漏水実績なし		名取橋	仙台市	
8.6 + 50	富田左岸	旧川跡要7		135				135			釜段工月の輪工			名取橋	仙台市		
8.8 + 50	富田左岸	旧川跡要7		135				135			釜段工月の輪工			名取橋	仙台市		
名取川 左岸 小計				0	345	0		0	345	0							

注) 上段は評定延長、下段は重複を除いた延長  
重複の優先順位は、1. 工事施工、2. 新堤防・旧川跡

名取川	2.4	関上(上)右岸	破堤箇所要8		-							シート張工木流し工	S25.8 破堤延長不明		名取橋	名取市	出張所
	2.8 + 3.0	関上(上)右岸	破堤箇所要9		-							釜段工月の輪工			名取橋	名取市	
	2.8 + 9.0	関上(上)右岸	破堤箇所要10		-							シート張工木流し工	S25.8 破堤延長不明		名取橋	名取市	
	7.8 + 8.0	上河原右岸	旧川跡要11		220				220			釜段工月の輪工			名取橋	名取市	
	8.0 + 14.0	上河原右岸	旧川跡要11		220				220			釜段工月の輪工			名取橋	名取市	
	9.4 + 9.4	関上(上)・中田 右岸	旧川跡要12		160				160			釜段工月の輪工	漏水実績なし		名取橋	仙台市	
	10.2 + 10.6	熊野堂右岸	旧川跡要13		280				280			釜段工月の輪工			名取橋	名取市	
	10.6 + 10.6	熊野堂右岸	旧川跡要13		280				280			釜段工月の輪工			名取橋	名取市	
	名取川 右岸 小計				0	660	0		0	660	0						
名取川 合計				0	1,005	0		0	1,005	0							

注) 上段は評定延長、下段は重複を除いた延長  
重複の優先順位は、1. 工事施工、2. 新堤防・旧川跡

広瀬川	1.0 + 1.2	若林左岸	旧川跡要14		150				150			釜段工月の輪工	漏水実績なし		広瀬橋	仙台市	出張所	
	1.2 + 1.4	若林左岸	旧川跡要15		80				80			釜段工月の輪工	漏水実績なし		広瀬橋	仙台市		
	1.4 + 1.8	若林左岸	旧川跡要16		90				90			釜段工月の輪工			広瀬橋	仙台市		
	1.8 + 2.0	若林左岸	旧川跡要16		90				90			釜段工月の輪工			広瀬橋	仙台市		
	2.0 + 2.4	若林左岸	旧川跡要17		120				120			釜段工月の輪工			広瀬橋	仙台市		
	2.4 + 2.6	若林左岸	旧川跡要17		120				120			釜段工月の輪工			広瀬橋	仙台市		
	2.6 + 3.5	若林左岸	陸開要18			1				1		積土のう工堰板工	特殊堤開口部		広瀬橋	仙台市		
	広瀬川 左岸 小計				0	440	1		0	440	1							
	広瀬川 右岸 小計				0	0	1		0	0	1							
広瀬川 合計				0	440	2		0	440	2								

注) 上段は評定延長、下段は重複を除いた延長  
重複の優先順位は、1. 工事施工、2. 新堤防・旧川跡

重要水防特定区間調書

「特定の区間」調書

様式-4

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	延長	図面番号	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所
名取川	0.0k 12.0k	名取市閑上右岸 名取市熊野堂右岸	12.00km	特1	名取橋・広瀬橋	仙台市・名取市	名取川出張所
		名取川本川小計	12.00km				
合計			12.00km				

令和8年度 重要水防箇所調査総括表(北上川下流河川事務所分)

様式-1-2

河川名	直轄管 理区間 延長 (km)	水防対 象堤防 延長 (km)	重要度A(水防上最も重要な区間)										重要度B(水防上重要な区間)												
			堤防(m)					工作物(箇所)					堤防(m)					工作物(箇所)							
			越水	堤体 漏水	基礎地盤 漏水	水衝 洗掘	計	越水	堤体 漏水	基礎地盤 漏水	水衝 洗掘	計	越水	堤体 漏水	基礎地盤 漏水	水衝 洗掘	計	越水	堤体 漏水	基礎地盤 漏水	水衝 洗掘	計	工事 施工 (箇所)	新堤防 旧川跡 (m)	陸開 (箇所)
北上川	54.0	61.86	31,291	0	3,184	0	34,475	0	24,274	4,910	11,831	120	41,135	6	0	2,586	0	60	0	0	0	0	0	0	0
旧北上川	35.0	46.19	2,985	0	695	930	4,610	930	26,504	15,707	8,435	8,330	58,976	6	0	1,807	0	1,807	0	0	0	0	1	21,400	0
二股川	2.9	3.13	3,133	0	0	3,133	0	0	0	0	0	190	190	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
江合川	30.5	26.48	0	0	360	360	360	0	13,111	14,754	6,781	540	35,186	6	0	235	0	235	0	0	0	0	4	4,400	0
新江合川	5.2	9.93	0	0	0	0	0	0	9,929	1,328	820	0	12,077	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳴瀬川	40.9	58.53	9,678	0	1,610	560	11,848	560	41,619	3,202	14,337	2,490	61,648	13	0	3,257	0	3,257	0	0	0	0	5	0	0
多田川	3.5	1.55	0	0	50	50	50	0	40,711	110	5,393	467	46,681	0	0	1,399	0	1,399	0	0	0	0	0	0	0
鞍坪川	1.1	0.30	0	0	0	0	0	0	301	0	0	0	301	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
吉田川	31.9	31.92	204	16	1,426	0	1,646	0	18,129	14,229	2,008	180	34,546	7	0	1,549	0	1,549	0	0	0	0	0	0	0
竹林川	4.2	5.37	4,343	0	0	4,343	4,343	0	1,022	0	0	10	1,032	0	0	226	0	226	0	0	0	0	0	0	0
善川	3.96	4.36	1,039	0	0	1,039	1,039	0	3,325	0	0	0	3,325	0	0	4,220	0	4,220	0	0	0	0	0	0	0
計	213.2	249.62	52,673	16	7,325	1,490	61,504	1,490	138,214	54,130	45,715	11,860	249,919	51	0	11,354	0	11,354	0	0	0	10	25,800	0	0

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

注) 新堤防旧川跡の上段は新堤防延長、下段は旧川跡延長

# 令和8年度 重要水防箇所別調査

様式-2-2

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和8年度評定				令和7年度評定				対策水防 工法名	変更理由等	水防警報 対象 観測所	関連 市町村	出張所		
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)								
				A	B	A	B	A	B	A	B							
北 上 川	0.8~	月浜 左岸	堤体漏水	1	459			459			459			月輪工		飯野川	石巻市	飯野川出張所
	1.6~	月浜・橋浦 左岸	越水	2	1,923			459			459			警戒巡視 避難誘導	最新情報による	飯野川	石巻市	
	2.0~	橋浦 左岸	基礎地盤漏水	3	400			400			400			釜段工	旧川跡 漏水I 無	飯野川	石巻市	
	2.7~	橋浦 左岸	基礎地盤漏水	4	1,813			1,813			1,460			釜段工	旧川跡 漏水I 無	飯野川	石巻市	
	3.4~	橋浦 左岸	越水	5	353			353			353			警戒巡視 避難誘導		飯野川	石巻市	
	3.8~	橋浦 左岸	越水	6	1,981			1,981						警戒巡視 避難誘導	最新情報による	飯野川	石巻市	
	6.0~	橋浦 左岸	越水	7	421			421			421			警戒巡視 避難誘導		飯野川	石巻市	
	6.4~	橋浦 左岸	越水	8	3,547			3,547			421			警戒巡視 避難誘導	最新情報による	飯野川	石巻市	
	10.0	橋浦 左岸	越水	9	531			531			431			月輪工		飯野川	石巻市	
	13.2+97~	相野谷 左岸	越水	10	3,182			3,182						警戒巡視 避難誘導	最新情報による ●危険箇所	飯野川	石巻市	
	14.4~	相野谷 左岸	基礎地盤漏水	11	100			100			100			月輪工	●重点監視区間	飯野川	石巻市	
	14.6	相野谷 左岸	基礎地盤漏水	12	100			100						釜段工	S61実績 漏水II有(即取の確認)	飯野川	石巻市	
	16.8+50	相野谷 左岸	工作物 樋管	13			1								山崎用水樋管(許)	柳津	石巻市	
	25.6~	柳津 左岸	越水	14	2,459			2,459			2,459			警戒巡視 避難誘導	R7評定区間:25.6~28.0	柳津	登米市	
	27.0+100	柳津 左岸	工作物 樋管	15			1								第一柳生排水樋管	登米	登米市	
	27.6~	柳津 左岸	堤体漏水	16	620			620			620			月輪工	志急対策D未施工箇所	登米	登米市	
	28.0~	日根牛 左岸	越水	17	1,015			1,015			0			警戒巡視 避難誘導		登米	登米市	
	28.0~	日根牛 左岸	基礎地盤漏水	18	1,015			1,015			1,015			釜段工	S56年実績 漏水II有	登米	登米市	
	28.6+135	日根牛 左岸	基礎地盤漏水	19	735			735			0			月輪工	S56年実績 漏水II有(発生年不明)	登米	登米市	
	28.8+110~	日根牛 左岸	基礎地盤漏水	20	890			890			188			釜段工	最新情報による	登米	登米市	
	29.0~	日根牛 左岸	越水	21	188			188			0			警戒巡視 避難誘導		登米	登米市	
29.2	日根牛 左岸	越水	22	188			188			0			警戒巡視 避難誘導		登米	登米市		
29.2~	日根牛 左岸	越水	23	549			549			549			警戒巡視 避難誘導		登米	登米市		
29.8	日根牛 左岸	越水	24	549			549			549			警戒巡視 避難誘導		登米	登米市		
29.8~	日根牛 左岸	基礎地盤漏水	25	617			617			617			釜段工	H19年実績 漏水II有	登米	登米市		
30.4	日根牛 左岸	基礎地盤漏水	26	3,477			3,477			0			釜段工		登米	登米市		
小計				18,306		0	18,306		0	7,861		0						
				1,852		2	1,852		0	5,983		2						

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

# 令和8年度 重要水防箇所別調査

様式-2-2

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和8年度評定				令和7年度評定				対策水防 工法名	変更理由等	水防警報 対象 観測所	関連 市町村	出張 所		
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)								
				A	B	A	B	A	B	A	B							
北 上 川	29.8~	日根牛 左岸	越水	204				204					警戒巡視 避難誘導	登米	登米市	米谷出張所		
	30.0~	日根牛 左岸	越水	204				204					警戒巡視 避難誘導	登米	登米市			
	30.4~	日根牛 左岸	基礎地盤漏水	933				933					警戒巡視 避難誘導	登米	登米市			
	30.8~	日根牛 左岸	基礎地盤漏水	933				933					警戒巡視 避難誘導	登米	登米市			
	30.8~	日根牛 左岸	基礎地盤漏水	300				300					月輪工 釜段工	登米	登米市			
	31.0~	日根牛 左岸	基礎地盤漏水	0				0					月輪工 釜段工	登米	登米市			
	31.0~	日根牛 左岸	越水		277				277				警戒巡視 避難誘導	登米	登米市			
	31.2~	日根牛 左岸	越水		143				143				警戒巡視 避難誘導	登米	登米市			
	31.2~	日根牛 左岸	基礎地盤漏水	80				80					月輪工 釜段工	登米	登米市			
	31.2~	日根牛 左岸	基礎地盤漏水	80				80					月輪工 釜段工	登米	登米市			
	31.4~	日根牛 左岸	越水		554				554				警戒巡視 避難誘導	登米	登米市			
	31.4~	日根牛 左岸	越水		336				336				警戒巡視 避難誘導	登米	登米市			
	31.2+143~	日根牛 左岸	越水		48				48				警戒巡視 避難誘導	登米	登米市			
	31.4~	日根牛 左岸	越水		48				48				警戒巡視 避難誘導	登米	登米市			
	31.4~	日根牛 左岸	越水	113				113					警戒巡視 避難誘導	米谷	登米市			
	31.4+112	日根牛 左岸	越水	113				113					警戒巡視 避難誘導	米谷	登米市			
	34.6~	米谷 左岸	越水	606				606					警戒巡視 避難誘導	米谷	登米市			
	35.2	米谷 左岸	越水	606				606					警戒巡視 避難誘導	米谷	登米市			
	35.8+106~	米谷 左岸	越水	1,273				1,273					警戒巡視 避難誘導	米谷	登米市			
	36.8	米谷 左岸	越水	1,273				1,273					警戒巡視 避難誘導	米谷	登米市			
	36.2~	米谷 左岸	堤体漏水		2,057				2,057				月輪工	米谷	登米市			
	38.3	米谷 左岸	越水		579				579					米谷	登米市			
	36.8~	米谷 左岸	越水	1,641				1,641					警戒巡視 避難誘導	米谷	登米市			
	38.4+120	米谷 左岸	越水	1,641				1,641					警戒巡視 避難誘導	米谷	登米市			
	38.6~	米谷 左岸	越水	677				677					警戒巡視 避難誘導	米谷	登米市			
	39.2	米谷 左岸	越水	677				677					警戒巡視 避難誘導	米谷	登米市			
	39.2~	安場 左岸	越水	3,845				3,845					警戒巡視 避難誘導	大泉	登米市			
	43.2+9	安場 左岸	越水	3,845				3,845					警戒巡視 避難誘導	大泉	登米市			
	40.2~	安場 左岸	基礎地盤漏水		430				430				月輪工 釜段工	大泉	登米市			
	40.6	安場 左岸	越水		0				0				警戒巡視 避難誘導	大泉	登米市			
	43.2~	安場 左岸	越水	525				525					警戒巡視 避難誘導	大泉	登米市			
	43.6+150	安場 左岸	越水	525				525					警戒巡視 避難誘導	大泉	登米市			
	43.6+150~	西郡 左岸	越水	44				44					警戒巡視 避難誘導	大泉	登米市			
	43.8	西郡 左岸	越水	44				44					警戒巡視 避難誘導	大泉	登米市			
	43.8~	西郡 左岸	越水	183				183					警戒巡視 避難誘導	大泉	登米市			
	44.0	西郡 左岸	越水	183				183					警戒巡視 避難誘導	大泉	登米市			
	44.0~	西郡 左岸	越水	1,440				1,440					警戒巡視 避難誘導	大泉	登米市			
	45.6	西郡 左岸	越水	1,440				1,440					警戒巡視 避難誘導	大泉	登米市			
	45.6~	西郡 左岸	越水		193				193				警戒巡視 避難誘導	大泉	登米市			
	45.8	西郡 左岸	越水		193				193				警戒巡視 避難誘導	大泉	登米市			
	小計				11,864			0	6,781			6,939						
					11,564			0	6,481			4,513						

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

# 令和8年度 重要水防箇所別調査

様式一2-2

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	令和8年度評定				令和7年度評定				対策水防工法名	変更理由等	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)						
				A	B	A	B	A	B	A	B					
北川	47.4~48.4	大清水左岸	越水	43	1,099	1,099	1,099	1,099					警戒巡視 避難誘導	大泉	登米市	飯野川出張所
	47.8	大清水左岸	基礎地盤漏水	44	100	0	100	0					釜段工	大泉	登米市	
	49.0~49.0+113	嵯峨立左岸	越水	45	259	259	259	259					警戒巡視 避難誘導	大泉	登米市	
	0.5~0.9	長面右岸	堤体漏水	46		307	307	307					月輪工	飯野川	石巻市	
	0.8~1.6	釜谷右岸	越水	47	717	717							警戒巡視 避難誘導	飯野川	石巻市	
	1.6~3.6	釜谷右岸	越水	48	1,936	1,936			1,936				警戒巡視 避難誘導	飯野川	石巻市	
	3.6~3.8	釜谷右岸	基礎地盤漏水	49	144	144	144	144					釜段工	飯野川	石巻市	
	3.6+109~3.8+118	釜谷右岸	堤体漏水	50		226	118		226	118			月輪工	飯野川	石巻市	
	3.8~4.6	釜谷右岸	越水	51	1,269	1,269							警戒巡視 避難誘導	飯野川	石巻市	
	4.6~5.4	釜谷右岸	越水	52	904	904			904	904			警戒巡視 避難誘導	飯野川	石巻市	
	4.6~5.5	釜谷右岸	基礎地盤漏水	53	934	30	934	30					月輪工 釜段工	飯野川	石巻市	
	7.2+70~7.2	横川右岸	越水	54	135	135			135	135			警戒巡視 避難誘導	飯野川	石巻市	
7.2~7.6	横川右岸	越水		0	0			378	378			警戒巡視 避難誘導	飯野川	石巻市		
7.6~8.0+43	横川右岸	越水	55	391	391	700	0	391	391			警戒巡視 避難誘導	飯野川	石巻市		
8.6~9.0	三輪田右岸	基礎地盤漏水	56	4,498	4,498			4,498	4,498			警戒巡視 避難誘導	飯野川	石巻市		
8.6~13.0	三輪田右岸	越水	57									警戒巡視 避難誘導	飯野川	石巻市		
13.0~14.2	三輪田右岸	越水	58	1,712	1,491			1,712	1,491			警戒巡視 避難誘導	飯野川	石巻市		
14.0~15.0	三輪田右岸	基礎地盤漏水	59	300	300			300	300			釜段工	飯野川	石巻市		
14.2~14.8	小船越右岸	越水	60	772	472			772	472			警戒巡視 避難誘導	飯野川	石巻市		
15.0~16.6	小船越右岸	越水	61	1,731	1,731			1,731	1,731			警戒巡視 避難誘導	飯野川	石巻市		
15.4~15.5	小船越右岸	基礎地盤漏水	62	100	0			100	0			釜段工	飯野川	石巻市		
小計				8,131	10,103	0	0	7,872	8,754	0	0					
				8,031	7,770	0	0	7,772	6,421	0	0					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

# 令和8年度 重要水防箇所別調査

様式一2-2

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和8年度評定			令和7年度評定			対策水防 工法名	変更理由等	水防警報 対象 観測所	関連 市町村	出張所		
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)							工作物(箇所)	
				A	B	A	B	A	B						A	B
北	15.4+125~ 16.6	小船越 右岸	基礎地盤漏水 63	1,204 0			1,204 0			釜段工	柳津	石巻市	飯野川出張所			
	16.6+180	小船越 右岸	工作物 樋管 64		1			1		境地区用水樋管(許) 応急対策D未施工箇所	柳津	石巻市				
	20.8+140	堰崎 右岸	工作物 樋管 65		1			1		大網樋管(許) 応急対策C未施工箇所	柳津	石巻市				
	20.8+161~ 21.0	堰崎 右岸	越水 66	262 262						警戒巡視 避難誘導	柳津	石巻市				
	21.0~ 21.6	堰崎 右岸	越水 67	722 722			722 722			警戒巡視 避難誘導	柳津	石巻市				
	21.4+180	堰崎 右岸	工作物 樋管 68		1			1		堰崎樋管(許) 応急対策E未施工箇所	柳津	石巻市				
	22.4~ 22.8	平 右岸	越水 69	432 112			432 112			警戒巡視 避難誘導	柳津	登米市				
	22.5~ 22.86	平 右岸	基礎地盤漏水 70	465 465			465 465			月輪工 釜段工	柳津	登米市				
	22.6+120	平 右岸	工作物 機場 71		1			1		平揚水機場(許) 応急対策B,D未施工箇所	柳津	登米市				
	24.0~ 24.2	石生 右岸	越水 72	267 267			267 267			警戒巡視 避難誘導	登米	登米市				
上	26.8~ 27.6	鴫波 右岸	越水 73	772 772			772 772			警戒巡視 避難誘導	登米	登米市	米谷出張所			
	26.8+102~ 27.6+40	鴫波 右岸	堤体漏水 74	710 40			710 40			月輪工	登米	登米市				
	30.8+191~ 32.4+164	登米 右岸	越水 75	1,599 1,184			1,599 1,184			警戒巡視 避難誘導	登米 米谷	登米市				
	30.9~ 31.2	登米 右岸	基礎地盤漏水 76	292 0			292 0			月輪工 釜段工	登米	登米市				
	31.2~ 31.4	登米 右岸	基礎地盤漏水 77	70 70			70 70			月輪工 釜段工	登米	登米市				
	31.4~ 32.5	登米 右岸	基礎地盤漏水 78	1,040 1,040			1,040 1,040			月輪工 釜段工	登米	登米市				
	35.0+126~ 35.4+118	水越 右岸	越水 79	445 445			445 445			警戒巡視 避難誘導	登米	登米市				
	35.6+213~ 36.8+89	巻 右岸	越水 80	1,045 1,045			1,045 1,045			警戒巡視 避難誘導	米谷	登米市				
	39.6~ 39.8	上沼浅水 右岸	水衝・洗堀 81	120 120			120 120			木流し工	大泉	登米市				
	41.2+167~ 41.8	上沼浅水 右岸	越水 82	839 839			839 839			警戒巡視 避難誘導	大泉	登米市				
41.4	上沼浅水 右岸	基礎地盤漏水 83	80 0			80 0			釜段工	大泉	登米市					
小計			4,730 4,315	5,634 3,068	0 4	0 4	8,461 5,480	0 4								

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

令和8年度 重要水防箇所別調査

様式一2-2

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和8年度評定				令和7年度評定				対策水防 工法名	変更理由等	水防警報 対象 観測所	関連 市町村	出張所		
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)								
				A	B	A	B	A	B	A	B							
北 上 川	41.8~	上沼浅水 右岸	越水	84	268					268							登米市	米谷出張所
	42.0~	上沼浅水 右岸	越水	85	4,677					268							登米市	米谷出張所
	42.9~	上沼浅水 右岸	基礎地盤漏水	86	4,677					3,390							登米市	米谷出張所
	47.6+116~	大泉 右岸	越水	87	1,328					3,390							登米市	米谷出張所
	48.8+79	橋浦 左右岸	工作物	橋梁	88	1,328				1,328							登米市	米谷出張所
	3.6+109	相野谷 左右岸	工作物	橋梁	89												登米市	米谷出張所
	15.0+8	入榎 左右岸	工作物	橋梁	90												登米市	米谷出張所
	25.6	柳津 左右岸	工作物	橋梁	91												登米市	米谷出張所
	26.2	日根牛 左右岸	工作物	橋梁	92												登米市	米谷出張所
	31.4+50	日根牛 左右岸	工作物	橋梁	93												登米市	米谷出張所
	31.4+50	米谷 左右岸	工作物	橋梁	94												登米市	米谷出張所
	37.4	上沼浅水 左右岸	工作物	橋梁	95												登米市	米谷出張所
	43.6+150																登米市	米谷出張所
																	登米市	米谷出張所
																	登米市	米谷出張所
																登米市	米谷出張所	
																登米市	米谷出張所	
小計					6,273	3,390	0	0	0	0	4,986	0	0			登米市	米谷出張所	
合計					6,273	3,390	2	6	6	0	4,986	2	6			登米市	米谷出張所	
					34,475	41,135	0	0	0	19,583	37,001	0	0			登米市	米谷出張所	
					32,035	29,829	8	6	6	17,746	27,383	8	6			登米市	米谷出張所	

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

令和8年度 重要水防箇所別調査

様式-2-2

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和8年度評定			令和7年度評定			対策水防 工法名	変更理由等	水防警報 対象 観測所	関連 市町村	出張所		
				堤防(m)		工作物(箇所)	堤防(m)		工作物(箇所)							
				A	B	A	A	B	A						B	
旧北上川	1.2~	石巻左岸	水衝・洗掘	1	326				326			木流し工	大森門脇	石巻市	涌谷出張所	
	1.8~	石巻左岸	水衝・洗掘	2	820				820			木流し工	大森門脇	石巻市		
	2.4~	不動沢左岸	水衝・洗掘	3	1,554				1,554			木流し工	大森門脇	石巻市		
	4.6~	不動沢左岸	水衝・洗掘	4	150				150			木流し工	大森門脇	石巻市		
	4.8~	大瓜左岸	水衝・洗掘	5	280			280				木流し工	大森門脇	石巻市		
	5.8~	大瓜左岸	水衝・洗掘	6	190			190				木流し工	大森門脇	石巻市		
	11.6+188	金山左岸	工作物 樋管	7			1						北境樋管(許) 応急対策E未施工箇所	大森門脇		石巻市
	11.6+249~	金山左岸	越水	8	1,394				1,394				警戒巡視 避難誘導	大森門脇		石巻市
	13.0~	金山左岸	越水	9	688				688				警戒巡視 避難誘導	大森門脇		石巻市
	13.0~	金山左岸	基礎地盤漏水	10	620				620				月輪工 釜段工	大森門脇		石巻市
	13.4~	大谷地左岸	越水	11	1,145				1,145				警戒巡視 避難誘導	大森門脇		石巻市
	13.5~	大谷地左岸	基礎地盤漏水	12	2,940				2,940				月輪工 釜段工	大森門脇		石巻市
	14.0+243~	大谷地左岸	越水	13	1,745				1,745				警戒巡視 避難誘導	大森・門脇		石巻市
	14.2	大谷地左岸	工作物 機場	14	1,554			1					鶴家排水機場(許) 応急対策D未施工箇所	大森・門脇		石巻市
	16.0~	大谷地左岸	水衝・洗掘	15	645				645				木流し工	和刈		石巻市
	16.2~	大谷地左岸	越水	16	2,236				2,236				警戒巡視 避難誘導	和刈		石巻市
	16.2~	大谷地左岸	基礎地盤漏水	17	150				150				釜段工	和刈		石巻市
	16.4~	大谷地左岸	基礎地盤漏水	18	105				105				月輪工 釜段工	和刈		石巻市
	16.6~	大谷地左岸	基礎地盤漏水	19	1,625				1,625				月輪工 釜段工	和刈		石巻市
	18.0~	高須賀左岸	基礎地盤漏水	20	490				490				月輪工 釜段工	和刈		石巻市
	18.2~	高須賀左岸	越水	21	2,972				2,972				警戒巡視 避難誘導	和刈		石巻市
小計				385	19,690	0	0	385	19,690	0	0					
				385	12,925	2	0	385	12,925	2	0					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

# 令和8年度 重要水防箇所別調査

様式-2-2

河川名	距離標	地区名 及左右岸別	評定種別 及図面番号	令和8年度評定				令和7年度評定				対策水防 工法名	変更理由等	水防警報 対象 観測所	関連 市町村	出張所 涌谷			
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)									
				A	B	A	B	A	B	A	B								
旧 北 上 川	20.4~	高須賀 左岸	水衝・洗掘	22	200	0	200	0					木流し工	和	和	石巻市	飯 野 川 出 張 所		
	22.6~	中津山 左岸	越水	23	455	455	455	455					警戒巡視 避難誘導	和	和	石巻市			
	23.6~	中津山 左岸	基礎地盤漏水	24	600	600	600	600					釜段工	和	和	石巻市			
	24.2~	中津山 左岸	堤体漏水	25	868	765	868	765					月輪工	和	和	石巻市			
	27.4+150~ 33.6+80	中津山 左岸	堤体漏水	26	9,692	9,692	9,692	9,692					月輪工	和	和	石巻市			
	28.4+81	中津山 左岸	工作物 機場	27					1						和	和		石巻市	
	31.8+70	中津山 左岸	工作物 樋管	28					1						和	和		石巻市	
	0.6~	石巻 右岸	水衝・洗掘	29	1,345	1,077	1,345	1,077						木流し工	大森	大森		石巻市	
	3.0~	石巻 右岸	水衝・洗掘	30	200	200	200	200						木流し工	大森	大森		石巻市	
	3.2+152~	石巻 右岸	越水	31	103	103	103	103						警戒巡視 避難誘導	大森	大森		石巻市	
	4.4+152~ 4.8+5	石巻 右岸	越水	32	178	178	178	178						警戒巡視 避難誘導	大森	大森		石巻市	
	3.4~	袋谷地 右岸	堤体漏水	33	2,330	1,086	2,330	1,086						月輪工	大森	大森		石巻市	
	4.8~	袋谷地 右岸	水衝・洗掘	34	760	0	760	0						木流し工	大森	大森		石巻市	
	5.2+76~	袋谷地 右岸	越水	35	96	96	96	96							大森	大森		石巻市	
	5.4~	袋谷地 右岸	越水		0	0	393	393							大森	大森		石巻市	
	5.8~	袋谷地 右岸	越水	36	191	191	191	191							大森	大森		石巻市	
	6.4~	水押 右岸	越水	37	1,563	1,563	1,563	1,563						警戒巡視 避難誘導	大森	大森		石巻市	
	7.8~	水押 右岸	水衝・洗掘	38	270	0	270	0						木流し工	大森	大森		石巻市	
	9.8+103~	鹿又 右岸	越水	39	1,976	1,976	1,976	1,976						警戒巡視 避難誘導	大森	大森		石巻市	
	12.0~	鹿又 右岸	越水	40	152	152	152	152						警戒巡視 避難誘導	大森	大森		石巻市	
	10.2~	鹿又 右岸	堤体漏水	41	2,817	0	2,817	0						月輪工	大森	大森		石巻市	
	小計				1,976	21,820	0	1,976	22,213	0	0	0	0						
					1,976	16,158	2	1,976	16,551	2	2	2	2						

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

# 令和8年度 重要水防箇所別調査

様式-2-2

河川名	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和8年度評定			令和7年度評定			対策水防 工法名	変更理由等	水防警報 対象 観測所	関連 市町村	出張所		
			堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)							工作物(箇所)	
			A	B	A	B	A	B						A	B
旧北上川	鹿又右岸	水衝・洗掘		320					320			石巻市	涌谷出張所		
	鹿又右岸	越水		0					0			石巻市			
	鹿又右岸	越水	43	214					214		R7評定区間:12.2~13.8	石巻市			
	鹿又右岸	越水		0					459		R7評定区間:12.2~13.8	石巻市			
	鹿又右岸	越水		0					459		R7新堤防	石巻市			
	鹿又右岸	越水	44	751					751		R7評定区間:12.2~13.8	石巻市			
旧北上川	鹿又右岸	水衝・洗掘	45	751					751			石巻市			
	鹿又右岸	越水		0					0			石巻市			
	鹿又右岸	越水	46	1,122					1,122			石巻市			
	鹿又右岸	水衝・洗掘	47	489					489		●重点監視区間	石巻市			
	鹿又右岸	基礎地盤漏水	48	620					620			石巻市			
	鹿又右岸	基礎地盤漏水	49	620					620			石巻市			
旧北上川	鹿又右岸	越水	50	1,000					1,000			石巻市			
	鹿又右岸	越水	51	0					0		漏水I無14.2~14.5	石巻市			
	鹿又右岸	水衝・洗掘	52	160					160		破堤15.0~15.2	石巻市			
	鹿又右岸	基礎地盤漏水	53	160					160			石巻市			
	鹿又右岸	越水	54	600					600			石巻市			
	鹿又右岸	越水	55	0					0			石巻市			
旧北上川	前谷地右岸	越水	56	4,371					4,371			石巻市			
	前谷地右岸	越水	57	4,341					4,341			石巻市			
	前谷地右岸	水衝・洗掘	58	30					30			石巻市			
	前谷地右岸	基礎地盤漏水	59	30					30			石巻市			
	前谷地右岸	越水	60	410					410		旧川跡 漏水I無	石巻市			
	前谷地右岸	越水	61	0					0			石巻市			
涌谷川	前谷地右岸	越水	62	3,392					3,392			石巻市			
	前谷地右岸	基礎地盤漏水	63	2,802					2,802			石巻市			
	前谷地右岸	水衝・洗掘	64	340					340		S22, S23, S25, S41実績	石巻市			
	前谷地右岸	基礎地盤漏水	65	340					340		漏水II有	石巻市			
	前谷地右岸	水衝・洗掘	66	420					420			石巻市			
	前谷地右岸	基礎地盤漏水	67	0					0			石巻市			
涌谷川	前谷地右岸	基礎地盤漏水	68	250					250		S61年実績	石巻市			
	前谷地右岸	越水	69	250					250		漏水II有	石巻市			
	前谷地右岸	越水	70	1,009					1,009			涌谷町			
	前谷地右岸	越水	71	1,009					1,009			涌谷町			
	前谷地右岸	越水	72	729					729			登米市			
	前谷地右岸	越水	73	729					729			登米市			
涌谷川	前谷地右岸	越水	74	486					486			登米市			
	前谷地右岸	越水	75	486					486			登米市			
	前谷地右岸	越水	76	1,376					1,376			登米市			
	前谷地右岸	越水	77	1,376					1,376			登米市			
	前谷地右岸	越水	78	2,249					2,249						
	前谷地右岸	越水	79	2,249					2,249						
小計				16,321	0	0	2,249	16,780	0						
				2,249	0	0	2,249	11,807	0						

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

令和8年度 重要水防箇所別調査

様式-2-2

河川名	距離標	地区名 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和8年度評定			令和7年度評定			変更理由等	水防警報 対象 観測所	関連 市町村	出張所		
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)						工作物(箇所)	
				A	B	A	B	A	B					A	B
旧北上川	26.8~	赤生津 右岸	越水	62	615	615	615	615				飯野川出張所			
	27.8~	赤生津 右岸	越水	63	216	216	216	216				登米市			
	31.8~	赤生津 右岸	越水	64	314	314	314	314				登米市			
	3.2+169	不動沢 左右岸	工作物 橋梁	65					1			石巻市			
	4.6+47	大瓜 左右岸	工作物 橋梁	66					1			石巻市			
	6.4+45	大瓜 左右岸	工作物 橋梁	67					1			石巻市			
	6.4+45	大瓜 左右岸	工作物 橋梁	68					1			石巻市			
	13.8+135	鹿又 左右岸	工作物 橋梁			0				1		石巻市			
	22.0+82	前谷地 左右岸	工作物 橋梁	69		1				1		石巻市			
	22.0+95	前谷地 左右岸	工作物 橋梁	70								石巻市			
	28.4	赤生津 左右岸	工作物 橋梁	71					1			石巻市			
小計				0	1,145	0	0	0	1,145						
合計				4,610	58,976	0	0	4,610	59,828						
				4,610	41,576	5	6	4,610	42,428						

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

# 令和8年度 重要水防箇所別調査

様式-2-2

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和8年度評定		令和7年度評定		対策水防 工法名	変更理由等	水防警報 対象 観測所	関連 市町村	出張所		
				堤防(m)		工作物(箇所)							工作物(箇所)	
				A	B	A	B						A	B
	0.0~	二股川 左岸	越水 1	973		973		警戒巡視 避難誘導	●危険箇所	大泉	登米市	米谷出張所		
	0.0~	二股川 右岸	越水 2	2,160		973		警戒巡視 避難誘導	●危険箇所	大泉	登米市			
	0.4~	二股川 右岸	水衝・洗掘 3	2,160		2,160	190	木流し工		大泉	登米市			
	0.0+111	二股川 左右岸	工作物 橋梁 4		1		0		二股橋 桁下高不足	大泉	登米市			
小計				3,133	190	0	0	3,133	190	0	0	0		
合計				3,133	190	0	1	3,133	190	0	0	1		

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

# 令和8年度 重要水防箇所別調査

様式一2-2

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	令和8年度評定				令和7年度評定				対策水防工法名	変更理由等	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所	
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)							
				A	B	A	B	A	B	A	B						
江合川	0.0~	筥岳左岸	越水	1	2,072					2,072				警戒巡視 避難誘導	短台	石巻市 涌谷町	涌谷出張所
	2.0~	筥石左岸	越水	2	2,072					2,072				警戒巡視 避難誘導	短台	涌谷町	
	3.0~	筥石左岸	越水	3	255	255				255	255			警戒巡視 避難誘導	涌谷	涌谷町	
	3.2~	中瀬左岸	越水	4	1,077	1,077				1,077	1,077			警戒巡視 避難誘導	涌谷	涌谷町	
	4.6~	中瀬左岸	基礎地盤漏水	5	234	0				234	0			月輪工 釜段工	涌谷	涌谷町	
	4.6~	中瀬左岸	堤体漏水	6	2,523	1,108				2,523	1,108			杭打積土のう工 月輪工	涌谷	涌谷町	
	4.8~	中瀬左岸	基礎地盤漏水	7	120	120				120	120			月輪工 釜段工	涌谷	涌谷町	
	4.9~	中瀬左岸	基礎地盤漏水	8	376	0				376	0			月輪工 釜段工	涌谷	涌谷町	
	6.4~	中瀬左岸	基礎地盤漏水	9	120	120				120	120			月輪工	涌谷	涌谷町	
	6.5~	中瀬左岸	基礎地盤漏水	10	410	0				410	0			月輪工 釜段工	涌谷	涌谷町	
	6.8~	佐平次左岸	越水	11	253	253				253	253			警戒巡視 避難誘導	涌谷	涌谷町	
	7.0~	佐平次左岸	越水	12	394	394				394	394			警戒巡視 避難誘導	涌谷	涌谷町	
	7.0~	佐平次左岸	基礎地盤漏水	13	741	5				741	5			月輪工 釜段工	涌谷	涌谷町	
	8.0+20~	佐平次左岸	堤体漏水	14	30	30				30	30			月輪工	涌谷	涌谷町	
	8.0+50~	佐平次左岸	堤体漏水	15	1,239	1,053				1,239	1,053			月輪工	涌谷	涌谷町	
	9.6~	佐平次左岸	越水	16	186	186				186	186			警戒巡視 避難誘導	涌谷	涌谷町	
	12.2+50~	城山左岸	堤体漏水	17	773	773				773	773			月輪工	下谷地	涌谷町	
	12.8+257	城山左岸	水衝・洗掘	18	100	0				100	0			木流し工	下谷地	涌谷町	
	12.4~	城山左岸	堤体漏水	19	657	331				657	331			月輪工	下谷地	涌谷町	
	14.6+50~	上谷地左岸	堤体漏水	20	326	326				326	326			警戒巡視 避難誘導	下谷地	大崎市	
	15.0~	上谷地左岸	越水	21	375	375				375	375			月輪工	下谷地	大崎市	
15.4~	北小牛田左岸	堤体漏水	21	240	240	0	0	0	240	240	0	0		下谷地	大崎市		
15.6+180	北小牛田左岸	堤体漏水	21	240	240	0	0	0	240	240	0	0		下谷地	大崎市		
小計				240	12,249	8,466	0	0	240	12,249	8,466	0	0				

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

# 令和8年度 重要水防箇所別調査

様式-2-2

河川名	距離標	地区名 及 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和8年度評定			令和7年度評定			対策水防 工法名	変更理由等	水防警報 対象 観測所	関連 市町村	出張所		
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)							工作物(箇所)	
				A	B	A	B	A	B						A	B
江	15.78~	北小牛田 左岸	基礎地盤漏水	22	269			269		金段工		大崎市	大崎出張所			
	18.2~	沼部 左岸	越水	23	353			353		警戒巡視 避難誘導		大崎市				
	18.4~	沼部 左岸	基礎地盤漏水	24	120			120		破堤跡 実績履 I		大崎市				
	18.6~	平針 左岸	越水	25	230			230		警戒巡視 避難誘導		美里町				
	19.0~	平針 左岸	越水	26	228			228		警戒巡視 避難誘導		美里町				
	19.0~	平針 左岸	基礎地盤漏水	27	550			550		釜段工	漏水 I 無	美里町				
	20.4~	平針 左岸	越水	28	221			221		警戒巡視 避難誘導		美里町				
	23.7~	羽山堂 左岸	基礎地盤漏水	29	400			400		釜段工	漏水 I 無	大崎市				
	25.8+95~	刈尻 左岸	堤体漏水	30	2,345			2,345		月輪工		大崎市				
	27.2~	刈尻 左岸	越水	31	2,175			2,175		警戒巡視 避難誘導		大崎市				
合	27.6~	椋の目 左岸	越水	32	992			992		警戒巡視 避難誘導		大崎市	大崎出張所			
	27.8~	椋の目 左岸	基礎地盤漏水	33	900			900		釜段工	漏水 I 無	大崎市				
	30.0~	椋の目 左岸	基礎地盤漏水	34	120			120		釜段工	漏水 I 無	大崎市				
	30.1~	椋の目 左岸	堤体漏水	35	566			566		月輪工		大崎市				
	0.0~	和 右岸	基礎地盤漏水	36	200			200		釜段工		石巻市				
	0.0~	和 右岸	越水	37	1,007			1,007		警戒巡視 避難誘導		石巻市				
	2.6~	西谷地 右岸	越水	38	922			922		警戒巡視 避難誘導		石巻市				
	3.1~	西谷地 右岸	基礎地盤漏水	39	746			746		月輪工 釜段工		石巻市				
	3.9~	西谷地 右岸	水衝・洗柵	40	330			330		木流し工		石巻市				
	4.2~	西谷地 右岸	越水	41	302			302		警戒巡視 避難誘導		石巻市				
川	5.8	西谷地 右岸	工作物 機場	42		1					鳥谷坂排水機場(許) 要改築(H17忘急対策済)	涌谷町	涌谷出張所			
	小計				120	11,019	0	120	11,019							
					120	8,617	1	120	8,617							

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

# 令和8年度 重要水防箇所別調査

様式一2-2

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和8年度評定			令和7年度評定			対策水防 工法名	変更理由等	水防警報 対象 観測所	関連 市町村	出張 所		
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)							工作物(箇所)	
				A	B	A	B	A	B						A	B
江	6.0~	市道 右岸	越水		308			308			警戒巡視 避難誘導	浦谷町	浦谷出張所			
	6.2	市道 右岸	工作物 樋管		308			308				浦谷町				
	8.32~	砂出 右岸	堤体漏水		1,128			1,128		月輪工		浦谷町				
	9.2~	砂出 右岸	基礎地盤漏水		878			878		釜段工		浦谷町				
	9.8	砂出 右岸	基礎地盤漏水		550			550			旧川跡 漏水I 無	浦谷町				
	9.4~	砂出 右岸	越水		368			368		警戒巡視 避難誘導		浦谷町				
	9.8	砂出 右岸	越水		368			368		釜段工		浦谷町				
	10.0+114~ 10.2+6	浦谷右岸 右岸	基礎地盤漏水	0				65			R6年7月実績 漏水II有 R7対策済み	浦谷町				
	13.8~	桜町 右岸	基礎地盤漏水		150			150		釜段工	旧川跡 漏水I 無	浦谷町				
	14.6~	桜町 右岸	基礎地盤漏水		130			130		釜段工	漏水I 無 漏水I 無	浦谷町				
	14.8	桜町 右岸	工作物 機場		130			130			二の袋揚水機場(許) 応急対策D未施工箇所	浦谷町				
	14.8+90	桜町 右岸	工作物 機場			1			1	月輪工		美里町				
17.8+100~ 18.6	小牛田 右岸	堤体漏水		675			675				美里町					
18.2~	小牛田 右岸	越水		322			322				美里町					
19.0	小牛田 右岸	越水		752			752		警戒巡視 避難誘導		美里町					
18.8+82~ 19.8+150	小牛田 右岸	堤体漏水		752			752		月輪工		美里町					
20.4~	横塚 右岸	越水		1,020			1,020				美里町					
20.4~	横塚 右岸	越水		939			939				美里町					
20.4~	横塚 右岸	越水		232			232		警戒巡視 避難誘導		美里町					
20.6	横塚 右岸	越水		232			232		避難誘導		美里町					
20.4~	横塚 右岸	水衝・洗桶		110			110		木流し工	●重点監視区間	美里町					
20.6	横塚 右岸	越水		0			0				美里町					
21.4~	横塚 右岸	越水		245			245		警戒巡視 避難誘導		美里町					
21.6+43	横塚 右岸	越水		245			245		避難誘導		美里町					
22.2+65~	横塚 右岸	越水		316			126		警戒巡視 避難誘導	区間見直し R7評定区間:22.2+65~22.4	美里町					
22.6	横塚 右岸	越水		316			126				美里町					
25.8+150	北浦 右岸	工作物 樋管			1			1		右京江樋管(許) 応急対策E未施工箇所	大崎市					
26.3~	福沼 右岸	基礎地盤漏水		208			208		釜段工		大崎市					
26.5	福沼 右岸	基礎地盤漏水		208			208			荒雄	大崎市					
26.4+102~ 27.0+92	福沼 右岸	堤体漏水		610			610		月輪工		大崎市					
27.0+92	福沼 右岸	堤体漏水		416			416				大崎市					
27.0~	福沼 右岸	越水		513			513		警戒巡視 避難誘導		大崎市					
27.0+92~ 27.6	福沼 右岸	基礎地盤漏水		513			513		避難誘導		大崎市					
27.0+92~ 27.6	福沼 右岸	基礎地盤漏水		478			478		月輪工 釜段工		大崎市					
小計				0	7,793	0	65	7,603	0							
				0	6,000	3	65	5,810	3							

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

# 令和8年度 重要水防箇所別調査

様式-2-2

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和8年度評定				令和7年度評定				対策水防 工法名	変更理由等	水防警報 対象 観測所	関連 市町村	出張所	
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)							
				A	B	A	B	A	B	A	B						
	27.6~	荒雄 右岸	越水		993				993				警戒巡視 避難誘導	●危険箇所	荒雄	大崎市	大崎出張所
	27.6~	荒雄 右岸	基礎地盤漏水	63	993				993						荒雄	大崎市	大崎出張所
	27.8+124	荒雄 右岸	64	319					319				月輪工 釜段工		荒雄	大崎市	大崎出張所
	27.9~	荒雄 右岸	堤体漏水	65	2,813				2,813				月輪工		荒雄	大崎市	大崎出張所
	0.0+91	寛岳 左右岸	工作物 橋梁	66			1							気仙沼線江合川鉄道橋 桁下高不足	短台	石巻市	涌谷出張所
	2.6+15	笠石 左右岸	工作物 橋梁	67			1							及川橋 桁下高不足	涌谷	涌谷町	涌谷出張所
	9.2+138.9	砂出 左右岸	工作物 橋梁	68			1							新涌谷大橋 桁下高不足	涌谷	涌谷町	涌谷出張所
	10.6+133	涌谷 左右岸	工作物 橋梁	69			1			1				涌谷大橋歩道橋 桁下高不足	涌谷	涌谷町	涌谷出張所
	10.6+133	涌谷 左右岸	工作物 橋梁	70			1			1				涌谷大橋 桁下高不足	涌谷	涌谷町	涌谷出張所
	12.0+107	城山 左右岸	工作物 橋梁	71			1							涌谷橋 桁下高不足	下谷地	涌谷町	涌谷出張所
	14.5+76	上谷地 左右岸	工作物 橋梁	72			1							涌谷上谷地橋 桁下高不足	下谷地	涌谷町	涌谷出張所
	18.2+71	沼部 左右岸	工作物 橋梁	73			1							江合川鉄道橋(上) 桁下高不足	下谷地	美里町	大崎出張所
	18.2+71	沼部 左右岸	工作物 橋梁	74			1							江合川鉄道橋(下) 桁下高不足	下谷地	美里町	大崎出張所
	19.8+91	平針 左右岸	工作物 橋梁	75			1							遠田橋 桁下高不足	下谷地	美里町	大崎出張所
	21.6+47	平針 左右岸	工作物 橋梁	76			1							中北橋 桁下高不足	下谷地	美里町	大崎出張所
	27.6+41	溯尻 左右岸	工作物 橋梁	77			1							江合橋 桁下高不足	荒雄	大崎市	大崎出張所
	28.3+58	桜の目 左右岸	工作物 橋梁	78			1							新江合橋 桁下高不足	荒雄	大崎市	大崎出張所
	30.0+63	桜の目 左右岸	工作物 橋梁	79			1							桜の目橋歩道橋 桁下高不足	荒雄	大崎市	大崎出張所
	30.0+63	桜の目 左右岸	工作物 橋梁	80			1							桜の目橋 桁下高不足	荒雄	大崎市	大崎出張所
	小計				0	4,125	0	0	0	4,125	0	0					
	合計				0	3,037	2	13	0	3,037	2	13					
					360	35,186	0	0	425	34,996	0	0					
					360	26,120	6	13	425	25,930	6	13					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

令和8年度 重要水防箇所別調査

様式-2-2

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和8年度評定			令和7年度評定			対策水防 工法名	変更理由等	水防警報 対象 観測所	関連 市町村	出張 所
				堤防(m)		工作物(箇所)	堤防(m)		工作物(箇所)					
				A	B	A	B	A	B					
新 江 合 川	0.0~	新江合川 左岸	越水 1	4,074	4,074		4,074	4,074		警戒巡視 避難誘導	荒雄	大崎市	大 崎 出 張 所	
	1.1~	新江合川 左岸	基礎地盤漏水 2	150	0		150	0		月輪工 釜段工	実績(開取の調査結果) 漏水II有	大崎市		
	1.6~	新江合川 左岸	基礎地盤漏水 3	450	0		450	0		月輪工 釜段工		大崎市		
	4.2~	新江合川 左岸	越水 4	1,317	1,317		1,317	1,317		警戒巡視 避難誘導		大崎市		
	1.0~	新江合川 右岸	越水 5	4,538	4,538		4,538	4,538		警戒巡視 避難誘導		大崎市		
	2.1~	新江合川 右岸	基礎地盤漏水 6	150	0		150	0		釜段工	漏水I無	大崎市		
	4.1~	新江合川 右岸	堤体漏水 7	1,328	0		1,328	0		月輪工	●危険箇所	大崎市		
	5.0	新江合川 右岸	基礎地盤漏水 8	70	0		70	0		釜段工	漏水I無	大崎市		
	2.2+49	新江合川 左右岸	工作物 橋梁 9			1					敷玉橋歩道橋 桁下高不足	荒雄		大崎市
	2.2+54	新江合川 左右岸	工作物 橋梁 10			1					敷玉橋 桁下高不足	荒雄		大崎市
	4.1	新江合川 左右岸	工作物 橋梁 11			1					新荒雄橋 桁下高不足	荒雄		大崎市
	4.2+190	新江合川 左右岸	工作物 橋梁 12			1					陸羽東線新江合川鉄道橋 桁下高不足	荒雄		大崎市
	4.4+140	新江合川 左右岸	工作物 橋梁 13			1					荒雄橋 桁下高不足	荒雄		大崎市
小計				0	12,077	0	0	12,077	0					
合計				0	9,929	0	5	9,929	0	5				
				0	12,077	0	0	12,077	0	0				
				0	9,929	0	5	9,929	0	5				

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

# 令和8年度 重要水防箇所別調査

様式-2-2

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和8年度評定				令和7年度評定				対策水防 工法名	変更理由等	水防警報 対象 観測所	関連 市町村	出張所
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)						
				A	B	A	B	A	B	A	B					
鳴瀬川	1.2+34~ 1.4+192	浜市 左岸	堤体漏水 1	80	80			80	80			月輪工		鹿島台(鳴)	東松島市	鳴瀬川・吉田川流域治水出張所
	1.8~	浜市 左岸	基礎地盤漏水 2	80	80			80	80			月輪工	漏水II有 開取り調査結果	鹿島台(鳴)	東松島市	
	2.6~	小野 左岸	越水 3	151	151			151	151			警戒巡視 避難誘導		鹿島台(鳴)	東松島市	
	4.6~	西福田 左岸	越水 4	416	416			416	416			警戒巡視 避難誘導		鹿島台(鳴)	東松島市	
	5.2~	西福田 左岸	越水 5	531	531			531	531			警戒巡視 避難誘導	●危険箇所	鹿島台(鳴)	東松島市	
	5.4	西福田 左岸	工作物 樋管 6			1				1			東樋樋管(許) 応急対策D未施工箇所	鹿島台(鳴)	東松島市	
	5.6~	西福田 左岸	越水 7	1,730	1,730			1,730	1,730			警戒巡視 避難誘導	背割堤区間のため 鞍坪川左岸に見直し	鹿島台(鳴)	東松島市	
	7.8~	西福田 左岸	越水 8	738	738			738	738			警戒巡視 避難誘導		鹿島台(鳴)	東松島市	
	8.2~	西福田 左岸	越水 9	691	691			691	691			警戒巡視 避難誘導		鹿島台(鳴)	東松島市	
	8.6~	西福田 左岸	基礎地盤漏水 10	120	0			120	0			月輪工 釜段工		鹿島台(鳴)	東松島市	
	8.8~	砂山 左岸	基礎地盤漏水 11	1,727	433			1,727	433			月輪工 釜段工	S61.8実績 漏水II有	鹿島台(鳴) 野田橋	東松島市・美里町	
	8.8~	砂山 左岸	堤体漏水 12	1,727	0			1,727	0			月輪工		鹿島台(鳴) 野田橋	東松島市・美里町	
	9.0~	砂山 左岸	越水 13	1,008	1,008			1,008	1,008			警戒巡視 避難誘導		鹿島台(鳴) 野田橋	東松島市・美里町	
	10.1+56~ 10.7	砂山 左岸	越水 14	550	550			550	550			警戒巡視 避難誘導		鹿島台(鳴) 野田橋	東松島市・美里町	
	11.3~	砂山 左岸	水衝・洗掘 15	560	560			560	560			木流し工	H14年実績	野田橋	美里町	
	11.5+193~ 11.7	砂山 左岸	越水 16	24	0			24	0			警戒巡視 避難誘導		野田橋	美里町	
	11.9~	砂山 左岸	越水 17	138	0			138	0			警戒巡視 避難誘導		野田橋	美里町	
	12.1~	砂山 左岸	越水 18	58	58			58	58			警戒巡視 避難誘導		野田橋	美里町	
	12.5~	砂山 左岸	越水 19	1,434	1,434			1,434	1,434			警戒巡視 避難誘導		野田橋	美里町	
	12.5~	砂山 左岸	基礎地盤漏水 20	300	0			300	0			月輪工 釜段工		野田橋	美里町	
	13.5~	砂山 左岸	基礎地盤漏水 21	210	0			210	0			月輪工 釜段工	漏水II有(開取り調査)	野田橋	美里町	
小計			560	11,713	0	0	560	11,713	0	0						
			560	7,900	1	0	560	7,900	1	0						

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

# 令和8年度 重要水防箇所別調査

様式-2-2

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和8年度評定			令和7年度評定			対策水防 工法名	変更理由等	水防警報 対象 観測所	関連 市町村	出張 所
				堤防(m)		工作物(箇所)	堤防(m)		工作物(箇所)					
				A	B	A	A	B	A					
鳴瀬川	14.7~	二郷左岸	越水	672	672		672	672		警戒巡視 避難誘導	野田橋	美里町	鳴瀬川・吉田川流域治水出張所	
	16.5~	二郷左岸	越水	357	357		357	357		警戒巡視 避難誘導	野田橋	美里町		
	17.1~	練牛左岸	越水	205	205		205	205		警戒巡視 避難誘導	野田橋	美里町		
	17.3~	練牛左岸	越水	0	0		175	175		警戒巡視 避難誘導	野田橋	美里町		
	18.3~	練牛左岸	越水	1,473	1,473		1,473	1,473		警戒巡視 避難誘導	野田橋	美里町		
	17.3+88~ 20.5+111	練牛左岸	基礎地盤漏水	2,745	0		2,745	0		月輪工 釜段工	野田橋	美里町		
	19.7~	練牛左岸	越水	0	0		164	164		警戒巡視 避難誘導	野田橋	美里町		
	19.9~	練牛左岸	越水	744	744		744	744		警戒巡視 避難誘導	野田橋	美里町		
	20.7+170~	練牛左岸	越水	395	395		395	395		警戒巡視 避難誘導	野田橋	美里町		
	21.0~	練牛左岸	基礎地盤漏水	150	150		150	150		釜段工	野田橋	美里町		
瀬川	21.1~	練牛左岸	基礎地盤漏水	260	0		260	0		月輪工 釜段工	野田橋	美里町		
	21.0~	練牛左岸	水衝・洗掘	370	370		370	370		木流し工	野田橋	大崎市		
	21.1~	練牛左岸	越水	560	560		560	560		警戒巡視 避難誘導	野田橋	美里町		
	21.4	塩釜左岸	基礎地盤漏水	100	0		100	0		月輪工 釜段工	野田橋	美里町		
	21.7~	塩釜左岸	越水	2,599	2,599		2,599	2,599		警戒巡視 避難誘導	野田橋	美里町		
	23.0~	塩釜左岸	水衝・洗掘	600	47		600	47		木流し工	野田橋	美里町		
	23.1~	塩釜左岸	基礎地盤漏水	50	0		50	0		月輪工 釜段工	野田橋	美里町		
	23.9	塩釜左岸	基礎地盤漏水	280	0		280	0		月輪工 釜段工	野田橋	美里町		
	24.1~	水越左岸	越水	451	451		451	451		警戒巡視 避難誘導	野田橋	美里町		
	24.7~	水越左岸	越水	1,422	1,422		1,422	1,422		警戒巡視 避難誘導	野田橋	美里町		
小計				150	13,783	0	150	14,122	0					
				150	9,295	0	150	9,634	0					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

# 令和8年度 重要水防箇所別調査

様式-2-2

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和8年度評定				令和7年度評定				対策水防 工法名	変更理由等	水防警報 対象 観測所	関連 市町村	出張所	
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)							
				A	B	A	B	A	B	A	B						
鳴瀬川	25.9~	水越左岸	越水	41	1,946												鳴瀬吉田
	28.2	水越左岸	基礎地盤漏水	42	1,946					200							
	28.3~	下中ノ目左岸	越水	43	1,383												
	28.7~	下中ノ目左岸	基礎地盤漏水	44	1,383					200							
	29.3~	下中ノ目左岸	越水	45	1,293					1,293							
	30.7~	下中ノ目左岸	越水	46	1,107					1,107							
	31.2~	下中ノ目左岸	基礎地盤漏水	47	690					690							
	31.7~	三本木下流左岸	越水	48	303					303							
	32.9~	三本木下流左岸	越水	49	641					641							
	33.5~	三本木下流左岸	越水	50	641					641							
33.7~	三本木下流左岸	越水	51	591					591								
34.5~	三本木下流左岸	越水	52	591					591								
35.5~	三本木下流左岸	越水	53	886					886								
36.3	三本木下流左岸	水衝・洗掘	54	886					70								
36.3~	三本木上流左岸	越水	55	1,015					1,015								
37.5~	三本木上流左岸	越水	56	1,015					1,015								
38.9~	高倉左岸	越水	57	2,082					2,082								
0.1~	中下右岸	基礎地盤漏水	58	1,034					1,034								
0.8+20~	中下右岸	堤体漏水	59	1,034					1,034								
9.3	背割堤右岸	基礎地盤漏水	60	339					339								
9.6~	二子屋右岸	越水	61	150					150								
小計				7,455					7,455								
				9,597					9,597								
				8,492					8,492								

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

# 令和8年度 重要水防箇所別調査

様式-2-2

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和8年度評定			令和7年度評定			対策水防 工法名	変更理由等	水防警報 対象 観測所	関連 市町村	出張所		
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)							工作物(箇所)	
				A	B	A	B	A	B						A	B
鳴瀬川	9.8~	10.1	水衝・洗掘 右岸	62	250	0	250	0	木流し工	H14年実績	鹿島台(鳴野田橋)	大崎市	鳴瀬川・吉田川流域治水出張所			
	9.9~	11.7	基礎地盤漏水 右岸	63	1,759	1,633	1,759	1,633	月輪工 釜段工	S61年実績 漏水II有	鹿島台(鳴野田橋)	大崎市				
	10.9+14.5~	11.1	越水 右岸	64	52	52	52	52	警戒巡視 避難誘導		野田橋	大崎市				
	11.1~	11.3	越水 右岸	65	179	179	179	179	警戒巡視 避難誘導		野田橋	大崎市				
	11.4~	12.77	堤体漏水 右岸	66	1,026	0	1,026	0	月輪工		野田橋	大崎市				
	11.7~	11.7+15.0	基礎地盤漏水 右岸	67	150	150	150	150	月輪工 釜段工	H28.8.31(台風10号) による漏水	野田橋	大崎市				
	11.7+15.0~	12.0	基礎地盤漏水 右岸	68	143	143	143	143	月輪工 釜段工		野田橋	大崎市				
	12.0~	14.1	基礎地盤漏水 右岸	69	2,110	513	2,110	513	月輪工 釜段工	S61年実績 漏水II有	野田橋	大崎市				
	12.5~	12.9	越水 右岸	70	380	380	380	380	警戒巡視 避難誘導		野田橋	大崎市				
	13.5~	13.9	越水 右岸	71	403	403	403	403	警戒巡視 避難誘導		野田橋	大崎市				
	13.9~	14.1	越水 右岸	72	185	185	185	185	警戒巡視 避難誘導		野田橋	大崎市				
	14.1~	14.2	基礎地盤漏水 右岸	73	170	170	170	170	月輪工 釜段工	●重点監視区間 S61.8月(開取の確認)実績履II	野田橋	大崎市				
	14.1~	14.1+14.7	越水 右岸	74	147	147	147	147	警戒巡視 避難誘導		野田橋	大崎市				
	14.3~	14.5	基礎地盤漏水 右岸	75	150	150	150	150	月輪工 釜段工	●重点監視区間 S61実績(開取の確認)漏水II有	野田橋	大崎市				
	14.3~	14.5	越水 右岸	76	154	4	154	4	警戒巡視 避難誘導		野田橋	大崎市				
14.7~	14.9	越水 右岸	77	191	191	191	191	警戒巡視 避難誘導		野田橋	大崎市					
14.9~	15.1	越水 右岸	78	206	206	206	206	警戒巡視 避難誘導		野田橋	大崎市					
15.1~	15.5	越水 右岸	79	355	355	355	355	警戒巡視 避難誘導		野田橋	大崎市					
15.1~	15.5	基礎地盤漏水 右岸	80	360	5	360	5	釜段工	H1~2 L=500m I種側帯 漏水I無	野田橋	大崎市					
15.5~	15.9	基礎地盤漏水 右岸	81	407	0	407	0	月輪工 釜段工	S61年実績 漏水II有	野田橋	大崎市					
15.7~	15.9	越水 右岸	82	202	202	202	202	警戒巡視 避難誘導		野田橋	大崎市					
小計				617	8,362	0	617	8,362								
				617	4,451	0	617	4,451								

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

令和8年度 重要水防箇所別調査

様式-2-2

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和8年度評定				令和7年度評定				対策水防 工法名	変更理由等	水防警報 対象 観測所	関連 市町村	出張所
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)						
				A	B	A	B	A	B	A	B					
鳴瀬川	15.95~16.05	船越岸	堤体漏水	83	30			30				月輪工		野田橋	大崎市	鳴瀬川・吉田川流域治水出張所
	16.5~16.7	船越岸	越水		0			170				警戒巡視 避難誘導	河道掘削による	野田橋	大崎市	
	16.3~16.9	船越岸	基礎地盤漏水	84	660			660				月輪工 釜段工	漏水II有 S25, 57, 61年実績	野田橋	大崎市	
	17.7~18.9	船越岸	越水		1,148			1,148				警戒巡視 避難誘導		野田橋	大崎市	
	20.3~21.0	船越岸	基礎地盤漏水	86	742			742				釜段工	S60, H29年実績 旧川跡 漏水I有	野田橋	大崎市	
	21.7~22.3	須摩屋右岸	越水		606			606				警戒巡視 避難誘導		野田橋	大崎市	
	22.7~24.1	須摩屋右岸	越水		1,407			1,407				警戒巡視 避難誘導		野田橋	大崎市	
	23.5+50	須摩屋右岸	基礎地盤漏水	89	50			50				釜段工	H9.6 実績 漏水I有	野田橋	大崎市	
	23.8~24.0	須摩屋右岸	基礎地盤漏水	90	200			200				月輪工 釜段工	H14.6 実績	野田橋	大崎市	
	24.1~24.5	山王右岸	越水		408			408				警戒巡視 避難誘導		野田橋	大崎市	
24.7~26.9	山王右岸	越水		2,191			2,191				警戒巡視 避難誘導		野田橋	大崎市		
26.9~27.1	山王右岸	越水		191			191				警戒巡視 避難誘導		野田橋	大崎市		
27.1~27.3	鈴根五郎右岸	越水		294			294				警戒巡視 避難誘導		野田橋	大崎市		
27.3~30.1	鈴根五郎右岸	越水		2,499			2,499				警戒巡視 避難誘導		野田橋	大崎市		
27.5~27.9	鈴根五郎右岸	基礎地盤漏水	96	250			250				釜段工	●重点監視区間 S23年実績 漏水I有	野田橋	大崎市		
28.7~29.0	鈴根五郎右岸	水衝・洗掘		350			350				木流し工		野田橋	大崎市		
30.1~31.3	鈴根五郎右岸	越水		1,215			1,215				警戒巡視 避難誘導		野田橋	大崎市		
30.7~30.9	鉄砲町右岸	水衝・洗掘		200			200				木流し工		野田橋	大崎市		
30.9~31.5	鉄砲町右岸	基礎地盤漏水	100	500			500				月輪工 釜段工	S57 実績 漏水II有	野田橋	大崎市		
31.3~32.3	鉄砲町右岸	越水		1,022			1,022				警戒巡視 避難誘導		野田橋	大崎市		
32.3~32.5	三本木下流右岸	越水		146			146				警戒巡視 避難誘導		野田橋	大崎市		
小計				1,852	12,257	0	1,852	12,427	0	0						
				1,852	10,707	0	1,852	10,707	0	0						

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

# 令和8年度 重要水防箇所別調査

様式-2-2

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和8年度評定				令和7年度評定				対策水防 工法名	変更理由等	水防警報 対象 観測所	関連 市町村	出張所	
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)							
				A	B	A	B	A	B	A	B						
鳴瀬川	32.5~	三本木下流 右岸	越水	103	1,381	1,381							警戒巡視 避難誘導	三本木橋	大崎市	大崎出張所	
	33.1~	三本木下流 右岸	水衝・洗掘	104	100	0							木流し工	三本木橋	大崎市		
	33.9~	三本木下流 右岸	越水	105	609	609							警戒巡視 避難誘導	三本木橋	大崎市		
	34.5~	三本木下流 右岸	越水	106	1,198	1,198							警戒巡視 避難誘導	三本木橋	大崎市		
	35.7~	三本木下流 右岸	越水	107	605	605							警戒巡視 避難誘導	三本木橋	大崎市		
	36.3~	三本木下流 右岸	越水	108	2,218	2,218							警戒巡視 避難誘導	三本木橋	大崎市		
	39.3~	坂本 右岸	越水	109	989	989							警戒巡視 避難誘導	三本木橋	大崎市		
	40.5	坂本 右岸	水衝・洗掘	110	50	50							木流し工	三本木橋	大崎市		
	2.7	小野 左右岸	工作物 橋梁	111			1							鳴瀬大橋 桁下高不足	鹿島台(鳴)		東松島市
	5.0+35	背割堤 左右岸	工作物 橋梁	112			1							東松島大橋 桁下高不足	鹿島台(鳴)		東松島市
	14.2	船越 左右岸	工作物 橋梁	113			1							木間塚大橋 桁下高不足	野田橋		美里町
	17.4	練牛 左右岸	工作物 橋梁	114			1							感恩橋 桁下高不足	野田橋		美里町
24.0+106	塩釜 左右岸	工作物 橋梁	115			1							東北本線鉄橋(上) 桁下高不足	野田橋	大崎市		
24.0+106	塩釜 左右岸	工作物 橋梁	116			1							東北本線鉄橋(下) 桁下高不足	野田橋	大崎市		
24.7	水越 左右岸	工作物 橋梁	117			1							野田橋 桁下高不足	野田橋	大崎市		
24.7	水越 左右岸	工作物 橋梁	118			1							小牛田幹線鳴瀬川下水管橋 桁下高不足	野田橋	大崎市		
29.7+120	下中ノ目 左右岸	工作物 橋梁	119			1							新志田橋 桁下高不足	下中ノ目	大崎市		
34.6	三本木下流 左右岸	工作物 橋梁	120			1							東北新幹線鳴瀬川鉄道橋 桁下高不足	三本木橋	大崎市		
35.7+147	三本木下流 左右岸	工作物 橋梁	121				1						三本木橋 桁下高不足	三本木橋	大崎市		
36.3+93	三本木上流 左右岸	工作物 橋梁	122			1							三本木大橋 桁下高不足	三本木橋	大崎市		
37.5+118	三本木上流 左右岸	工作物 橋梁	123			1							東北自動車道鳴瀬川橋梁 桁下高不足	三本木橋	大崎市		
小計				1,214	5,936	0	1,214	5,936	0	1,214	5,936	0					
				1,214	5,836	1	1,214	5,836	1	1,214	5,836	1					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

# 令和8年度 重要水防箇所別調査

様式-2-2

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和8年度評定				令和7年度評定				対策水防 工法名	変更理由等	水防警報 対象 観測所	関連 市町村	出張所		
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)								
				A	B	A	B	A	B	A	B							
	39.3+23	坂本 左右岸	工作物 橋梁 124				1				1			高倉橋 桁下高不足	三本木橋	大崎市	大崎	
	小計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	合計			11,848	61,648	0	0	11,848	62,157	0	0	0	0					
				11,848	46,681	2	13	11,848	47,020	2	13	2	13					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長



令和8年度 重要水防箇所別調査

様式-2-2

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	令和8年度評定			令和7年度評定			対策水防工法名	変更理由等	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所		
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)							工作物(箇所)	
				A	B	A	B	A	B						A	B
鞍坪川	0.2~0.4	鞍坪右岸	越水 1		201			201								
		鞍坪右岸			201			201								
鞍坪川	0.7~0.8	鞍坪右岸	越水 2		100			100								
		鞍坪右岸			100			100								
鞍坪川																
小計				0	301	0	0	0	301	0	0					
合計				0	301	0	0	0	301	0	0					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

令和8年度 重要水防箇所別調査

様式-2-2

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	令和8年度評定				令和7年度評定				対策水防 工法名	変更理由等	水防警報 対象 観測所	関連 市町村	出張所	
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)							
				A	B	A	B	A	B	A	B						
吉田川	9.7+33~ 9.7+49	鎌巻左岸	堤体漏水	1	16			16					月輪工	鹿島台(吉)粕川	大崎市	鳴瀬川・吉田川流域治水出張所	
	11.2~	鎌巻左岸	越水	2		224			224				警戒巡視 避難誘導	粕川	大崎市		
	11.4~ 11.6	鎌巻・内浦左岸	越水	3	226	226							警戒巡視 避難誘導	粕川	大崎市		
	11.6~	内浦左岸	越水	4		463				463			警戒巡視 避難誘導	粕川	松島町		
	12.0~	内浦左岸	越水	5	589	589				589			警戒巡視 避難誘導	粕川	松島町		
	12.6~	内浦左岸	越水	6	226	226							警戒巡視 避難誘導	粕川	大崎市		
	13.0~	内浦左岸	水衝・洗掘	7	180	180				180			木流し工	粕川	松島町		
	13.2~	内浦左岸	越水	8	3,378	1,966							H9.6実績 法面崩落及び洗掘 最新情報による ●危険箇所	粕川	大崎市		
	13.8~	内浦・下志田左岸	越水	9	1,412	1,412				1,412			警戒巡視 避難誘導	粕川	大崎市		
	16.0+60~ 17.2	下志田左岸	堤体漏水	10	439	439				439			月輪工	粕川	大崎市		
	17.6~	粕川左岸	堤体漏水	11	621	621				621			月輪工	粕川	大郷町		
	25.0~ 25.63	檜和田左岸	基礎地盤漏水	12									月輪工 釜段工	落合	大和町		
	29.1~	吉田川上流左岸	越水	13	2,901	2,901				2,901			警戒巡視 避難誘導	落合	大和町		
	31.5~	浅井右岸	基礎地盤漏水	14	900	900				900			釜段工	鹿島台(吉)	東松島市		
	2.7~	浅井右岸	工作物 樋管	15										●危険箇所	鹿島台(吉)		東松島市
	2.9+70	浅井右岸	越水	16	421	421	1						浅井排水樋管(許) 応急対策E未施工箇所 最新情報による	鹿島台(吉)	東松島市		
	2.8~	浅井右岸	越水	17	151	151				151			警戒巡視 避難誘導	鹿島台(吉)	東松島市		
	3.2~	浅井右岸	越水	18	293	293				293			警戒巡視 避難誘導	鹿島台(吉)	東松島市		
	3.2~	浅井右岸	堤体漏水	19	142	142				142			月輪工	鹿島台(吉)	東松島市		
	3.4+142	浅井右岸	基礎地盤漏水	20	508	508				508			釜段工	鹿島台(吉)	東松島市		
	3.6~	浅井右岸	越水	21	169	169				169			警戒巡視 避難誘導	鹿島台(吉)	東松島市		
4.2+138	浅井右岸	越水	22	600	600				600			月輪工 釜段工	鹿島台(吉)	東松島市			
4.4~	浅井右岸	基礎地盤漏水	23	347	347				347			月輪工	鹿島台(吉)	東松島市			
4.38~	浅井右岸	堤体漏水	24	0	0				0				S41.S61 実績漏水II有 月輪工4.5~4.6	鹿島台(吉)	東松島市		
4.4~	浅井右岸	堤体漏水	25	637	13,427	0	0	637	9,007	0				鹿島台(吉)	東松島市		
4.4~	浅井右岸	堤体漏水	26	637	11,517	1	0	637	8,509	1				鹿島台(吉)	東松島市		
小計				637	13,427	0	0	637	9,007	0							

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

# 令和8年度 重要水防箇所別調査

様式-2-2

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和8年度評定			令和7年度評定			変更理由等	水防警報 対象 観測所	関連 市町村	出張所		
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)						工作物(箇所)	
				A	B	A	B	A	B					A	B
吉	5.6~	浅井 右岸	越水	225	225			225			鹿島台(吉)	東松島市	鳴瀬川・吉田川流域治水出張所		
	5.8~	浅井 右岸	越水	589	589			589		●危険箇所	鹿島台(吉)	東松島市			
	6.0+40	浅井 右岸	工作物 機場			1			1	川下揚水機場(許) 用途廃止樋管 最新情報による	鹿島台(吉)	東松島市			
	6.6~	浅井 右岸	越水	216	216					警戒巡視 避難誘導	鹿島台(吉)	東松島市			
	6.8~	若針 右岸	越水	408	408			408	408	警戒巡視 避難誘導	鹿島台(吉)	東松島市			
	7.4~	若針 右岸	越水	1,006	1,006			1,006	1,006	警戒巡視 避難誘導	鹿島台(吉)	松島町			
	8.4~	若針 右岸	越水	204	204			204	204	警戒巡視 避難誘導	鹿島台(吉)	松島町			
	8.1~	若針 右岸	堤体漏水	1,114	387			1,114	387	S61年度実績 月輪工	鹿島台(吉) 粕川	松島町			
	9.1	若針 右岸	工作物 樋管			1			1	大黒沢排水樋管(許) 応急対策D未施工箇所	鹿島台(吉)	松島町			
	9.2~	若針 右岸	越水	156	156			156	156	警戒巡視 避難誘導	鹿島台(吉)	松島町			
田	9.8~	二子屋 右岸	越水	388	388			388	388	警戒巡視 避難誘導	鹿島台(吉) 粕川	松島町			
	10.2~	二子屋 右岸	越水	415	178			415	178	警戒巡視 避難誘導	鹿島台(吉) 粕川	松島町			
	10.4~	二子屋 右岸	基礎地盤漏水	400	400			400	400	H27.9.11実績 漏水1有 最新情報による	粕川	松島町			
	10.6~	二子屋 右岸	越水	1,020	1,020					警戒巡視 避難誘導	粕川	松島町			
	11.25~	鹿渡 右岸	堤体漏水	958	176			958	176	月輪工	粕川	松島町			
	11.8~	鹿渡 右岸	越水	188	188			188	188	警戒巡視 避難誘導	粕川	松島町			
	12.0~	鹿渡 右岸	越水	190	190					警戒巡視 避難誘導	粕川	松島町			
	12.2~	鹿渡 右岸	越水	428	210			428	210	警戒巡視 避難誘導	粕川	松島町			
	12.4~	鹿渡 右岸	基礎地盤漏水	405	405			405	405	●重点監視区間 H29.10.23 実績	粕川	松島町			
	12.6~	鹿渡 右岸	堤体漏水	302	0			302	0	月輪工 釜段工	粕川	松島町			
川	12.8~	鹿渡 右岸	越水	229	129			229	129	警戒巡視 避難誘導	粕川	松島町			
	小計			8,036	5,670	0	2	8,036	5,670	0	0	0	2		

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

# 令和8年度 重要水防箇所別調査

様式-2-2

河川名	距離標	地区名 及 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和8年度評定			令和7年度評定			対策水防 工法名	変更理由等	水防警報 対象 観測所	関連 市町村	出張所	
				堤防(m)		工作物(箇所)	堤防(m)		工作物(箇所)						
				A	B	A	A	B	A						B
吉田川	13.0~ 13.0+100	鹿渡 右岸	越水		100						警戒巡視 避難誘導	最新情報による	粕川	松島町	鳴瀬川・吉田川流域治水出張所
	13.5~ 14.89	鹿渡 右岸	堤体漏水	43	1,460		1,460		1,460		月輪工		粕川	松島町	
	13.4~ 14.4	鹿渡 右岸	越水	44	939						警戒巡視 避難誘導	最新情報による	粕川	松島町	
	15.6~ 15.8	鹿渡 右岸	越水	45	939						警戒巡視 避難誘導	最新情報による	粕川	松島町	
	16.4~ 16.6	鹿渡 右岸	越水	46	209						警戒巡視 避難誘導	最新情報による	粕川	松島町	
	14.8+90~ 17.6+97	山崎 右岸	堤体漏水	47	215						警戒巡視 避難誘導	最新情報による	粕川	松島町	
	19.95~ 24.8	袋 右岸	堤体漏水	48	3,004				3,004		月輪工		粕川	大郷町	
	28.7~ 28.9	吉田川上流 右岸	越水	49	4,900				4,900		月輪工		粕川	大郷町	
	30.3~ 30.5	吉田川上流 右岸	越水	50	4,900				4,900		月輪工		粕川	大郷町	
	31.1~ 31.7	吉田川上流 右岸	越水	51	204				204		警戒巡視 避難誘導	最新情報による	粕川	大郷町	
田川	11.2	二子屋 左右岸	工作物 橋梁	52	204				204		警戒巡視 避難誘導		粕川	大郷町	鳴瀬川・吉田川流域治水出張所
	11.2	二子屋 左右岸	工作物 橋梁	53	1,389				1,389		警戒巡視 避難誘導		粕川	大郷町	
	13.3	内浦 左右岸	工作物 橋梁	54	1,389				1,389		警戒巡視 避難誘導		粕川	大郷町	
	17.4+17	粕川 左右岸	工作物 橋梁	55	275				275		警戒巡視 避難誘導		粕川	大郷町	
	20.0+16	粕川 左右岸	工作物 橋梁	56	275				275		警戒巡視 避難誘導		粕川	大郷町	
	25.7+136	檜和田 左右岸	工作物 橋梁	57	592				592		警戒巡視 避難誘導		粕川	大郷町	
	31.7	吉田川上流 左右岸	工作物 橋梁	58	592				592		警戒巡視 避難誘導		粕川	大郷町	
				59									粕川	大郷町	
				60									粕川	大郷町	
													粕川	大郷町	
小計				204	13,083	0	0	0	11,824	0					
合計				204	13,083	0	7	0	11,824	0					
				1,646	34,546	0	0	0	1,442	27,441	0				
				1,646	30,270	3	7	7	1,442	24,577	3				

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

# 令和8年度 重要水防箇所別調査

様式-2-2

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和8年度評定				令和7年度評定				対策水防 工法名	変更理由等	水防警報 対象 観測所	関連 市町村	出張所
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)						
				A	B	A	B	A	B	A	B					
竹 林 川	0.0~	竹林川下流 左岸	越水	1	216	216							警戒巡視 避難誘導	新田橋	大和町	鳴瀬川・吉田川流域 治水出張所
	1.4~	竹林川下流 左岸	越水	2	219	219							警戒巡視 避難誘導	新田橋	大和町	
	1.6~	竹林川下流 左岸	越水	3	277	277			277	277			警戒巡視 避難誘導	新田橋	富谷市	
	2.0~	竹林川下流 左岸	越水	4	189	189							警戒巡視 避難誘導	新田橋	富谷市	
	2.2~	竹林川上流 左岸	越水	5	418	418							警戒巡視 避難誘導	新田橋	富谷市	
	2.2-70	竹林川上流 左岸	水衝・洗掘	6	10	0			10	0			木流し工	新田橋	富谷市	
	2.6~	竹林川上流 左岸	越水	7	190	190			190	190			警戒巡視 避難誘導	新田橋	富谷市	
	2.8~	竹林川上流 左岸	越水	8	785	785			785	785			警戒巡視 避難誘導	新田橋	富谷市	
	0.4~	竹林川下流 右岸	越水	9	227	227							警戒巡視 避難誘導	新田橋	大和町	
	0.8~	竹林川下流 右岸	越水	10	397	397							警戒巡視 避難誘導	新田橋	大和町	
	1.2~	竹林川下流 右岸	越水	11	210	210			210	210			警戒巡視 避難誘導	新田橋	大和町	
	1.4~	竹林川下流 右岸	越水	12	205	205			205	205			警戒巡視 避難誘導	新田橋	大和町	
	0.7	竹林川下流 右岸	工作物 樋管	13			1				1			新田橋	大和町	
	1.6~	竹林川下流 右岸	越水	14	182	182			182	182			警戒巡視 避難誘導	新田橋	大和町	
	1.8~	竹林川下流 右岸	越水	15	188	188							警戒巡視 避難誘導	新田橋	大和町	
	2.0~	竹林川上流 右岸	越水	16	215	215			215	215			警戒巡視 避難誘導	新田橋	大和町	
	2.2~	竹林川上流 右岸	越水	17	1,447	1,447			1,447	1,447			警戒巡視 避難誘導	新田橋	大和町	
	1.6	竹林川下流 左右岸	工作物 橋梁	18			1				1			新田橋	大和町	
	2.2	竹林川上流 左右岸	工作物 橋梁	19			1				1			新田橋	大和町	
	2.6+6	竹林川上流 左右岸	工作物 橋梁	20			1				1			新田橋	富谷市	
小計				4,343	1,032	0	0	3,489	1,074	0	0					
合計				4,343	1,022	4	4	3,489	1,064	4	4					
				4,343	1,032	0	0	3,489	1,074	0	0					
				4,343	1,022	4	4	3,489	1,064	4	4					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長





令和8年度 重要水防要注意区間調査書

様式-3

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	令和8年度評定		令和7年度評定		対策水防工法名	変更理由等	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所	
				工事施工(箇所)	新堤防旧川跡(m)	陸間(箇所)	工事施工(箇所)						新堤防旧川跡(m)
旧北上川	0.8+100	石巻市右岸	1 陸間			1		積土のう工	南浜陸間	大森門脇	石巻市	浦谷出張所	
	3.4+37.7~4.0+119.8	袋谷地右岸	2 新堤防		756		756	シート張工	R6施工 L=756m	大森門脇	石巻市		
	3.4-15.6~3.4+50	袋谷地右岸	3 新堤防		66		66	シート張工	R7施工 L=66m	大森門脇	石巻市		
	4.8+5~5.2+76	袋谷地右岸	4 新堤防		0		431	シート張工	R4施工 L=431m	大森門脇	石巻市		
	5.2+60.5~5.4+15.4	袋谷地右岸	5 新堤防		115		115	シート張工	R6施工 L=115m	大森門脇	石巻市		
	5.4~5.8+40	袋谷地右岸	6 新堤防		437		437	シート張工	R7施工 L=437m	大森門脇	石巻市		
	12.2+39~12.8+1	袋谷地右岸	7 新堤防		317		317	シート張工	R7施工 L=317m	大森門脇	石巻市		
	18.8~	前谷地右岸	破堤跡		116		116	釜段工	漏水I無対策済	和	石巻市		
小計				0	1,807	0	0						
合計				0	1,807	1	0						

(注) 上段は評定延長、下段は重複を除いた延長  
重複の優先順位は、工事施工→新堤防・旧川跡



令和8年度 重要水防要注意区間調査

様式一3

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	令和8年度評定		令和7年度評定		対策水防工法名	変更理由等	水防警報対象	関連市町村	出張所
				工事施工(箇所)	新堤防旧川跡(m)	陸間(箇所)	工事施工(箇所)					
鳴瀬川	0.2~	浜市左岸	1 旧川跡		250			釜段工	漏水I無対策済	鹿島台(鳴)	東松島市	鳴瀬川・吉田川流域治水出張所
	5.4+67~	西福田左岸	2 新堤防		250			シート張工	R7施工 L=270m	鹿島台(鳴)	東松島市	
	12.1+58~	砂山左岸	新堤防		270			シート張工	R4施工 L=373m	野田橋	美里町	
	12.5+156~	砂山左岸	新堤防		0			シート張工	R4施工 L=373m	野田橋	美里町	
	13.7+84	二郷左岸	3 旧川跡		0			月輪工	R4施工 L=1,370m	野田橋	美里町	
	15.3~	練牛左岸	4 新堤防		600			シート張工		野田橋	美里町	
	15.7+50	練牛左岸	5 新堤防		600			シート張工	R6施工 L=177m	野田橋	美里町	
	17.3+97	練牛左岸	6 旧川跡		177			月輪工	R5施工 L=704m	野田橋	美里町	
	17.5+77~	練牛左岸	7 新堤防		177			シート張工	R5施工 L=704m	野田橋	美里町	
	18.3+307	練牛左岸	8 新堤防		704			シート張工	R5施工 L=704m	野田橋	美里町	
	17.5+40~	練牛左岸	9 旧川跡		680			月輪工	R5施工 L=704m	野田橋	美里町	
	18.3+270	練牛左岸	10 新堤防		680			シート張工		野田橋	美里町	
	18.7+60~	練牛左岸	11 旧川跡		207			シート張工	R5施工 L=113m	野田橋	美里町	
	18.7+267	練牛左岸	12 新堤防		207			シート張工	R5施工 L=113m	野田橋	美里町	
	19.7+28~	練牛左岸	13 新堤防		113			月輪工	R5施工 L=190m	野田橋	美里町	
19.7+141	練牛左岸	14 旧川跡		113			シート張工		野田橋	美里町		
20.0+60~	練牛左岸	15 陸間		230		5	月輪工	R5施工 L=190m	野田橋	美里町		
20.3+50	練牛左岸	新堤防		230			シート張工		野田橋	美里町		
20.5+203~	練牛左岸	新堤防		190			月輪工	R5施工 L=190m	野田橋	美里町		
20.7+172	練牛左岸	新堤防		190			シート張工		野田橋	美里町		
20.7+20~	練牛左岸	新堤防		450			月輪工	R5施工 L=450m	野田橋	美里町		
21.1+90	練牛左岸	新堤防		450			シート張工		野田橋	美里町		
21.0+21~	練牛左岸	新堤防		205			月輪工	R5施工 L=205m	野田橋	美里町		
21.0+226	練牛左岸	新堤防		205			シート張工		野田橋	美里町		
28.1+10~	水越左岸	新堤防		210			月輪工		下中ノ目	大崎市		
28.3+100	水越左岸	新堤防		210			シート張工		下中ノ目	大崎市		
28.5+120~	水越左岸	新堤防		370			月輪工		下中ノ目	大崎市		
28.9+10	水越左岸	新堤防		370			シート張工		下中ノ目	大崎市		
35.7~	三本木下流左岸	15 陸間		370		5	積土のう工	三本木第一陸間、第二陸間、第三陸間、第四陸間、第五陸間	三本木橋	大崎市		
36.1	木間塚右岸	新堤防		0			シート張工	R4施工 L=820m	野田橋	大崎市		
12.7+137~	船越右岸	新堤防		0			シート張工	R4施工 L=1,483m	野田橋	大崎市		
13.5+170	船越右岸	新堤防		0			シート張工		野田橋	大崎市		
14.1+147~	船越右岸	新堤防		0			シート張工		野田橋	大崎市		
15.7+51	船越右岸	新堤防		0			シート張工		野田橋	大崎市		
小計				0	4,656	0	0	0	8,255	0		
				0	4,656	5	0	0	8,230	5		
合計				0	4,656	0	0	0	8,255	0		
				0	4,656	5	0	0	8,230	5		

注) 上段は評定延長、下段は重複を除いた延長  
重複の優先順位は 工事施工→新堤防・旧川跡



令和8年度 重要水防要注意区間調書

様式-3

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別 図面番号	令和8年度評定		令和7年度評定		対策水防 工法名	変更理由等	水防警報 対象	関連 市町村	出張所
				工事施工 (箇所)	新堤防 旧川跡(m)	陸間 (箇所)	工事施工 (箇所)					
善川	0.0k+89~ 0.2k+23	善川 左岸	新堤防 1		170 170			シート張工	R5施工 L=170m	塩浪	大和町	鳴瀬川・吉田川流域治水出張所
	0.4k+109~ 0.6k+53	善川 左岸	新堤防 2		193 193			シート張工	R5施工 L=193m	塩浪	大和町	
	1.2k+62~ 1.6k+57	善川 左岸	新堤防 3		396 396			シート張工	R5施工 L=396m	塩浪	大和町	
	1.6k+94~ 2.0k+24	善川 左岸	新堤防 4		347 347			シート張工	R7施工 L=347m	塩浪	大和町	
	1.6k+94~ 2.0k+19	善川 左岸	新堤防 5		325 325			シート張工	R5施工 L=325m	塩浪	大和町	
	2.0k+54~ 2.2k+115	善川 左岸	新堤防 6		261 261			シート張工	R5施工 L=261m	塩浪	大和町 大衡村	
	0.0k+77~ 0.2k+119	善川 右岸	新堤防 7		242 242			シート張工	R5施工 L=242m	塩浪	大和町	
	0.2k+101~ 0.4k+5	善川 右岸	新堤防 8		103 103			シート張工	R7施工 L=103m	塩浪	大和町	
	0.4k+62~ 0.4k+121	善川 右岸	新堤防 9		59 59			シート張工	R5施工 L=59m	塩浪	大和町	
	0.4k+112~ 0.8k+114	善川 右岸	新堤防 10		430 430			シート張工	R5施工 L=430m	塩浪	大和町	
	0.9k+68.218~ 1.0k+160	善川 右岸	新堤防 11		191 191			シート張工	R6施工 L=191m	塩浪	大和町	
	1.0k+150~ 1.6k	善川 右岸	新堤防 12		450 450			シート張工	R6施工 L=450m	塩浪	大和町	
	1.6k+96~ 2.0k+41	善川 右岸	新堤防 13		345 345			シート張工	R5施工 L=345m	塩浪	大和町	
	2.0k+89~ 2.6k+196	善川 右岸	新堤防 14		708 708			シート張工	R5施工 L=708m	塩浪	大和町 大衡村	
3.0k+100~ 3.8k+139	善川 右岸	新堤防		0 0			シート張工	R4施工 L=839m	塩浪	大衡村		
小計				0 0	4,220 4,220	0 0			0 0	4,609 4,609	0 0	
合計				0 0	4,220 4,220	0 0			0 0	4,609 4,609	0 0	

注) 上段は評定延長、下段は重複を除いた延長  
重複の優先順位は、工事施工→新堤防・旧川跡



# 「特定の区間」調書

様式-4

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	延長	図面番号	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所
旧北上川	0.8k	石巻右岸	2.6km	1	大森門脇	石巻市	涌谷出張所
	3.4k						
	3.4k	袋谷地右岸	3.0km	2	大森門脇	石巻市	
	6.4k						
	6.4k	水押右岸	1.7km	3	大森門脇	石巻市	
	8.1k						
	8.1k	蛇田右岸	1.6km	4	大森門脇	石巻市	
	9.7k						
	9.7k	鹿又右岸	9.1km	5	大森・門脇和潤	石巻市	
	18.8k						
18.8k	前谷地右岸	3.4km	6	和潤	石巻市		
22.2k							
小計			21.4km				
江合川	26.2k	福沼右岸	1.2km	1	荒雄	大崎市	大崎出張所
	27.4k						
	27.4k	荒雄右岸	3.2km	2	荒雄	大崎市	
	30.6k						
小計			4.4km				
合計			25.8km				



(大河原土木事務所管内)

番号	水系名	河川名	左右岸の別	現況	位置	令和8年度認定				評価種別	堤防 A (m)	B (m)	要注意区間		予想される危険	対策水防工法名	関連工事	事務所名	担当水防団	摘要
						A	B	区間												
								区間	区間											
大1	阿武隈川	白石川	右	有堤	柴田町上名生明神堂1	水衝	150							洗掘	木流し	災害復旧	大河原土木	柴田町消防団第1分団		
大2	阿武隈川	白石川	右	有堤	柴田町船岡土手内3丁目9	水衝	250							洗掘	木流し	災害復旧	"	柴田町消防団第1分団		
大3	阿武隈川	白石川	左	無堤	白石市福岡深谷字地藏堂	水衝	350							洗掘	木流し	災害復旧	"	白石市消防団福岡分団		
大4	阿武隈川	荒川	右	有堤	村田町関場本開場	堤防高	50							越水	積み土のう		"	村田町消防団第2分団		
大5	阿武隈川	大太郎川	左・右	無堤	白石市福岡深谷字湯ノ口	堤防断面	300							氾濫	積み土のう	災害復旧	"	白石市消防団福岡分団		
大6	阿武隈川	児捨川	左	無堤	白石市福岡深谷	堤防高	20							氾濫	積み土のう		"	白石市消防団福岡分団		
大7	阿武隈川	谷津川	左	有堤	白石市大鷹沢三沢字田中	堤防高	30							氾濫	積み土のう		"	白石市消防団大鷹沢分団		
大8	阿武隈川	平家川	左・右	無堤	白石市福岡深谷	堤防断面	300							氾濫	積み土のう		"	白石市消防団福岡分団		
大9	阿武隈川	森の川	左・右	無堤	蔵王町宮字町 蔵王町宮字井戸井	堤防高	280							氾濫	積み土のう		"	蔵王町消防団第4分団		
大10	阿武隈川	尾袋川	左	有堤	角田市江尻字谷津	堤防高	100							越水	積み土のう		"	角田市消防団第7分団		
大11	阿武隈川	伊手川	右	無堤	丸森町大内字大塚	堤防高	400							氾濫	積み土のう	災害復旧	"	丸森町消防団大内分団		
大12	名取川	前川	左	無堤	川崎町前川字大向	水衝	80							洗掘	木流し	災害復旧	"	川崎町消防団第5分団		
大13	名取川	沢戸川	左	有堤	村田町菅生町字東裏	堤防高	50							越水	積み土のう		"	村田町消防団第3分団		
大14	阿武隈川	天津沢川	右	有堤	白石市福岡長袋字上河原	破堤跡					490			破堤	シート張り 木流し	災害復旧	"	白石市消防団福岡分団	上流部に越水箇所があるため延長増。	
合計						2,850	900	1,460			490									

(仙台土木事務所管内)

番号	水系名	河川名	現況	位置	令和8年度評定				予想される危険	対策水防工法名	関連工事	事務所名	担当水防団	摘要		
					評価種別		堤防								工作物	
					A(m)	B(m)	A	B							要注 区間	
仙1	阿武隈川	五間堀川	有堤	岩沼市矢野目	堤防高	600					仙台土木	岩沼市消防団玉浦分団				
仙2	阿武隈川	五間堀川	有堤	岩沼市押分 名取市楯内	堤防高	1,200					"	岩沼市消防団玉浦分団 名取市消防団楯内分団				
仙3	阿武隈川	五間堀川	有堤	岩沼市桑原	堤防高		1,100				"	岩沼市消防団岩沼分団				
仙4	名取川	名取川	無堤	仙台市太白区茂庭字人來田	堤防高		800				"	仙台市太白消防団生田分団				
仙5	名取川	広瀬川	有堤	仙台市青葉区土樋	洗掘		300				"	仙台市青葉消防団片平分団				
仙6	名取川	広瀬川	無堤	仙台市青葉区米ヶ袋	堤防高		450				"	仙台市青葉消防団片平分団				
仙7	名取川	広瀬川	有堤	仙台市青葉区花壇	堤防高		300				"	仙台市青葉消防団片平分団				
仙8	名取川	広瀬川	無堤	仙台市青葉区追廻	堤防高		600				"	仙台市青葉消防団片平分団				
仙9	名取川	広瀬川	無堤	仙台市青葉区大堀	堤防高		600				"	仙台市宮城消防団川前分団				
仙10	名取川	広瀬川	無堤	仙台市太白区越路	堤防高		10				"	仙台市太白消防団八木山分団				
仙11	鳴瀬川	身洗川	有堤	大和町落合報恩寺	堤防高		500				"	大和町消防団第五分団				
仙12	鳴瀬川	西川	有堤	大和町鶴巢	堤防高		600				"	大和町消防団第四分団	補助事業完了			
仙13	坂元川	坂元川	有堤	山元町坂元	堤防高		1,520				"	山元町消防団第四分団				
仙14	坂元川	戸花川	無堤	山元町坂元字戸花	堤防高		1,900				"	山元町消防団第3・第4・第5分団				
仙15	七北田川	七北田川	有堤	仙台市泉区市名坂	堤防高		140				"	仙台市泉消防団市名坂分団				
仙16	七北田川	梅田川	掘込	仙台市宮城野区苦竹	堤防高		200				"	仙台市宮城野消防団東仙台分団				
仙17	七北田川	梅田川	掘込	仙台市宮城野区原町5丁目	洗掘		50				"	仙台市宮城野消防団原町分団				
仙18	七北田川	梅田川	掘込	仙台市宮城野区原町5丁目	堤防高		170				"	仙台市宮城野消防団原町分団				
仙19	七北田川	梅田川	掘込	仙台市宮城野区原町4丁目	堤防高		90				"	仙台市宮城野消防団原町分団				
仙20	七北田川	梅田川	掘込	仙台市青葉区梅田町	堤防高		150				"	仙台市青葉消防団宮町分団				
仙21	七北田川	梅田川	掘込	仙台市青葉区台原1丁目	堤防高		90				"	仙台市青葉消防団小松島分団				
仙22	七北田川	七北田川	有堤	仙台市宮城野区白鳥	洗掘		200				"	仙台市宮城野消防団港分団				
仙23	七北田川	七北田川	有堤	仙台市宮城野区高砂	洗掘		200				"	仙台市宮城野消防団高砂分団				
仙24	七北田川	七北田川	有堤	仙台市宮城野区福室	水衝		200				"	仙台市宮城野消防団高砂分団				
仙25	七北田川	七北田川	有堤	仙台市宮城野区岩切字畑中	水衝		880				"	仙台市宮城野消防団岩切分団				
仙26	七北田川	七北田川	有堤	仙台市宮城野区岩切字西河原	水衝		100				"	仙台市宮城野消防団岩切分団	H26護岸修繕			
仙27	高城川	高城川	有堤	松島町高城	堤防高	1,800					"	松島町消防団第二分団				
仙28	高城川	高城川	有堤	松島町高城	堤防高	1,480					"	松島町消防団第二分団				
仙29	高城川	穴川	掘込	松島町幡谷富田	堤防高	524					"	松島町消防団第四・第五分団				
合計					16,754	5,604	11,150						0			

(北部土木事務所(栗原地域事務所を除く)管内)

番号	水系名	河川名	左右岸の別	現況	位置	令和8年度評定						予想される危険	対策水防工法名	関連工事	事務所名	担当水防団	摘要	
						評価種別	堤防		工作物		要注意区間							
							A (m)	B (m)	A	B								
崎1	鳴瀬川	多田川	左・右	有堤	大崎市古川要加美町下狼塚	堤防高		1,200					越水	積み土のう	広域基幹	北部土木	大崎市消防団古川支団志田分団	
崎2	鳴瀬川	洪井川	右	有堤	大崎市古川東田	新堤防				300			破堤	木流し	広域基幹	"	大崎市消防団古川支団志田分団	
崎3	鳴瀬川	洪井川	左	有堤	大崎市古川東田	新堤防				400			破堤	木流し	広域基幹	"	大崎市消防団古川支団志田分団	
崎4	鳴瀬川	洪井川	右	有堤	大崎市古川金皿	水衝	50						破堤	木流し	広域基幹	"	大崎市消防団古川支団志田分団	
崎5	鳴瀬川	洪井川	左	有堤	大崎市古川金皿	水衝	100						破堤	木流し	広域基幹	"	大崎市消防団古川支団志田分団	
崎6	鳴瀬川	洪井川	左・右	有堤	大崎市古川塚ノ目	堤防高		1,200					越水	積み土のう	広域基幹	"	大崎市消防団古川支団志田分団	
崎7	鳴瀬川	多田川	左・右	有堤	大崎市古川北谷地	水衝	60						破堤	木流し	広域基幹	"	大崎市消防団古川支団高倉分団	
崎8	鳴瀬川	洪井川	左・右	有堤	大崎市古川屋根倉	堤防高		500					越水	積み土のう	広域基幹	"	大崎市消防団古川支団志田分団	
崎9	鳴瀬川	名蓋川	左・右	有堤	大崎市古川矢ノ目	水衝		2,000					破堤	木流し	広域基幹	"	大崎市消防団古川支団高倉分団	
崎10	北上川	旧迫川	右	有堤	蒲谷町谷地太田	漏水		2,700					破堤	月の輪	広域基幹	"	蒲谷町消防団第5分団	
崎11	北上川	西川	左・右	有堤	栗原市瀬峰大崎市田尻長沢	堤防高		500					越水	シート張り木流し	広域基幹	北部土木・北部土木(栗原)	大崎市消防団田尻支団第6分団	
崎12	北上川	江合川	左	有堤	大崎市岩出山隼目	堤防高		200					破堤	シート張り木流し		北部土木	大崎市消防団岩出山支団第3分団	
崎13	北上川	出来川	右	有堤	蒲谷町花勝山	漏水	2,540						破堤	月の輪	広域一般	"	蒲谷町消防団第2分団	
崎14	北上川	出来川	左	有堤	蒲谷町花勝山	漏水	3,000						破堤	月の輪	広域一般	"	蒲谷町消防団第2分団	
崎15	北上川	出来川	右	有堤	美里町谷地中	漏水	2,190						破堤	月の輪	広域一般	"	美里町消防団第7分団	
崎16	北上川	出来川	左	有堤	蒲谷町花勝山	漏水	1,190						破堤	月の輪	広域一般	"	蒲谷町消防団第2分団	
崎17	北上川	出来川	左・右	有堤	蒲谷町三十軒	堤防高	800						越水	積み土のう	広域一般	"	蒲谷町消防団第1分団	
崎18	北上川	出来川	左	有堤	蒲谷町三十軒	水衝		420					破堤	木流し	広域一般	"	蒲谷町消防団第1分団	
崎19	北上川	出来川	左	有堤	美里町北浦	堤防高		600					越水	積み土のう	広域一般	"	美里町消防団第4分団	
崎20	北上川	蛭沢川	左・右	有堤	大崎市岩出山丸山	漏水	300						破堤	月の輪	緊急堤防強化対策	"	大崎市消防団岩出山支団第2分団	
崎21	高城川	鶴田川	右	有堤	大崎市鹿島台下志田	漏水	60						破堤	月の輪		"	大崎市消防団鹿島台支団第6分団	
崎22	高城川	鶴田川	左	有堤	大崎市鹿島台東高岩	漏水	60						破堤	月の輪	災害復旧	"	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	
崎23	高城川	鶴田川	左	有堤	大崎市鹿島台美賀野間	漏水	50						破堤	月の輪	河川応対	"	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	
崎24	高城川	大迫川	左	有堤	大崎市鹿島台美賀野間	漏水	50						破堤	積み土のう	河川応対	"	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	
崎25	北上川	田尻川	左・右	有堤	大崎市田尻通木	新堤防				300			破堤	積み土のう		"	大崎市消防団田尻支団第1分団	
崎26	北上川	美女川	右	有堤	大崎市田尻北小牛田	新堤防				100			破堤	積み土のう		"	大崎市消防団田尻支団第4分団	
崎27	鳴瀬川	名蓋川	右	有堤	大崎市古川矢ノ目	新堤防				171			破堤	木流し	国土強靱化	"	大崎市消防団古川支団高倉分団	
崎28	鳴瀬川	名蓋川	右	有堤	大崎市古川矢ノ目	新堤防				59			破堤	木流し	国土強靱化	"	大崎市消防団古川支団高倉分団	

番号	水系名	河川名	左右岸の別	現況	位置	令和8年度評定					予想される危険	対策水防工法名	関連工事	事務所名	担当水防団	摘要	
						評価種別	堤防		工作物								要注意区間
							A(m)	B(m)	A	B							
崎29	北上川	透川	左	無堤	古川清水沢(1) 地内					20	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2201号		
崎30	北上川	透川	左	無堤	古川清水沢(2) 地内					5	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2202号		
崎31	北上川	透川	左	無堤	古川清水沢(3) 地内					8	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2203号		
崎32	北上川	透川	左・右	無堤	古川清水沢(4) 地内					149	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2204号		
崎33	北上川	透川	左・右	無堤	古川清水沢(5) 地内					123	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2205号		
崎34	北上川	透川	右	無堤	古川清水沢(6) 地内					31	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2206号		
崎35	北上川	透川	左	無堤	古川清水沢(7) 地内					25	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2207号		
崎36	北上川	透川	左・右	無堤	古川清水沢(8) 地内					74	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2208号		
崎37	北上川	透川	左・右	無堤	古川北宮沢(1) 地内					65	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2209号		
崎38	北上川	透川	右	無堤	古川北宮沢(2) 地内					12	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2210号		
崎39	北上川	透川	左	無堤	古川北宮沢(3) 地内					98	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2211号		
崎40	北上川	透川	左・右	無堤	古川北宮沢(4) 地内					34	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2212号		
崎41	北上川	鞍沢川	右	無堤	岩出山 地内					13	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団岩出山支団第1分団	4災第2261号		
崎42	北上川	田尻川	左	有堤	田尻中目(1) 地内					26	木流し	災害復旧	"	大崎市消防団田尻支団第1分団	4災第2271号		
崎43	北上川	田尻川	右	有堤	田尻中目(2) 地内					50	木流し	災害復旧	"	大崎市消防団田尻支団第1分団	4災第2272号		
崎44	北上川	田尻川	右	有堤	古川川熊(1) 地内					5	木流し	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団宮沢分団	4災第2273号		
崎45	北上川	田尻川	右	無堤	古川雨生沢(1) 地内					18	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2274号		
崎46	北上川	田尻川	左	無堤	古川雨生沢(2) 地内					13	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2275号		
崎47	北上川	田尻川	右	無堤	古川雨生沢(3) 地内					21	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2276号		
崎48	北上川	田尻川	左	無堤	古川雨生沢(4) 地内					96	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2277号		
崎49	北上川	田尻川	左・右	無堤	古川雨生沢(5) 地内					51	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2278号		
崎50	北上川	田尻川	左・右	無堤	古川雨生沢(6) 地内					193	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2279号		
崎51	北上川	田尻川	左	無堤	古川雨生沢(7) 地内					22	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2280号		
崎52	北上川	田尻川	左	無堤	古川雨生沢(8) 地内					19	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2281号		
崎53	北上川	田尻川	左	無堤	古川雨生沢(9) 地内					79	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2282号		
崎54	北上川	田尻川	左	無堤	古川雨生沢(10) 地内					43	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2283号		
崎55	鳴瀬川	多田川	左	有堤	古川矢目(1) 地内					87	月の輪	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団高倉分団	4災第2301号		
崎56	鳴瀬川	多田川	左	有堤	平柳 地内					34	積み土のう	災害復旧	"	加美町消防団鳴瀬支団平柳班	4災第2303号		
崎57	鳴瀬川	多田川	左・右	有堤	下狼塚(1) 地内					7	積み土のう	災害復旧	"	加美町消防団鳴瀬支団下狼塚	4災第2304号		

番号	水系名	河川名	左右岸の別	現況	位置	令和8年度評定					予恐される危険	対策水防工法名	関連工事	事務所名	担当水防団	摘要	
						評価種別	堤防		工作物								要注意区間
							A(m)	B(m)	A	B							
崎58	鳴瀬川	多田川	右	有堤	下狼塚(2) 地内	新堤防				55	積み土のう	災害復旧	"	加美町消防団鳴瀬支団下狼塚	4災第2305号		
崎59	鳴瀬川	多田川	左・右	有堤	下狼塚(3) 地内	新堤防				44	積み土のう	災害復旧	"	加美町消防団鳴瀬支団下狼塚	4災第2307号		
崎60	鳴瀬川	多田川	左	有堤	古川柏崎(2) 地内	新堤防				68	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団志田分団	4災第2308号		
崎61	鳴瀬川	多田川	左・右	有堤	下多田川(1) 地内	新堤防				155	積み土のう	災害復旧	"	加美町消防団広原支団下多田川班	4災第2309号		
崎62	鳴瀬川	多田川	右	有堤	下多田川(2) 地内	新堤防				39	積み土のう	災害復旧	"	加美町消防団広原支団下多田川班	4災第2310号		
崎63	鳴瀬川	多田川	右	有堤	下多田川(3) 地内	新堤防				44	積み土のう	災害復旧	"	加美町消防団広原支団下多田川班	4災第2311号		
崎64	鳴瀬川	洪井川	右	有堤	古川飯川地内	新堤防				98	月の輪	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団志田分団	4災第2321号		
崎65	鳴瀬川	洪井川	左	有堤	古川大崎(1) 地内	新堤防				37	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団東大崎分団	4災第2322号		
崎66	鳴瀬川	洪井川	右	有堤	古川大崎(2) 地内	新堤防				13	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団東大崎分団	4災第2323号		
崎67	鳴瀬川	洪井川	左・右	有堤	古川大崎(3) 地内	新堤防				12	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団東大崎分団	4災第2324号		
崎68	鳴瀬川	名蓋川	左・右	有堤	古川矢目(1) 地内外	堤防高	535				木流し	災害復旧(助成)	"	大崎市消防団古川支団高倉分団	4災第2331号		
崎69	鳴瀬川	名蓋川	左・右	有堤	古川矢目(2) 地内外	堤防高	2,629				木流し	災害復旧(助成)	"	大崎市消防団古川支団高倉分団	4災第2332号		
崎70	鳴瀬川	名蓋川	右	有堤	菜切谷字白畑 地内	新堤防				17	積み土のう	災害復旧	"	加美町消防団広原支団上狼塚班	4災第2342号		
崎71	北上川	吉野川	左	無堤	岩出山下真山(1) 地内	新堤防				16	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団岩出山支団第4分団	4災第2410号		
崎72	北上川	吉野川	左・右	無堤	岩出山下真山(2) 地内	新堤防				26	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団岩出山支団第4分団	4災第2411号		
崎73	北上川	吉野川	右	無堤	岩出山下真山(3) 地内	新堤防				15	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団岩出山支団第4分団	4災第2412号		
崎74	北上川	吉野川	左	無堤	岩出山上真山(1) 地内	新堤防				11	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団岩出山支団第4分団	4災第2413号		
崎75	北上川	吉野川	左・右	無堤	岩出山上真山(2) 地内	新堤防				59	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団岩出山支団第4分団	4災第2414号		
崎76	北上川	小山田川	右	無堤	岩出山下真山箱形 地内	新堤防				23	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団岩出山支団第4分団	4災第2420号		
崎77	北上川	小山田川	右	無堤	古川清滝(1) 地内	新堤防				7	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2421号		
崎78	北上川	小山田川	左・右	無堤	古川清滝(2) 地内	新堤防				81	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2422号		
崎79	北上川	小山田川	右	無堤	古川清滝(3) 地内	新堤防				20	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2423号		
崎80	北上川	小山田川	左	無堤	岩出山清滝磯田高松 地内	新堤防				12	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団岩出山支団第4分団	4災第2424号		
崎81	北上川	小山田川	左	無堤	岩出山清滝磯田向田 地内	新堤防				22	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団岩出山支団第4分団	4災第2425号		
崎82	北上川	小山田川	左	無堤	岩出山高岡宮ノ下 地内	新堤防				6	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団岩出山支団第4分団	4災第2426号		
崎83	北上川	長泥川	左・右	無堤	古川清水沢(2) 地内	新堤防				68	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2430号		
崎84	北上川	長泥川	右	無堤	古川清水沢(2) 地内	新堤防				12	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2431号		
崎85	北上川	長泥川	左・右	無堤	古川清水沢(3) 地内	新堤防				38	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2432号		
崎86	北上川	長泥川	左	無堤	古川清水沢(4) 地内	新堤防				63	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2433号		

番号	水系名	河川名	左右岸の別	現況	位置	令和8年度評定					予想される危険	対策水防工法名	関連工事	事務所名	担当水防団	摘要	
						評価種別	堤防		工作物								要注意区間
							A(m)	B(m)	A	B							
崎87	北上川	長泥川	左	無堤	古川清滝(2)地内					44	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2434号		
崎88	北上川	長泥川	左	無堤	古川清滝(3)地内					46	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2435号		
崎89	北上川	出来川	左・右	有堤	北浦(1)地内					38	積み土のう	災害復旧	"	美里町消防団第6分団	4災第2501号		
崎90	北上川	出来川	右	有堤	北浦(2)地内					31	積み土のう	災害復旧	"	美里町消防団第6分団	4災第2502号		
崎91	北上川	出来川	左	有堤	北浦(3)地内					56	積み土のう	災害復旧	"	美里町消防団第6分団	4災第2503号		
崎92	北上川	出来川	右	有堤	北浦(4)地内					17	積み土のう	災害復旧	"	美里町消防団第6分団	4災第2504号		
崎93	北上川	出来川	左	有堤	北浦(5)地内					19	積み土のう	災害復旧	"	美里町消防団第6分団	4災第2505号		
崎94	北上川	出来川	左・右	有堤	古川桑針地内					204	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団敷玉分団	4災第2507号		
崎95	北上川	出来川	左・右	有堤	古川石森(1)地内					51	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団敷玉分団	4災第2511号		
崎96	北上川	出来川	左	有堤	古川石森(2)地内					48	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団敷玉分団	4災第2512号		
崎97	北上川	出来川	左・右	有堤	古川石森(3)地内					78	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団敷玉分団	4災第2513号		
崎98	北上川	出来川	右	有堤	古川石森(4)地内					51	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団敷玉分団	4災第2514号		
崎99	北上川	出来川	左	有堤	古川石森(5)地内					84	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団敷玉分団	4災第2515号		
崎100	北上川	出来川	右	有堤	名鱈地内					37	積み土のう	災害復旧	"	潘谷町消防団第2分団	4災第2516号		
崎101	北上川	生袋川	右	無堤	古川清水沢(1)地内					77	溢水	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2521号		
崎102	北上川	生袋川	左	無堤	古川清水沢(2)地内					13	溢水	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2522号		
崎103	北上川	生袋川	左・右	無堤	古川清水沢(3)地内					18	溢水	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2523号		
崎104	北上川	生袋川	左	無堤	古川清水沢(4)地内					53	溢水	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2524号		
崎105	北上川	生袋川	左・右	無堤	古川北宮沢(1)地内					135	溢水	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2525号		
崎106	北上川	生袋川	左・右	無堤	古川北宮沢(2)地内					49	溢水	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2526号		
崎107	北上川	生袋川	左・右	無堤	古川北宮沢(3)地内					70	溢水	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2527号		
崎108	北上川	生袋川	左	無堤	古川北宮沢(4)地内					23	溢水	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2528号		
崎109	北上川	生袋川	左	無堤	古川北宮沢(5)地内					162	溢水	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2529号		
崎110	北上川	生袋川	左・右	無堤	古川北宮沢(6)地内					94	溢水	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2530号		
崎111	北上川	中雨生沢川	右	無堤	古川雨生沢(1)地内					17	溢水	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2541号		
崎112	北上川	中雨生沢川	左・右	無堤	古川雨生沢(2)地内					24	溢水	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2542号		
崎113	鳴瀬川	洪川	左	無堤	古川荒田目(1)地内					38	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団志田分団	4災第2561号		
崎114	鳴瀬川	洪川	左・右	無堤	古川荒田目(2)地内					45	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団志田分団	4災第2562号		
崎115	鳴瀬川	洪川	左	無堤	古川荒田目(3)地内					32	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団志田分団	4災第2563号		

番号	水系名	河川名	左右岸の別	現況	位置	令和8年度評定						予懸される危険	対策水防工法名	関連工事	事務所名	担当水防団	摘要
						評価種別	堤防		工作物		要注意区間						
							A(m)	B(m)	A	B							
崎116	鳴瀬川	洪川	左	無堤	古川保柳 地内					15	溢水	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団志田分団	4災第2564号	
崎117	鳴瀬川	洪川	左	無堤	古川南沢(1) 地内					8	溢水	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団志田分団	4災第2565号	
崎118	鳴瀬川	洪川	右	無堤	古川南沢(2) 地内					47	溢水	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団古川支団志田分団	4災第2566号	
崎119	鳴瀬川	洪川	左・右	無堤	岩出山南沢(1) 地内					71	溢水	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団岩出山支団第2分団	4災第2567号	
崎120	鳴瀬川	洪川	右	無堤	岩出山南沢(2) 地内					10	溢水	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団岩出山支団第2分団	4災第2568号	
崎121	鳴瀬川	長堀川	右	無堤	三本木蕨袋(1) 地内					8	溢水	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団三本木支団第4分団	4災第2561号	
崎122	鳴瀬川	長堀川	右	無堤	三本木蕨袋(2) 地内					7	溢水	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団三本木支団第5分団	4災第2562号	
崎123	高城川	小迫川	左	無堤	鹿島台大迫(2) 地内					5	溢水	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	4災第2222号	
崎124	高城川	小迫川	左	無堤	鹿島台大迫(4) 地内					8	溢水	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	4災第2224号	
崎125	高城川	小迫川	左	無堤	鹿島台大迫(5) 地内					23	溢水	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	4災第2225号	
崎126	高城川	小迫川	左	無堤	鹿島台大迫(1) 地内					52	溢水	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	4災第2221号	
崎127	高城川	小迫川	左	無堤	鹿島台大迫(3) 地内					18	溢水	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	4災第2223号	
崎128	高城川	大迫川	左・右	無堤	鹿島台大迫(1) 地内					37	溢水	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	4災第2231号	
崎129	高城川	大迫川	左	無堤	鹿島台大迫(2) 地内					39	溢水	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	4災第2232号	
崎130	高城川	大迫川	左・右	無堤	鹿島台大迫(3) 地内					90	溢水	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	4災第2233号	
崎131	高城川	新堀川	左・右	無堤	鹿島台大迫(1) 地内					61	溢水	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	4災第2251号	
崎132	高城川	新堀川	左・右	無堤	鹿島台大迫(2) 地内					53	溢水	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	4災第2252号	
崎133	高城川	新堀川	左	無堤	鹿島台大迫(3) 地内					97	溢水	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	4災第2253号	
崎134	高城川	広長川	右	無堤	鹿島台広長(1) 地内					10	溢水	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団鹿島台支団第3分団	4災第2241号	
崎135	高城川	広長川	左	無堤	鹿島台広長(2) 地内					33	溢水	積み土のう	災害復旧	"	大崎市消防団鹿島台支団第3分団	4災第2242号	
崎136	鳴瀬川	多田川	右	有堤	大崎市古川三本木					150	溢水	積み土のう	国土強靱化	"			
崎137	北上川	出来川	左・右	有堤	蒲谷町字尾切					2,360	溢水	積み土のう	国土強靱化	"	蒲谷町消防団		
崎138	鳴瀬川	多田川	右	有堤	大崎市古川三本木					325	溢水	積み土のう	国土強靱化	"			
崎139	鳴瀬川	洪井川	左・右	有堤	大崎市古川塚目					975	溢水	積み土のう	国土強靱化	"			
崎140	北上川	出来川	左・右	有堤	美里町北浦船入					410	溢水	積み土のう	国土強靱化	"	美里町消防団第6分団		笹館
崎141	北上川	出来川	左・右	有堤	蒲谷町洪江					638	溢水	積み土のう	国土強靱化	"	蒲谷町消防団		洪江
崎142	鳴瀬川	鳴瀬川	左	無堤	加美郡加美町保室					15	溢水	積み土のう	通常	"	加美町消防団第5分団		
崎143	鳴瀬川	多田川	右	有堤	古川新沼行人堰					225	溢水	積み土のう	国土強靱化	"	大崎市消防団古川支団高倉分団		
崎144	鳴瀬川	多田川	右	有堤	加美郡加美町平柳					22	溢水	積み土のう	国土強靱化	"	加美町消防団鳴瀬支団平柳班		

番号	水系名	河川名	左右岸の別	現況	位置	令和8年度評定						予想される危険	対策水防工法名	関連工事	事務所名	担当水防団	摘要
						評価種別	堤防		工作物		要注意区間						
							A(m)	B(m)	A	B							
崎145	鳴瀬川	多田川	左	有堤	古川柏崎					60		国土強靱化	国土強靱化	〃	大崎市消防団古川支団志田分団		
崎146	鳴瀬川	多田川	右	有堤	古川耳取					22		国土強靱化	国土強靱化	〃	大崎市消防団古川支団志田分団		
崎147	鳴瀬川	多田川	左	有堤	古川柏崎					37		国土強靱化	国土強靱化	〃	大崎市消防団古川支団志田分団		
崎148	鳴瀬川	洪井川	左・右	有堤	古川塚目金皿					382		国土強靱化	国土強靱化	〃	大崎市消防団古川支団志田分団		
崎149	鳴瀬川	洪井川	左	有堤	古川西荒井東田					490		国土強靱化	国土強靱化	〃	大崎市消防団古川支団志田分団		
崎150	鳴瀬川	田川	左	無堤	加美郡加美町谷地森		32					災害復旧	災害復旧	〃	加美町消防団第6分団	6災第2105号	
崎151	北上川	小山田川	左	有堤	大崎市岩出山					84		災害復旧	災害復旧	〃	大崎市消防団岩出山支団第4分団	7災第2002号	
崎152	北上川	小山田川	左	有堤	大崎市岩出山					20		災害復旧	災害復旧	〃	大崎市消防団岩出山支団第4分団	7災第2003号	
崎153	北上川	吉野川	右	有堤	大崎市岩出山					15		災害復旧	災害復旧	〃	大崎市消防団岩出山支団第4分団	7災第2004号	
崎154	北上川	田尻川	右	無堤	大崎市古川雨生沢					14		積み土のう	積み土のう	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	7災第2005号	
崎155	鳴瀬川	多田川	右	有堤	加美郡加美町下多田川					80		災害復旧	災害復旧	〃	加美町消防団広原支団下多田川班	7災第2006号	
崎156	鳴瀬川	洪井川	左	有堤	大崎市古川塚目					82		積み土のう	積み土のう	〃	大崎市消防団古川支団志田分団	7災第2007号	
崎157	鳴瀬川	洪井川	左	有堤	大崎市古川荒田目					33		積み土のう	積み土のう	〃	大崎市消防団古川支団志田分団	7災第2008号	
崎158	鳴瀬川	多田川	左	有堤	大崎市古川矢目					400		積み土のう	積み土のう	〃	大崎市消防団古川支団志田分団		
合計						13,646	9,320	0	0	12,988							

(北部土木事務所栗原地域事務所管内)

番号	水系名	河川名	左右岸の別	現況	位置	評価種別	堤防		重要区間	予想される危険	対策水防工法名	関連工事	事務所名	担当水防団	摘要
							A (m)	B (m)							
栗1	北上川	追川	左	有堤	栗原市若柳字川北二股381	漏水	200		破	月の輪	広域基幹	栗原土木	若柳第二分団第四部		
栗2	北上川	追川	左	有堤	栗原市若柳字福園四ツ谷～栗原市若柳字川北六畝	陸間			7	積み土のうシート張り				7基	
栗3	北上川	追川	左	有堤	栗原市築館字下宮野川北地内	新堤防			519	積み土のうシート張り			築館第三分団	R7.3追加 仮締切補助事業	
栗4	北上川	追川	左	有堤	栗原市築館字下宮野萩沢田地内	工事			60	積み土のうシート張り			築館第三分団	R7.3追加 仮締切補助事業	
栗5	北上川	追川	左	有堤	栗原市築館字下宮野大仏～栗原市築館字留場中原原	堤防高	1,200		越水氾濫	積み土のうシート張り			築館第一分団、第三分団	市街地の開発	
栗6	北上川	小山田川	左	有堤	栗原市瀬峰清水山前	堤防断面	600		越水氾濫	積み土のうシート張り			瀬峰第三分団		
栗7	北上川	小山田川	右	有堤	栗原市瀬峰越渡前	堤防断面	1,000		破	積み土のうシート張り			瀬峰第三分団		
栗8	北上川	小山田川	右	有堤	栗原市瀬峰西原前70	堤防断面	1,200		破	積み土のうシート張り			瀬峰第三分団		
栗9	北上川	小山田川	左	有堤	栗原市瀬峰上富前295-2	堤防断面	300		破	積み土のうシート張り			瀬峰第三分団		
栗10	北上川	小山田川	右	有堤	栗原市瀬峰大畷畝	堤防断面	200		破	積み土のうシート張り			瀬峰第三分団		
栗11	北上川	小山田川	右	有堤	栗原市瀬峰西川原地内外	新堤防		510	破	積み土のうシート張り	総流防		瀬峰第三分団	R6.3追加 国土強靱化事業	
栗12	北上川	小山田川	左	有堤	栗原市瀬峰下富前地内	新堤防		484	破	積み土のうシート張り	総流防		瀬峰第三分団	R7.3追加 国土強靱化事業	
栗13	北上川	小山田川	左	有堤	栗原市瀬峰下富川原地内	工事		215	破	積み土のうシート張り	総流防		瀬峰第三分団	R7.3追加 開削 国土強靱化事業	
栗14	北上川	荒川	左	有堤	栗原市築館字横須賀山口	漏水	400		破	月の輪			築館第二分団、第五分団第三部		
栗15	北上川	荒川	左	有堤	栗原市築館字新倉内～栗原市築館萩沢一舟戸	沈下	1,600		破	積み土のう月の輪			築館第二分団		
栗16	北上川	荒川	右	有堤	栗原市築館字照越3号	堤防高	500		越水	積み土のう月の輪			築館第二分団	(主)築館 密米線 兼用堤	
栗17	北上川	荒川	左	有堤	栗原市築館字萩沢地70	漏水	11		漏	積み土のう月の輪			築館第二分団		
栗18	北上川	荒川	右	有堤	栗原市築館字萩沢向柳地内	新堤防		180	破	積み土のうシート張り			築館第二分団	R7.3追加 国土強靱化事業	
栗19	北上川	荒川	左	有堤	栗原市築館字曾内浦地内	工事		50	破	積み土のうシート張り			築館第二分団	R7.3追加 仮締切 国土強靱化事業	
栗20	北上川	照越川	左	有堤	栗原市築館字照越2号～1号	堤防高	1,200		越水	積み土のうシート張り			築館第二分団		
栗21	北上川	照越川	左	有堤	栗原市築館字照越2号地内	新堤防		240	破	積み土のうシート張り	総流防		築館第二分団	R6.3追加 国土強靱化事業	
栗22	北上川	照越川	左	有堤	栗原市築館字照越1号地内	新堤防		135	破	積み土のうシート張り	総流防		築館第二分団	R7.3追加 国土強靱化事業	
栗23	北上川	照越川	右	有堤	栗原市築館字照越1号地内	新堤防		250	破	積み土のうシート張り	総流防		築館第二分団	R7.3追加 国土強靱化事業	
栗24	北上川	熊谷川	右	有堤	栗原市志波姫新上戸	堤防高	300		越水	積み土のう月の輪			志波姫第二分団		
栗25	北上川	寛川	右	有堤	栗原市若柳武輪字新合地	漏水	1,300		破	月の輪			若柳第二分団第三部、第三分団第二部、第四分団第三部		
栗26	北上川	田町川	左	有堤	栗原市若柳武輪字新併形	堤防高	50		越水	積み土のうシート張り			若柳第三分団第一部		
栗27	北上川	田町川	右	有堤	栗原市若柳字新早福開	堤防高	30		越水	積み土のうシート張り			若柳第三分団第一部、第二部、第三部	堤防低い	
栗28	北上川	三迫川	左	無堤	栗原市金成沢新中島～栗原市金成大原木嶋屋敷	堤防高	2,600		氾濫	積み土のう月の輪			金成第四分団第一部		
栗29	北上川	三迫川	右	無堤	栗原市栗駒飛来新登之別	堤防高	2,100		氾濫	積み土のう月の輪			栗駒第一分団第一部		
栗30	北上川	三迫川	右	無堤	栗原市栗駒中野田町	堤防高	100		氾濫	積み土のう月の輪			栗駒第三分団第一部		
栗31	北上川	二迫川	左	有堤	栗原市栗駒栗原川端	沈下	20		破	シート張り 木流し	広域基幹		栗駒第二分団第三部		
栗32	北上川	二迫川	左	有堤	栗原市栗駒空倉寺～栗原市栗駒栗原上八千刈	堤防断面	2,500		法	シート張り 木流し	広域基幹		栗駒第二分団第三部、第六分団第一部、第二部、第三部		
栗33	北上川	二迫川	左	有堤	栗原市栗駒栗原上戸	洗掘	100		破	シート張り 木流し			栗駒第二分団第一部		
栗34	北上川	二迫川	左	有堤	栗原市栗駒栗原車尻～栗原市栗駒萩田窪畑	堤防断面	1,000		破	積み土のうシート張り			栗駒第二分団第三部		
栗35	北上川	二迫川	左	有堤	栗原市栗駒萩田畷畑	漏水	100		破	月の輪			栗駒第二分団第一部		

番号	水系名	河川名	左右岸の別	現況	位置	令和8年度評定			評定種別	堤防 A (m)	堤防 B (m)	間 B	A	工作物	要注意区 間	予想される 危険	対策工法名	関連工事	事務所名	担当水防団	摘要
						堤防 A (m)	堤防 B (m)	間 B													
栗36	北上川	二迫川	左	有堤	栗原市鷲沢袋島巡川原	沈下			250						破	積み土のう		鷲沢第二分団			
栗37	北上川	二迫川	左	有堤	栗原市鷲沢袋島巡川原	堤防高			50						越	積み土のう シート張り		鷲沢第二分団		R3.3新規追加	
栗38	北上川	二迫川	左	有堤	栗原市鷲沢豊後橋	漏水			100						漏	月の輪		鷲沢第二分団		H30年度補修	
栗39	北上川	二迫川	左	有堤	栗原市鷲沢袋島巡川原～ 栗原市鷲沢袋島川原前	堤防断面			2,700						破	シート張り 木流し		鷲沢第二分団			
栗40	北上川	芋埴川	左	有堤	栗原市築館字黒瀬後畑	沈下			200						越	積み土のう シート張り		築館第三分団			
栗41	北上川	芋埴川	右	有堤	栗原市築館字黒瀬堰下	沈下			250						越	積み土のう シート張り		築館第三分団			
栗42	北上川	大江廻川	左・右	有堤	栗原市志波姫北郷我田南	堤防高			50						越	積み土のう シート張り		志波姫第二分団			
栗43	北上川	追川	右	無堤	栗原市築館藤木地内	新堤防									8破	積み土のう シート張り	災害復旧	築館第一分団		R6.3追加 4改第3021号	
栗44	北上川	追川	左	無堤	栗原市一迫崎地内	新堤防									15破	積み土のう シート張り	災害復旧	一迫第二分団		R6.3追加 4改第3022号	
栗45	北上川	小山田川	右	有堤	栗原市高清水高田岡地内	新堤防									14破	積み土のう シート張り	災害復旧	高清水第三分団		R6.3追加 4改第3041号	
栗46	北上川	小山田川	左	有堤	栗原市高清水清水権現下地内	新堤防									26破	積み土のう シート張り	災害復旧	高清水第四分団		R6.3追加 4改第3042号	
栗47	北上川	小山田川	左	有堤	栗原市高清水清水権現下地内	新堤防									37破	積み土のう シート張り	災害復旧	高清水第四分団		R6.3追加 4改第3043号	
栗48	北上川	小山田川	左・右	有堤	栗原市高清水清水権現下地内	新堤防									127破	積み土のう シート張り	災害復旧	高清水第四分団		R6.3追加 4改第3044号	
栗49	北上川	小山田川	左	有堤	栗原市高清水大西地内	新堤防									14破	積み土のう シート張り	災害復旧	高清水第四分団		R6.3追加 4改第3045号	
栗50	北上川	小山田川	右	無堤	栗原市高清水要の森地内	新堤防									39破	積み土のう シート張り	災害復旧	高清水第四分団		R6.3追加 4改第3046号	
栗51	北上川	瀬峰川	左・右	有堤	栗原市瀬峰八幡地内	新堤防									102破	積み土のう シート張り	災害復旧	瀬峰第二分団		R6.3追加 4改第3081号	
栗52	北上川	瀬峰川	左・右	有堤	栗原市瀬峰八幡地内	新堤防									29破	積み土のう シート張り	災害復旧	瀬峰第二分団		R6.3追加 4改第3082号	
栗53	北上川	瀬峰川	右	有堤	栗原市瀬峰八幡地内	新堤防									52破	積み土のう シート張り	災害復旧	瀬峰第二分団		R6.3追加 4改第3083号	
栗54	北上川	瀬峰川	左・右	有堤	栗原市瀬峰藤沢要害地内	新堤防									37破	積み土のう シート張り	災害復旧	瀬峰第二分団		R6.3追加 4改第3084号	
栗55	北上川	瀬峰川	左・右	有堤	栗原市瀬峰藤沢要害地内	新堤防									53破	積み土のう シート張り	災害復旧	瀬峰第二分団		R6.3追加 4改第3085号	
栗56	北上川	瀬峰川	左	無堤	栗原市瀬峰藤沢要害地内	新堤防									4破	積み土のう シート張り	災害復旧	瀬峰第二分団		R6.3追加 4改第3086号	
栗57	北上川	瀬峰川	右	無堤	栗原市瀬峰藤沢要害地内	新堤防									5破	積み土のう シート張り	災害復旧	瀬峰第二分団		R6.3追加 4改第3087号	
栗58	北上川	瀬峰川	左・右	無堤	栗原市瀬峰藤沢要害地内	新堤防									16破	積み土のう シート張り	災害復旧	瀬峰第二分団		R6.3追加 4改第3088号	
栗59	北上川	瀬峰川	右	無堤	栗原市瀬峰藤沢要害地内	新堤防									17破	積み土のう シート張り	災害復旧	瀬峰第二分団		R6.3追加 4改第3089号	
栗60	北上川	瀬峰川	左	有堤	栗原市瀬峰小深沢地内	新堤防									17破	積み土のう シート張り	災害復旧	瀬峰第二分団		R6.3追加 4改第3090号	
栗61	北上川	瀬峰川	左・右	有堤	栗原市瀬峰小深沢地内	新堤防									174破	積み土のう シート張り	災害復旧	瀬峰第二分団		R6.3追加 4改第3091号	
栗62	北上川	瀬峰川	左	有堤	栗原市瀬峰小深沢地内	新堤防									19破	積み土のう シート張り	災害復旧	瀬峰第二分団		R6.3追加 4改第3092号	
栗63	北上川	善光寺川	右	有堤	栗原市高清水折木地内	新堤防									29破	積み土のう シート張り	災害復旧	高清水第二分団		R6.3追加 4改第3101号	
栗64	北上川	善光寺川	右	有堤	栗原市高清水熊野堂地内	新堤防									17破	積み土のう シート張り	災害復旧	高清水第四分団		R6.3追加 4改第3102号	
栗65	北上川	善光寺川	左・右	有堤	栗原市高清水石沢地内	新堤防									47破	積み土のう シート張り	災害復旧	高清水第四分団		R6.3追加 4改第3103号	
栗66	北上川	善光寺川	右	無堤	栗原市高清水石沢地内	新堤防									59破	積み土のう シート張り	災害復旧	高清水第四分団		R6.3追加 4改第3104号	
栗67	北上川	透川	左	有堤	大崎市古川清水沢字坊田地内	新堤防									40破	積み土のう シート張り	災害復旧	高清水第一分団		R6.3追加 4改第3121号	
栗68	北上川	荒川	左・右	有堤	栗原市築館字板沢地内	新堤防									126破	積み土のう シート張り	災害復旧	築館第二分団		R6.3追加 4改第3141号	
栗69	北上川	荒川	右	有堤	栗原市築館字外南沢地内	新堤防									54破	積み土のう シート張り	災害復旧	築館第一分団		R6.3追加 4改第3142号	
栗70	北上川	荒川	左・右	無堤	栗原市築館字板沢地内	新堤防									27破	積み土のう シート張り	災害復旧	築館第一分団		R6.3追加 4改第3143号	
栗71	北上川	荒川	左	無堤	栗原市築館字板沢地内	新堤防									8破	積み土のう シート張り	災害復旧	築館第一分団		R6.3追加 4改第3144号	

番号	水系名	河川名	左右岸の別	現況	位置	評価種別	堤防		要留意区間	予想される危険	対策水防工法名	関連工事	事務所名	担当水防団	摘要
							A (m)	B (m)							
栗72	北上川	荒川	左・右	有堤	栗原市築館字祓沢東地内	新堤防			67	破	積み土のうシート張り	災害復旧	栗館第一分団		R6.3追加 4災害3145号
栗73	北上川	荒川	右	無堤	栗原市築館字祓沢東地内	新堤防			31	破	積み土のうシート張り	災害復旧	栗館第一分団		R6.3追加 4災害3146号
栗74	北上川	熊谷川	左	有堤	栗原市志波姫戸崎地内	新堤防			36	破	積み土のうシート張り	災害復旧	志波姫第二分団		R6.3追加 4災害3161号
栗75	北上川	八沢川	右	有堤	栗原市築館八沢地内	新堤防			19	破	積み土のうシート張り	災害復旧	栗館第二分団		R6.3追加 4災害3201号
栗76	北上川	芋埴川	左	有堤	栗原市一迫狐崎地内	新堤防			24	破	積み土のうシート張り	災害復旧	一迫第四分団		R6.3追加 4災害3321号
栗77	北上川	芋埴川	右	有堤	栗原市一迫狐崎地内	新堤防			17	破	積み土のうシート張り	災害復旧	一迫第四分団		R6.3追加 4災害3322号
栗78	北上川	芋埴川	左	有堤	栗原市一迫北沢地内	新堤防			26	破	積み土のうシート張り	災害復旧	一迫第四分団		R6.3追加 4災害3323号
栗79	北上川	芋埴川	左	有堤	栗原市一迫北沢地内	新堤防			10	破	積み土のうシート張り	災害復旧	一迫第四分団		R6.3追加 4災害3324号
栗80	北上川	芋埴川	右	有堤	栗原市一迫北沢地内	新堤防			11	破	積み土のうシート張り	災害復旧	一迫第四分団		R6.3追加 4災害3325号
栗81	北上川	芋埴川	左	有堤	栗原市一迫北沢地内	新堤防			16	破	積み土のうシート張り	災害復旧	一迫第四分団		R6.3追加 4災害3326号
栗82	北上川	芋埴川	右	有堤	栗原市一迫北沢地内	新堤防			11	破	積み土のうシート張り	災害復旧	一迫第四分団		R6.3追加 4災害3327号
栗83	北上川	金生川	左・右	有堤	栗原市栗駒片子沢地内	新堤防			73	破	積み土のうシート張り	災害復旧	栗駒第六分団		R6.3追加 4災害3341号
栗84	北上川	金生川	右	有堤	栗原市一迫片子沢地内	新堤防			11	破	積み土のうシート張り	災害復旧	一迫第四分団		R6.3追加 4災害3342号
栗85	北上川	金生川	左	有堤	栗原市一迫片子沢地内	新堤防			12	破	積み土のうシート張り	災害復旧	一迫第二分団		R6.3追加 4災害3343号
栗86	北上川	照越川	右	無堤	栗原市築館照越地内	新堤防			43	破	積み土のうシート張り	災害復旧	栗館第二分団		R6.3追加 4災害3221号
栗87	北上川	照越川	左	有堤	栗原市築館照越地内	新堤防			37	破	積み土のうシート張り	災害復旧	栗館第二分団		R6.3追加 4災害3222号
栗88	北上川	照越川	左・右	無堤	栗原市築館照越地内	新堤防			20	破	積み土のうシート張り	災害復旧	栗館第二分団		R6.3追加 4災害3223号
栗89	北上川	照越川	右	有堤	栗原市築館照越地内	新堤防			10	破	積み土のうシート張り	災害復旧	栗館第二分団		R6.3追加 4災害3224号
栗90	北上川	照越川	左	有堤	栗原市築館照越地内	新堤防			12	破	積み土のうシート張り	災害復旧	栗館第二分団		R6.3追加 4災害3225号
栗91	北上川	照越川	右	無堤	栗原市築館照越地内	新堤防			20	破	積み土のうシート張り	災害復旧	栗館第二分団		R6.3追加 4災害3226号
栗92	北上川	夏川	右	有堤	栗原市若柳武蔵小中谷地内	新堤防			51	破	積み土のうシート張り	災害復旧	若柳第三分団		R6.3追加 4災害3241号
栗93	北上川	夏川	右	有堤	栗原市若柳武蔵小中谷地内	新堤防			32	破	積み土のうシート張り	災害復旧	若柳第三分団		R6.3追加 4災害3242号
栗94	北上川	夏川	右	無堤	栗原市金成金生地内	新堤防			8	破	積み土のうシート張り	災害復旧	金成第二分団		R6.3追加 4災害3243号
栗95	北上川	夏川	右	無堤	栗原市金成金生地内	新堤防			13	破	積み土のうシート張り	災害復旧	金成第二分団		R6.3追加 4災害3244号
栗96	北上川	夏川	左・右	無堤	栗原市金成桜町地内	新堤防			14	破	積み土のうシート張り	災害復旧	金成第二分団		R6.3追加 4災害3245号
栗97	北上川	地田川	左・右	無堤	栗原市若柳有賀地内	新堤防			21	破	積み土のうシート張り	災害復旧	金成第三分団		R6.3追加 4災害3261号
栗98	北上川	地田川	左	無堤	栗原市若柳有賀地内	新堤防			29	破	積み土のうシート張り	災害復旧	金成第三分団		R6.3追加 4災害3262号
栗99	北上川	金流川	左	無堤	栗原市金成本野地内	新堤防			25	破	積み土のうシート張り	災害復旧	金成第一分団		R6.3追加 4災害3421号
栗100	北上川	金流川	左	無堤	栗原市金成本野地内	新堤防			8	破	積み土のうシート張り	災害復旧	金成第一分団		R6.3追加 4災害3422号
栗101	北上川	有馬川	右	無堤	栗原市金成片馬合地内	新堤防			7	破	積み土のうシート張り	災害復旧	金成第一分団		R6.3追加 4災害3441号
栗102	北上川	昔川	左・右	有堤	栗原市一迫真坂地内	新堤防			89	破	積み土のうシート張り	災害復旧	一迫第一分団		R6.3追加 4災害3381号
栗103	北上川	昔川	左	無堤	栗原市一迫字大川口地内	新堤防			42	破	積み土のうシート張り	災害復旧	一迫第三分団		R6.3追加 4災害3382号
栗104	北上川	昔川	左	無堤	栗原市一迫字大川口地内	新堤防			32	破	積み土のうシート張り	災害復旧	一迫第三分団		R6.3追加 4災害3383号
栗105	北上川	昔川	左	有堤	栗原市一迫字大川口地内	新堤防			60	破	積み土のうシート張り	災害復旧	一迫第三分団		R6.3追加 4災害3384号

番号	水系名	河川名	左右岸の別	現況	位置	評価種別	令和8年度測定		想定される危険	対策工法名	関連工事	事務所名	担当水防団	概要
							堤防	工作物						
		A (m)		B (m)		間								
		A		B										
栗106	北上川	昔川	左	有堤	栗原市一迫字大川口地内	新堤防		22	破	積み土のう シート張り	災害復旧	〃	一迫第三分団	R6.3追加 4災害3385号
栗107	北上川	昔川	左・右	無堤	栗原市一迫字大川口地内	新堤防		30	破	積み土のう シート張り	災害復旧	〃	一迫第三分団	R6.3追加 4災害3386号
栗108	北上川	昔川	左	有堤	栗原市一迫字大川口地内	新堤防		42	破	積み土のう シート張り	災害復旧	〃	一迫第三分団	R6.3追加 4災害3387号
栗109	北上川	長崎川	左・右	有堤	栗原市一迫字新御崎地内	新堤防		117	破	積み土のう シート張り	災害復旧	〃	一迫第一分団	R6.3追加 4災害3401号
栗110	北上川	長崎川	左	有堤	栗原市一迫字新三嶋地内	新堤防		77	破	積み土のう シート張り	災害復旧	〃	一迫第三分団	R6.3追加 4災害3402号
栗111	北上川	長崎川	右	有堤	栗原市一迫字新御崎地内	新堤防		14	破	積み土のう シート張り	災害復旧	〃	一迫第三分団	R6.3追加 4災害3403号
栗112	北上川	二迫川	左・右	有堤	栗原市築館富境地内	新堤防		136	破	積み土のう シート張り	災害復旧	〃	築館第三分団	R6.3追加 4災害3301号
栗113	北上川	二迫川	左	無堤	栗原市一迫字川口地内	新堤防		19	破	積み土のう シート張り	災害復旧	〃	一迫第二分団	R6.3追加 4災害河川修繕
栗114	北上川	小山田川	右	無堤	栗原市高清水手取地内	新堤防		12	破	積み土のう シート張り	災害復旧	〃	高清水第四分団	R6.3追加 4災害河川修繕
栗115	北上川	小山田川	右	有堤	栗原市高清水下町地内	新堤防		85	破	積み土のう シート張り	災害復旧	〃	高清水第二分団	R6.3追加 4災害河川修繕
栗116	北上川	瀬峰川	右	有堤	栗原市瀬峰新瀬地内	新堤防		5	破	積み土のう シート張り	災害復旧	〃	瀬峰第一分団	R6.3追加 4災害河川修繕
栗117	北上川	瀬峰川	右	無堤	栗原市瀬峰大野合地内	新堤防		5	破	積み土のう シート張り	災害復旧	〃	瀬峰第二分団	R6.3追加 4災害河川修繕
栗118	北上川	荒川	右	無堤	栗原市築館字祓沢南地内	新堤防		7	破	積み土のう シート張り	災害復旧	〃	築館第一分団	R6.3追加 4災害河川修繕
栗119	北上川	荒川	右	有堤	栗原市築館字祓沢地内	新堤防		22	破	積み土のう シート張り	災害復旧	〃	築館第二分団	R6.3追加 4災害河川修繕
栗120	北上川	夏川	左	有堤	栗原市若柳有賀字新三反田地内	新堤防		80	破	積み土のう シート張り	災害復旧	〃	若柳第三分団	R6.3追加 4災害河川修繕
栗121	北上川	田町川	右	有堤	栗原市若柳武鏡字外ノ目地内	新堤防		45	破	積み土のう シート張り	災害復旧	〃	若柳第三分団	R6.3追加 4災害河川修繕
栗122	北上川	三迫川	右	有堤	栗原市金成沢辺新字南地内	新堤防		12	破	積み土のう シート張り	災害復旧	〃	金成第三分団	R6.3追加 4災害河川修繕
栗123	北上川	三迫川	右	有堤	栗原市金成沢辺川崎地内	新堤防		35	破	積み土のう シート張り	災害復旧	〃	金成第三分団	R6.3追加 4災害河川修繕
栗124	北上川	三迫川	左	有堤	栗原市金成大原木野川地内	新堤防		20	破	積み土のう シート張り	災害復旧	〃	金成第三分団	R6.3追加 4災害河川修繕
栗125	北上川	昔川	右	有堤	栗原市一迫柳目字竹ノ内地内 外	新堤防		51	破	積み土のう シート張り	災害復旧	〃	一迫第一分団	R6.3追加 4災害河川修繕
栗126	北上川	昔川	左・右	有堤	栗原市一迫柳目地内	新堤防		59	破	積み土のう シート張り	災害復旧	〃	一迫第一分団	R6.3追加 4災害河川修繕
栗127	北上川	昔川	左・右	有堤	栗原市一迫柳目地内	新堤防		26	破	積み土のう シート張り	災害復旧	〃	一迫第二分団	R6.3追加 4災害河川修繕
栗128	北上川	長崎川	左・右	有堤	栗原市一迫真坂地内	新堤防		103	破	積み土のう シート張り	災害復旧	〃	一迫第一分団	R6.3追加 4災害河川修繕
栗129	北上川	砥沢川	左	無堤	栗原市花山本沢沼山地内	新堤防		40	破	積み土のう シート張り	災害復旧	〃	花山第一分団	R6.3追加 4災害河川修繕
栗130	北上川	鳥沢川	左	有堤	栗原市栗駒鳥沢左ノ平沖地内	新堤防		8	破	積み土のう シート張り	災害復旧	〃	栗駒第三分団	R6.3追加 4災害河川修繕
栗131	北上川	透川	左	無堤	栗原市高清水下町地内	新堤防		10	破	積み土のう シート張り	河川修繕	〃	高清水第二分団	R7.3追加 河川修繕
栗132	北上川	小山田川	右	有堤	栗原市瀬峰西川原地内	新堤防		40	破	積み土のう シート張り	河川修繕	〃	瀬峰第三分団	R7.3追加 河川修繕
栗133	北上川	有馬川	右	無堤	栗原市金成有壁原山地内	新堤防		16	破	積み土のう シート張り	河川修繕	〃	金成第一分団	R7.3追加 河川修繕
栗134	北上川	金流川	右	無堤	栗原市金成末野日向地内	新堤防		10	破	積み土のう シート張り	河川修繕	〃	金成第一分団	R7.3追加 河川修繕
栗135	北上川	小山田川	右	無堤	栗原市高清水窪の沢地内	新堤防		13	破	積み土のう シート張り	災害復旧	〃	高清水第四分団	R8.3追加 7災害3001号
栗136	北上川	小山田川	左	有堤	栗原市瀬峰下富川原地内	新堤防		265	破	積み土のう シート張り	河川改修	〃	瀬峰第三分団	R8.3追加
栗137	北上川	瀬峰川	左・右	無堤	栗原市高清水小深沢地内	新堤防		28	破	積み土のう シート張り	災害復旧	〃	瀬峰第二分団	R8.3追加 7災害3002号
栗138	北上川	善光寺川	右	無堤	栗原市高清水真善光寺地内	新堤防		26	破	積み土のう シート張り	災害復旧	〃	高清水第四分団	R8.3追加 7災害3004号
栗139	北上川	荒川	右	有堤	栗原市築館字祓沢川柳地内 外	新堤防		239	破	積み土のう シート張り	河川改修	〃	築館第二分団	R8.3追加

番号	水系名	河川名	左右岸の別	現況	位置	評価種別	令和8年度評定		工事種別	要注置区間	予想される危険	河築水防工法名	関連工事	事務所名	担当水防団	摘要
							堤防 A (m)	堤防 B (m)								
栗140	北上川	三間堀川	左	無堤	栗原市若柳字川南新街道下地内	新堤防				10 破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	"	若柳第一分団第二部	R8.3追加 7災害3007号
栗141	北上川	八沢川	左	無堤	栗原市築館字八沢桜沢地内	新堤防				15 破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	"	築館第二分団	R8.3追加 7災害3005号
栗142	北上川	照越川	左	有堤	栗原市築館字照越一号地内	新堤防				95 破	堤	積み土のうシート張り	河川改修	"	築館第二分団	R8.3追加
栗143	北上川	鳥沢川	右	無堤	栗原市栗駒里谷大釜地内	新堤防				24 破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	"	栗駒第三分団第一部	R8.3追加 7災害3006号
栗144	北上川	善光寺川	右	無堤	栗原市高清水神原地内	新堤防				8 破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	"	高清水第四分団	R8.3追加 7災害3003号
合計						28,880	2,211	20,000		6,669						

(東部土木事務所登米地域事務所管内)

番号	水系名	河川名	左右岸の別	現況	位置	評価種別	令和8年度評定		堤防 A (m)	堤防 B (m)	A	B	予想定 れる危 険	対策水防工法名	関連工事	事務所名	担当水防団	摘要
							重要区間	注意										
登1	北上川	南沢川	左	有堤	登米市津山町横山字伊貝 登米市津山町横山字中田	堤防高		1,100				越水	積み土のう	広域一般	東部土木 (登米)	登米市消防団津山支団2分団		
登2	北上川	石貝川	右	有堤	登米市津山町柳津字幣崎	堤防高		300				越水	積み土のう	広域一般	"	登米市消防団津山支団3分団		
登3	北上川	黄牛川	右	有堤	登米市津山町柳津字入沢	堤防高		900				越水	積み土のう	広域一般	"	登米市消防団津山支団3分団		
登4	北上川	北沢川	左	無堤	登米市津山町横山字久保	堤防高		200				越水	積み土のう		"	登米市消防団津山支団2分団		
登5	北上川	南沢川	右	有堤	登米市津山町横山字久保	堤防高		500				越水	積み土のう		"	登米市消防団津山支団2分団		
登6	北上川	荒川	左・右	有堤	登米市迫町新田 迫町北方字飯土井	堤防高		1,800				越水	積み土のう	広域基幹	"	登米市消防団迫支団7・12分団		
登7	北上川	荒川	右	有堤	登米市迫町新田	堤防高		1,000				越水	積み土のう	広域基幹	"	登米市消防団迫支団10・12分団		
登8	北上川	夏川	右	有堤	登米市石越町北郷	堤防高		2,300				越水	積み土のう		"	登米市消防団石越支団3分団		
登9	北上川	夏川	右	有堤	登米市石越町北郷字小谷地	漏水		100				破堤	月の輪		"	登米市消防団石越支団3分団		
登10	北上川	羽沢川	左	有堤	登米市登米町大字日根牛	漏水		680				破堤	月の輪	局部改良	"	登米市消防団登米支団1分団		
登11	北上川	大関川	左・右	有堤	登米市東和町米谷字根廻	堤防高		700				越水	積み土のう		"	登米市消防団東和支団3分団		
登12	北上川	二股川	右	無堤	登米市東和町米川字中嶋	洗掘		500				越水	積み土のう		"	登米市消防団東和支団6分団		
登13	北上川	綱木沢川	右	無堤	登米市東和町米川字内野	堤防高		200				越水	積み土のう		"	登米市消防団東和支団7分団		
登14	北上川	綱木沢川	右	無堤	登米市東和町米川字朴ノ沢	堤防高		200				越水	積み土のう		"	登米市消防団東和支団7分団		
登15	北上川	綱木沢川	右	無堤	登米市東和町米川字上綱木	堤防高		500				越水	積み土のう		"	登米市消防団東和支団7分団		
登16	北上川	迫川	左	有堤	登米市米山町字桜岡新田 米山町字桜岡江良	漏水		4,000				破堤	月の輪	広域基幹	"	登米市消防団米山支団1・3分団		
登17	北上川	迫川	右	有堤	登米市米山町西野字平埜 米山町西野字十日町	漏水		3,000				破堤	月の輪	広域基幹	"	登米市消防団米山支団2分団		
登18	北上川	迫川	右	有堤	登米市米山町西野字下小路 米山町西野字後小路	漏水		800				破堤	月の輪	広域基幹	"	登米市消防団米山支団4分団		
登19	北上川	迫川	右	有堤	登米市米山町西野字後小路	漏水		800				破堤	月の輪	広域基幹	"	登米市消防団米山支団4分団		
登20	北上川	迫川	右	有堤	登米市迫町佐沼字内町	漏水		340				破堤	月の輪	広域基幹	"	登米市消防団迫支団1分団		
登21	北上川	荒川	右	有堤	登米市迫町北方字泥内	漏水		200				破堤	月の輪	広域基幹	"	登米市消防団迫支団6分団		
登22	北上川	駒林川	左	有堤	登米市南方町沼崎前	堤防高		1,100				越水	積み土のう	県単局改	"	登米市消防団南方支団7分団		
合計						21,220		2,880				0						

(東部土木事務所(登米地域事務所を除く)管内)

番号	水系名	河川名	左右岸の別	現況	位置	令和8年度評定				予想される危険	対策水防工法名	関連工事	事務所名	担当水防団	摘要
						評価種別	堤防		要注意区間						
							A(m)	B(m)							
石1	鳴瀬川	東名運河	左・右	有堤	東松島市野蒜	堤防高	3,000			越水	災害復旧	東部土木	東松島市消防団第9分団	H30災害復旧工事完了	
石2	北上川	大沢川	左・右	無堤	石巻市北上町女川字中田 石巻市北上町女川字大上	堤防高	1,800			越水	災害復旧	"	石巻市消防団北上地区団第1分団		
石3	北上川	西沢川	右	無堤	石巻市北上町最尾字下沢	堤防高	800			越水	社総交	"	石巻市消防団北上地区団第1分団		
石4	北上川	皿貝川	右	有堤	石巻市北上町橋浦字北釜谷崎	漏水	1,000			破堤	災害復旧	"	石巻市消防団北上地区団第1分団		
石5	北上川	皿貝川	右	有堤	石巻市北上町橋浦字行人前 石巻市北上町橋浦字上大須	漏水	2,000			破堤	災害復旧	"	石巻市消防団北上地区団第1分団		
石6	北上川	皿貝川	右	有堤	石巻市北上町橋浦字北釜谷崎 石巻市北上町橋浦字上大須	堤防高	3,710			越水	災害復旧	"	石巻市消防団北上地区団第1分団		
石7	北上川	皿貝川	右	有堤	石巻市中野字新橋前 石巻市馬鞍字三貫沢山	堤防高	2,110			越水	災害復旧	"	石巻市消防団河北地区団第1分団		
石8	北上川	皿貝川	左	無堤	石巻市馬鞍字新島越	堤防高	500			越水	河川改修	"	石巻市消防団河北地区団第1分団		
石9	北上川	倉之追川	左	無堤	石巻市東福田	堤防高	300			氾濫		"	石巻市消防団河北地区団第3分団		
石10	北上川	真野川	右	有堤	石巻市稲井	漏水	1,600			破堤	災害復旧	"	石巻市消防団石巻地区団第5分団		
石11	北上川	真野川	左	有堤	石巻市稲井	漏水	2,900			破堤	災害復旧	"	石巻市消防団石巻地区団第5分団		
石12	北上川	真野川	左	有堤	石巻市稲井	漏水	350			破堤	災害復旧	"	石巻市消防団石巻地区団第5分団		
石13	北上川	真野川	右	有堤	石巻市稲井	堤防高	1,000			越水	災害復旧	"	石巻市消防団石巻地区団第5分団		
石14	北上川	真野川	左・右	有堤	石巻市稲井	堤防高	2,100			越水	災害復旧	"	石巻市消防団石巻地区団第5分団		
石15	北上川	真野川	右	有堤	石巻市稲井	漏水	500			破堤	総合河川	"	石巻市消防団石巻地区団第5分団		
石16	北上川	真野川	右	有堤	石巻市高木	漏水	10			破堤	災害復旧	"	石巻市消防団石巻地区団第5分団		
石17	北上川	八津川	左・右	有堤	石巻市大瓜	漏水	900			破堤	災害復旧	"	石巻市消防団石巻地区団第5分団		
石18	北上川	高木川	左	有堤	石巻市高木	漏水	230			破堤	総合河川	"	石巻市消防団石巻地区団第5分団		
石19	北上川	高木川	右	有堤	石巻市高木	堤防高	100			越水	災害復旧	"	石巻市消防団石巻地区団第5分団	R3.3完成	
石20	北上川	高木川	左	有堤	石巻市高木	堤防高	800			越水	災害復旧	"	石巻市消防団石巻地区団第5分団	R1.5完成	
石21	北上川	日向川	左・右	有堤	石巻市真野字小島	堤防高	1,200			越水	災害復旧	"	石巻市消防団石巻地区団第6分団	R1.5完成	
石22	北上川	水沼川	左・右	有堤	石巻市水沼	堤防高	400			越水	災害復旧	"	石巻市消防団石巻地区団第6分団	R1.6完成	
石23	北上川	真野川	右	無堤	石巻市水沼	新堤防		82		洗掘	災害復旧	"	石巻市消防団石巻地区団第6分団	R5.7完成	
石24	定川	定川	左・右	有堤	左岸:東松島市赤井 右岸:東松島市大田	堤防高	22			越水	災害復旧	"	東松島市消防団第2分団	JR端接続部	
合計						27,414	9,160	18,172	82						

(気仙沼土木事務所管内)

番号	水系名	河川名	左右岸の別	現況	位置	令和8年度評定				対策水防工法名	関連工事	事務所名	担当水防団	摘要	
						評価種別	堤防		要注意区間						予想される危険
							A(m)	B(m)							
気1	折立川	折立川	左	無堤	本吉郡南三陸町戸倉字町	堤防高	200			積み土のう		気仙沼土木	南三陸町消防団第2分団		
気2	水尻川	水尻川	左	無堤	本吉郡南三陸町入谷字大船沢	堤防高	700			積み土のう		"	南三陸町消防団第3分団		
気3	面瀬川	面瀬川	右	無堤	気仙沼市松崎大萱(面瀬橋)から 気仙沼市松崎馬場(R45面瀬川橋)	堤防高	1,373			積み土のう		"	気仙沼市消防団第6分団		
気4	面瀬川	面瀬川	左	無堤	気仙沼市松崎大萱(面瀬橋)から 気仙沼市松崎高谷(R45面瀬川橋)	堤防高	1,410			積み土のう		"	気仙沼市消防団第6分団		
気5	大川	神山川	左	有堤	気仙沼市南郷から 大川合流	新堤防		140		積み土のう	災害復旧 (日本水産漁)	"	気仙沼市消防団第2分団	日本水産漁 R6完成	
気6	大川	神山川	右	有堤	気仙沼市赤岩館下	新堤防		60		積み土のう	災害復旧 (日本水産漁)	"	気仙沼市消防団第2分団	日本水産漁 R6完成	
気7	津谷川	馬籠川	左	有堤	気仙沼市本吉町向畑(教学橋)から 気仙沼市本吉町向畑	堤防高	300			積み土のう		"	気仙沼市消防団第12分団		
気8	津谷川	馬籠川	右	有堤	気仙沼市本吉町馬籠町(教学橋)から 気仙沼市本吉町馬籠町	堤防高	400			積み土のう		"	気仙沼市消防団第12分団		
気9	津谷川	津谷川	左	有堤	気仙沼市本吉町津谷明戸(花見橋下流)	新堤防		245		シート張り 積み土のう	社総交	"	気仙沼市消防団第13分団	R7.2完成	
気10	津谷川	馬籠川	左	有堤	気仙沼市本吉町館下(百々橋下流)	堤防高	100			積み土のう		"	気仙沼市消防団第12分団	R5追加	
気11	大川	大川	左	有堤	気仙沼市四反田	新堤防		1		積み土のう		"	気仙沼市消防団第2分団	陸間 (片開式)	
気12	大川	大川	左	有堤	気仙沼市四反田	新堤防		1		積み土のう		"	気仙沼市消防団第2分団	陸間 (角落し)	
気13	大川	大川	左	有堤	気仙沼市朝日町	新堤防		1		積み土のう	災害復旧 (地震災)	"	気仙沼市消防団第2分団	陸間 (避難庫)	
気14	津谷川	馬籠川	右	無堤	気仙沼市本吉町津谷桜子(金子橋)から 気仙沼市本吉町岳の下(岩崎橋)まで	堤防高	750			積み土のう	社総交	"	気仙沼市消防団第13分団		
気15	津谷川	馬籠川	左	無堤	気仙沼市本吉町津谷桜子(金子橋)から 気仙沼市本吉町岳の下(岩崎橋)まで	堤防高	750			積み土のう	社総交	"	気仙沼市消防団第13分団		
気16	津谷川	馬籠川	右	無堤	気仙沼市本吉町小峰先	法崩れ	34			積み土のう	災害復旧 (R7雨災)	"	気仙沼市消防団第12分団		
気17	桜川	桜川	右	無堤	本吉郡南三陸町志津川字大畑	法崩れ	41			積み土のう	災害復旧 (R7雨災)	"	南三陸町消防団第7分団		
合計						6,506	0	6,058	0	448					

第2節 ダム、水こう門の操作

洪水時に人的操作が必要で水防上重要なダム、水こう門、樋門等の管理者又は操作担当者は、気象状況の通知を受けた後は直ちに出水状況を常時観測し、操作基準によりその門扉の開閉を行うものとする。

県が管理する施設は、第3表のとおりである。

第3表

県管理の水こう門等一覧表

(1)水こう門

番号	河川・海岸名	名称	設置場所	管理者	操作基準		備考	令和8年3月現在の状況
					開放	閉鎖		
1	南真山運河	南水門	仙台市	土木事務所	常時南水門操作要領による運用	常時		
2	北北上運河	釜こう門	石巻市	土木事務所	釜こう門操作要領による運用	異常気象による逆流時	株式会社木村土建	
3	釜谷川	入釜水門	石巻市	"	常時	異常気象による逆流時	株式会社山内組	
4	東名運河	東釜水門	東松島市	"	"	異常気象による逆流及び津波注意報・警報発表時	管理者直接操作	
5	真野川	八津川樋門	石巻市	"	"	異常気象による逆流時	久我建設株式会社	
6	皿貝川	西沢川樋門(旧)	"	"	"	"	株式会社山内組	
7	皿貝川	西沢川樋門(新)	"	"	"	"	株式会社山内組	
8	後谷川(普通河川)	谷川防潮水門	"	"	"	異常気象による逆流及び津波注意報・警報発表時	管理者直接操作	
9	大沢川	大沢川防潮水門	"	"	"	"	"	
10	大外尾川	外尾川分水門	沼気市	土木事務所	分水門操作要領による運用	異常気象による逆流及び津波注意報・警報発表時	株式会社山内組	
11	津谷川	野川樋門	"	"	"	"	"	
12	伊里前川	伊里前川3号樋管	南三陸町	"	"	"	"	
13	追川	山吉水門	東登米市	土木事務所	山吉水門満水標	山吉水門満水標	追川沿岸土地改良区	
14	追川	南谷地越流堤	"	"	三方島量水標	三方島量水標	三方島量水標	
15	"	"	"	"	三方島量水標	三方島量水標	三方島量水標	
16	"	"	"	"	三方島量水標	三方島量水標	三方島量水標	
17	"	"	北栗原市	土木事務所	山王水門満水標	山王水門満水標	山王水門満水標	
18	小山田川	野谷地越流堤	登米市	土木事務所	野谷地越流堤	野谷地越流堤	野谷地越流堤	
19	大山水門	川泉門	北栗原市	土木事務所	川泉水門満水標	川泉水門満水標	川泉水門満水標	

番号	河川・海岸名	設置場所	管理者	操作基準		備考	令和8年3月 現在の状況
				開放	閉鎖		
20	旧 追川	高鳥水門	東部土木事務所 登米市	高鳥水門(下流)未 KP3.20m	高鳥水門(下流)以上 KP3.20m	追川沿岸土地改良区	
21	荒川	飯屋水門	"	飯屋水門操作規則 による運用	飯屋水門操作規則 による運用	管理者直接操作	
22	"	飯土井水門	"	飯土井水門操作規則 による運用	飯土井水門操作規則 による運用	操作委託先	登米市
23	夏川	宝江樋門	"	南谷地遊水池管理規則 による運用	南谷地遊水池管理規則 による運用	追川本川河道水位が遊水池水位より高い場合は閉鎖	
24	田川	川賀美石樋門	北部土木事務所 加美町	上流側水位(筋川)が下流側水位(田川) より高くなったとき	田川水位がT.P.+29.95m以上であり、田川 から筋川への逆流が始まったとき	操作委託先	加美町
25	鳴瀬川	川深川樋門	"	内水(深川)が外水(鳴瀬川)より高く なり、外水上昇の恐れがないとき	外水位がT.P.+24.16m以上であり、鳴瀬川 から深川への逆流が認められたとき	"	"
26	"	旧長谷川排水樋門	"	高城水位がT.P.+28.00m未満であるとき は常に開放	高城水位がT.P.+28.00mに達したとき	"	色麻町
27	河川	河重川水門	"	袋水位がT.P.+23.76m未満であるとき は常に開放	袋水位がT.P.+23.76mに達したとき	"	"
28	深川	川王城寺樋門	"	王城寺水位がT.P.+54.48m未満であるとき は常に開放	王城寺水位がT.P.+54.48mに達し、可 動堰が倒壊したとき	"	"
29	鶴田川	川杉ヶ崎樋門	"	上流側水位(深谷川)が下流側水位(品 井沼遊水池)より高くなったとき	品井沼水位がS.P.+3.00m以上であり、品井沼遊水池 から深谷川への逆流が始まったとき	"	大崎市
30	深谷川	川深谷サイフォン	"	上流側水位(深谷川)が下流側水位(田 原川)より高くなったとき	田原川水位がT.P.+8.88mを越えるおそれがあり、 田原川から自々川への逆流が始まったとき	"	"
31	百々川	川百々川樋門	"	上流側水位(深谷川)が下流側水位(田 原川)より高くなったとき	田原川水位がT.P.+8.88mを越えるおそれがあり、 田原川から自々川への逆流が始まったとき	"	"
32	斥候川	川斥候川水門	東部土木事務所 登米市	斥候川 KP. 993 m 以下	逆	"	登米市
33	梅田川	川仙石水門	仙台土木事務所 仙台市	仙石水門操作要領 による運用	仙石水門操作要領 による運用	"	
34	五間堀川	川分派水門	"	分派水門操作要領(案) による運用	分派水門操作要領(案) による運用	"	
35	西川	川樵排水樋門	"	水門操作要領による運用	水門操作要領による運用	操作委託先	大和町
36	高倉川	川調整水門	大河原土木事務所 大和町	高倉川調整水門及び高倉川送水樋門 操作規則による運用	高倉川調整水門及び高倉川送水樋 門操作規則による運用	"	あぶくま川水系角田地区土 地改良区
37	白石川	川鷺沼排水樋門	"	鷺沼排水樋門操作要領による運用	鷺沼排水樋門操作要領による運用	"	柴田町
38	新川	川新川水門	仙台土木事務所 松島町	新川水門操作要領(案)による運用	新川水門操作要領(案)による運用	"	松島町
39	大通河川	川清水田3号樋門	東部土木事務所 石巻市	異常	異常気象による逆流時及び津波注意 時	管理者直接操作	
40	白浜(普通河川)	川白浜第1水門	"	"	"	"	
41	上(普通河川)	川白浜第2水門	"	"	"	"	
42	長塩谷(普通河川)	川長塩谷第1水門	"	"	"	"	
43	立(普通河川)	川長塩谷第2水門	"	"	"	"	

番号	河川・海岸名	名称	設置場所	管理者	操作基準		備考	令和8年3月現在の状況
					開放	閉鎖		
44	津谷川	津谷川左岸樋管(その2)	沼津市	沼津土木事務所	常	異常気象による逆流及び津波注時 警報・警報発表	管理者直接操作	
45	長須賀海岸	須賀樋門	沼津市	"	"	"	"	
46	稲淵川	淵川河口樋門	"	"	"	"	"	
47	大沢海岸	大沢水門	女川町	東部土木事務所	常	"	操作委託先	高橋建設
48	浦宿海岸	浦宿水門	"	"	"	"	"	田中建設
49	針浜海岸	針浜第1水門	"	"	"	"	"	"
50	花洲浜海岸	花洲浜水門七土一樋1	七ヶ浜町	仙台土木事務所	常	"	"	七ヶ浜町
51	菖蒲田海岸	菖蒲田森樋門七土一樋2	"	"	"	"	"	"
52	菖蒲田海岸	阿川沼樋門七土一樋3	"	"	"	"	"	"
53	松ヶ浜海岸	松ヶ浜水門七土一樋4	"	"	"	"	"	"
54	五間堀川	赤井江1号樋門	沼市	"	"	"	"	未定
55	佐賀川	佐賀川水門	大崎市	北部土木事務所	常	水門操作要領	"	大崎市
56	羽沢川	湯沢樋管	登米市	東部土木事務所	湯沢樋管 RP11.98m	逆流	"	登米市
57	折立海岸	折立第1樋門	石巻市	東部土木事務所	常	異常気象による逆流時及び津波注時 警報・警報発表	"	株式会社伊藤土建
58	"	折立第2樋門	"	"	"	"	"	株式会社伊藤土建
59	多田川	多田川水門	大崎市	北部土木事務所	常	外水位がTP+16.00m以上であり、多田川から浜井川への逆流が認められたとき	管理者直接操作	排水機場完成までの 暫定運用期間
60	長沼川	長沼川排水樋門	登米市	東部土木事務所	常	長沼川排水施設操作要領	"	
61	長沼川	大網調整地流出樋門	登米市	東部土木事務所	常	大網調整地流出樋門操作要領	操作委託先	宮田建設株式会社
62	長沼川	長沼川分水樋門	登米市	東部土木事務所	常	長沼川分水施設操作要領	"	宮田建設株式会社
63	旧荒川	旧荒川排水機場	仙台市	仙台土木事務所	常	旧荒川排水機場操作要領	"	日本ハイウェイ・サービス株式会社

(2)ダム

番号	河川名	名称	設置場所	管理者	洪水調節方式	備考
1	増田川	榎水ダム	名古屋市取手	仙台地方ダム総合事務所 榎水ダム管理事務所	一定開度 最大40m <sup>3</sup> /s	平常時最高貯水位 55.70
2	大倉川	大倉ダム	仙台市	仙台地方ダム総合事務所 大倉ダム管理事務所	一定率一定量 (流入量-100) × 0.4 + 100	平常時最高貯水位 270.60 洪水貯留準備水位 263.35 (7月1日から9月30日まで)
3	七北田川	七北田ダム	仙台市	仙台地方ダム総合事務所 七北田ダム管理事務所	自然調節 最大90m <sup>3</sup> /s	平常時最高貯水位 243.0 洪水貯留準備水位 238.0 (7月1日から9月30日まで)
4	南川	南川ダム	大和町	仙台地方ダム総合事務所 南川ダム管理事務所	自然調節 最大130m <sup>3</sup> /s	平常時最高貯水位 97.6 洪水貯留準備水位 94.2 (6月11日から10月10日まで)
5	吉田川	宮床ダム	大和町	仙台地方ダム総合事務所 宮床ダム管理事務所	自然調節 最大80m <sup>3</sup> /s	平常時最高貯水位 98.0
6	勿来川	惣の関ダム	利府町	仙台地方ダム総合事務所 惣の関ダム管理事務所	自然調節 最大9m <sup>3</sup> /s	平常時最高貯水位 33.1
7	鳴瀬川	漆沢ダム	加美町	大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所	一定率一定量 (流入量-100) × 0.15 + 100	平常時最高貯水位 270.50 洪水貯留準備水位 261.50 (7月1日から9月30日まで)
8	長者川	化女沼ダム	大崎市	大崎地方ダム総合事務所 化女沼ダム管理事務所	自然調節 最大10m <sup>3</sup> /s	平常時最高貯水位 25.90
9	上大沢川	上大沢ダム	"	大崎地方ダム総合事務所 上大沢ダム管理事務所	自然調節 最大20m <sup>3</sup> /s	平常時最高貯水位 312.0
10	迫川	花山ダム	栗原市	栗原地方ダム総合事務所 花山ダム管理事務所	洪水期(7/1~9/30) 一定開度 最大140m <sup>3</sup> /s 非洪水期(10/1~6/30) 最大10m <sup>3</sup> /s	平常時最高貯水位 124.60 洪水貯留準備水位 122.00 (7月1日から7月10日まで) 118.80 (7月11日から9月30日まで)
11	二迫川	荒砥沢ダム	栗原市	栗原地方ダム総合事務所 荒砥沢ダム管理事務所	自然調節 最大140m <sup>3</sup> /s	平常時最高貯水位 274.40 洪水貯留準備水位 268.70 (7月1日から9月30日まで)
12	三迫川	栗駒ダム	"	栗原地方ダム総合事務所 栗駒ダム管理事務所	一定開度最大50m <sup>3</sup> /s (非洪水期は平常時全開)	平常時最高貯水位 198.00 洪水貯留準備水位 190.00 (7月1日から9月30日まで)
13	長崎川	小田ダム	"	栗原地方ダム総合事務所 小田ダム管理事務所	自然調節 最大210m <sup>3</sup> /s	平常時最高貯水位 163.50 洪水貯留準備水位 158.50 (7月1日から9月30日まで)
14	伊里前川	川弘川	陸奥三好町	気仙沼土木事務所	自然調節 最大18m <sup>3</sup> /s	平常時最高貯水位 120.10
15	迫川	川長沼	登米市	東部土木事務所 登米地方事務所	越流堤及び浄水廠による流入 最大600m <sup>3</sup> /s	平常時最高貯留水位 KP. 8.70 洪水貯留準備水位 KP. 8.10(7月1日から9月30日まで)

(3)救急内水ポンプ

番号	河川名	名称	設置場所	管理者	洪水調節方式	備考
1	大江堀川	救急内水ポンプ場	栗原市	北栗原土木事務所	Q=1m <sup>3</sup> /s × 2(3)台	操作水位:山王水位がKP12.90m以上で本川からの逆流が認められ、山王水門が閉扉したとき ( )内は他機場からポンプが移動してきた場合の最大数
2	大水門川	救急内水ポンプ場	"	"	Q=1m <sup>3</sup> /s × 2台	操作水位:泉谷水位がKP4.80m以上で本川からの逆流が認められ、泉谷水門が閉扉したとき
3	河童川	救急内水ポンプ場	麻色町	北栗原土木事務所	Q=1m <sup>3</sup> /s × 1台	操作水位:袋外水位がTP23.76mに達し、河童川水門が閉扉したとき

第4表

## 国土交通省管理の水こう門等一覧表

## (1)水こう門

番号	河川名	名称	設置場所	管理者	備考
1	半田川	青木水門	角田市	国土交通省仙台河川国道事務所長	
2	新桜井川	大坊水門	角田市	〃	
3	小田川	小田川水門	角田市	〃	
4	中貞山運河	閑上水門	名取市	〃	被災:平成28年度災害復旧完了
5	五間堀川	新浜水門	岩沼市	〃	被災:平成28年度災害復旧完了
6	阿武隈川	阿武隈大堰	亘理町	〃	
7	月浜沢川	月浜沢川排水樋	石巻市	国土交通省北上川下流河川事務所長	
8	大沢川	月浜第2水門	石巻市	〃	
9	富士川	釜谷水門	石巻市	〃	
10	皿貝川	月浜第1水門	石巻市	〃	
11	追波川	福地水門	石巻市	〃	
12	北上川	北上大堰	石巻市	〃	
13	北上川	脇谷水門	登米市	〃	
14	北上川	鴫波水門	登米市	〃	
15	北上川	脇谷閘門	石巻市	〃	
16	真野川	真野川水門	石巻市	〃	
17	旧北上川	石井水門	石巻市	〃	
18	旧北上川	石井閘門	石巻市	〃	
19	追波川	梨の木水門	石巻市	〃	
20	南沢川	南沢川水門	登米市	〃	
21	大沢川	大沢水門	登米市	〃	
22	出来川	明治水門	涌谷町	〃	
23	田尻川	唐崎水門	涌谷町	〃	
24	身洗川	身洗川水門	大和町	〃	
25	鳴瀬川	鳴瀬堰	東松島市	〃	
26	東名運河	野蒜水門	東松島市	〃	
27	鳴瀬川	鳴瀬川中流堰	美里町	〃	
28	鳴瀬川	桑折江堰	大崎市	〃	

## (2)ダム

番号	河川名	名称	設置場所	管理者	洪水調節方式	備考
1	江合川	鳴子ダム	大崎市	国土交通省東北地方整備局 鳴子ダム管理所長	自然調節	平常時最高貯水位 254.0 洪水貯留準備水位 244.5
2	基石川	釜房ダム	川崎町	国土交通省東北地方整備局 釜房ダム管理所長	一定率一定量 (Q-300)×0.407+300	平常時最高貯水位 149.8 洪水貯留準備水位 143.8
3	白石川	七ヶ宿ダム	七ヶ宿町	国土交通省東北地方整備局 七ヶ宿ダム管理所長	一定量(Q-200)	平常時最高貯水位 293.5 洪水貯留準備水位 293.5

第5表

## 水防管理団体等の管理する水防上重要な堰堤、水こう門等一覧表

番号	河川名	名称	設置場所		管理者	備考
1	阿武隈川	江尻排水機場	角田市	江尻	角田市長	
2	白石川	稲荷山堰	柴田町	白幡	名取土地改良区理事長	
3	"	槻木水門	大河原町	大河原	柴田町長	
4	名取川	名取川頭首工	名取市	熊野堂	名取土地改良区理事長	
5	"	木流堀取水口樋門	仙台市	山田	"	
6	"	大村樋門	"	中田二丁目	仙台市長	
7	"	落合雨水ポンプ場	"	袋原二丁目	"	
8	"	今泉雨水ポンプ場	"	今泉字上新田	"	
9	"	庄松雨水ポンプ場	"	東中田一丁目	"	
10	"	郡山ポンプ場	"	郡山字籠ノ瀬	"	
11	"	長町第一ポンプ場	"	大野田三丁目	"	
12	"	四郎丸雨水ポンプ場	"	四郎丸 字岡谷地	"	
13	広瀬川	四ツ谷水門	"	郷六	宮城県公営企業管理者	
14	"	愛宕堰	"	石名坂	仙台東土地改良区理事長	
15	"	郡山堰	"	根岸	郡山水利組合組合長	
16	"	東郡山雨水ポンプ場	"	東郡山二丁目	仙台市長	
17	"	五ツ谷ポンプ場	"	若林四丁目	"	
18	"	松原第二排水樋管	"	若林二丁目	"	
19	"	八本松第一排水樋管	"	八本松一丁目	"	
20	鳴瀬川	上川原樋門	加美町	上川原	鳴瀬川沿岸土地改良区 理事長	
21	"	西沢ポンプ場	大崎市	三本木	大崎市下水道事業 大崎市 長	
22	"	新町第一ポンプ	"	"	"	
23	北上川	飯野川排水機場	石巻市	相野谷五味前	石巻市長	
24	旧北上川	南境排水ポンプ場	"	南境字大埜	"	
25	"	井内第一排水ポンプ場	"	大瓜井内	"	
26	"	井内排水ポンプ場	"	大瓜井内	"	
27	"	住吉排水ポンプ場	"	大橋	"	
28	"	不動沢排水ポンプ場	"	不動町	"	
29	"	石巻中央排水ポンプ場	"	門脇町	"	
30	"	湊排水ポンプ場	"	湊西三丁目	"	

番号	河川名	名称	設置場所		管理者	備考
31	北北上運河	蛇田排水ポンプ場	〃	門脇二番谷地	〃	
32	〃	横堤排水ポンプ場	〃	新横堤地内	〃	
33	北北上運河	北北上運河右岸第二排水ポンプ場	石巻市	門脇元屋敷	石巻市長	
34	江合川	岩出山大堰	大崎市	岩出山一の平	大崎市長・加美町長	操作業務:大崎土地改良区
35	〃	三丁目頭首工	〃	古川向3丁目	大崎市長・美里町長	操作業務:江合川沿岸土地改良区
36	〃	池月(発)取水ダム	〃	鳴子温泉赤湯	東北電力株式会社	
37	出来川	三十軒水門	涌谷町	三十軒	涌谷町土地改良区理事長	
38	七北田川	北向堰	仙台市	根白石	北向堰水利組合組合長	
39	〃	根白石大堰	〃	〃	根白石大堰水利組合組合長	
40	〃	新堰	〃	〃	仙台市泉土地改良区理事長	
41	〃	今宮堰	〃	〃	〃	
42	〃	明神堰	〃	〃	〃	
43	〃	薄ヶ沢堰	〃	八乙女中央 四丁目	仙台市岩切土地改良区理事長	
44	〃	八沢樋管	〃	松森	〃	
45	〃	住吉樋管	〃	〃	〃	
46	〃	砂押川排水樋門	〃	松森字岡本	仙台市長	
47	〃	宝堰	〃	〃	宝堰加瀬溜井管理組合組合長	
48	〃	霧蛇渕樋管	〃	千刈田	〃	
49	〃	千刈田樋管	〃	〃	仙台市長	
50	〃	中野堰	〃	新田	仙台市長	
51	〃	鶴ヶ谷樋門	〃	岩切	仙台市長	
52	〃	真美沢排水樋門	〃	八乙女中央 四丁目	〃	
53	〃	伽蘭堰	〃	松森	仙台市泉土地改良区理事長	
54	〃	蒲生雨水ポンプ場	〃	蒲生字町	仙台市長	
55	〃	鶴巻ポンプ場	〃	鶴巻一丁目	〃	
56	〃	七北田川原雨水ポンプ場	〃	八乙女中央 三丁目	〃	
57	〃	洞ヶ沢雨水幹線排水樋門	〃	松森字堰堀	〃	
58	〃	七北田川第5号雨水幹線排水樋門	〃	市名坂字原田	〃	
59	〃	サメ堀排水樋門	〃	市名坂字高倉	〃	
60	〃	鹿島堀排水樋門	〃	松森字館	〃	
61	〃	七北田川第4号雨水幹線排水樋門	〃	市名坂字石止	〃	
62	梅田川	境堀樋管	〃	小鶴	〃	

番号	河川名	名称	設置場所		管理者	備考
63	"	扇町雨水ポンプ場	"	扇町六丁目	"	
64	"	福田町樋門	"	福田町	"	
65	梅田川	扇町1丁目樋門	仙台市	扇町一丁目	仙台市長	
66	"	田子排水機場	"	福住町	"	
67	"	新田東雨水ポンプ場	"	新田東三丁目	"	
68	"	苦竹ポンプ場	"	苦竹二丁目	"	
69	"	苦竹雨水ポンプ場	"	"	"	
70	"	小鶴雨水ポンプ場排水樋門	"	仙石	仙台市長	恒久的施設完成まで ゲートポンプ (仙石排水ポンプ場)
71	筑川	泉崎樋門	"	大野田イコタ	"	
72	貞山運河	井土浦防潮樋門	"	井土	仙台東土地改良区理事長	被災:平成28年3月復旧及び 国からの引き渡し完了
73	"	藤塚排水機場	"	藤塚	"	被災:平成27年9月復旧及び 国からの引き渡し完了
74	"	二郷堀排水機場	"	井土	"	被災:平成27年9月復旧及び 国からの引き渡し完了
75	"	大堀排水機場	"	荒浜	"	被災:平成27年9月復旧及び 国からの引き渡し完了
76	"	高砂南部排水機場	"	蒲生	"	被災:平成27年9月復旧及び 国からの引き渡し完了
77	井土浦川	井土浦川排水機場	仙台市	井土	仙台市長	平成29年4月供用開始
78	丸田沢溜池		"	上谷刈	"	
79	洞ヶ沢堤		"	鶴が丘	仙台市泉土地改良区 理事	平成25年8月復旧完了
80	将監溜池		"	将監	"	平成25年8月復旧完了
81	仙台港湾	北新田排水ポンプ場	"	港三丁目	仙台市長	
82	"	西原排水ポンプ場	"	蒲生二丁目	"	
83	"	中野雨水ポンプ場	"	仙台港北 二丁目	"	
84	"	西原雨水ポンプ場	"	港一丁目	"	
85	吉田川	三ヶ内排水機場	大和町	落合三ヶ内	大和町土地改良区理事長	
86	"	桧和田排水機場	"	落合桧和田	"	
87	西川	西川排水機場	"	鶴巢大平	"	
88	"	大平排水機場	"	鶴巢大平	"	
89	新江合川	古川楡木雨水排水ポンプ場	大崎市	古川楡木	大崎市下水道事業 大崎市市長	
90	"	古川李埵雨水排水ポンプ場	"	古川旭六丁目	"	
91	鹿折川	駒込沢川排水樋門	気仙沼市	中みなと町	気仙沼市長	
92	"	万行沢川排水樋門	"	東八幡前	"	

番号	河川名	名称	設置場所		管理者	備考
93	〃	大峠山川排水樋門	〃	東八幡前	〃	
94	〃	鹿折川右岸第4排水区放流ゲート	〃	中みなと町	気仙沼市下水道事業管理者 (気仙沼市長)	
95	鹿折川	鹿折川右岸第5排水区放流ゲート	気仙沼市	浜町二丁目	気仙沼市下水道事業管理者 (気仙沼市長)	
96	大川	北沢川ポンプ場	〃	赤岩港	気仙沼市長	
97	〃	川口雨水ポンプ場	〃	川口町二丁目	気仙沼市下水道事業管理者 (気仙沼市長)	
98	〃	大川左岸9-1排水区放流ゲート	〃	内の脇一丁目	〃	
99	神山川	南郷雨水ポンプ場	〃	南郷	〃	
100	〃	神山川左岸排水区放流ゲート	〃	田中前四丁目	〃	
101	沖野田川	長畑川排水樋門	〃	本吉町直伝	気仙沼市長	
102	津谷川	泉沢川排水樋門	〃	本吉町幣掛	〃	

## 第4章 水防団、水防協力団体並びに水防活動従事者の安全確保及び資材器具等の整備等

### 第1節 水防団員の定員の基準

水防管理団体の水防団員の定員の基準は、おおむね次のとおりとする。

なお、この定員基準は標準を定めたものであり、状況に応じ適宜弾力的に対応するものとする。

- 1 重要度A区域を管理する団体は、水防上特に重要と認められる箇所について、その延長20メートルないし30メートルにつき1人、その他の箇所については30メートルないし40メートルにつき1人の割合とする。
- 2 重要度B区域を管理する団体は、水防上特に重要と認められる箇所について、その延長40メートルないし50メートルにつき1人、その他の箇所については50メートルないし60メートルにつき1人の割合とする。
- 3 各水防管理団体の水防団員数は第6表のとおりである。

### 第2節 水防協力団体

#### 1 水防協力団体制度

平成17年の水防法の改正により、水防管理者は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人であつて、水防団又は消防機関が行う水防活動に対する協力業務等を適切かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により水防協力団体として指定することができる制度が創設された（法第36条）。

さらに平成25年の水防法の改正（水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成25年法律第35号。平成25年6月12日公布、平成25年7月11日施行。））及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第21条により、水防協力団体の指定の対象が、営利法人を含む民間法人、法人格を有しない自治会、町内会、ボランティア団体等の団体に拡大された。

これは、近年、水防活動の現場において、水防管理者が民間企業等と契約・協定を結び、水災発生時にこれらの民間企業等が最前線で活動するという実態や、水防団員の減少等の水災防止体制を取り巻く環境の変化を踏まえたものである。

水防協力団体の指定の対象となる者は、法第37条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことが認められる上記の団体である。

#### 2 水防協力団体の業務

水防協力団体は、水防に関する自主防災活動を行う民間の活動主体であることから、その活動は、①公権力の行使を伴う活動は除外する必要があること、②構成員の安全を確保した上で行うことが可能な活動に自ずと限定されること、③災害応急対策として実施される水防についての具体的行為については、水防責任を有する水防管理者の所轄の下にある水防団又は消防機関が行う水防活動と調和が図られたものであることが必要である。

そのため、法第37条第1号が、水防協力団体の業務を「水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること」と規定しているとおおり、水防協力団体は、巡視、避難援助並びに土のうの袋詰め及び運搬など水防活動の中心を担う水防団等が行う水防活動に対する協力業務等を行うものとする。また、平成25年の水防法改正により、新たな業務として、水防に必要な器具、資材又は設備の保管又は提供が追加された。

水防協力団体の水防活動は、水防管理者の監督の下、水防管理団体からの情報提供や指導、

助言を受け、水防団又は水防を行う消防機関と密接に連携して行うこととし、水防管理団体の水防計画においては、水防協力団体の活動内容等を位置付けるものとする（法第2条第6項）。また、県は、水防協力団体に対して、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする（法第40条）。

第6表

## 水防管理団体別水防団員等一覧

令和8年3月1日現在

	指定 非指定 の別	水防団・ 消防団の数		水防団員の数					指定 非指定 の別	水防団・ 消防団の数		水防団員の数			
		水防団	消防団	専任水防団員		兼任水防団員 (消防団員)				水防団	消防団	専任水防団員		兼任水防団員 (消防団員)	
				定員	現員	定員	現員					定員	現員	定員	現員
仙台市	指定		7			2,344	1,881	加美町	指定		1			570	531
石巻市	指定		1			1,851	1,314	色麻町	指定		1			180	178
大崎市	指定		1			2,064	1,986	涌谷町	指定		1			280	241
気仙沼市	指定		1			800	629	美里町	指定		1			500	409
白石市	指定		1			600	515	女川町	指定		1			200	183
名取市	指定		1			400	356	南三陸町	指定		1			450	385
角田市	指定		1			600	538	塩竈市	非指定		2			245	116
多賀城市	指定		1			200	141	七ヶ宿町	非指定		1			140	121
岩沼市	指定		1			280	251	川崎町	非指定		1			270	206
登米市	指定		1			1,360	1,110	七ヶ浜町	非指定		1			220	178
栗原市	指定		1			1,500	1,311	大衡村	非指定		1			200	138
東松島市	指定		1			630	512								
富谷市	指定		1			179	129								
蔵王町	指定		1			300	279								
大河原町	指定		1			300	239								
村田町	指定		1			270	232								
柴田町	指定		1			300	236								
丸森町	指定		1			500	411								
亘理町	指定		1			380	289								
山元町	指定		1			300	255								
松島町	指定		1			250	182								
利府町	指定		1			131	82								
大和町	指定		1			565	463								
大郷町	指定		1			310	210								
								合計	指定		36			18,594	15,478
									非指定		6			1,075	759
									計		42			19,669	16,237

### 第3節 水防活動従事者の安全の確保

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びそれに伴う津波等により、水閘門の閉鎖、避難誘導活動等に当たった多くの消防団員が亡くなられた。これを受け、平成23年12月14日に水防法が改正され、都道府県及び指定水防管理団体が策定する水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならないこととされた。

#### 1 水防活動の基本的な考え方

洪水、津波及び高潮による水防活動においては、水防活動従事者（水防団（消防団）等）は、自身の安全確保を図りながら原則として複数人で避難誘導や水防作業に当たることを基本とする（水門等操作を含む。）。大津波警報が発表され到達予想時刻までわずかな時間しかない場合等、緊急を要する場合は、水防活動従事者の退避を優先する必要がある。

#### 2 安全確保の方策

##### (1) 水防活動従事者の緊急時の活動内容の見直し

###### ア 操作する水閘門の数等の見直し

水閘門操作等の水防作業に当たる場合は2名以上のグループ単位で原則1つの水閘門を操作する。作業時は、グループのうち1名は周辺状況を監視し危険を事前に察知できるようにする等、グループ内での役割分担を定めておくことが望ましい。

また、優先して閉鎖すべき水閘門を精査するなどにより、緊急時の作業量を減らすほか、退避のルール（津波到達予想時刻の〇〇分前には退避完了する、指示があるまでは出動しない等）を定めておくことが重要である。

なお、水閘門については、水防管理団体以外の者が管理者となっている場合は当該施設管理者との協議が必要となる。

###### イ 避難誘導活動の最適化

水防活動従事者自身も避難しながら住民の避難誘導を行うことが原則であるが、非常に困難を伴うことが予想される。特に、近年都市部等で発生している局地的大雨や津波発生時等は、事前の準備が困難で急遽避難が必要な状況に陥ることとなる。水防活動従事者及び住民の安全を確保するためには、住民自らが率先して避難するよう周知徹底する必要があり、ひいては、住民自身の日ごろからの備え（自助）、避難経路の確認等、水害に対する防災意識の向上のための取組を合わせて行うことが重要である。

##### (2) 水防活動を指揮又は監視する者の責務

水防活動が長時間にわたるような場合、水防活動従事者を随時交代させ、疲労に起因する事故を防止する必要がある。また、現場状況の把握に努め、水防活動従事者の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに待避を含む具体的な指示や注意を行う。

なお、不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等は水防活動従事者に対し、事前に徹底することが必要である。

##### (3) 通信機器の携行、水防作業時の装備確保

出動車両から離れて水防作業に従事している際も逐次気象情報や水防管理団体からの指示内容が入手できるよう、車載無線に加え、ラジオ、トランシーバー等の携帯可能な通信機器等を整備することが望ましい。なお、通信手段は複数確保しておくことが望ましく、それが不可能な場合や、いずれの通信手段も使用できない場合の連絡手段をあらかじめ取

り決めておくことが求められる。さらに、携帯無線、トランシーバー等の使用に当たっては、日ごろから水防訓練等において使用方法を確認しておく必要がある。

また、水防作業時にライフジャケットを着用するほか、ボート等を装備しておくことが望ましい。

#### (4) 出水期前の研修等

出水期前に、水防活動従事者を対象とした安全確保のための研修を実施し、堤防決壊前の待避の判断に資するため、決壊直前の堤体の挙動や漏水の事例等の資料を水防活動従事者全員に配付することが望ましい。

水防管理団体においては、上記考え方及び「大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会報告書」の内容を踏まえ、水防団（消防団）の活動マニュアル等がある場合は見直しを、活動マニュアル等がない場合は新たに策定した上で、各水防団（消防団）員に対し周知徹底を図ることが重要である。特に、消防団や分団が複数ある場合は、水害発生時において水防管理団体からの直接の指示が困難であることが予想されることから、水防作業等に当たる際の基本的考え方を周知徹底した上で、担当する地域に応じた活動マニュアルを整備し、内容を確認しておく必要がある。

なお、上記の考え方については、水防団（消防団）員だけでなく、地域において水防活動に従事することとされている者（自主防災組織等）に対しても周知を図ることが望ましい。

また、平常時からの水防団（消防団）及び自主防災組織などによる水防訓練等により活動マニュアルの確認、見直しを行い、実施可能かつ効果的な内容に改めていくことが肝要である。

#### 第4節 資材器具等の整備

水防管理団体は、適宜水防倉庫又は代用備蓄場を設け、次の基準により資材器具を備蓄しておくものとし、常時その数量の確保のため水防地域近在の竹木の所在、各農家・農業倉庫等の手持ち数量の概況等を把握し、緊急時の補給に備えるとともに、備蓄資材器具が使用され又は損傷し、不足を生じた場合は速やかに補充しておくものとする。

##### 1 水防倉庫規格別備蓄基準

この基準は、標準を示したものであり、過去の水害の経験を生かし、実績に応じ必要な資材器具を備蓄するものとする。

品名	規格区分	空俵(俵)	木材(石)	杉丸太			かま	むす	縄(玉)	鉄線(kg)	スコップ(丁)	掛矢(丁)	唐ぐわ(丁)	両つるは(丁)	おのこぎり(丁)	かま(丁)	マ片手ハンチン(丁)	ペンチ(丁)
				2間末口3寸(本)	1間末口3寸(本)	1間末口2寸5分(本)												
数量	規格A (約30.6㎡)	600	約25	50	20	210	100	150	40	50	20	6	5	5	5	5	5	5
	規格B (約18.8㎡)	600	約10	20	30	90	30	50	30	20	20	6	5	5	5	5	5	5
	規格C (約13.3㎡)	350	約5	10	20	40	10	30	15	10	20	6	5	5	5	5	5	5

備考 (1) 上記資材のほか、備蓄不可能な資材、樹木、唐竹、粗朶等は付近採取地をあらかじめ選定しておき、採取するものとする。

(2) 標準備蓄資材のほか水防団員が各自携帯し得る資材器具をあらかじめ調査しておき、水防用に充てるものとする。

(3) ライフジャケット、ボート等、水防活動従事者の安全を確保するための装備についても揃えておく必要がある。

##### 2 県有資材器具の備蓄

県は、水防管理団体の水防活動が十分に果たし得るよう各水防区に水防倉庫を設置して資材器具を備蓄し、水防管理団体の要求に応じ応援するものとする。

##### 3 県有資材器具の貸付要項

(1) 水防管理団体は、区域内の水防に備え、備蓄基準による必要な資材器具を整備しておくものとするが、水防活動に際して使用する資材器具に不足を生じたときは、法第28条（公用負担）の規定による措置を執るほか、次に掲げる「水防資材器具応援申請書」を県（土木事務所長）に提出し、応援を申請すること。

(2) 県は、資材器具の応援申請を承認したときは、申請者立会いの下、品名、数量等関係事項の確認を行い、引き渡すものとする。引渡しに当たっては、「水防資材器具出庫伝票」2通を作成し、両者記名押印の上、各1通を保管するものとする。

4 県及び水防管理団体の水防用資材器具の備蓄状況は、第7-1表及び第7-2表のとおりである。

5 その他の施設の設置状況は、第8表及び第9表のとおりである。

水防資材器具応援申請書

1 使用場所 河川名又は場所

2 資材器具名 数量

年号 年 月 日

〇〇市町村長 印  
事務取扱者（職氏名） 印

宮城県〇〇土木事務所長 殿

----- 切り取り線 -----

水防資材器具出庫伝票

1 申請者 河川名又は場所

2 事務取扱者 (職氏名)

3 使用場所 河川名又は場所

4 数量

年号 年 月 日

宮城県〇〇土木事務所 印  
事務取扱者（職氏名） 印

〇〇市町村長 殿

上記の資材器具を受領いたしました。

年号 年 月 日

〇〇市町村長 印

## 第5節 輸送の確保

非常の際、水防用資材器具、作業員その他の輸送を確保するため、各水防区は、管内水防管理団体との輸送経路及び水防管理団体相互間の輸送経路をあらゆる非常事態を考慮して樹立するものとする。







水防区	水防倉庫名	所在地	保 管 場 所			防 火			資 材			工 具			照 明 器 具 類 別			そ の 他			備 考		
			鉄 骨 造	鉄 筋 骨 造	木 造	壁 紙	床 材	柱	床	床	床	床	床	床	床	床	床	床	床	床		床	床
42	種次水防倉庫	仙台市若林区種次字中屋敷	50	3,000	50	90	5	70	50	20	6	5	5	5	5	5	5	2	2	2	5		
43	三本塚水防倉庫	仙台市若林区三本塚字樺太	50	3,000	50	90	5	70	50	20	6	5	5	5	5	5	5	2	2	2	5		
44	日辺水防倉庫	仙台市若林区日辺字田中	65	800	65	29	29	50	80	20	6	5	2	5	6	6	5	2	1	1	29		
45	今泉水防倉庫	仙台市若林区今泉字上新田	53	3,400	53	100	28	40	50	21	8	5	1	5	10	6	7	5	2	1	2	9	
46	河原水防倉庫	仙台市若林区河原町1丁目	43	1,500	43	40	40	50	10	10	2	3	1	5	6	6	1	1	1	1	4	5	
47	長町水防倉庫	仙台市太白区長町5丁目	70	3,000	70	4	40	25	10	2	3	2	3	10	10	6	9	11	1	1	2	13	
48	郡山水防倉庫	仙台市太白区郡山5丁目	90	5,600	90	29	45	90	50	42	7	9	2	10	10	6	9	11	9	4	3	20	
49	西多賀水防倉庫	仙台市太白区富沢3丁目	20	1,000	20	10	10	10	10	10	5	1	5	5	5	5	3	5	1	1	2	4	
50	中田水防倉庫	仙台市太白区中田4丁目	70	3,000	70	58	110	118	42	10	7	4	10	8	11	10	15	9	2	2	4	20	
51	落合水防倉庫	仙台市太白区四郎丸字大宮	60	3,000	60	32	33	60	50	21	6	5	1	5	5	5	5	5	2	2	1	10	
52	入来田水防倉庫	仙台市太白区茂庭字入来田中	20	1,700	20	0	20	0	20	0	20	5	5	5	5	2	5	2	1	1	2	10	
53	八乙女水防倉庫	仙台市若林区松森字沢目	80	3,000	80	87	30	70	100	20	6	5	1	5	5	5	5	5	2	2	2	10	
54	松森水防倉庫	仙台市若林区市名取字油田	79	3,000	79	21	60	100	20	6	4	3	5	5	5	5	5	5	2	2	1	6	
55	増田水防倉庫	名取市増田5丁目	30	3,200	30	108	6	5	87	95	17	2	5	7	5	17	17	26	29	4	4	10	
56	館腰水防倉庫	名取市増田4丁目	54	3,000	54	500	6	5	150	37	10	2	3	7	5	6	8	12	10	1	1	10	
57	関上水防倉庫	名取市関上敷1丁目	30	3,000	30	100	6	2	100	20	6	5	5	5	5	5	10	5	10	5	1	14	
58	下増田水防倉庫	名取市下増田字原田村9-3	31	3,000	31	350	6	2	100	20	9	5	7	7	5	5	10	5	10	5	2	8	
59	聖島水防倉庫	名取市聖島字島字市	30	2,000	30	200	6	20	88	21	11	6	2	5	5	7	9	8	10	17	3	4	
60	高舘水防倉庫	名取市高舘熊野字飛馬	30	3,000	30	100	6	5	110	17	9	5	2	5	4	6	8	12	9	10	31	8	
61	藤浪水防倉庫	岩沼市阿武隈1丁目	10	3,600	10	300	20	3	570	107	5	8	3	5	3	5	5	2	10	12	8	4	
62	玉嶋水防倉庫	岩沼市高木台字海邊町	90	3,600	90	343	16	4	55	60	15	4	2	2	7	5	5	5	6	2	3	4	
63	小川水防倉庫	岩沼市小川字莊司	25	3,750	25	25	25	25	62	62	12	3	3	3	3	2	3	6	6	7	4	4	
64	早股水防倉庫	岩沼市早股字土手赤	90	3,600	90	380	15	3	48	30	9	4	2	3	6	5	5	5	5	3	5	4	
65	仙台寺島水防倉庫	岩沼市寺島字毛下	70	4,000	70	355	22	4	53	60	15	4	5	3	6	5	6	5	5	20	3	4	



水防区	水防倉庫名	所在地	保 管 場 所		防 火		資 材		工 具		照 明 器 具 類		そ の 他		備 考	
			空 庫	庫 外	備 用	備 用	備 用	備 用	備 用	備 用	備 用	備 用	備 用	備 用		備 用
90	榎ノ目水防倉庫	大崎市古川桜ノ目字下川原			1,280	17										
91	三ツ江水防倉庫	大崎市古川休塚字土手外	100		1,700	16										
92	下谷地水防倉庫	大崎市古川上笹字羽山	90		1,500	16										
93	湖原水防倉庫	大崎市古川湖原字大見			400	0										
94	師山水防倉庫	大崎市古川師山字浦見			22,100	630										
95	下中目水防倉庫	大崎市古川下中目字赤山園			2,000	18										
96	下伊場野水防倉庫	大崎市松山下伊場野字業師			1,700	20										
97	山王水防倉庫	大崎市松山次藤字山王			1,400	6										
98	野田水防倉庫	大崎市松山千石字蔵田			1,600	5										
99	須藤水防倉庫	大崎市松山須藤字岡野陀江			1,600	5										
100	三本木水防センター	大崎市三本木字廻山06			1,000	200										
101	三本木水防倉庫	大崎市三本木字間町			1,700	10										
102	船越水防倉庫	大崎市船越台船越字山野町			2,200	23										
103	大迫水防倉庫	大崎市船越台大迫字石竹			5,800	10										
104	表沢水防倉庫	大崎市船越台表沢字台畑			0	0										
105	志田谷地水防倉庫	大崎市船越台志田字上志田			4,200	30										
106	内ノ浦水防倉庫	大崎市船越台内ノ浦字内ノ浦			3,400	20										
107	上川原水防倉庫	大崎市船越台上川原			1,200	510										
108	遺場分水防倉庫	大崎市船越台下野田字遺場分			1,200	204										
109	北小生田水防倉庫	大崎市田尻北小生田字寄地			1,200	5										
110	田尻総合支所倉庫	大崎市田尻沼部字富岡			2,600	20										
111	上谷地水防倉庫	滝谷町字上谷地		15		2										
112	追波水防倉庫	滝谷町字土町			100	1										
113	大崎	滝谷町字田沼			100	1										







第8表

## 第二種側帯(水防備蓄)設置箇所

(1)東北地方整備局仙台河川国道事務所

水系名	河川名	箇所名	位置		整備内容	
			左右	距離標	延長(m)	土量(m <sup>3</sup> )
阿武隈川	阿武隈川下流	寺島	左	2.0k+0m	90	1,500
		寺島	左	2.4k+100m	95	1,000
		早俣	左	4.6k+0m	120	2,500
		早俣	左	6.0k+150m	45	1,800
		田沢	右	11.0k+0m	120	1,000
		小山	右	11.6k+50m	100	4,000
		南長谷	左	12.2k+0m	70	1,000
		小山	右	13.0k+0m	120	2,000
		佐倉	右	24.0k+0m	175	5,200
		梶賀	左	24.4k+0m	100	5,000
		青木	右	26.0k+0m	1,050	75,700
		金山	右	35.6k+0m	600	20,000
		館矢間	左	35.6k+50m	100	2,000
			合計			2,785
名取川	名取川	藤塚	左	0.0k+110m	50	750
		日辺	左	2.0k+0m	100	640
		閑上	右	2.4k+30m	100	5,500
		閑上	右	2.6k+0m	110	810
		今泉	左	2.8k+33m	90	5,000
		中田	右	3.2k+0m	100	660
		中田	右	5.0k+150m	50	1,300
		熊野堂	右	10.4k+165m	125	2,000
	広瀬川	長町	右	1.2k+87m	60	600
		若林	左	2.4k+0m	40	200
	笹川	笹川	左	1.4k+110m	70	1,400
		笹川	右	1.6k+110m	50	1,400
		笹川	右	1.8k+150m	50	1,000
		笹川	右	2.0k+100m	70	1,000
		合計			1,065	22,260

※ 第二種側帯とは、河川管理施設等構造令施行規則第14条第2号の規定に基づき、非常用の土砂等を備蓄する目的で設けられたものである。

## (2)東北地方整備局北上川下流河川事務所

水系名	河川名	箇所名	位置		整備内容	
			左右	距離標	延長(m)	土量(m <sup>3</sup> )
鳴瀬川	鳴瀬川	船越	右	15.2k~15.5k	250	19,000
		水越	左	24.1k+153~24.3k+36.5	83	1,710
		鈴根五郎	右	28.0k+45~28.1k+160	215	3,000
		大谷	左	35.3k	70	2,490
		三本木	右	37.7k	70	1,620
		坂本	右	40.0k	50	840
		高倉	左	40.7k	100	2,230
	吉田川	若針	右	8.8k	70	1,730
		鎌巻	左	10.4k+200~10.6k+47	100	3,200
		内浦	左	11.6k+118~11.8k+120	230	22,800
		下志田	左	16.2k+15~16.4k+70	260	28,900
		粕川	左	17.4k~17.7k	360	45,800
		袋	右	22.1k~22.4k	300	62,600
		袋	右	22.6k~22.8k	250	77,600
		檜和田	左	25.0k~25.1k	100	5,600
		檜和田	左	25.5k~25.7k	200	9,300
		鶴巢	右	26.7k	100	3,430
	竹林川	竹林川	右	0.8k	100	20,350
	合計				2,908	312,200
	北上川	北上川	上沼	右	44.6k~44.7k	100
大泉			右	48.4k~48.5k	100	3,600
米谷			左	36.9k~37.0k	100	1,240
浅水			右	42.3k~42.4k	100	3,600
錦織			左	48.9k~49.0k	100	4,400
旧北上川		新刈場	右	9.2k~9.3k	130	1,400
		金山	左	11.9k~12.0k	100	880
		鹿又	右	16.5k~16.6k	70	820
		佳景山	右	17.9k~18.0k	100	2,100
		笈入	右	20.4k	70	980
		和渚	右	21.0k	70	1,800
		中津山	左	24.0k	57	1,200
		中津山	左	25.0k	83	1,100
江合川		倉埦	左	30.6k	70	1,200
		佐平次	左	10.2k	70	1,080
		砂田	右	11.6k	70	1,010
		新丁頭	右	13.2k~13.4k	200	2,660

	桜町	右	14.0k	70	1,610
	小牛田	右	16.2k~16.4k	200	7,210
	小牛田	右	18.4k~18.6k	70	1,130
	横梓	右	22.8k	58	1,060
	下谷地	左	23.8k	70	3,380
	城山	左	24.6k	200	2,710
	湊尻	左	27.0k	200	2,200
	桜ノ目	左	29.2k	200	2,320
新江合川	師山	右	1.0k	80	3,710
合計				2,738	58,400

第9表

## 二 線 堤 一 覧

## (1)東北地方整備局北上川下流河川事務所

番号	河川名	所在地		現 況					備考
				道路兼用	道路種別	路線名	延長(m)	地目	
国1	吉田川	大崎市	起点 大崎市鹿島台広長字内ノ浦 終点 大崎市鹿島台木間塚字小谷地	有	国道	国道346号 鹿島台バイパス	4,120	道・堤	

## (2)宮城県

番号	河川名	所在地		現 況					備考
				道路兼用	道路種別	路線名	延長(m)	地目	
仙1	西川	大和町	大和町鶴巢鳥屋字西川114	有	町道	清水谷線	500	堤	
大崎1	小山田川	大崎市	田尻蕪栗字御堂下52地先 田尻蕪栗字牛ヶ塚4-111地先	有	市道	夜ノ森・牛ヶ塚線	1,400	堤	
大崎2	小山田川	大崎市	田尻蕪栗字御堂下10地先 田尻蕪栗字御堂下53地先	無			400	堤	
大崎3	小山田川	大崎市	田尻蕪栗字牛ヶ塚4-270地先 田尻蕪栗字牛ヶ塚4-93地先	有	市道	内谷地6号線	600	堤	
大崎4	小山田川	大崎市	田尻蕪栗字牛ヶ塚4-93 田尻蕪栗字牛ヶ塚4-3地先	有	市道	牛ヶ塚・下谷地線	800	堤	
登1	旧迫川	登米市	米山町西野字北土手60地先 米山町西野字北土手23-6地先	無			1,500	堤	
登2	旧迫川	登米市	米山町西野字北土手23-6地先 米山町西野字今平1-1地先	有	市道	梶沼・北土手外線	900	堤	
登3	旧迫川	登米市	米山町西野字藤ヶ巻132-1地先 米山町西野字砥落1-1地先	有	県道	新田米山線	900	道	
登4	旧迫川	登米市	米山町西野字新砥落1地先 米山町中津山字手作19地先	有	県道	米山迫線	1,600	道	
登5	旧迫川	登米市	米山町中津山字足洗西81-2地先 米山町中津山字新戸内2地先	有	市道	西足洗・戸内堤線 町田・千貫本線 斎藤2号線	2,000	堤	
登6	旧迫川	登米市	南方町十二山131-1地先 南方町新十二山52地先	有	市道	梶沼・新川前線	800	堤	
登7	旧迫川	登米市	南方町新十二山442-11地先 南方町山成前738-5地先	有	市道	高石・梶沼線	6,000	道・堤	
登8	旧迫川	登米市	南方町新表前67-2地先 南方町新畑岡下259地先	有	市道	大坂・太田線	1,900	道・堤	
登9	旧迫川	登米市	南方町新一ノ曲778地先 南方町太田46地先	有	県道	瀬峰豊里線	200	道・堤	
登10	旧迫川	登米市	南方町畑岡下211地先 南方町畑岡下152地先	有	市道	沼崎・一の曲線	300	道・堤	
			合 計				19,300		

※ 二線堤とは、本堤背後の敷地内に造成された堤防で、本堤が破堤した場合に洪水氾濫の拡大を防ぎ、被害を最小限にとどめる目的で設けられたものである。

## 第5章 水位等の観測、通報及び公表

### 第1節 雨量の観測及び通報

1 宮城県河川流域情報システム(MIRAI)により雨量データを観測できる雨量観測所は、第10表及び第11表のとおりである。

#### 2 雨量の通報

雨量観測所の観測データは各観測所の管理者の観測システムにより、一定時間ごとに観測データが収集され、雨量の状況が確認できる体制となっている。

上記システムにより観測データが収集できない場合は、管理者は、次により、第11表の通報先に電話、ファクシミリ、無線電話などで通報するものとする。

ただし、宮城県以外の管理者はその定める手段によるものとする。

(1) 雨量の通報は、原則として観測開始指示を受領したときに始め、降雨終了時又は観測終了指示を受けるまで1時間毎又は指示された時間毎の雨量観測結果を報告するものとする。

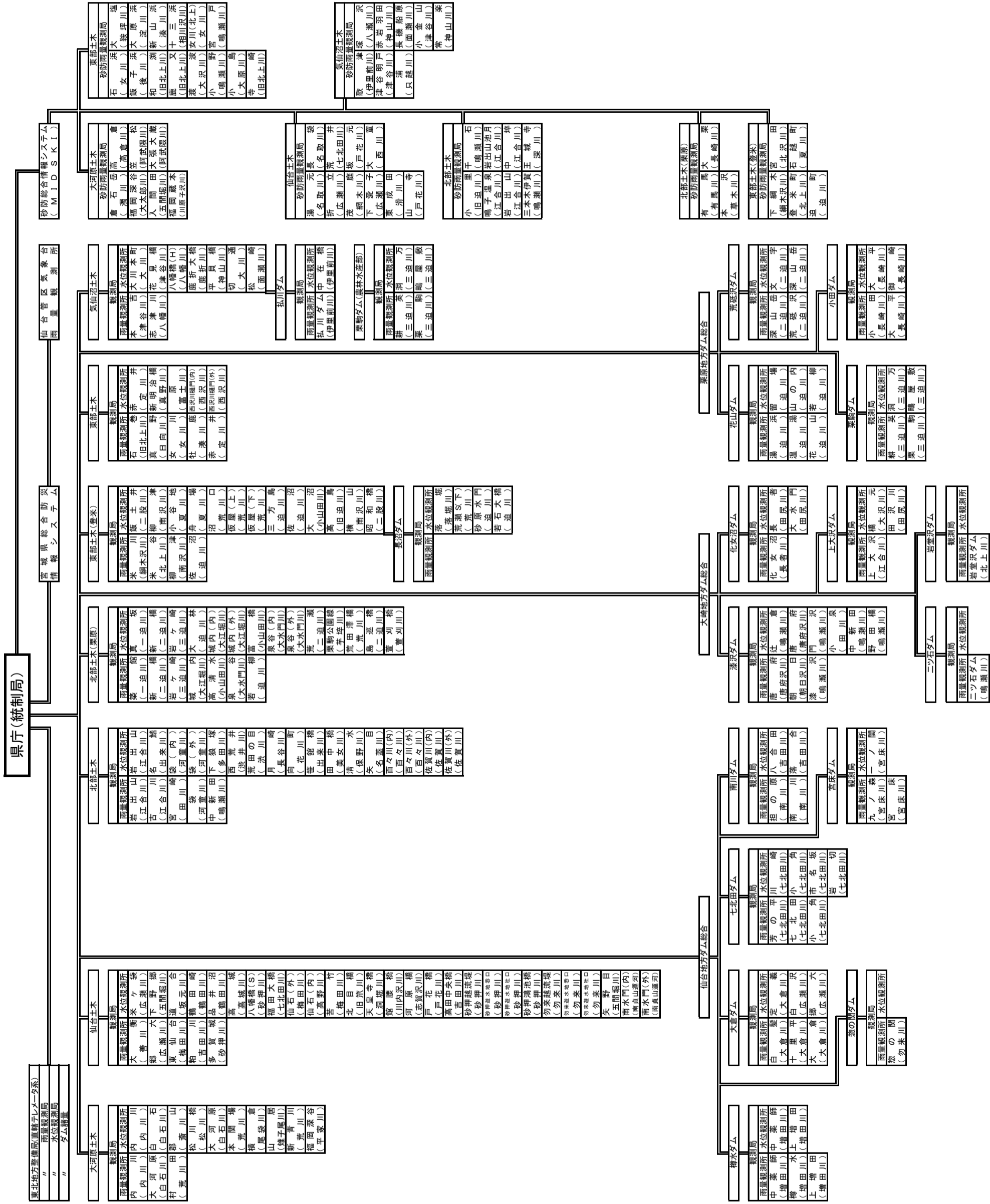
なお、指示がなく通報を開始したときは、3時間雨量が5ミリ以下となった場合は通報を中止して差し支えない。

(2) 仙台管区气象台又は東北地方整備局から照会があった場合も同様に通報することとする。

3 雨量観測所から雨量に関する連絡があった場合、関係機関において必要と認めるときは、仙台管区气象台と密接な連絡をとるものとする。

第10表

宮城県河川流域情報システム(MIRAI)観測局構成図



第11表

## 雨量観測所

MIRAIにより雨量データを観測できる雨量観測所は次のとおりである。観測データはすべてテレメータにより収集される。

	名 称	位 置	管 理 者	通 報 先	備 考
1	米谷	登米市東和町	東部土木（登米）	宮城県（河川課）	
2	佐沼	登米市迫町	東部土木（登米）	〃	
3	岩出山	大崎市岩出山	北部土木	〃	
4	高清水	栗原市高清水町	北部土木（栗原）	〃	
5	古川	大崎市古川旭	北部土木	〃	
6	築館	栗原市築館	北部土木（栗原）	〃	
7	岩ヶ崎	栗原市栗駒	北部土木（栗原）	〃	
8	石巻	石巻市あゆみ野	東部土木	〃	
9	湯浜	大崎市鳴子温泉	栗原地方ダム総合（花山ダム）	〃	
10	温湯	栗原市花山	栗原地方ダム総合（花山ダム）	〃	
11	花山	栗原市花山本沢	栗原地方ダム総合（花山ダム）	〃	
12	耕英	栗原市栗駒沼倉	栗駒ダム	〃	
13	栗駒	栗原市栗駒沼倉	栗駒ダム	〃	
14	上大沢	大崎市鳴子温泉	大崎地方ダム総合（上大沢ダム）	〃	
15	荒砥沢	栗原市栗駒	栗原地方ダム総合（荒砥沢ダム）	〃	
16	化女沼	大崎市古川小野	大崎地方ダム総合（化女沼ダム）	〃	
17	中新田	加美町城生	北部土木	〃	
18	宮崎	加美町宮崎	北部土木	〃	
19	大衡	大衡村字平林	仙台土木	〃	
20	粕川	大郷町粕川	仙台土木	〃	
21	唐府	加美町字漆沢高畑	大崎地方ダム総合（漆沢ダム）	〃	
22	朝日	加美町字鹿原岳山	大崎地方ダム総合（漆沢ダム）	〃	
23	漆沢	加美町字漆沢宮ヶ森	大崎地方ダム総合（漆沢ダム）	〃	
24	担の原	大和町宮床	仙台地方ダム総合（南川ダム）	〃	
25	南川	大和町吉田	仙台地方ダム総合（南川ダム）	〃	
26	宮床	大和町宮床	仙台地方ダム総合（宮床ダム）	〃	
27	白髪	仙台市青葉区大倉	仙台地方ダム総合（大倉ダム）	〃	
28	十里平	仙台市青葉区大倉	仙台地方ダム総合（大倉ダム）	〃	
29	大倉	仙台市青葉区大倉	仙台地方ダム総合（大倉ダム）	〃	
30	中薬師	名取市高館川上	仙台地方ダム総合（樽水ダム）	〃	
31	樽水	名取市高館川上	仙台地方ダム総合（樽水ダム）	〃	
32	大河原	大河原町字南	大河原土木	〃	
33	牡鹿	石巻市牡鹿町	東部土木	〃	
34	女川	女川町女川浜	東部土木	〃	
35	志津川	南三陸町志津川字助作	気仙沼土木	〃	
36	本吉	気仙沼市本吉町津谷明戸	気仙沼土木	〃	
37	東仙台	仙台市宮城野区幸町	仙台土木	〃	
38	多賀城	多賀城市鶴ヶ谷	仙台土木	〃	
39	芳の平	仙台市泉区福岡	仙台地方ダム総合（七北田ダム）	〃	
40	七北田	仙台市泉区福岡	仙台地方ダム総合（七北田ダム）	〃	
41	小角	仙台市泉区実沢	仙台地方ダム総合（七北田ダム）	〃	
42	惣の関	利府町森郷	仙台地方ダム総合（惣の関ダム）	〃	
43	城内	栗原市志波姫伊豆野	北部土木（栗原）	〃	
44	泉谷	栗原市瀬峰泉谷	北部土木（栗原）	〃	
45	深山岳	栗原市栗駒町	栗原地方ダム総合（荒砥沢ダム）	〃	
46	袋	色麻町四釜	北部土木	〃	
47	九ノ森	仙台市泉区朴沢	仙台地方ダム総合（宮床ダム）	〃	
48	内川	丸森町柿ノ木田	大河原土木	〃	
49	村田	村田町大字村田	大河原土木	〃	
50	柳津	登米市津山町柳津	東部土木（登米）	〃	
51	米川	登米市東和町米川	東部土木（登米）	〃	
52	新橋	栗原市鶯沢	北部土木（栗原）	〃	
53	真野	石巻市真野	東部土木	〃	
54	赤井	東松島市赤井	東部土木	〃	
55	郷六	仙台市青葉区郷六	仙台土木	〃	

	名 称	位 置	管 理 者	通 報 先	備 考
56	上増田	名取市飯野坂	仙台地方ダム総合（樽水ダム）	宮城県(河川課)	
57	小田	栗原市一迫	栗原地方ダム総合（小田ダム）	〃	
58	大平	栗原市花山	栗原地方ダム総合（小田ダム）	〃	
59	二ツ石ダム	加美町宮崎	大崎地方ダム総合（二ツ石ダム）	〃	
60	岩堂沢ダム	大崎市鳴子温泉岩堂沢	大崎地方ダム総合（岩堂沢ダム）	〃	
61	払川ダム	南三陸町歌津字払川	気仙沼土木（払川ダム）	〃	
62	若柳	栗原市若柳字川南	北部土木（栗原）	〃	
63	常楽	気仙沼市常楽	気仙沼土木	宮城県(防災砂防課)	
64	浦	気仙沼市唐桑町浦	気仙沼土木	〃	
65	歌津	南三陸町歌津字伊里前	気仙沼土木	〃	
66	津谷明戸	気仙沼市本吉町津谷明戸	気仙沼土木	〃	
67	湯元	仙台市太白区秋保	仙台土木	〃	
68	折立	仙台市青葉区折立	仙台土木	〃	
69	茂庭	仙台市青葉区茂庭	仙台土木	〃	
70	下愛子	仙台市青葉区下愛子	仙台土木	〃	
71	倉石岳	蔵王町倉石岳	大河原土木	〃	
72	福岡深谷	白石市福岡深谷	大河原土木	〃	
73	石浜	女川町石浜	東部土木	〃	
74	飯子浜	女川町飯子浜	東部土木	〃	
75	和渕	石巻市和渕	東部土木	〃	
76	鹿又	石巻市鹿又	東部土木	〃	
77	渡波	石巻市渡波	東部土木	〃	
78	小野	東松島市小野	東部土木	〃	
79	小里	涌谷町小里	北部土木	〃	
80	千石	大崎市松山千石	北部土木	〃	
81	大塩	東松島市大塩	東部土木	〃	
82	東成田	大郷町東成田	仙台土木	〃	
83	入間田	柴田町大字入間田	大河原土木	〃	
84	福岡蔵本	白石市福岡蔵本	大河原土木	〃	
85	高倉	角田市高倉	大河原土木	〃	
86	笠松	丸森町字笠松	大河原土木	〃	
87	大張大蔵	丸森町大張大蔵	大河原土木	〃	
88	塚沢	気仙沼市塚沢	気仙沼土木	〃	
89	赤岩羽田	気仙沼市赤岩羽田	気仙沼土木	〃	
90	長磯船原	気仙沼市長磯船原	気仙沼土木	〃	
91	小金山	気仙沼市本吉町馬籠町	気仙沼土木	〃	
92	下綱木	登米市東和町東綱木	東部土木(登米)	〃	
93	宮田	登米市津山町横山	東部土木(登米)	〃	
94	十三浜	石巻市北上町十三浜	東部土木	〃	
95	小島	石巻市雄勝町小島	東部土木	〃	
96	新山浜	石巻市新山浜	東部土木	〃	
97	大原浜	石巻市大原浜	東部土木	〃	
98	有馬	栗原市金成有馬	北部土木(栗原)	〃	
99	本沢	栗原市花山本沢	北部土木(栗原)	〃	
100	大栗	栗原市一迫大栗	北部土木(栗原)	〃	
101	長袋	仙台市太白区秋保町	仙台土木	〃	
102	荒井	仙台市若林区荒井	仙台土木	〃	
103	坂元	山元町坂元	仙台土木	〃	
104	山寺	山元町山寺字新山	仙台土木	〃	
105	大童	富谷市大童	仙台土木	〃	
106	女川(北上)	石巻市北上町女川字南	東部土木	〃	
107	寺崎	石巻市桃生町寺崎字松木畑	東部土木	〃	
108	宮戸	東松島市野蒜字州崎	東部土木	〃	
109	鳴子温泉	大崎市鳴子温泉字星沼	北部土木	〃	
110	岩出山池月	大崎市岩出山池月字下宮道下	北部土木	〃	
111	岩出山(砂)	大崎市岩出山字下真山諏訪原	北部土木	〃	
112	王城寺	色麻町王城寺字渡戸南	北部土木	〃	
113	中埜	美里町中埜字卯時	北部土木	〃	
114	三本木伊賀	大崎市三本木伊賀字中伊賀	北部土木	〃	

	名 称	位 置	管 理 者	通 報 先	備 考
115	登米町	登米市登米町寺池桜小路	東部土木(登米)	宮城県(防災砂防課)	
116	石越町	登米市石越町東郷字加慶	東部土木(登米)	〃	
117	迫町	登米市迫町新田字北深沢	東部土木(登米)	〃	
118	一関	岩手県一関市釣山下	国土交通省岩手河川国道事務所	東北地方整備局	
119	二口	仙台市太白区秋保町	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
120	笹谷	川崎町大字今宿	国土交通省釜房ダム管理所	〃	
121	釜房	川崎町大字小野	国土交通省釜房ダム管理所	〃	
122	作並	仙台市青葉区作並	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
123	秋保	仙台市太白区秋保町	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
124	小屋の沢	川崎町大字今宿	国土交通省釜房ダム管理所	〃	
125	上菅生	村田町菅生館	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
126	下原	川崎町大字今宿野上	国土交通省釜房ダム管理所	〃	
127	佐保山	仙台市太白区茂庭	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
128	川音岳	川崎町大字川内	国土交通省釜房ダム管理所	〃	
129	郡山	仙台市太白区あすと長町	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
130	湯原	七ヶ宿町字壇ノ前	国土交通省七ヶ宿ダム管理所	〃	
131	滑津	七ヶ宿町字滑津	国土交通省七ヶ宿ダム管理所	〃	
132	舟引	七ヶ宿町字刈田岳	国土交通省七ヶ宿ダム管理所	〃	
133	硯石	七ヶ宿町字柏木山	国土交通省七ヶ宿ダム管理所	〃	
134	滝平	七ヶ宿町字滝平	国土交通省七ヶ宿ダム管理所	〃	
135	七ヶ宿ダム	七ヶ宿町字切通	国土交通省七ヶ宿ダム管理所	〃	
136	白石	白石市字東大畑	国土交通省七ヶ宿ダム管理所	〃	
137	越河	白石市斎川	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
138	遠刈田	蔵王町遠刈田温泉	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
139	大内	丸森町大内	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
140	角田	角田市梶賀	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
141	岩沼	岩沼市館下	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
142	月舘	福島県伊達市	国土交通省福島河川国道事務所	〃	
143	飯野川	石巻市相野谷	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
144	保呂内	大崎市鳴子温泉	国土交通省鳴子ダム管理所	〃	
145	軍沢	大崎市鳴子温泉	国土交通省鳴子ダム管理所	〃	
146	荒雄	大崎市鳴子温泉	国土交通省鳴子ダム管理所	〃	
147	鳴子	大崎市鳴子温泉	国土交通省鳴子ダム管理所	〃	
148	大崎	大崎市古川東大崎	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
149	涌谷	涌谷町田沼	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
150	半森山	加美町漆沢	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
151	青野	加美町鹿原	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
152	寒風沢	加美町宮崎	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
153	北川内	加美町北川内	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
154	小野田	加美町内谷地	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
155	升沢	大和町吉田	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
156	嘉太神	大和町吉田	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
157	難波	大和町宮床	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
158	明石	富谷市明石	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
159	諏訪前	岩手県一関市川崎町薄衣	国土交通省岩手河川国道事務所	〃	
160	市野々	岩手県一関市萩荘	国土交通省岩手河川国道事務所	〃	
161	米谷	登米市東和町米谷	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
162	石巻	石巻市蛇田	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
163	原	大崎市鳴子温泉	国土交通省鳴子ダム管理所	〃	
164	余目	柴田町入間田	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
165	志賀	岩沼市志賀	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
166	関	七ヶ宿町瀬見原	国土交通省七ヶ宿ダム管理所	〃	
167	塩倉	白石市小原	国土交通省七ヶ宿ダム管理所	〃	
167	津谷川	岩手県一関市室根町津谷川	岩手県	岩手県	
168	駒ノ湯	栗原市栗駒	仙台区気象台	仙台区気象台	
169	気仙沼	気仙沼市古町	仙台区気象台	〃	
170	鶯沢	栗原市鶯沢	仙台区気象台	〃	
171	川渡	大崎市鳴子温泉	仙台区気象台	〃	
172	築館	栗原市築館	仙台区気象台	〃	

	名 称	位 置	管 理 者	通 報 先	備 考
173	加美	加美町味ヶ袋葉菜原	仙台管区气象台	仙台管区气象台	
174	米山	登米市米山町西野	仙台管区气象台	〃	
175	志津川	南三陸町志津川字城場	仙台管区气象台	〃	
176	古川	大崎市古川大崎	仙台管区气象台	〃	
177	雄勝	石巻市雄勝町雄勝	仙台管区气象台	〃	
178	泉ヶ岳	仙台市泉区福岡岳山	仙台管区气象台	〃	
179	大衡	大衡村松の平	仙台管区气象台	〃	
180	鹿島台	大崎市鹿島台広長	仙台管区气象台	〃	
181	新川	仙台市青葉区新川	仙台管区气象台	〃	
182	塩釜	塩竈市伊保石	仙台管区气象台	〃	
183	蔵王	蔵王町大字平沢	仙台管区气象台	〃	
184	白石	白石市福岡長袋	仙台管区气象台	〃	
185	亘理	亘理町字油田	仙台管区气象台	〃	
186	丸森	丸森町舘矢間舘山	仙台管区气象台	〃	
187	筆甫	丸森町筆甫	仙台管区气象台	〃	
188	仙台	仙台市宮城野区五輪	仙台管区气象台	〃	
189	石巻	石巻市泉町	仙台管区气象台	〃	
190	名取	名取市下増田	仙台管区气象台	〃	
191	女川	女川町宮ヶ崎字宮ヶ崎	仙台管区气象台	〃	

## 第2節 水位の観測、通報及び公表

1 宮城県河川流域情報システム（MIRAI）により水位データを観測できる水位観測所は、第10表及び第12表-1のとおりである。

### 2 水位の通報

水位観測所の観測データは各観測所の管理者の観測システムにより、一定時間ごとに観測データが収集され、水位の状況が確認できる体制となっている。

上記システムにより観測データが収集できない場合は、管理者は、次により、第12表-1の通報先に電話、ファクシミリ、無線電話などで通報するものとする。

ただし、宮城県以外の管理者はその定める手段によるものとする。

(1) 水防団待機水位（通報水位）に達したときは通報するものとし、以降通報水位以下になるまで1時間ごとに通報を続ける。

(2) 氾濫注意水位（警戒水位）に達したときはその旨を通報する。

(3) 最高水位は通報する。

備考：観測は、観測時刻を明確にして毎時観測するものとし、氾濫注意水位（警戒水位）以上に達したときは、特に重視観測すること。また、水量の激変その他の状況については、随時その模様を速報すること。

3 水位観測所から水位に関する連絡があった場合、関係機関において必要と認めるときは、指定水防管理団体等関係機関と密接な連絡をとるものとする。

### 4 警戒水位超過後の水位状況の公表

洪水時の警戒、水防活動及び円滑かつ迅速な避難行動を臨機応変に行うためには、刻々と変化する河川の状況を踏まえた的確な対策がなされるよう、水防管理者を始め広く住民に対して河川の流況が公表されることが必要である。

従来より、県水防計画で定められる量水標管理者は、通報水位を超えるときはその水位の状況を関係機関に通報することとされていたが、平成17年の法改正では、量水標の示す水位が、洪水に際して水防体制を整えるなど洪水による災害の発生を警戒すべき水位である警戒水位を超えている間は、当該量水標管理者は、その水位の状況を水防関係機関のみならず住民にも公表するものとされた（法第12条第2項）。

宮城県では、宮城県河川流域情報システムの再構築を平成17年度までに完了し、平成18年度から運用を開始することにより、この法改正に対応している。すなわち、同システムで観測可能な量水標における最新の水位観測データは、降雨量、気象警報・注意報、水防警報等の情報とともに、専用回線を通じて水防関係機関に通知されると同時に、インターネットにより配信され、誰もがパソコンやスマートフォン、携帯電話を通じて入手することが可能になっている。URLは以下のとおり。

(パソコン) <https://www.dobokusougou.pref.miyagi.jp/miyagi/servlet/GamenServlet>

(スマートフォン) [https://www.dobokusougou.pref.miyagi.jp/miyagi\\_sp/](https://www.dobokusougou.pref.miyagi.jp/miyagi_sp/)

(携帯電話の場合) <https://www.dobokusougou.pref.miyagi.jp/tel/index.html>

※なお、国土交通省の「川の防災情報」でも情報入手が可能である。

(パソコンの場合) <https://www.river.go.jp/>

(スマートフォン版) <https://www.river.go.jp/s/>

## 5 欠測時の措置

- (1) 量水標管理者は、自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、その状況を関係機関等に速やかに周知するものとする。
- (2) 欠測等により水位の通報及び公表ができない観測所を代替する観測所がある場合は、併せて関係機関等に周知するものとする。

## 6 ホットライン

避難判断水位又は氾濫危険水位に達したことへの通知や、避難指示等の発令判断に直結するような緊急又は重要な情報については、タイムライン（事前行動計画）に沿って、事前に構築したホットラインの活用等により速やかに関係市町村長等に通報・伝達する。

## 7 その他

水位情報として危機管理型水位計（第12表-2、4）や河川監視カメラ（第12表-3、5）を設置し、水位情報を確認するとともに、水位計の設置されていない河川については、水防団からの報告等の現地情報とあわせ、気象庁が提供する洪水警報の危険度分布（気象庁HP、防災情報提供システム）や流域雨量指数の予測値（防災情報提供システム）も活用し、水位上昇のおそれを把握する。

### ※危機管理型水位計とは

従来の水位計と異なり、河川の水位が一定の水位を超過すると観測を開始する水位計。水位情報は、国土交通省のウェブサイト「川の防災情報」（<https://www.river.go.jp/>）で表示され、リアルタイムで川の水位が確認できる。

第12表-1

## 水位観測所

MIRAIにより水位データを観測できる水位観測所は次のとおりである。観測データはすべてテレメータにより収集される。

	河川名	名称	位置	管理者	通報先	備考
1	二股川	飯土井	登米市	東部土木(登米)	宮城県(河川課)	
2	迫川	大林	栗原市	北部土木(栗原)	"、東部土木(登米)	
3	迫川	真坂	栗原市	北部土木(栗原)	"、東部土木(登米)	
4	小山田川	大沼	登米市	東部土木(登米)	"、北部・北部土木(栗原)	
5	三迫川	岩ヶ崎	栗原市	北部土木(栗原)	"、東部土木(登米)	
6	夏川	舟場	登米市	東部土木(登米)	"	
7	小山田川	富橋	栗原市	北部土木(栗原)	"	
8	荒川	沼口	登米市	東部土木(登米)	"	
9	迫川	佐沼	登米市	東部土木(登米)	"	
10	夏川	小谷地	登米市	東部土木(登米)	"	
11	迫川	山内	栗原市	栗原地方ダム総合(花山ダム)	"	
12	迫川	留場	栗原市	栗原地方ダム総合(花山ダム)	"、東部土木(登米)	
13	迫川	若柳	栗原市	栗原地方ダム総合(花山ダム)	"	
14	三迫川	嶋屋敷	栗原市	栗原地方ダム総合(栗駒ダム)	"、北部土木(栗原)	
15	三迫川	洞万	栗原市	栗原地方ダム総合(栗駒ダム)	"	
16	多田川	下狼塚	加美町	北部土木	"	
17	鳴瀬川	辻倉	加美町	大崎地方ダム総合(漆沢ダム)	"	
18	唐府沢川	唐府	加美町	大崎地方ダム総合(漆沢ダム)	"	
19	鳴瀬川	門沢	加美町	大崎地方ダム総合(漆沢ダム)	"	
20	田川	小泉	加美町	大崎地方ダム総合(漆沢ダム)	"	
21	鳴瀬川	中新田	加美町	北部土木	"、東部土木	
22	吉田川	八合田	大和町	仙台地方ダム総合(南川ダム)	"	
23	吉田川	落合	大和町	仙台地方ダム総合(南川ダム)	"	
24	大倉川	定義	仙台市青葉区	仙台地方ダム総合(大倉ダム)	"	
25	広瀬川	白沢	仙台市青葉区	仙台地方ダム総合(大倉ダム)	"	
26	広瀬川	郷六	仙台市青葉区	仙台地方ダム総合(大倉ダム)	"	
27	増田川	中薬師	名取市	仙台地方ダム総合(樽水ダム)	"	
28	増田川	上増田	名取市	仙台地方ダム総合(樽水ダム)	"	
29	白石川	大河原	大河原町	大河原土木	"	
30	内川	内川	丸森町	大河原土木	"	
31	松川	松川橋	蔵王町	大河原土木	"	
32	鶴田川	品井沼	松島町	仙台土木	"	
33	八幡川	八幡橋(H)	南三陸町	気仙沼土木	"	
34	津谷川	花見橋	気仙沼市	気仙沼土木	"	
35	大川	大川本町	気仙沼市	気仙沼土木	"	
36	高城川	高城	松島町	仙台土木	"	
37	砂押川	八幡橋(S)	多賀城市	仙台土木	"	
38	七北田川	福田大橋	仙台市宮城野区	仙台土木	"	
39	七北田川	川崎	仙台市泉区	仙台地方ダム総合(七北田ダム)	"	
40	七北田川	小角	仙台市泉区	仙台地方ダム総合(七北田ダム)	"、仙台土木	
41	七北田川	市名坂	仙台市泉区	仙台地方ダム総合(七北田ダム)	"、仙台土木	
42	七北田川	岩切	仙台市宮城野区	仙台地方ダム総合(七北田ダム)	"、仙台土木	
43	斎川	郡山	白石市	大河原土木	"	
44	白石川	白石	白石市	大河原土木	"	
45	迫川	三方島	登米市	東部土木(登米)	"	
46	南沢川	柳津	登米市	東部土木(登米)	"	
47	旧迫川	高鳥	登米市	東部土木(登米)	"	
48	二迫川	新橋	栗原市	北部土木(栗原)	"	
49	出来川	名鱒	涌谷町	北部土木	"	
50	大江堀川	城内(内)	栗原市	北部土木(栗原)	"	
51	大江堀川	城内(外)	栗原市	北部土木(栗原)	"	
52	大水門川	泉谷(内)	栗原市	北部土木(栗原)	"	
53	大水門川	泉谷(外)	栗原市	北部土木(栗原)	"	
54	河童川	袋(内)	色麻町	北部土木	"	
55	河童川	袋(外)	色麻町	北部土木	"	
56	江合川	岩出山	大崎市	北部土木	"	
57	荒川	仮屋(上)	登米市	東部土木(登米)	"	
58	荒川	仮屋(下)	登米市	東部土木(登米)	"	
59	田尻川	大水門	大崎市	大崎地方ダム総合(化女沼ダム)	"	
60	定川	赤井	東松島市	東部土木	"	
61	五間堀川	矢野目	岩沼市	仙台土木	"	
62	五間堀川	下野郷	岩沼市	仙台土木	"	
63	広瀬川	米ヶ袋	仙台市青葉区	仙台土木	"	
64	鶴田川	鶴田崎	大郷町	仙台土木	"	
65	高野川	仙石(内)	仙台市宮城野区	仙台土木	"	
66	梅田川	仙石(外)	仙台市宮城野区	仙台土木	"	

	河川名	名称	位置	管理者	通報先	備考
67	田尻川	長者	大崎市	大崎地方ダム総合（化女沼ダム）	宮城県（河川課）	
68	宮床川	一ノ関	大和町	仙台地方ダム総合（宮床ダム）	〃	
69	二迫川	深山岳	栗原市	栗原地方ダム総合（荒砥沢ダム）	〃	
70	二迫川	文字	栗原市	栗原地方ダム総合（荒砥沢ダム）	〃	
71	砂押川	砂押越流堤	多賀城市	仙台土木	〃	
72	砂押川	砂押遊水地呑口	多賀城市	仙台土木	〃	
73	砂押川	砂押遊水地吐口	多賀城市	仙台土木	〃	
74	砂押川	砂押鴻池橋	多賀城市	仙台土木	〃	
75	勿来川	勿来越流堤	多賀城市	仙台土木	〃	
76	勿来川	勿来遊水地呑口	多賀城市	仙台土木	〃	
77	勿来川	勿来遊水地吐口	多賀城市	仙台土木	〃	
78	大沢川	橋元	大崎市	大崎地方ダム総合（上大沢ダム）	〃	
79	田沢川	田沢川	大崎市	大崎地方ダム総合（上大沢ダム）	〃	
80	長崎川	大平	栗原市	栗原地方ダム総合（小田ダム）	〃	
81	長崎川	御崎	栗原市	栗原地方ダム総合（小田ダム）	〃	
82	鳴瀬川	野田橋	美里町	大崎地方ダム総合（漆沢ダム）	〃	
83	落堀川	落堀	登米市	東部土木（登米）	〃	
84	荒川	荒川S（下）	登米市	東部土木（登米）	〃	
85	荒川	本関場	村田町	大河原土木	〃	
86	坂元川	道合	山元町	仙台土木	〃	
87	小田川	小田	角田市	大河原土木	〃	
88	梅田川	苦竹	仙台市宮城野区	仙台土木	〃	
89	迫川	砂原水門	登米市	東部土木（登米）（長沼ダム）	〃	
90	迫川	若石大橋	登米市	東部土木（登米）（長沼ダム）	〃	
91	伊里前川	中在橋	南三陸町	気仙沼土木（払川ダム）	〃	
92	渋井川	西荒井	大崎市	北部土木	〃	
93	旧笹川	北目橋	仙台市太白区	仙台土木	〃	
94	洞堀川	天皇寺橋	大和町	仙台土木	〃	
95	二迫川	荒瀬	栗原市	北部土木（栗原）	〃	
96	鹿折川	鹿折大橋	気仙沼市	気仙沼土木	〃	
97	尾袋川	横倉	角田市	大河原土木	〃	
98	雉子尾川	山居	丸森町	大河原土木	〃	
99	川内沢川	館腰橋	名取市	仙台土木	〃	
100	志賀沢川	河原橋	岩沼市	仙台土木	〃	
101	戸花川	戸花橋	山元町	仙台土木	〃	
102	吉田川	高田中央橋	大和町	仙台土木	〃	
103	西川	木樵橋	大和町	仙台土木	〃	
104	南沢川	横山	登米市	東部土木（登米）	〃	
105	荒川（阿）	新青川	村田町	大河原土木	〃	
106	真野川	新明治橋	石巻市	東部土木	〃	
107	渋川	荒田の目	大崎市	北部土木	〃	
108	長谷川	月崎	加美町	北部土木	〃	
109	花川	向町	色麻町	北部土木	〃	
110	出来川	笹館橋	美里町	北部土木	〃	
111	美女川	田中橋	美里町	北部土木	〃	
112	芋埜川	栗駒公園線	栗原市	北部土木（栗原）	〃	
113	荒川	荒田澤橋	栗原市	北部土木（栗原）	〃	
114	神山川	平貝橋	気仙沼市	気仙沼土木	〃	
115	二迫川	島巡橋	栗原市	北部土木（栗原）	〃	
116	二股川	昭和橋	登米市	東部土木（登米）	〃	
117	萱刈川	萱刈橋	栗原市	北部土木（栗原）	〃	
118	富士川	原	石巻市	東部土木	〃	
119	百々川	百々川（内）	大崎市	北部土木	〃	
120	百々川	百々川（外）	大崎市	北部土木	〃	
121	佐賀川	佐賀川（内）	大崎市	北部土木	〃	
122	佐賀川	佐賀川（外）	大崎市	北部土木	〃	
123	保野川	清水	色麻町	北部土木	〃	
124	名蓋川	矢目	大崎市	北部土木	〃	
125	平家川	福岡深谷	白石市	大河原土木	〃	
126	大川	切通	気仙沼市	気仙沼土木	〃	
127	面瀬川	松崎	気仙沼市	気仙沼土木	〃	
128	南貞山運河	南水門（内）	仙台市	仙台土木	〃	
129	南貞山運河	南水門（外）	仙台市	仙台土木	〃	
130	西沢川	西沢川樋門（内）	石巻市	東部土木	〃	
131	皿貝川	西沢川樋門（外）	石巻市	東部土木	〃	
132	北上川	狐禅寺	岩手県一関市	国土交通省岩手河川国道事務所	東北地方整備局	
133	北上川	相川	岩手県一関市	国土交通省岩手河川国道事務所	〃	
134	北上川	諏訪前	岩手県一関市	国土交通省岩手河川国道事務所	〃	
135	北上川	七日町	岩手県藤沢町	国土交通省岩手河川国道事務所	〃	
136	名取川	湯元	仙台市太白区	国土交通省釜房ダム管理所	〃	
137	名取川	余方	名取市	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
138	名取川	名取橋	仙台市太白区	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
139	広瀬川	広瀬橋	仙台市若林区	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
140	名取川	袋原	仙台市太白区	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	

	河川名	名称	位置	管理者	通報先	備考
141	筑川	杉の下橋	仙台市太白区	国土交通省仙台河川国道事務所	東北地方整備局	
142	名取川	関上第二	名取市	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
143	碁石川	碁石	川崎町	国土交通省釜房ダム管理所	〃	
144	北川	下原	川崎町	国土交通省釜房ダム管理所	〃	
145	白石川	関	七ヶ宿町	国土交通省七ヶ宿ダム管理所	〃	
146	白石川	萩崎	七ヶ宿町	国土交通省七ヶ宿ダム管理所	〃	
147	白石川	白石	白石市	国土交通省七ヶ宿ダム管理所	〃	
148	白石川	北白川	白石市	国土交通省七ヶ宿ダム管理所	〃	
149	白石川	小日向	白石市	国土交通省七ヶ宿ダム管理所	〃	
150	阿武隈川	館矢間	丸森町	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
151	阿武隈川	丸森	丸森町	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
152	阿武隈川	笠松	角田市	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
153	阿武隈川	江尻	角田市	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
154	白石川	船岡大橋	柴田町	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
155	阿武隈川	岩沼	岩沼市	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
156	阿武隈川	荒浜	亘理町	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
157	阿武隈川	福島	福島県福島市	国土交通省福島河川国道事務所	〃	
158	阿武隈川	伏黒	福島県伊達市	国土交通省福島河川国道事務所	〃	
159	阿武隈川	八幡	福島県伊達市	国土交通省福島河川国道事務所	〃	
160	北上川	大泉	登米市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
161	北上川	米谷	登米市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
162	北上川	登米	登米市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
163	北上川	柳津	登米市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
164	北上川	脇谷上	石巻市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
165	北上川	飯野川上	石巻市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
166	北上川	福地	石巻市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
167	北上川	月浜	石巻市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
168	北上川	白浜	石巻市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
169	旧北上川	倉埜	石巻市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
170	迫川	剣先	登米市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
171	江合川	轟	大崎市	国土交通省鳴子ダム管理所	〃	
172	江合川	末沢	大崎市	国土交通省鳴子ダム管理所	〃	
173	江合川	岩出山	大崎市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
174	江合川	荒雄	大崎市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
175	江合川	下谷地	大崎市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
176	江合川	桜ノ目	大崎市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
177	江合川	涌谷	涌谷町	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
178	江合川	短台	涌谷町	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
179	旧北上川	和渚	石巻市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
180	旧北上川	大森	石巻市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
181	旧北上川	門脇	石巻市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
182	鳴瀬川	三本木橋	大崎市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
183	鳴瀬川	高倉橋	大崎市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
184	鳴瀬川	下中の目	大崎市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
185	鳴瀬川	野田橋	大崎市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
186	鳴瀬川	鹿島台(N)	松島町	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
187	鳴瀬川	竹谷	美里町	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
188	吉田川	落合(Y)	大和町	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
189	吉田川	高田橋	大和町	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
190	吉田川	粕川	大郷町	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
191	吉田川	鹿島台(Y)	松島町	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
192	鳴瀬川	野蒜	東松島市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
193	鳴瀬川	宮戸	東松島市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
194	新江合川	李埜	大崎市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
195	吉田川	幡谷	松島町	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
196	竹林川	新田橋	富谷市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
197	奥田川	奥田(内)	大衡村	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
198	善川	奥田(外)	大衡村	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
199	善川	塩浪	大衡村	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
200	広瀬川	落合(H)	仙台市青葉区	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
201	太郎川	馬引	川崎町	国土交通省釜房ダム管理所	〃	
202	前川	前川	川崎町	国土交通省釜房ダム管理所	〃	
203	阿武隈川	小山	亘理町	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
204	旧迫川	三方江	登米市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
205	大川	折壁	岩手県一関市	岩手県	岩手県	

## 危機管理型水位計（国土交通大臣管理分）

危機管理型水位計により水位データを観測できる水位観測所は次のとおりである。

※危機管理型水位計…従来の水位計と異なり、水位が一定の水位を超過すると観測を開始する水位計。

No	河川名	位置
1	阿武隈川	阿武隈川左岸6.4k
2	阿武隈川	阿武隈川左岸6.6k
3	阿武隈川	阿武隈川左岸7.6k
4	阿武隈川	阿武隈川左岸8.0k
5	阿武隈川	阿武隈川右岸8.0k
6	阿武隈川	阿武隈川右岸8.8k
7	阿武隈川	阿武隈川左岸9.6k
8	阿武隈川	阿武隈川左岸9.8k
9	阿武隈川	阿武隈川右岸9.8k
10	阿武隈川	阿武隈川右岸13.0k
11	阿武隈川	阿武隈川左岸14.2k
12	阿武隈川	阿武隈川右岸16.8k
13	阿武隈川	阿武隈川左岸18.4k
14	阿武隈川	阿武隈川右岸19.2k
15	阿武隈川	阿武隈川左岸19.4k
16	阿武隈川	阿武隈川右岸20.2k
17	阿武隈川	阿武隈川左岸21.2k
18	阿武隈川	阿武隈川右岸21.2k
19	阿武隈川	阿武隈川右岸22.6k
20	阿武隈川	阿武隈川右岸23.2k
21	阿武隈川	阿武隈川右岸23.4k
22	阿武隈川	阿武隈川右岸25.6k
23	阿武隈川	阿武隈川右岸25.8k
24	阿武隈川	阿武隈川左岸29.2k
25	阿武隈川	阿武隈川右岸33.6k
26	阿武隈川	阿武隈川右岸35.0k
27	阿武隈川	阿武隈川右岸35.8k
28	阿武隈川	阿武隈川右岸36.2k
29	阿武隈川	阿武隈川左岸36.6k
30	阿武隈川	阿武隈川右岸36.6k
31	名取川	名取川左岸5.0k
32	名取川	名取川左岸5.6k
33	名取川	名取川右岸5.6k
34	広瀬川	広瀬川右岸0.4k
35	広瀬川	広瀬川左岸1.0k
36	広瀬川	広瀬川右岸2.8k
37	北上川	北上川下流左岸1.8k
38	北上川	北上川下流右岸2.2k
39	北上川	北上川下流左岸4k
40	北上川	北上川下流右岸4.6k
41	北上川	北上川下流右岸7.4k
42	北上川	北上川下流右岸9.2k
43	北上川	北上川下流右岸10.8k
44	北上川	北上川下流右岸16.4k
45	北上川	北上川下流右岸24k
46	北上川	北上川下流左岸26.4k
47	北上川	北上川下流右岸27.4k
48	北上川	北上川下流左岸30.6k
49	北上川	北上川下流左岸35k
50	北上川	北上川下流右岸41.6k
51	北上川	北上川下流左岸42.8k
52	北上川	北上川下流左岸43.8k

No	河川名	位置
53	旧北上川	旧北上川右岸3k
54	旧北上川	旧北上川左岸3.2k
55	旧北上川	旧北上川左岸5.2k
56	旧北上川	旧北上川左岸17.4k
57	旧北上川	旧北上川右岸21k
58	旧北上川	旧北上川右岸22.4k
59	旧北上川	旧北上川右岸27.2k
60	江合川	江合川左岸1.4k
61	江合川	江合川右岸3k
62	江合川	江合川左岸7k
63	江合川	江合川左岸12.4k
64	江合川	江合川左岸16.6k
65	江合川	江合川右岸18.4k
66	江合川	江合川左岸19.2k
67	江合川	江合川右岸28.4k
68	新江合川	新江合川左岸1.6k
69	鳴瀬川	鳴瀬川左岸5.8k
70	鳴瀬川	鳴瀬川右岸10.1k
71	鳴瀬川	鳴瀬川左岸12.7k
72	鳴瀬川	鳴瀬川左岸15.3k
73	鳴瀬川	鳴瀬川左岸23.3k
74	鳴瀬川	鳴瀬川左岸28.5k
75	鳴瀬川	鳴瀬川右岸36.1k
76	鳴瀬川	鳴瀬川左岸37.3k
77	鳴瀬川	鳴瀬川右岸37.9k
78	鳴瀬川	鳴瀬川左岸40.3k
79	鞍坪川	鞍坪川右岸0.4k
80	竹林川	竹林川左岸0.2k
81	竹林川	竹林川左岸1.6k
82	竹林川	竹林川右岸2.6k
83	竹林川	竹林川左岸3.1k
84	吉田川	吉田川右岸3.4k
85	吉田川	吉田川右岸6k
86	吉田川	吉田川左岸11.5k
87	吉田川	吉田川左岸12.4k
88	吉田川	吉田川左岸15.2k
89	吉田川	吉田川右岸16.6k
90	吉田川	吉田川左岸16.8k
91	吉田川	吉田川左岸17.9k
92	吉田川	吉田川右岸18.4k
93	吉田川	吉田川右岸20.0k
94	吉田川	吉田川左岸20.9k
95	吉田川	吉田川右岸21.7k
96	吉田川	吉田川左岸23.5k
97	吉田川	吉田川右岸24.1k
98	吉田川	吉田川左岸28.8k
99	吉田川	吉田川左岸30.3k
100	吉田川	吉田川右岸31.3k
101	多田川	多田川左岸3.5k
102	善川	善川左岸0.8k
103	善川	善川右岸1.8k
104	善川	善川左岸2.0k

## 簡易型河川監視カメラ（国土交通大臣管理分）

簡易型河川監視カメラにより画像データを観測できる箇所は次のとおりである。

No	河川名	設置箇所	位置
1	阿武隈川	神明南	丸森町
2	名取川	太白区東中田	仙台市
3	笹川	太白区南大野田	仙台市
4	江合川	田尻北小牛田宅地一	大崎市
5	江合川	南小牛田下小牛田屋敷	美里町
6	江合川	南小牛田町屋敷	美里町
7	江合川	古川小泉川前	大崎市
8	新江合川	三本木上伊場野字逆川	大崎市
9	新江合川	古川李塚東田	大崎市
10	鳴瀬川	三本木蟻ヶ袋字川原	大崎市
11	鳴瀬川	三本木上伊場野字逆川	大崎市
12	多田川	三本木蒜袋東谷地	大崎市
13	多田川	古川米袋大上	大崎市
14	鳴瀬川	鹿島台木間塚	大崎市
15	鳴瀬川	二郷	美里町
16	鳴瀬川	字志賀町	美里町
17	鳴瀬川	三本木上伊場野字逆川	大崎市
18	鳴瀬川	松山下伊場野入袋	大崎市
19	鞍坪川	西福田鞍坪流	東松島市
20	吉田川	竹谷川頭	松島町
21	北上川	福地町	石巻市
22	北上川	三輪田赤柴新田	石巻市
23	北上川	津山町柳津宮沢	登米市
24	旧北上川	豊里町七ツ塚	登米市
25	旧北上川	豊里町白鳥	登米市
26	北上川	津山町柳津谷木	登米市
27	北上川	津山町柳津黄牛比良	登米市
28	北上川	登米町大字日根牛谷木前	登米市
29	北上川	東和町米谷野地	登米市
30	北上川	中田町浅水長谷山	登米市
31	北上川	東和町錦織北浅草	登米市
32	北上川	中田町浅水上川面	登米市
33	北上川	中田町上沼俵敷	登米市
34	二股川	東和町米谷根廻	登米市
35	二股川	東和町米谷根廻	登米市
36	旧北上川	和湊	石巻市
37	旧北上川	猪岡短台大谷地	涌谷町
38	江合川	猪岡短台	涌谷町
39	江合川	前谷地兀山谷地	石巻市
40	江合川	涌谷新六郎館	涌谷町
41	江合川	涌谷上町 県道173号	涌谷町
42	吉田川	山崎	大郷町
43	吉田川	鶉崎袋	大郷町
44	吉田川	吉田新小原	大和町
45	善川	落合蒜袋北橋	大和町

No	河川名	名称	位置
46	吉田川	吉田橋本	大和町
47	竹林川	鶴巢下草字北	大和町
48	吉田川	幡谷検行	松島町
49	吉田川	羽生新神明	大郷町
50	吉田川	粕川後谷地	大郷町
51	吉田川	鶴巢大平下碓	大和町
52	吉田川	志戸田平成北	富谷市
53	竹林川	三ノ関馬場沢下	富谷市
54	竹林川	三ノ関馬場沢下	富谷市
55	善川	吉岡北原西	大和町
56	善川	大衡古館下	大衡村
57	善川	落合舞野庚申	大和町
58	善川	落合蒜袋下畑	大和町
59	吉田川	粕川古屋敷	大郷町

### 危機管理型水位計（知事管理分）

危機管理型水位計により水位データを観測できる水位観測所は次のとおりである。

No	河川名	名称	位置
1	高田川	白川寺前橋	白石市
2	大太郎川	深谷妙見橋	白石市
3	天津沢川	福岡長袋	白石市
4	谷津川	大鷹沢三沢	白石市
5	兎捨川	八宮腰巡橋	白石市
6	斎川	斎川下河原	白石市
7	半田川	(旧)青木水門	角田市
8	桜井川	三月殿橋	角田市
9	新桜井川	宝作橋	角田市
10	高倉川	関場橋	角田市
11	内町堀川	金津橋	角田市
12	藪川	藪川矢附	蔵王町
13	森の川	森の川	蔵王町
14	松川	宮大橋	蔵王町
15	松川	遠刈田大橋	蔵王町
16	新川	舟渡橋	村田町
17	荒川	月本橋	村田町
18	内川	丸森大橋(丸森・新川)	丸森町
19	雉子尾川	中平橋	丸森町
20	伊手川	北伊手橋	丸森町
21	七北田川	実沢去田屋敷(無串橋上流)	仙台市
22	七北田川	馬橋	仙台市
23	川内沢川	植松	名取市
24	川内沢川	川内沢橋	名取市
25	五間堀川	藤曾根大師橋	岩沼市
26	五間堀川	矢野目橋	岩沼市
27	旧砂押川	橋本橋	多賀城市
28	竹林川	一関鎌田	富谷市
29	明石川	西成田下八百刈	富谷市
30	西川	富谷清水仲	富谷市
31	砂押川	飯土井新砂押迎	利府町
32	勿来川	勿来新橋	利府町
33	新川	高城居網	松島町
34	田中川	初原欠田	松島町
35	皿貝川	北上町橋浦行人前(護岸階段)	石巻市
36	北上上運河	中里(中里新橋付近)	石巻市
37	東名運河	新東名	東松島市
38	長沼川	迫町佐沼中江	登米市
39	羽沢川	登米町日根牛北沢	登米市
40	夏川	中田町石森白地	登米市
41	田尻川	薬師橋	大崎市
42	大江川	古川穂波	大崎市
43	名蓋川	上狼塚	加美町
44	深川	押登目橋	加美町
45	旧迫川	岸ヶ森橋	涌谷町
46	出来川	台所橋	涌谷町
47	瀬峰川	瀬峰新下田	栗原市
48	三間堀川	若柳川南戸ノ西	栗原市
49	熊川	築館富大沢	栗原市
50	鉛川	鶯沢南郷久保山	栗原市
51	荒川	築館照長根	栗原市
52	昔川	一迫柳目字竹の内	栗原市
53	夏川	金成大林寺沢	栗原市
54	有馬川	金成有壁大日前	栗原市
55	熊谷川	若柳川南八木前	栗原市
56	小山田川	高清水上外沢田	栗原市
57	松川	松川	気仙沼市
58	八瀬川	細尾	気仙沼市
59	津谷川	下川内	気仙沼市
60	馬籠川	館下	気仙沼市
61	折立川	戸倉町	南三陸町
62	八幡川	志津川町熊田	南三陸町
63	西戸川	戸倉広畑	南三陸町
64	新川	雁歌	丸森町
65	五福谷川	上地	丸森町
66	沢戸川	菅生寺下	村田町
67	前川	松葉森山	川崎町
68	坪沼川	菅生館	村田町
69	身洗川	落合桧和田稲和西	大和町
70	小西川	鶴巢幕柳砂子田	大和町
71	名取川	茂庭人来田西	仙台市

No	河川名	名称	位置
72	長柴川	成田	富谷市
73	板坂川	明石下犬ヶ沢	富谷市
74	斎勝川	愛子峯岸前	仙台市
75	笹川	鉤取	仙台市
76	高野川	小鶴	仙台市
77	後田川	西多賀	仙台市
78	岩の川	茂庭門野	仙台市
79	志賀沢川	愛島北目南田	名取市
80	藤田川	森郷一里塚	利府町
81	榎川	沢乙欠下北	利府町
82	藤川	東仙台	仙台市
83	要害川	市名坂	仙台市
84	仙台川	北根	仙台市
85	高柳川	上谷刈	仙台市
86	八乙女川	実沢坂下	仙台市
87	萱場川	西田中加賀屋敷	仙台市
88	西田中川	西田中上田中東	仙台市
89	北貞山運河	井戸開発	仙台市
90	穴川	幡谷蝦穴	松島市
91	味明川	羽生堰場	大郷町
92	滑川	中村新町田	大郷町
93	水沼川	水沼館下	石巻市
94	南北上運河	矢本下立沼前	東松島市
95	大沢川	女川館	石巻市
96	追波沢川	十三浜江川	石巻市
97	西沢川	長尾松崎	石巻市
98	中島川	中島	石巻市
99	倉之迫川	東福田沢向	石巻市
100	金沢川	境水貫山	石巻市
101	八津川	大瓜沢尻	石巻市
102	高木川	高木清水	石巻市
103	日向川	真野小島	石巻市
104	馬鞍川	馬鞍	石巻市
105	加茂川	福地小田内	石巻市
106	大原川	雄勝味噌作	石巻市
107	女川	女川浜日蔵	女川町
108	大沢川	浦宿浜折下	女川町
109	石貝川	柳津幣崎	登米市
110	黄牛川	柳津黄牛深畑	登米市
111	北沢川	横山	登米市
112	駒林川	長者原	登米市
113	大関川	米谷相川	登米市
114	綱木沢川	米川東綱木	登米市
115	中雨生沢川	古川雨生沢中雨生沢	大崎市
116	蛭沢川	下野目川原	大崎市
117	大迫川	大迫台前	大崎市
118	照越川	照越八反田	栗原市
119	田町川	若柳武鎗町館	栗原市
120	善光寺川	高清水上折木	栗原市
121	水尻川	入谷大船沢	南三陸町
122	水戸辺川	戸倉綱木沢	南三陸町
123	増田川	美田園	名取市
124	旧笹川	大野田	仙台市
125	梅田川	扇町	仙台市
126	出来川	南小牛田	美里町
127	内の原川	真野内原	石巻市
128	皿貝川	皿貝	石巻市
129	夏川	若柳武槍	栗原市
130	金生川	栗駒泉沢	栗原市
131	鹿折川	上西側	気仙沼市
132	新川	沼辺字田辺前	村田町
133	旧笹川	郡山	仙台市
134	鶴田川	山王江排水樋管	松島町
135	熊谷川	志波姫新橋本	栗原市
136	夏川	金成新桜町	栗原市
137	荒川	築館横須賀新曾内	栗原市
138	落堀川	志波姫新間海	栗原市
139	真野川	水沼寺中畑	石巻市
140	八幡川	入谷字中の町	南三陸町

※危機管理型水位計…従来の水位計と異なり、水位が一定の水位を超過すると観測を開始する水位計。

## 簡易型河川監視カメラ（知事管理分）

簡易型河川監視カメラにより画像データを観測できる箇所は次のとおりである。

No	河川名	設置箇所	位置
1	高田川	白川津田寺下	白石市
2	大太郎川	福岡深谷川原 妙見堂	白石市
3	天津沢川	福岡長袋字中河原	白石市
4	谷津川	大鷹沢実沢字落合	白石市
5	児捨川	福岡八宮字腰巡	白石市
6	斎川	鷹巣西三丁目	白石市
7	半田川	藤田字青木	角田市
8	桜井川	三月殿橋	角田市
9	新桜井川	宝作橋	角田市
10	高倉川	江尻字木所前	角田市
11	内町堀川	尾山字上大門	角田市
12	小田川	角田字大沼	角田市
13	尾袋川	横倉	角田市
14	藪川	大字矢附字川原	蔵王町
15	森の川	宮字町	蔵王町
16	森の川	宮字明神前	蔵王町
17	松川	宮字小浜川原	蔵王町
18	松川（遠刈田）	遠刈田温泉字東裏	蔵王町
19	新川	沼辺字船渡	村田町
20	新川	沼辺字長塚	村田町
21	荒川	村田字北ノ内	村田町
22	坪沼川	菅生字大耕	村田町
23	沢戸川	菅生字町東裏	村田町
24	支倉川	支倉字大石田	川崎町
25	内川	矢洗	丸森町
26	内川	柿木田	丸森町
27	雉子尾川	大内字砂田	丸森町
28	雉子尾川	金山字山居	丸森町
29	伊手川	大内字大塚	丸森町
30	七北田川	泉区実沢去田下無串	仙台市
31	七北田川	泉区根白石字町頭	仙台市
32	七北田川	泉区八乙女	仙台市
33	七北田川	宮城野区岩切	仙台市
34	旧策川	太白区郡山	仙台市
35	旧策川	太白区長町南	仙台市
36	旧策川	太白区袋原字北河原	仙台市
37	梅田川	扇町	仙台市
38	川内沢川	植松	名取市
39	川内沢川	川内沢橋	名取市
40	川内沢川	植松字新橋	名取市
41	増田川	杉ヶ袋	名取市
42	志賀沢川	愛島北目上原	名取市

No	河川名	設置箇所	位置
43	五間堀川	下野郷字藤曾根	岩沼市
44	五間堀川	下野郷字館下	岩沼市
45	旧砂押川	大代	多賀城市
46	砂押川	市川字中谷地	多賀城市
47	砂押川	東田中志引	多賀城市
48	竹林川	一ノ関鎌田	富谷市
49	明石川	西成田下八百刈	富谷市
50	西川	桜田	富谷市
51	砂押川	新谷地脇	利府町
52	砂押川	沢乙字前田	利府町
53	勿来川	加瀬元川迎	利府町
54	新川	高城字明神二	松島町
55	田中川	高城字反町四	松島町
56	鶴田川	山王江排水樋管	松島町
57	小西川	鶴巣幕柳字砂子田二番	大和町
58	身洗川	落合桧和田稲和西	大和町
59	新堀川	大松沢字新天沼	大郷町
60	鶴田川	大松沢字柳田	大郷町
61	鶴田川	大松沢字原添	大郷町
62	滑川	東成田字三嶽	大郷町
63	味明川	不来内字湯殿下	大郷町
64	皿貝川	北上町橋浦行人前	石巻市
65	北北上運河	新境町一丁目	石巻市
66	釜谷川	入釜谷水門（下流側）	石巻市
67	釜谷川	入釜谷水門（上流側）	石巻市
68	高木川	高木清水	石巻市
69	加茂川	福地小田内	石巻市
70	中島川	中島	石巻市
71	馬鞍川	馬鞍	石巻市
72	皿貝川	皿貝	石巻市
73	大沢川	女川館	石巻市
74	真野川	水沼寺中畑	石巻市
75	内の原川	真野内原	石巻市
76	東名運河	大塚長石	東松島市
77	長沼川	迫町佐沼下田中	登米市
78	南沢川	津山町横山	登米市
79	夏川	石越町東郷平町	登米市
80	鱒淵川	東和町米川字寺内	登米市
81	二股川	東和町米川字四十田	登米市
82	岩之沢川	東和町錦織字嵯峨立	登米市
83	田尻川	古川宮沢字愛宕前	大崎市
84	大江川	大江川（可動堰）	大崎市

簡易型河川監視カメラにより画像データを観測できる箇所は次のとおりである。

No	河川名	設置箇所	位置
85	名蓋川	雑式目字羽毛	加美町
86	名蓋川	上狼塚字寺前	加美町
87	深川	字押登目	加美町
88	深川	深川（排水樋門）	加美町
89	旧迫川	字小里	涌谷町
90	出来川	和多田沼	美里町
91	出来川	南小牛田仁	美里町
92	出来川	練牛出来川	美里町
93	出来川	桜木町	美里町
94	美女川	荻埜字東田	美里町
95	瀬峰川	瀬峰新下田	栗原市
96	三間堀川	若柳川南戸ノ西	栗原市
97	熊川	築館富大沢	栗原市
98	鉛川	鶯沢南郷久保山	栗原市
99	荒川	築館照越長根	栗原市
100	昔川	一迫目竹の内	栗原市
101	夏川	金成千谷沢	栗原市
102	有馬川	金成有壁上原前	栗原市
103	熊谷川	若柳下畑岡新西風下	栗原市
104	小山田川	高清水上外沢田	栗原市
105	小山田川	瀬峰字桃生田前	栗原市
106	落堀川	若柳川南北谷地	栗原市
107	落堀川	志波姫新間海	栗原市
108	夏川	若柳武槍	栗原市
109	二迫川	鶯沢袋川原前	栗原市
110	荒川	築館横須賀新曾内	栗原市
111	金生川	栗駒泉沢	栗原市
112	熊谷川	志波姫新橋本	栗原市
113	馬籠川	本吉町館下	気仙沼市
114	津谷川	本吉町東川内	気仙沼市
115	津谷川	本吉町津谷新明戸	気仙沼市
116	松川	松川	気仙沼市
117	八瀬川	角地	気仙沼市
118	鹿折川	上西側	気仙沼市
119	面瀬川	松崎	気仙沼市
120	折立川	戸倉町	南三陸町
121	西戸川	戸倉日向	南三陸町
122	八幡川	志津川熊田	南三陸町
123	八幡川	入谷字中の町	南三陸町
124	旧策川	旧策川排水機場（導水路）	仙台市
125	旧策川	旧策川排水機場（広瀬川吐出部）	仙台市

## 第6章 予報及び警報

### 第1節 気象庁が行う予報及び警報

仙台管区気象台又は気象庁が、水防活動の利用に適合する（以下「水防活動用」という。）予報・警報を発表した場合は、第1図、第2図及び第3図により関係機関に伝達する。

水防活動用注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報、危険警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動用注意報又は警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、危険警報及び特別警報の名称及びそれらの発表基準は次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	概要
水防活動用 気象警報	レベル3 大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	レベル4 大雨危険警報	大雨による重大な浸水害等が起こるおそれ大きいと予想されたときに発表される
	レベル5 大雨特別警報	大雨による重大な浸水害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	津波特別警報（大津波警報の名称で発表）	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用 高潮警報	レベル3 高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	レベル4 高潮危険警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれ大きいと予想されたときに発表される
	レベル5 高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用 氾濫警報又は大雨警報	レベル3 氾濫警報 又は レベル3 大雨警報	大雨、河川の上流域での降雨、融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	レベル4 氾濫危険警報又はレベル4 大雨危険警報	大雨、河川の上流域での降雨、融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれ大きいときに発表される
	レベル5 氾濫特別警報又はレベル5 大雨特別警報	大雨、河川の上流域での降雨、融雪等による河川の増水により、災害が切迫または既に発生しているおそれが著しく大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表される

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	概 要
水防活動用 気象注意報	レベル2 大雨注意報	大雨により浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 高潮注意報	レベル2 高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が予想されたときに発表される
水防活動用氾濫注意報 又は大雨注意報	レベル2 氾濫注意報 又はレベル2 大雨注意報	大雨、河川の上流域での降雨、融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

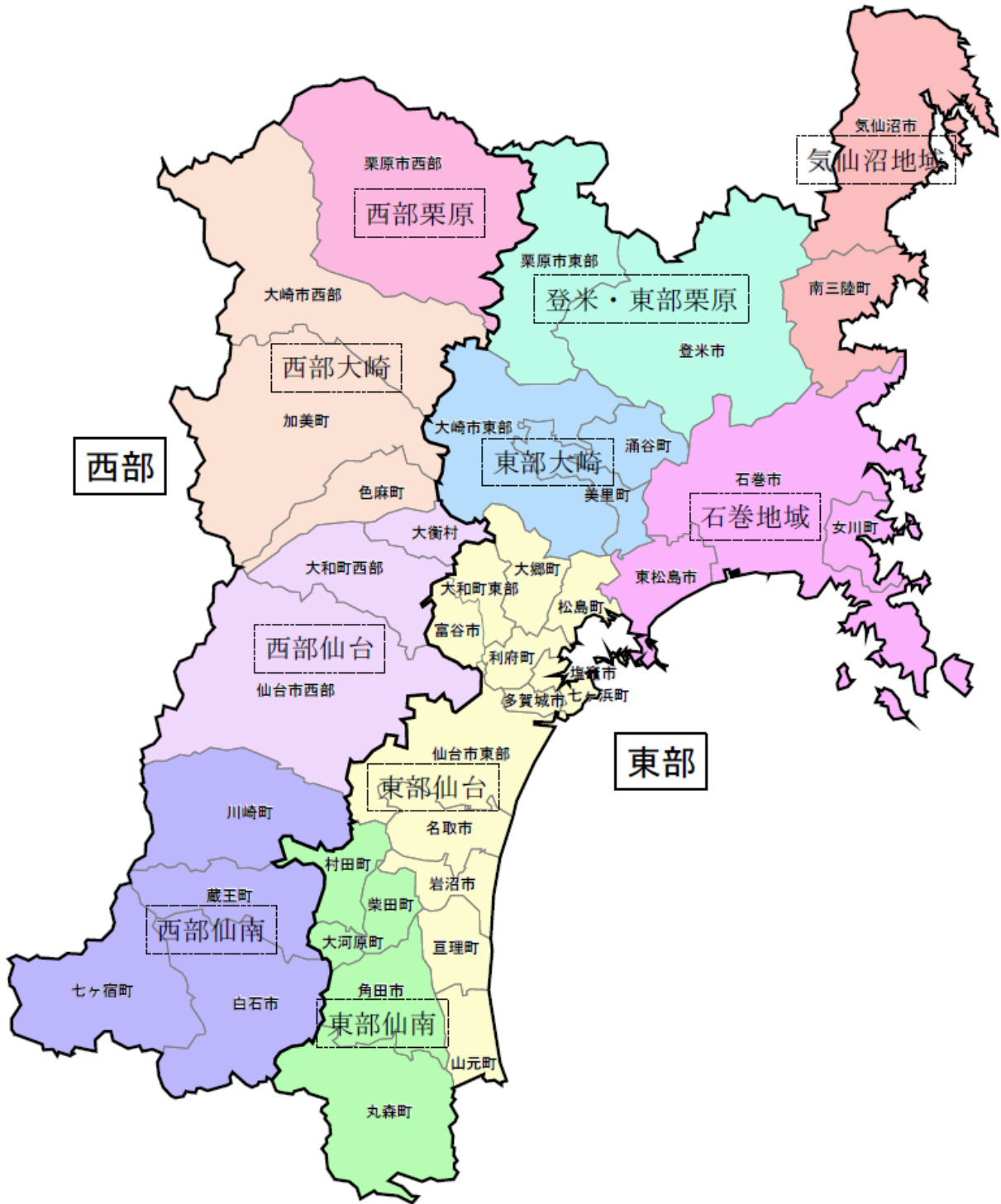
キキクル

種 類	概 要
土砂キキクル	<p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。最大6時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の組み合わせの予測を用いて常時10分ごとに更新しており、土砂災害の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」(紫): 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」(赤): 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
浸水キキクル	<p>短時間強雨による浸水発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」(紫): 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」(赤): 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
洪水キキクル	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」(紫): 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」(赤): 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
(参考)大雨キキクル	<p>浸水キキクルと洪水キキクルのメッシュを重ね合わせ、危険度の高い色を優先的に表示したもの。</p>
流域雨量指数の予測値	<p>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

宮城県の細分区域に該当する市町村表

	一次細分区域	市町村等を まとめた地域	市 町 村 等
みやぎけん 宮城県	とうぶ 東 部	とうぶ せん だい 東 部 仙 台	せん だい し <small>しおがまし なとりし</small> 仙台市東部（西部の区域を除く）、塩竈市、名取市、 たがじょうし いわぬまし とみやし まつしままち しちがはままち りふちよう 多賀城市、岩沼市、富谷市、松島町、七ヶ浜町、利府町、 たいわちよう <small>おおさとちよう</small> 大和町東部（大和町西部の区域を除く）、大郷町、 わたりちよう やまもとちよう 亘理町、山元町
		いしのまきちいき 石 巻 地 域	いしのまきし ひがしまつしまし <small>おながわちよう</small> 石巻市、東松島市、女川町
		とうぶ おおさき 東 部 大 崎	おおさきし <small>わくやちよう みさとまち</small> 大崎市東部（西部の区域を除く）、涌谷町、美里町
		けせんぬまちいき 気 仙 沼 地 域	けせんぬまし <small>みなみさんりくちよう</small> 気仙沼市、南三陸町
		とうぶ せん なん 東 部 仙 南	かくだし <small>おおがわらまち むらたまち しばたまち まるもりまち</small> 角田市、大河原町、村田町、柴田町、丸森町
		とめとうぶくりはら 登米・東部栗原	くりはらし <small>とめし</small> 栗原市東部（西部の区域を除く）、登米市
	せいぶ 西 部	せいぶ せん だい 西 部 仙 台	せん だい し <small>いずみく</small> 仙台市西部（泉区、青葉区宮城総合支所及び太白区秋 保総合支所管内に限る）、大和町西部（小野、学苑、宮床、 たいわちよう <small>おの がくえん みやとこ</small> もみじヶ丘、吉岡、吉岡東、吉岡南、吉田）、大衡村
		せいぶ せん なん 西 部 仙 南	しろいしし <small>ざおうまち しちかしゆくまち かわさきまち</small> 白石市、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町
		せいぶ おおさき 西 部 大 崎	おおさきし <small>いわでやま <small>なるこ</small></small> 大崎市西部（岩出山総合支所及び鳴子総合支所管内に しちまちよう <small>かみまち</small> 限る）、色麻町、加美町
		せいぶ くりはら 西 部 栗 原	くりはらし <small>いちはさま うぐいすざわ <small>くりこま はなやま</small></small> 栗原市西部（一迫、鶯沢、栗駒及び花山に限る）

気象警報等の発表区域図



(参考資料)

段階的に発表される防災気象情報と対応する行動

	河川氾濫 1級河川などの 大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や 大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや 土石流	高潮 海水面上昇や 波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとの) 住民が とるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保!
<警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難! >					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認(避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど)
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める

警戒レベル相当情報の新たな情報体系

特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表

(仙台管区気象管内)		仙台管区気象台							
発表官署		宮城県							
府県予報区		東部			西部				
一次細分区域		東部		西部		西部		西部	
市町村等をまとめた地域		東部仙台	石巻地域	気仙沼地域	東部大崎	登米・東部栗原	西部仙台	西部大崎	西部栗原
特別警報	レベル5大雨 レベル5高潮	以下の①又は②を満たし、さらに激しい雨が降り続けると予想される場合 ①表面雨量指数が別紙1-1のレベル5大雨特別警報の基準値以上となる1km格子がおおむね30個以上とまとって出現 ②流域雨量指数が別紙1-2のレベル5大雨特別警報の基準値以上となる1km格子がおおむね20個以上とまとって出現							
危険警報	レベル4大雨	別紙4のレベル5高潮特別警報の基準値に到達することが予想される場合 水位(高潮予報区間に限る)又は潮位が別紙4のレベル4高潮特別警報の基準値に到達することが予想される場合							
警報	レベル4高潮	水位(高潮予報区間に限る)又は潮位が別紙4のレベル4高潮特別警報の基準値に到達することが予想される場合(基準値に到達することが予想される場合に、おおむね6時間前までに発表)							
警報	レベル3大雨	表面雨量指数又は流域雨量指数が別紙1-1又は別紙1-2のレベル3大雨警報の基準値に到達することが予想される場合							
警報	レベル3高潮	水位(高潮予報区間に限る)又は潮位が別紙4のレベル4高潮特別警報の基準値に到達することが予想される場合(基準値に到達することが予想される場合に、おおむね12時間前までに発表)							
注意報	レベル2大雨	表面雨量指数又は流域雨量指数が別紙1-1又は別紙1-2のレベル2大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合							
注意報	レベル2高潮	水位(高潮予報区間に限る)又は潮位が別紙4のレベル4高潮特別警報の基準値に到達することが予想される場合(基準値に到達することが予想される場合に、おおむね18時間前までに発表)							
レベル5氾濫特別警報・レベル4氾濫危険警報・レベル3氾濫警報・レベル2氾濫注意報の発表対象となる河川予報区のうち、宮城県に關係する河川予報区名及び基準観測所名		別紙3							

(別紙1-1)レベル5大雨特別警報・レベル4大雨危険警報・レベル3大雨警報・レベル2大雨注意報の表面雨量指数基準値【CSVファイル】

[https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun\\_new/miyagi/1\\_1\\_miyagi.csv](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun_new/miyagi/1_1_miyagi.csv)

(別紙1-2)レベル5大雨特別警報・レベル4大雨危険警報・レベル3大雨警報・レベル2大雨注意報の流域雨量指数基準値及び複合基準値【CSVファイル】

[https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun\\_new/miyagi/1\\_2\\_miyagi.csv](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun_new/miyagi/1_2_miyagi.csv)

(別紙1-3)レベル4大雨危険警報の表面雨量指数基準における対象格子【CSVファイル】

[https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun\\_new/miyagi/1\\_3\\_miyagi.csv](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun_new/miyagi/1_3_miyagi.csv)

(別紙1-4)レベル4大雨危険警報の流域雨量指数基準における対象河川の格子【CSVファイル】

[https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun\\_new/miyagi/1\\_4\\_miyagi.csv](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun_new/miyagi/1_4_miyagi.csv)

(別紙3)レベル5氾濫特別警報・レベル4氾濫危険警報・レベル3氾濫警報・レベル2氾濫注意報の発表対象となる河川予報区のうち、宮城県に關係する河川予報区名及び基準観測所名【CSVファイル】

[https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun\\_new/miyagi/3\\_miyagi.csv](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun_new/miyagi/3_miyagi.csv)

(別紙4)レベル5高潮特別警報・レベル4高潮危険警報の基準値【CSVファイル】

[https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun\\_new/miyagi/4\\_miyagi.csv](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun_new/miyagi/4_miyagi.csv)

## 「特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表」の解説

- (1) 本表は、気象・高潮に関する特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。津波に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2) 特別警報・危険警報・警報・注意報の定義は以下のとおりである。特別警報・危険警報・警報・注意報（河川氾濫に関するものを除く。）は、気象要素が本表の指標又は基準に達すると予想される市町村等に對して発表する。
  - ア 特別警報：予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが大きく、おそれる旨を警告して行う予報
  - イ 危険警報：重大な災害が起こるおそれが大きい危険な状況である旨を警告して行う予報
  - ウ 警報：重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報
  - エ 注意報：災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報
- (3) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない特別警報・危険警報・警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない特別警報・危険警報・警報・注意報についてはその欄を空白で、それぞれ示している。
- (4) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない危険警報・警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期継続すると考えられる場合には、特定の危険警報・警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- (5) 大雨に関する特別警報・危険警報・警報・注意報の表面雨量指数の基準値は市町村等の域内において単一の値をとり（別紙1-1）、流域雨量指数の基準値は河川ごとに1km四方の格子毎に設定している（別紙1-2）。ただし、レベル4大雨危険警報の表面雨量指数基準における対象格子は別紙1-3を、流域雨量指数基準における対象河川の格子は別紙1-4を参照のこと。レベル3大雨警報土レベル2大雨注意報の複合基準は、表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準値を示している（別紙1-2）。
- (6) 河川氾濫に関する特別警報・危険警報・警報・注意報は、河川予報区単位で発表する。河川氾濫に関する特別警報・危険警報・警報・注意報の発表対象となる河川予報区のうち、当該市町村に関係する河川予報区名及び基準観測所名を別紙3に示している。
- (7) 高潮に関する特別警報・危険警報の基準値に用いる潮位又は水位(※)は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。

※潮位に波浪の打上げ高を加えた海面の高さ。高潮予報海岸に指定された海岸では、潮位と水位のいずれかの高さの基準値に達すると予想される場合の警報レベルの相当情報を発表する。

## 別紙の解説

【別紙1-1（レベル5大雨特別警報・レベル4大雨危険警報・レベル3大雨警報・レベル2大雨注意報の表面雨量指数基準値）】

(1) 表面雨量指数の基準値は、総務省が定める「地域メッシュ」（約1km四方）毎に示しており、それぞれのメッシュを区別するため「地域メッシュ・コード」（日本工業規格（JIS X 0410））に対応した格子番号を用いている。

(2) 1行目に件名及び別紙1-1の更新日を、2行目にカラムの内容を、3行目以降にデータを示す。各カラムとその説明は以下のとおり。

カラム数	1	2	3	4	5	6	7
内容	二次細分区域コード	市町村等	格子番号	レベル5大雨特別警報の表面雨量指数基準値	レベル4大雨危険警報の表面雨量指数基準値	レベル3大雨警報の表面雨量指数基準値	レベル2大雨注意報の表面雨量指数基準値
説明	カラム2に示す市町村等に対応する二次細分区域コード	カラム3に示す格子が属する市町村等の名称	当該府県予報区に属する格子の格子番号	カラム3に示す格子におけるレベル5大雨特別警報の表面雨量指数基準値	カラム3に示す格子におけるレベル4大雨危険警報の表面雨量指数基準値	カラム3に示す格子におけるレベル3大雨警報の表面雨量指数基準値	カラム3に示す格子におけるレベル2大雨注意報の表面雨量指数基準値

(3) 大雨に関する特別警報・危険警報・警報・注意報の表面雨量指数の基準値は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合があります。また、基準を設定していない格子については、その欄を“-1”で示している。

(4) 別紙1-1に示した格子のうち、レベル4大雨危険警報の対象となる格子は別紙1-3を参照のこと。

【別紙1-2 (レベル5 大雨特別警報・レベル4 大雨危険警報・レベル3 大雨警報・レベル2 大雨注意報の流域雨量指数基準値、複合基準の基準値)】

(1) 流域雨量指数及び複合基準の基準値は、総務省が定める「地域メッシュ」(約1km四方)毎に示しており、それぞれのメッシュを区別するため「地域メッシュ・コード」(日本工業規格(JIS X 0410))に  
対応した格子番号を用いている。

(2) 1行目に件名及び別紙1-2の更新日を、2行目にカラムの内容を、3行目にカラムのデータを、3行目以降にデータを示す。各カラムとその説明は以下のとおり。

カラム数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
内容	二次細分区域コード	市町村等	格子番号	河川番号	河川名	レベル5 大雨特別警報の流域雨量指数基準値	レベル4 大雨危険警報の流域雨量指数基準値	レベル3 大雨警報の流域雨量指数基準値	レベル3 大雨警報の複合基準における流域雨量指数基準値	レベル3 大雨警報の複合基準における表面雨量指数基準値
説明	カラム2に示す市町村等に対応する二次細分区域コード	カラム3に示す格子が属する市町村等の名称	当該府県予報区に属する格子の格子番号	大雨に関する特別警報・危険警報・警報・注意報の基準に用いる河川の河川番号	カラム4に示す河川番号の河川の名称	カラム4に示す河川の、カラム3に示す格子におけるレベル5 大雨特別警報の流域雨量指数基準値(10倍した数値を記載)	カラム4に示す河川の、カラム3に示す格子におけるレベル4 大雨危険警報の流域雨量指数基準値(10倍した数値を記載)	カラム4に示す河川の、カラム3に示す格子におけるレベル3 大雨警報の流域雨量指数基準値(10倍した数値を記載)	カラム4に示す河川の、カラム3に示す格子におけるレベル3 大雨警報の複合基準における流域雨量指数基準値(10倍した数値を記載)	カラム3に示す格子におけるレベル3 大雨警報の複合基準における表面雨量指数基準値

カラム数	11	12	13
内容	レベル2 大雨注意報の流域雨量指数基準値	レベル2 大雨注意報の複合基準における流域雨量指数基準値	レベル2 大雨注意報の複合基準における表面雨量指数基準値
説明	カラム4に示す河川の、カラム3に示す格子におけるレベル2 大雨注意報の流域雨量指数基準値(10倍した数値を記載)	カラム4に示す河川の、カラム3に示す格子におけるレベル2 大雨注意報の複合基準における表面雨量指数基準値(10倍した数値を記載)	カラム3に示す格子におけるレベル2 大雨注意報の複合基準における表面雨量指数基準値

(3) 流域雨量指数の基準値(カラム6, 7, 8, 9, 11, 12)は、10倍した数値が記載されている。0.1倍した数値が実際の基準値となる。

- (4) 主要な河川が存在しない格子については、その河川名の欄（カラム5）を空白で示している。また、基準を設定していない格子については、その欄を“-1”で示している。
- (5) 複合基準は、当該格子における（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。
- (6) 別紙1-2に示した格子のうち、レベル4大雨危険警報の対象となる河川の格子は別紙1-4を参照のこと。

【別紙1-3（レベル4大雨危険警報の表面雨量指数基準における対象格子）】

(1) レベル4大雨危険警報の表面雨量指数基準における対象格子は、総務省が定める「地域メッシュ」(約1km四方)を用いて示しており、それぞれのメッシュを区別するため「地域メッシュ・コード」(日本工業規格(JIS X 0410))に対応した格子番号を用いている。

(2) 1行目に件名及び別紙1-3の更新日を、2行目にコラムの内容を、3行目以降にデータを示す。各コラムとその説明は以下のとおり。

コラム数	1	2	3
内容	二次細分区域コード	市町村等	格子番号
説明	コラム2に示す市町村等に対応する二次細分区域コード	コラム3に示す格子が属する市町村等の名称	当該府県予報区に属する格子のうち、レベル4大雨危険警報の表面雨量指数基準の対象となる格子の格子番号

(3) 市町村等内にレベル4大雨危険警報の表面雨量指数基準における対象格子が存在しない場合は、別紙1-3に当該市町村等を掲載しない。

(4) 各格子における基準値については、別紙1-1を参照のこと。

【別紙1-4（レベル4大雨危険警報の流域雨量指数基準における対象格子）】

- (1) レベル4大雨危険警報の流域雨量指数基準における対象河川の格子は、総務省が定める「地域メッシュ」(約1km四方)を用いて示しており、それぞれのメッシュを区別するため「地域メッシュ・コード」(日本工業規格(JIS X 0410))に対応した格子番号を用いている。

- (2) 1行目に件名及び別紙1-4の更新日を、2行目にカラムの内容を、3行目以降にデータを示す。各カラムとその説明は以下のとおり。

カラム数	1	2	3	4	5
内容	二次細分区域コード	市町村等	格子番号	河川番号	河川名
説明	カラム2に示す市町村等に対応する二次細分区域コード	カラム3に示す格子が属する市町村等の名称	当該府県予報区に属する格子のうち、レベル4大雨危険警報の流域雨量指数基準の対象河川の格子番号	レベル4大雨危険警報の流域雨量指数基準の対象となる河川の河川番号	カラム4に示す河川番号の河川の名称

- (3) 市町村等内にレベル4大雨危険警報の流域雨量指数基準における対象河川の格子が存在しない場合は、別紙1-4に当該市町村等を掲載しない。
- (4) 各格子における基準値については、別紙1-2を参照のこと。

【別紙3（レベル5氾濫特別警報・レベル4氾濫危険警報・レベル3氾濫警報・レベル2氾濫注意報の発表対象となる河川予報区のうち、当該府県予報区に関する河川予報区名及び基準観測所名）】

(1) 1行目に伴名及び別紙3の更新日を、2行目にカラムの内容を、3行目以降にデータを示す。各カラムとその説明は以下のとおり。

カラム数	1	2	3	4
内容	二次細分区域コード	市町村等	河川予報区名	基準観測所名
説明	カラム2に示す市町村等に対応する二次細分区域コード	当該府県予報区に属する市町村等の名称	カラム2に示す市町村等に関する河川予報区の名称	カラム3に示す河川予報区に属する基準観測所のうち、カラム2に示す市町村等に関する基準観測所の名称

(2) 主要な河川が存在しない格子については、その欄を空白で示している。

【別紙4（レベル5 高潮特別警報・レベル4 高潮危険警報の基準値）】

(1) 1行目に件名及び別紙3の更新日を、2行目にコラムの内容を、3行目以降にデータを示す。各コラムとその説明は以下のとおり。

コラム数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
内容	二次細分区域コード	市町村等	高潮予報区間	二次細分区域等を分割した区域	レベル5 高潮特別警報の基準値(潮位(m))	レベル4 高潮危険警報の基準値(潮位(m))	備考	水位基準地点(波の上げ高)	レベル5 高潮特別警報の基準値(水位(m))	レベル4 高潮危険警報の基準値(水位(m))
説明	コラム2に示す市町村等に対応する二次細分区域コード	当該府県予報区に属する市町村等の名称	コラム2に示す市町村等に属する潮位予報区間の名称	コラム2に示す市町村等を分割した区域(例:日本海側太平洋側)	コラム2に示す市町村等(二次細分区域等を分割した区域がある場合はコラム4に示す当該区域)における、レベル5 高潮特別警報の潮位の基準値	コラム2に示す市町村等(二次細分区域等を分割した区域がある場合はコラム4に示す当該区域)における、レベル4 高潮危険警報の潮位の基準値	特別警報・危険警報・警報・注意報の発表が連動する市町村等	コラム3に示す高潮予報区間における、波の打ち上げ潮の水位基準地点の名称	コラム8に示す水位基準地点における、レベル5 高潮特別警報の水位の基準値	コラム8に示す水位基準地点における、レベル4 高潮危険警報の水位の基準値

コラム数	11	12	13
内容	水位基準地点(越浪流量)	高潮予報区間が受け持つ地理的範囲	属する高潮予報海岸
説明	コラム3に示す高潮予報区間における、越浪流量の水位基準地点の名称	コラム3に示す高潮予報区間が受け持つ地理的範囲	コラム3に示す高潮予報区間が属する高潮予報海岸の名称

(2) 市町村等内で高潮現象が発現しない場合は、当該市町村等を別紙4に掲載しない。また、該当するデータがない欄については、その欄を空白で示している。(レベル5 高潮特別警報の基準値(潮位(m)) (コラム5) 及びレベル4 高潮危険警報の基準値(潮位(m)) (コラム6) を除く。)

(3) レベル5 高潮特別警報の基準値(潮位(m)) (コラム5) 及びレベル4 高潮危険警報の基準値(潮位(m)) (コラム6) について、基準値は存在しないが、他の市町村等に連動して高潮の特別警報・危険警報・警報・注意報を発表する場合は、これらの欄を“-998.0”と示し、その連動する他の市町村等を備考の欄(コラム7)に示す。

## 参考

<全市町村等の特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧（CSV ファイル）について>

府県予報区ごとに、当該府県予報区に属する全市町村等の特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準をまとめた CSV 形式のファイルである。内容は、PDF で公開している市町村等版基準一覧表と同一である。

<府県版、市町村版参考資料>

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。詳細は土壌雨量指数の説明

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/dojoshi.su.html>) を参照。

流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。詳細は流域雨量指数の説明 (<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/ryuiki.shi.su.html>) を参照。

表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表にたまっていく量を示す指数。詳細は表面雨量指数の説明

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/hyomenshi.su.html>) を参照。

<キキクルの基準値について>

土砂キキクルの基準値は、土砂災害に関する特別警報・危険警報・注意報の基準値と、浸水キキクルの基準値は、大雨に関する特別警報・危険警報・警報・注意報の表面雨量指数の基準値とそれぞれ同一である。

洪水キキクルの基準値は、大雨に関する特別警報・危険警報・警報・注意報の流域雨量指数の基準値、複合基準の基準値（別紙 1-2 のコラム 7, 8, 9, 10）を、避難情報の対象とならない地域においても設定したものである。

## 津波に関する警報、注意報、情報、予報

### 1. 大津波警報、津波警報、津波注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを津波警報等という）を津波予報区単位で発表する。

#### (ア) 種類

大津波警報：津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されるとき発表（予想される津波の最大波の高さが高いところで3 mを超える場合）

津波警報：津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表（予想される津波の最大波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合）

津波注意報：津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表（予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合）

#### (イ) 発表される津波の高さ等

種類	予想される津波の高さ		
	高さの区分 (発表基準)	数値での表現	巨大地震の場合の表現
大津波警報	10 m < 予想高さ	10 m 超	巨大
	5 m < 予想高さ ≤ 10 m	10 m	
	3 m < 予想高さ ≤ 5 m	5 m	
津波警報	1 m < 予想高さ ≤ 3 m	3 m	高い
津波注意報	0.2 m ≤ 予想高さ ≤ 1 m	1 m	(表記しない)

・「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

・地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は、地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを「巨大」「高い」という言葉で発表して非常事態であることを伝える。

・予想される津波の高さの表現を「巨大」「高い」と発表した場合は、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

#### (ウ) 津波警報等の留意事項等

・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

・津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

## 2. 津波情報

気象庁は、津波警報等を発表した後、「予想される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等の情報を発表する。

### (ア) 種類

	種類	内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表する。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
	津波観測に関する情報 <sup>注1</sup>	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。
	沖合の津波観測に関する情報 <sup>注2</sup>	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。

注1) 沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。なお、最大波の観測値については、大津波警報を発表している沿岸で観測された津波の高さが1 m以下の場合、又は津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが0.2 m未満の場合は、津波の高さを「観測中」と発表する。障害等により津波の観測ができなくなっている観測点については「欠測」と発表する。

注2) 沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。  
また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第一波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)及び「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

### (イ) 津波情報の留意事項等

#### ①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- 津波到達予想時刻は、津波予報区の中で最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中でも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局部的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

#### ②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

#### ③津波観測に関する情報

- 津波による潮位変化(第1波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

#### ④沖合の津波観測に関する情報

- 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津

波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

### 3. 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

#### (参考) 気象庁が発表する特別警報

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合は、大雨、津波、高潮等についての一般の利用に適合する警報（特別警報）を発表する。なお、津波については、大津波警報が特別警報に位置付けられる。

また、水防活動用の特別警報は設けられていない。

## 第7章 通信連絡

### 第1節 水防通信連絡系統

仙台管区气象台から気象等予報・警報及び情報等の通知を受けた場合並びに洪水予報が発表又は水防警報が発令されたときは、次の通信系により雨量観測所、水位観測所及び関係機関並びに一般に通信する。

#### 1 県の通信連絡系統

県は、仙台管区气象台から気象情報の通知を受けたとき又は水位観測所から水位の通知があったときは、直ちに仙台管区气象台と常時連絡体制を整えとともに、必要があると認められたときは第1図により関係機関に通報する。

#### 2 指定河川洪水予報の通信連絡系統

東北地方整備局河川(国道)事務所と仙台管区气象台が共同して阿武隈川下流(白石川の一部区間を含む)、名取川、広瀬川、鳴瀬川(多田川・鞍坪川の一部区間を含む)、吉田川(竹林川の一部区間を含む)、北上川下流、江合川、旧北上川の洪水予報を発表した場合は、第2図により関係機関に通報する。

県と仙台管区气象台が共同して七北田川、白石川、迫川の洪水予報を発表した場合は、第3図により関係機関に通報する。

#### 3 警報の通信連絡系統

仙台管区气象台が警報を発表した場合は、NTT 東日本株式会社は第1図により直ちに市町村へ伝達する。

### 第2節 災害時優先電話の使用

災害等により電話がつながりにくい場合は、NTT 東日本株式会社に登録指定されている「災害時優先電話」により発信する。

### 第3節 その他の通信施設の使用

#### 1 県の無線電話施設

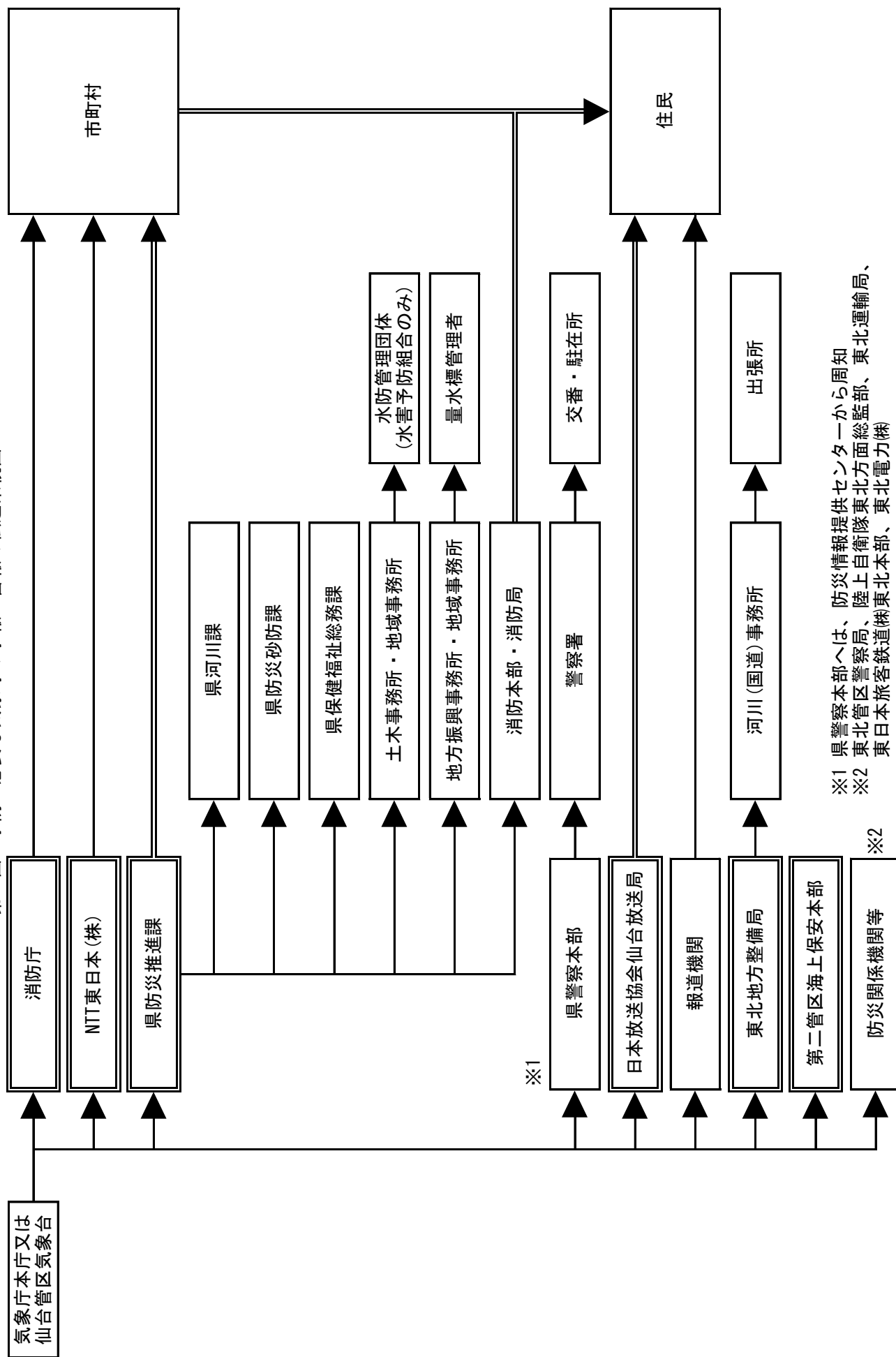
#### 2 警察通信施設等

水防上緊急非常の場合で、電話及び電報の取扱いが不通となった場合は、法第27条に基づき、警察通信施設等を使用することができる。

(1) 使用範囲は、水防事務上緊急非常の場合であって、他に適当な連絡方法がないときに限る。

(2) 使用方法は、原則として警察官等の指示に従うこと。

第1図 水防上必要な気象等の予報・警報の伝達系統図



※1 県警察本部へは、防災情報提供センターから周知  
 ※2 東北管区警察局、陸上自衛隊東北方面総監部、東北運輸局、東北電力(株)

(注)二重枠の機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく伝達先  
 (注)二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路  
 (注)津波警報・注意報は、気象庁(本庁)又は大阪管区気象台から消防庁とNTT東日本(株)に伝達

## 第8章 洪水予報、水防警報等の区域及びその措置

### 第1節 国土交通大臣が行う洪水予報

法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第3項の規定により、東北地方整備局河川（国道）事務所と仙台管区気象台が共同して行う洪水予報（氾濫注意情報、氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報の河川名、区域及び予報に関する基準地点は次表のとおりであり、洪水予報発表時は、第2図（洪水予報伝達系統図（大臣・気象庁長官共同発表））により伝達を行うものとする。伝達に用いる洪水予報文例は次ページ以下に示すとおりであるが、文例から選択編集した文章で伝達される場合もある。

河川名	区	地域	基準地点	量水標設置場所	氾濫注意水位(警戒水位)(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(危険水位)(m)	氾濫発生水位(m)	量水標の受持区間							
阿武隈川下	福島・宮城県境から海まで		丸森	丸森町船場	19.50	22.00	22.30	24.00	左岸 福島県・宮城県境から角田市枝野橋 右岸 福島県・宮城県境から角田市枝野橋							
			笠松	角田市枝野	14.50	16.60	17.00	18.80	左岸 角田市枝野橋から岩沼市阿武隈橋 右岸 角田市枝野橋から亶理町阿武隈橋							
			岩沼	岩沼市阿武隈1丁目	5.00	7.90	8.20	9.30	左岸 岩沼市阿武隈橋から海 右岸 亶理町阿武隈橋から海							
白石川								左岸 宮城県柴田郡柴田町大字槻木字寺入山1番の2地先 右岸 同県同郡同町大字下名生字須川前106番地先から阿武隈川合流点まで	笠松	角田市枝野	14.50	16.60	17.00	18.80	左岸 阿武隈急行鉄道橋上流付近から阿武隈川合流点 右岸 阿武隈急行鉄道橋上流付近から阿武隈川合流点	
名取川								左岸 宮城県仙台市太白区山田字船渡前3番1地先 右岸 同県名取市高館熊野堂字五反田48番2地先(名取川頭首工)から海まで	名取橋	仙台市市中1丁目	6.50	8.30	9.20	11.50	左岸 仙台市名取川頭首工から海 右岸 仙台市名取川頭首工から海	
広瀬川									左岸 宮城県仙台市若林区河原町2丁目13番25地先 右岸 同県同市太白区長町1丁目1番1地先(広瀬橋)から名取川への合流点まで	広瀬橋	仙台市河原2丁目	1.30	2.20	2.70	5.10	左岸 仙台市広瀬橋から名取川合流点 右岸 仙台市広瀬橋から名取川合流点
鳴瀬川			三本木橋	大崎市三本木	5.00	6.00	6.40	7.40	左岸 大崎市古川高倉から美里町野田橋 右岸 大崎市古川高倉から大崎市野田橋							
			野田橋	大崎市松山千石	4.50	6.40	6.70	8.70	左岸 美里町野田橋から美里町砂山 右岸 大崎市野田橋から大崎市木間塚							
			鹿島台(鳴)	松島町二子屋	5.50	7.90	8.50	9.80	左岸 美里町砂山から河口 右岸 大崎市木間塚から河口							
多田川								左岸 宮城県大崎市古川西荒井字東田5番の1地先 右岸 宮城県大崎市三本木高柳字横江454番の1地先から鳴瀬川合流地点まで	三本木橋	大崎市三本木	5.00	6.00	6.40	7.40	左岸 大崎市古川西荒井から鳴瀬川合流点 右岸 大崎市三本木高柳から鳴瀬川合流点	
鞍坪川								左岸 宮城県東松島市西福田字長峯6番地の1地先 右岸 宮城県東松島市西福田字長峯1番地の4地先から鳴瀬川への合流点まで	鹿島台(鳴)	松島町二子屋	5.50	7.90	8.50	9.80	左岸 東松島市西福田から鳴瀬川合流点 右岸 東松島市西福田から鳴瀬川合流点	
吉田川	宮城県黒川郡大和町吉田字バ切2番地先(高田橋)から鳴瀬川への合流点まで		落合	大和町鶴巣	5.00	6.80	7.30	7.90	左岸 大和町高田橋から大郷町粕川橋 右岸 大和町高田橋から大郷町粕川橋							
			粕川	大郷町粕川	5.70	8.00	8.20	9.30	左岸 大郷町粕川橋から大崎市二子屋橋 右岸 大郷町粕川橋から松島町二子屋橋							
			鹿島台(吉)	松島町二子屋	5.80	7.40	7.90	8.60	左岸 大崎市二子屋橋から鳴瀬川合流点 右岸 松島町二子屋橋から鳴瀬川合流点							
竹林川								宮城県富谷市三ノ関太子堂中63番の1地先(新田橋)から吉田川への合流点まで	新田橋	富谷市三ノ関	1.80	2.30	2.90	3.10	左岸 富谷市新田橋から吉田川合流点 右岸 富谷市新田橋から吉田川合流点	

河川名	区域	基地	準点	量水標設置場所	氾濫注意水位(警戒水位)(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(特別警戒水位)(m)	氾濫発生水位(m)	量水標の受持区間
北上川 下	岩手・宮城県境から海まで(旧北上川を除く。)	米谷	登米市	東和町	11.40	12.70	12.80	13.10	左岸 県境から登米市登米大橋 左岸 県境から登米市登米大橋
		登米	登米市	登米町	9.00	12.60	12.70	12.90	左岸 登米市登米大橋から登米市柳津大橋 左岸 登米市登米大橋から登米市柳津大橋
		柳津	登米市	津山町	8.40	12.10	12.20	13.30	左岸 登米市柳津大橋から石巻市飯野川橋 右岸 登米市柳津大橋から石巻市飯野川橋
		飯野川 上流	石巻市	成小塚裏畑	5.50	8.40	8.50	9.20	左岸 石巻市飯野川橋から河口 右岸 石巻市飯野川橋から河口
旧北上川	幹川分派点から海まで	和遡	石巻市	和遡	5.30	6.30	6.40	7.20	左岸 北上川分派点から石巻市天王橋 右岸 北上川分派点から石巻市天王橋
		大森	石巻市	東福田 字福川	3.60	4.30	4.40	5.20	左岸 石巻市天王橋から河口 右岸 石巻市天王橋から河口
江合川	左岸 宮城県大崎市古川桜ノ目字下川原75番の18番地先 右岸 同県同市古川小泉字内高畑1番の1地先 から旧北上川への合流点まで	荒雄	大崎市	古川福沼	3.10	4.50	4.80	5.60	左岸 大崎市古川桜ノ目から新江合川分派点 右岸 大崎市古川桜ノ目から新江合川分派点
		下谷地	大崎市	古下谷地	2.40	3.50	4.00	5.70	左岸 新江合川分派点から涌谷町涌谷大橋 左岸 新江合川分派点から涌谷町涌谷大橋
		涌谷	涌谷町	涌谷大橋	4.20	5.50	5.80	6.10	左岸 涌谷町涌谷大橋から旧北上川合流点 右岸 涌谷町涌谷大橋から旧北上川合流点

なお、阿武隈川下流では下記の区間において、氾濫水の予報を行っている。

丸森地区左岸 宮城県伊具郡丸森町字大門地先から同県角田市字大島南地先まで

岩沼地区左岸 宮城県柴田郡柴田町大字槻木字上川前地先から同県岩沼市寺島字川向地先まで

正規

# 〇〇川レベル4 氾濫危険警報 (警戒レベル4相当情報)

〇〇川洪水予報第〇号  
令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分  
〇〇河川事務所・〇〇地方气象台 共同発表

(見出し)

## 〇〇川では、氾濫危険水位に到達し、氾濫のおそれあり

(主文)

【警戒レベル4相当】〇〇基準観測所(〇〇市)受け持ち区間

これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川の〇〇基準観測所(〇〇市)では、「氾濫危険水位」に到達しました。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、△△市では浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル3相当】△△基準観測所(△△市)受け持ち区間

これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の△△基準観測所(△△市)では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

(警戒レベル相当情報等早見表)

〇〇川レベル4 氾濫危険警報 (警戒レベル4相当情報)			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル( )相当	4	3
	水位 又は 流量	現況	4 (レベル4水位超過)
予測			
更新	〇〇市	4	-
更新	△△市	4	3
	〇〇町	-	3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2
	警戒レベル2未満

(雨量)

多いところでは1時間に〇〇ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
<b>警戒レベル4相当</b>								
〇〇 (〇〇市)	氾濫発生水位 X.XX m							
	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
<b>警戒レベル3相当</b>								
△△ (△△市)	氾濫発生水位 X.XX m							
	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 [https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb\\_apend/html/reference.html](https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html)  
(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	〇〇		△△	
	水位観測所		水位観測所	
	〇〇市		△△市	
受け持ち区間	左岸	〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	左岸	△△市△△地区から△△地区まで
	右岸	〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	左岸	△△市△△地区から△△地区まで

雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨 (解析雨量、降水短時間予報)	<a href="https://XX">https://XX</a>
---------------------	---

洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	<a href="https://XX">https://XX</a>
---------------	---

河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	<a href="https://XX">https://XX</a>
----------	---

氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	<a href="https://XX">https://XX</a>
------	---



今後の雨(解析雨量、  
降水短時間予報)



川の防災情報  
洪水予報画面



水害リスクライン



浸水ナヒ

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 ○○河川事務所 ○○課 電話：XXX-XXX-XXXX

気象関係：気象庁 ○○地方气象台 電話：XXX-XXX-XXXX

正規

〇〇〇〇 かわ  
〇〇川レベル5 氾濫特別警報/氾濫発生情報  
(警戒レベル5相当情報)〇〇川洪水予報第〇号  
令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分  
〇〇河川事務所 / 〇〇地方気象台 発表

(見出し)

〇〇川では、氾濫が発生  
氾濫発生箇所：〇〇川〇〇市〇〇地区（〇〇岸）

(主文)

【警戒レベル5相当】災害が発生しています。〇〇川では、〇〇市〇〇地区（〇〇岸）付近において堤防決壊による氾濫が発生しました。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル3相当】△△基準観測所（△△市）  
これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の△△基準観測所（△△市）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

(警戒レベル相当情報等早見表)

〇〇川レベル5 氾濫特別警報/氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報）			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル（ ）相当	5	3
水位又は流量	現況	5 (氾濫の確認)	3 (レベル3水位超過)
	予測		
更新	〇〇市	5	-
更新	△△市	5	3
	〇〇町	-	3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数值は、同一洪水予報区間内の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2
	警戒レベル2未満

(氾濫による浸水が想定される地区)

氾濫箇所	氾濫による浸水が想定される地区※
〇〇市〇〇地区（〇〇岸）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■〇〇県</li> <li>●〇〇市（〇〇地区、〇〇〇地区、□□地区、□□□□地区）</li> <li>●△△市（△△地区、△△△地区、◇◇地区、◇◇◇◇地区）</li> </ul>

※氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果での推定です。気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。

(雨量)

多いところでは1時間に〇〇ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
<b>警戒レベル5相当</b>		●●●●●●●						
〇〇 (〇〇市)	氾濫発生水位 X.XX m							
	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
<b>警戒レベル3相当</b>		●●●●●●●						
△△ (△△市)	氾濫発生水位 X.XX m							
	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 [https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb\\_apend/html/reference.html](https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html)  
(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	〇〇	△△	
	水位観測所	水位観測所	
	〇〇市	△△市	
受け持ち区間	〇〇川 左岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	〇〇川 左岸 △△市△△地区から△△地区まで	
	〇〇川 右岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	〇〇川 左岸 △△市△△地区から△△地区まで	

雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨 (解析雨量、降水短時間予報)	<a href="https://XX">https://XX</a>
---------------------	---

洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	<a href="https://XX">https://XX</a>
---------------	---

河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	<a href="https://XX">https://XX</a>
----------	---

氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	<a href="https://XX">https://XX</a>
------	---



今後の雨(解析雨量、  
降水短時間予報)



川の防災情報  
洪水予報画面



水害リスクライン



浸水アヒ

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 ○○河川事務所 ○○課 電話：XXX-XXX-XXXX

気象関係：気象庁 ○○地方气象台 電話：XXX-XXX-XXXX

**シミュレーションの鮮明な動画は下記URLまたはQRコードをご覧ください。**

**【PCの場合】**

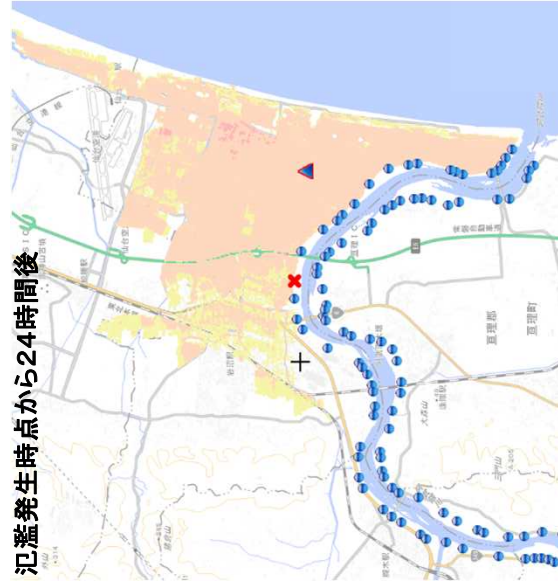
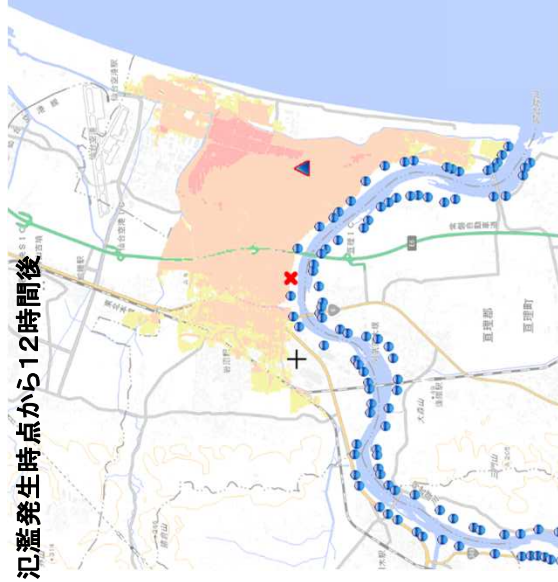
<https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/?x=140.8601760864258&y=38.097280869788634&z=13&param=csv,flood,6119d69d-7ed2-4e66-97f1-b7529bb85c47,BP018,0,0>



**【スマホ・タブレットの場合】**

- ・QRコードを開いて左上のから「◆市△地区」を入力して検索
- ・地図上の赤丸●をタップしてシミュレーション結果※を表示
- ・左上のをタップして動画を再生すると、経過時間毎のシミュレーション結果が確認できます

※ 氾濫発生時点からの経過時間を示したものであり、閲覧時点からの経過経過を示したものではありません。ご注意ください。



**×：決壊地点**  
 河川名：阿武隈川  
 距離標：7.2k 左岸  
 （岩沼市押分地区付近）

**浸水ランク**



**【参考資料の説明】**

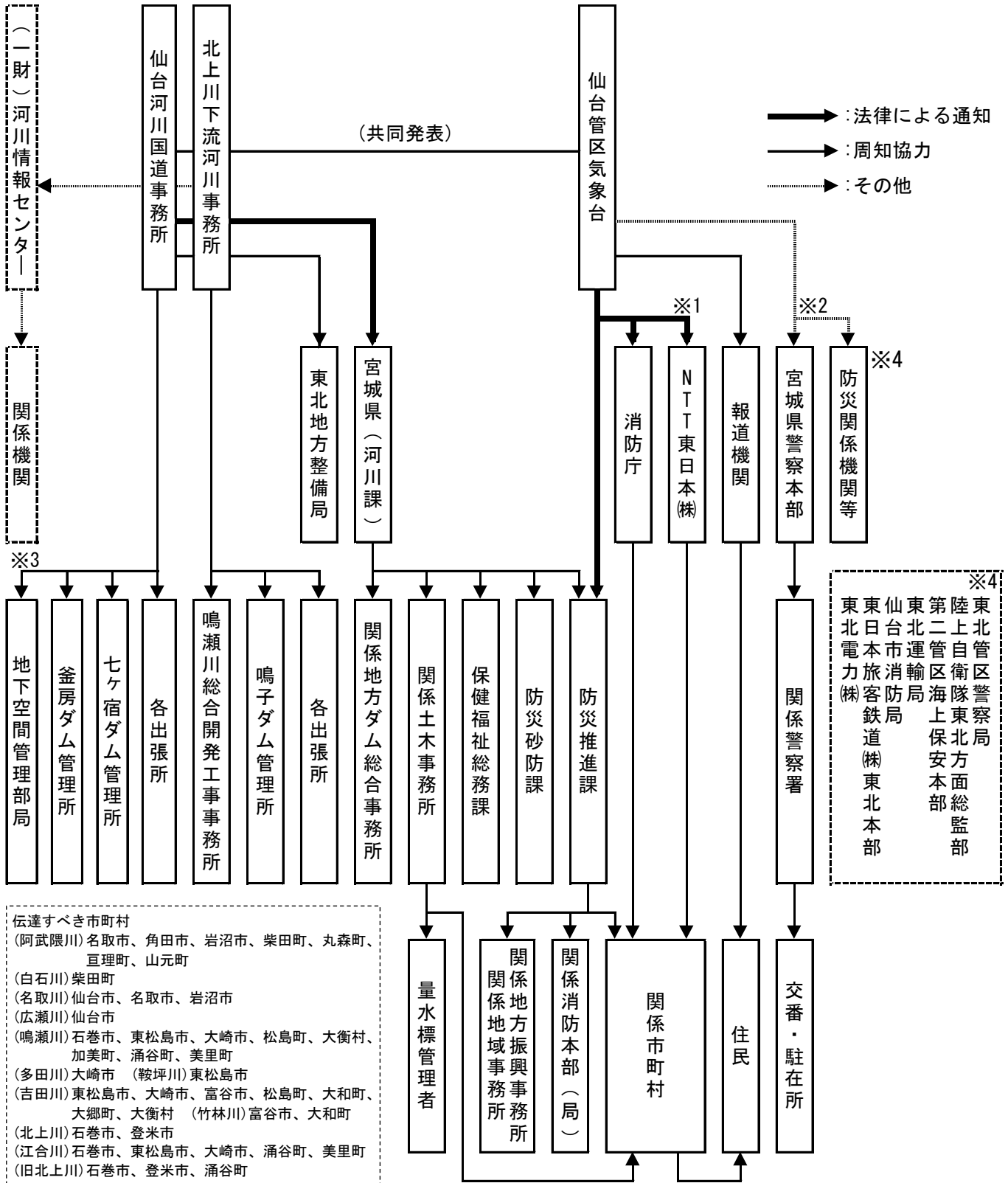
○下記決壊地点から氾濫した水の広がり方と深さのシミュレーション結果です。  
 シミュレーションの決壊地点

河川名：阿武隈川、距離標：7.2k  
 左岸（岩沼市押分地区付近）

**【注意事項】**

- ※1. 浸水ナビ（想定最大規模）によるシミュレーション結果のため、実際の浸水範囲と異なる場合があります。
- ※2. 堤防の決壊以外も想定しているため、対岸や上流の離れた場所も浸水が想定される区域として表示されることがあります。

第2図 指定河川洪水予報伝達系統図(国土交通大臣・気象庁長官共同発表)



※1 NTT東日本(株)への指定河川洪水予報の通知は、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える場合がある。(気象業務法第15条第1項、同施行令第8条第4項)  
 ※2 宮城県警察本部へは、防災情報提供センターから周知。  
 ※3 地下空間管理部局への通知は、名取川及び広瀬川のみである。

## 第2節 知事が行う洪水予報

平成13年6月の法及び気象業務法の改正によって、知事が指定した河川について知事と仙台管区気象台が共同して洪水予報を行うことができるようになり、法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第4項の規定により、平成17年6月7日から二級河川七北田川水系七北田川、平成19年4月13日から一級河川阿武隈川水系白石川及び一級河川北上川水系迫川の洪水予報の運用をそれぞれ開始した。洪水予報の発表時は、第3図（洪水予報伝達系統図（知事・気象庁長官共同発表））により情報伝達を行うものとし、あわせて、宮城県河川流域情報システム（MIRAI）を通じて公表するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般への周知を図るものとする。

河川名	区	域	基地	準点	量水標設置場所	氾濫注意水位 (警戒水位)(m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (危険水位)(m)	氾濫発生水位 (m)	予報担当機関
七北田川	左岸: 仙台市泉区七北田字赤生津130番1地先赤生津大橋から海まで 右岸: 仙台市泉区上谷刈字沼104番1地先赤生津大橋から海まで	市名坂	仙台市泉区	八乙女中央三丁目	4.00	4.30	4.50	-	宮城県 仙台管区気象台	
白石川	左岸: 白石市蔵本堰堤から柴田郡柴田町大字槻木字寺入山1番の2地先まで 右岸: 白石市蔵本堰堤から柴田郡柴田町下名生字須川前106番地先まで	白石	白石市	外川原	2.50	3.40	3.70	-	宮城県 仙台管区気象台	
			柴田郡大河原町	字 町	15.20	17.00	17.50	-		
迫川	栗原市留場橋から旧北上川合流点まで	留場	栗原市	築館留場	4.45	5.30	5.90	-	宮城県 仙台管区気象台	
			栗原市	若柳大林	15.45	16.10	16.60	-		
			栗原市	若柳川北	5.30	5.70	6.10	-		
			登米市	迫町佐沼	4.20	4.50	4.70	-		

※氾濫発生水位の設定については、詳細な検証後設定することとする。

## 1 指定河川洪水予報の名称と概要

名称	概要
レベル5 氾濫特別警報／ 氾濫発生情報	氾濫が発生又は切迫したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
レベル4 氾濫危険警報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
レベル3 氾濫警報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
レベル2 氾濫注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2。

## 2 洪水予報文例

伝達に用いる洪水予報文例は次ページのとおりとするが、文例から選択編集した文章で伝達される場合もある。

## 3 ホットライン

避難判断水位若しくは氾濫危険水位に達したこと、又は氾濫が発生したことなど、避難指示の発令判断に直結するような緊急又は重要な情報については、タイムライン（事前行動計画）に沿って事前に構築したホットラインの活用等により速やかに関係市町村長等に通報・伝達する。

正規

# 〇〇川<sup>〇〇〇 かわ</sup>レベル2 氾濫注意報 (警戒レベル2 情報)

〇〇川洪水予報 第〇号  
令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分  
みやぎけん せんだい かんく きしやうだい  
宮城県・仙台管区気象台 共同発表

(見出し)

〇〇川では、氾濫注意水位に到達し、  
今後、水位はさらに上昇する見込み

(主文)

【警戒レベル2】〇〇基準観測所(〇〇市)受け持ち区間  
〇〇川の〇〇基準観測所(〇〇市)では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

(警戒レベル相当情報等早見表)

〇〇川レベル2 氾濫注意報 (警戒レベル2 情報)			
新着・更新	新着・更新	新着	
	基準観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル( )相当	2	
	水位 又は 流量	現況	2 (レベル2水位超過)
予測			
新着	〇〇市	2	-
新着	△△市	2	
	〇〇町	-	

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2
	警戒レベル2未満

(雨量)

多いところでは1時間に〇〇ミリの雨が降っています。  
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
<b>警戒レベル2</b>								
〇〇 (〇〇市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
△△ (△△市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 [https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb\\_apend/html/reference.html](https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html)  
(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	〇〇 水位観測所	△△ 水位観測所	
	〇〇市	△△市	
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	
	左岸 〇〇市〇〇地区からから〇〇〇〇地区まで 右岸 〇〇市〇〇地区からから〇〇〇〇地区まで	左岸 △△市△△地区からから△△△地区まで 左岸 △△市△△地区からから△△△地区まで	

雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨 (解析雨量、降水短時間予報)	<a href="https://XX">https://XX</a>
---------------------	---

洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	<a href="https://XX">https://XX</a>
---------------	---

河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	<a href="https://XX">https://XX</a>
----------	---

氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	<a href="https://XX">https://XX</a>
------	---



今後の雨(解析雨量、  
降水短時間予報)



川の防災情報  
洪水予報画面



水害リスクライン

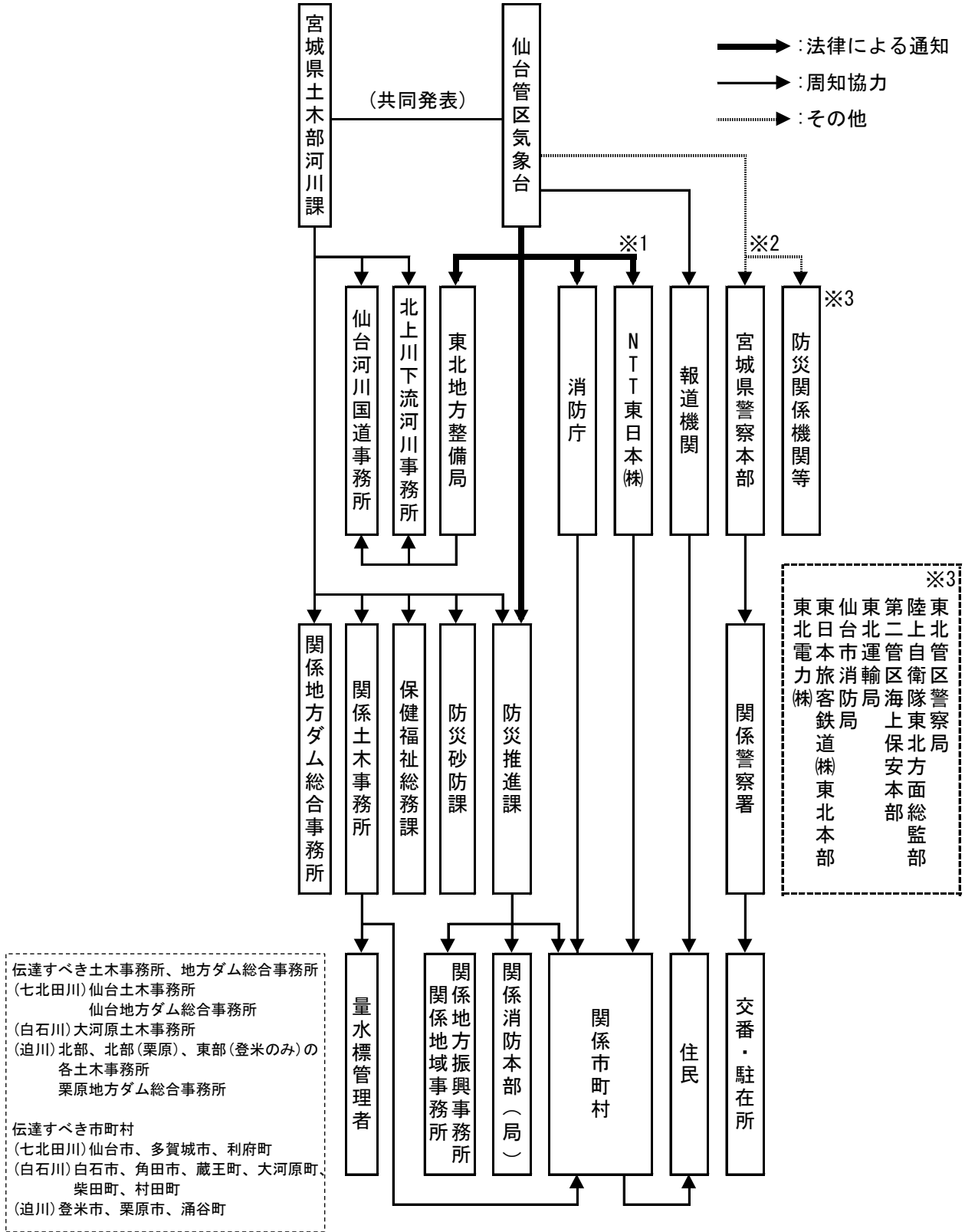


浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：宮城県 土木部河川課 電話：022-211-3173  
気象関係：気象庁 仙台管区气象台 電話：022-2997-8003

第3図 指定河川洪水予報伝達系統図(知事・気象庁長官共同発表)



※1 NTT東日本(株)への指定河川洪水予報の通知は、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える場合がある。(気象業務法第15条第1項、同施行令第8条第4号)

※2 宮城県警察本部へは、防災情報提供センターから周知。

### 第3節 国土交通大臣が行う水防警報

国土交通大臣が指定した河川・海岸についての水防警報の発表は、国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所長又は北上川下流河川事務所長が行うものとし、次に示す計画に基づき、水位、流量、波高等を示した水防上の警報を発表する。

- 1 法第16条第1項の規定により、国土交通大臣が水防警報を行う河川とその区域及び対象量水標は、次のとおりである。

河川名	区	域	対象量水標名	量水標設置場所	水防団待機	氾濫注意水	計画高	摘	要	
					水位(通報水位)(m)	位(警戒水位)(m)	水位(m)			
阿武隈川幹川			丸森	丸森町船場	18.00	19.50	23.697			
			笠松	角田市枝野	13.00	14.50	17.986			
			江尻	角田市江尻	9.50	10.80	14.215			
			岩沼	岩沼市阿武隈1丁目	4.00	5.00	8.246			
			荒浜	亘理町荒浜	1.30	1.80	3.939			
阿武隈川支川白石川			左岸 宮城県柴田郡柴田町大字槻木字寺入山1番の2地先 右岸 同県同郡同町大字下名生字須川前106番地先 から阿武隈川合流点まで	江尻	角田市江尻	9.50	10.80	14.215		
名取川幹川			名取橋	仙台市中田	5.50	6.50	10.190			
			関上第二	名取市関上字町	1.50	2.00	3.187			
名取川支川広瀬川			左岸 宮城県仙台市若林区河原町(広瀬橋) 右岸 同県同市太白区長町(広瀬橋) から名取川合流点まで	広瀬橋	仙台市河原町2丁目	0.50	1.30	4.124		
名取川支川筑川			左岸 宮城県仙台市太白区西多賀5丁目14番1地先(唐松橋上流) 右岸 同県同市同区富田字八幡東33番3地先(唐松橋上流) から幹川合流点まで	杉の下橋	仙台市富沢	12.40	13.00	14.354		
鳴瀬川幹川			三本木橋	大崎市三本木	4.00	5.00	7.966			
			下中ノ目	大崎市松山下伊場野	4.00	5.50	8.473			
			野田橋	大崎市松山千石	4.00	4.50	7.881			
			鹿島台(鳴)	松島町二子屋	4.50	5.50	9.414			
鳴瀬川支川多田川			左岸 宮城県大崎市古川西荒井字東田5番の1地先 右岸 宮城県大崎市三本木高柳字横江454番の1地先から鳴瀬川合流点まで	三本木橋	大崎市三本木	4.00	5.00	7.966		
鳴瀬川支川鞍坪川			左岸 宮城県東松島市西福田字長峯6番の1地先 右岸 宮城県東松島市西福田字長峯1番の4地先 から鳴瀬川合流点まで	鹿島台(鳴)	松島町二子屋	4.50	5.50	9.414		
鳴瀬川支川吉田川			落合	大和町鶴巢	4.00	5.00	7.410			
			粕川	大郷町粕川	4.00	5.70	8.321			
			鹿島台(吉)	松島町二子屋	4.00	5.80	8.441			

河川名	区	域	対象水量	量水標設置場所	水防固待機水位(通報水位)(m)	氾濫注意水位(警戒水位)(m)	計画高水位(m)	摘要
鳴瀬川 支川 竹林川	左右岸	宮城県富谷市三ノ関字太子堂中63番の1地先(新田橋)から吉田川合流点まで	新田橋	富谷市三ノ関	1.30	1.80	2.913	
鳴瀬川 支川 善川	左岸	宮城県黒川郡大衡村大衡字稲荷前162番2地先 右岸 宮城県黒川郡大衡村古館下77番2地先 から吉田川合流点まで	塩浪	大衡村大衡	1.90	2.60	5.579	
北上川 幹川	岩手県境から海まで	大泉	登米市中田町	8.50	9.50	13.270		
		米谷	登米市東和町	10.00	11.40	15.160		
		登米	登米市登米町	8.00	9.00	13.024		
		柳津	登米市津山町	7.00	8.40	12.236		
		飯野川 上流	石巻市相野谷	4.40	5.50	9.312		
北上川 二股川	左岸 宮城県登米市東和町米谷字森合52番地先 右岸 宮城県登米市東和町米谷字大沢1番の2地先 から北上川合流地点まで	大泉	登米市中田町	8.50	9.50	13.270		
北上川 派川 旧北上川	左右岸 幹川分派点から海まで	和渕	石巻市和渕	4.30	5.30	6.828		
		大森	石巻市大森	3.00	3.60	5.522		
		門脇	石巻市門脇	—	3.10	4.817		
北上川 支川 江合川	左岸 宮城県大崎市桜ノ目字下川原75番18 右岸 同大崎市古川小泉字内高畑1番1地先 から旧北上川合流点まで	荒雄	大崎市古川福沼	2.50	3.10	5.731		
		下谷地	大崎市古川富永	1.00	2.40	5.039		
		涌谷	涌谷町涌谷大橋	3.20	4.20	6.465		
		短台	石巻市北和渕	2.00	3.50	5.018		
北上川 派川 新江合川	左右岸 江合川分派点から鳴瀬川合流点まで	荒雄	大崎市古川福沼	2.50	3.10	5.731	(江合川筋)	

2 法第16条第1項の規定により、国土交通大臣が水防警報を行う海岸とその区域及び対象波浪観測所は、次のとおりである。

海岸名	区域	対象波浪観測所名	波浪観測所設置場所
仙台湾南部 海岸	蒲崎海岸 宮城県岩沼市早股字前川187番2地先から同市寺島字川向45番4地先まで	亘理沖	亘理町山元町境沖合
	山元海岸 宮城県亘理郡山元町山寺字須賀1番15地先から同郡同町坂元字浜1番4地先まで		

### 3 河川における水防警報の段階と範囲

(1) 河川における水防警報の段階は次のとおりとする。

第1段階 待機 水防団員の足止めを行うもの

第2段階 準備 水防資材器具の整備点検、堰堤、水こう門等の開閉準備、水防団幹部の出動など水防活動の準備をする必要がある旨通報するもの

第3段階 出動 水防団員又は消防団員が出動する必要がある旨通報するもの

第4段階 解除 水防活動の終了を通報するもの

(2) 河川別水防警報の段階と範囲は次のとおりとする。

河川名	量水標名	第1段階 (待機)	第2段階 (準備)	第3段階 (出動)	第4段階 (解除)	摘要
阿武隈川 幹川	丸森	行わない	水防団待機水位 (通報水位) (18.00m)に達し、 氾濫注意水位(警戒水位) (19.50m)を突破すると思われ準備の必要があると認めるとき	氾濫注意水位 (警戒水位) (19.50m)に達し、 なお上昇の見込みがあり出動の必要があると認めるとき	氾濫注意水位 (警戒水位) (19.50m)を下がって、 再び増水のおそれがないと思われたとき	
	笠松	同上	同上(13.00m) (14.50m)	同上(14.50m)	同上(14.50m)	
	江尻	同上	同上(9.50m) (10.80m)	同上(10.80m)	同上(10.80m)	
	岩沼	同上	同上(4.00m) (5.00m)	同上(5.00m)	同上(5.00m)	
	荒浜	同上	同上(1.30m) (1.80m)	同上(1.80m)	同上(1.80m)	
阿武隈川 支川 白石川	江尻	同上	同上(9.50m) (10.80m)	同上(10.80m)	同上(10.80m)	
名取川 幹川	名取橋	同上	同上(5.50m) (6.50m)	同上(6.50m)	同上(6.50m)	
	閑上第二	同上	同上(1.50m) (2.00m)	同上(2.00m)	同上(2.00m)	
名取川 支川 広瀬川	広瀬橋	同上	同上(0.50m) (1.30m)	同上(1.30m)	同上(1.30m)	
名取川 支川 筑	杉の下橋	同上	同上(12.40m) (13.00m)	同上(13.00m)	同上(13.00m)	

河川名	量水標名	第1段階 (待機)	第2段階 (準備)	第3段階 (出動)	第4段階 (解除)	摘要
鳴瀬川 幹川	三本木橋	行わない	水防団待機水位 (通報水位) (4.00m)に達し、 氾濫注意水位 (警戒水位) (5.00m)を突破 すると思われ準備 の必要あると 認めたととき	氾濫注意水位 (警戒水位) (5.00m)に達し、 なお上昇の見込 あり出動の必要 あると認めたととき	氾濫注意水位 (警戒水位) (5.00m)を下 がって、再び増 水のおそれがない と思われたとき	
	下中ノ目	同上	同上(4.00m) (5.50m)	同上(5.50m)	同上(5.50m)	
	野田橋	同上	同上(4.00m) (4.50m)	同上(4.50m)	同上(4.50m)	
	鹿島台 (鳴)	同上	同上(4.50m) (5.50m)	同上(5.50m)	同上(5.50m)	
鳴瀬川 支川 多田川	三本木橋	同上	同上(4.00m) (5.00m)	同上(5.00m)	同上(5.00m)	
鳴瀬川 支川 鞍坪川	鹿島台 (鳴)	同上	同上(4.50m) (5.50m)	同上(5.50m)	同上(5.50m)	
鳴瀬川 支川 吉田川	落合	同上	同上(4.00m) (5.00m)	同上(5.00m)	同上(5.00m)	
	粕川	同上	同上(4.00m) (5.70m)	同上(5.70m)	同上(5.70m)	
	鹿島台 (吉)	同上	同上(4.00m) (5.80m)	同上(5.80m)	同上(5.80m)	
鳴瀬川 支川 竹林川	新田橋	同上	同上(1.30m) (1.80m)	同上(1.80m)	同上(1.80m)	
鳴瀬川 支川 善川	塩浪	同上	同上(1.90m) (2.60m)	同上(2.60m)	同上(2.60m)	
北上川 幹川	大泉	上流の降雨状況 より氾濫注意水 位(警戒水位) (9.50m)に達す ると思われ、待 機の必要を認め たととき	同上(8.50m) (9.50m)	同上(9.50m)	同上(9.50m)	
	米谷	同上(11.40m)	同上(10.00m) (11.40m)	同上(11.40m)	同上(11.40m)	
	登米	同上(9.00m)	同上(8.00m) (9.00m)	同上(9.00m)	同上(9.00m)	
	柳津	同上(8.40m)	同上(7.00m) (8.40m)	同上(8.40m)	同上(8.40m)	
	飯野川 上流	同上(5.50m)	同上(4.40m) (5.50m)	同上(5.50m)	同上(5.50m)	

河川名	量水標名	第1段階 (待機)	第2段階 (準備)	第3段階 (出動)	第4段階 (解除)	摘要
北上川 支川 二股川	大泉	上流の降雨状況より氾濫注意水位(警戒水位)(9.50m)に達すると思われ、待機の必要を認めるとき	水防団待機水位(通報水位)(8.50m)に達し、氾濫注意水位(警戒水位)(9.50m)を突破すると思われ準備の必要あると認めるとき	氾濫注意水位(警戒水位)(9.50m)に達し、なお上昇の見込みあり出動の必要あると認めるとき	氾濫注意水位(警戒水位)(9.50m)を下がって、再び増水のおそれがないと思われたとき	
北上川 派川 旧北上川	和淵	同上(5.30m)	同上(4.30m) (5.30m)	同上(5.30m)	同上(5.30m)	
	大森	同上(3.60m)	同上(3.00m) (3.60m)	同上(3.60m)	同上(3.60m)	
	門脇	行わない	同上(一) (3.10m)	同上(3.10m)	同上(3.10m)	
北上川 支川 江合川	荒雄	同上	同上(2.50m) (3.10m)	同上(3.10m)	同上(3.10m)	
	下谷地	同上	同上(1.00m) (2.40m)	同上(2.40m)	同上(2.40m)	
	涌谷	同上	同上(3.20m) (4.20m)	同上(4.20m)	同上(4.20m)	
	短台	同上	同上(2.00m) (3.50m)	同上(3.50m)	同上(3.50m)	
北上川 派川 新江合川	荒雄	同上	同上(2.50m) (3.10m)	同上(3.10m)	同上(3.10m)	

#### 4 海岸における水防警報の段階と範囲

(1) 海岸における水防警報の段階は次のとおりとする。

第1段階 待機・準備 波浪の発達により越波が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機及び出動の準備がある旨を警告し、水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努める。

第2段階 出動 水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。

第3段階 距離確保準備 越波が概ね1時間以内に発生する危険が迫ったことを警告し、越波から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離を保持しながら、避難誘導・浸水対策等を行うよう指示するもの。

第4段階 距離確保 越波の発生を警告するとともに、越波から身の安全を十分に確保できる範囲において、浸水による被害軽減のために避難誘導・浸水対策等の対応等を指示するもの。

第5段階 距離確保解除 越波のおそれなくなった旨の通知及び水防作業が必要な箇所及び状況を示し、その対応策を指示する。

第6段階 解除 越波の発生及びおそれなくなり、災害に対する水防作業を必要とする状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨通告するもの。

(2) 海岸別水防警報の段階と範囲は次のとおりとする。

令和2年6月1日から適用

海岸名	区 域	第 1 段 階 ( 待 機 ・ 準 備 )	第 2 段 階 ( 出 動 )	第 3 段 階 ( 解 除 )	摘 要
仙台湾南 部 海 岸	蒲崎海岸	仙台湾管区気象台から管内に高潮注意報が発表され、巨理沖波浪観測所の有義波高が3.5mを超え、かつ今後更に波高の上昇が予想される場合	仙台湾管区気象台から管内に高潮警報が発表され、巨理沖波浪観測所の有義波高が5.2mを超え、かつ今後更に波高の上昇が予測される場合	巨理沖波浪観測所の有義波高が3.5mを下回り、高潮注意報が解除され、かつ避難活動を必要とする状況が解消したと認められるとき。	
	山元海岸				

【解説】

待機・準備：浸水が概ね5時間以内に発生する危険があり、状況に応じて直ちに避難活動ができるように警戒体制をとる必要がある旨を警告するもの。

出動：避難活動の必要がある旨を警告するもの。

＜活動内容＞  
避難誘導 等

解除：浸水の発生及びおそれがなくなり、災害に対する避難活動を必要とする状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。

5 水防警報発令機関及び受報機関とその措置

国土交通大臣が指定した河川・海岸について、国土交通省河川（国道）事務所長の発表があったときは、宮城県土木部河川課長は、その警報事項を第4図により速やかに警報区域の水防管理者その他の関係機関に通知する。また、水防警報を受けた水防管理者及び関係機関は、警報段階に応じ速やかに準備出動の措置を執るものとする。

(1) 河川・海岸別発令者及び受報者は、次のとおりとする。

河川名	水防警報発令担当者	受報担当者	連絡方法	摘要
阿武隈川	国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所長	宮城県土木部河川課長	電子メール (加入電話及び防災無線も 可)	巻頭の水防関係機 関 連絡先一覧表参照
白石川				
名取川				
広瀬川				
策川				
仙台湾南部海岸				
鳴瀬川	国土交通省東北地方整備局 北上川下流河川事務所長			
多田川				
鞍坪川				
吉田川				
竹林川				
善川				
北上川				
二股川				
旧北上川				
江合川				
新江合川				

(2) 水防警報文例（パターン文）は、次のとおりとする。

# 水防警報（出動）

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分  
国土交通省 〇〇河川国道事務所発表

（第〇号）

（見出し）

がわ

川の 基準観測所 水防機関出動

（現況）

がわ

川の 基準観測所（ 市）の水位は、〇〇日〇〇時 〇〇分現在X.XXmです。

（発表）

水防機関は出動してください。

（水防警報発表状況）

河川国道事務所水防警報発表状況									
新着・更新	新着・更新	新着							
	基準観測所			■ ■					× ×
	対象河川	川	川	川	川	川	川	川	川
	水防警報発表状況	出動		解除					
新着	市	出動		解除	-	-	-	-	-
新着	市	出動	-	解除	-	-	-	-	-
	□□市	-	-	-				-	-
	郡 町	-	-	-				-	-
	市	-	-	-				-	-
	郡 町	-	-	-				-	-
	郡 町	-	-	-				-	-

河川国道事務所水防警報発表状況	
新着・更新	新着・更新
	基準観測所
	対象河川
	水防警報発表状況
	市
	郡 町

（参考）

橋 基準観測所（ 市）

（受け持ち区間は 川左岸： 市 から 市 、右岸： 市 から 市 ）

□水防警報に関する川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 水防警報画面	<a href="https://www.river.go.jp/kwabou/pc/rw?rwtype=20&amp;rwcd=2103300004&amp;fld=1">https://www.river.go.jp/kwabou/pc/rw?rwtype=20&amp;rwcd=2103300004&amp;fld=1</a>
---------------	---

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	<a href="https://frl.river.go.jp/TopViewMain?header&amp;areacd=82">https://frl.river.go.jp/TopViewMain?header&amp;areacd=82</a>
----------	---

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	<a href="https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/?x=140.8861111&amp;y=38.2061111&amp;z=13">https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/?x=140.8861111&amp;y=38.2061111&amp;z=13</a>
------	---



川の防災情報 水防警報画面



水害リスクライン



浸水ナビ

問い合わせ先 国土交通省	河川国道事務所	課 電話：XXX-XXX-XXXX
-----------------	---------	-------------------

# 仙台湾南部海岸水防警報 第 号

＜ 待機・準備 ， 出動 ， 解除 ＞ (該当を○で囲む)

令和 年 月 日 時 分  
国土交通省 仙台河川国道事務所 発表

1. 気象情報 (該当を○で囲む)

仙台管区気象台は、東部仙台を対象に

令和 年 月 日 時 分 に { 高潮注意報 ・ 高潮警報 }

令和 年 月 日 時 分 に { 波浪注意報 ・ 波浪警報 }

2. 海象状況 (現況)

亘理沖波浪観測所では、 日 時 分 、 観測有義波高が m となっています。

3. 海象状況 (今後の予想)

岩沼市蒲崎海岸・山元町山元海岸

亘理沖波浪観測所では、 日 時 分 に観測有義波高が mを越え、今後更に波高の上昇が予想されます。

4. 水防警報 (該当を○で囲む)

岩沼市蒲崎海岸・山元町山元海岸

{ } 待機・準備 浸水が概ね5時間以内に発生する危険があり、状況に応じて直ちに避難活動ができるように警戒体制をとる必要がある旨を警告します。

{ } 出動 避難活動の必要がある旨を警告します。

{ } 解除 浸水の発生及びおそれがなくなり、災害に対する避難活動を必要とする状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知します。

伝達確認	発 信	受 信					
時 刻	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分
発受信者							



#### 第4節 知事が行う水防警報

知事が指定した河川についての水防警報の発表は、県土木事務所長が行うものとし、指定河川とその区域及び対象量水標並びに警報発令要領等を次のように定める。

- 1 法第16条第1項の規定により、知事が水防警報を行う河川とその区域及び対象量水標は次のとおりとする。（水防団待機水位は通報水位、氾濫注意水位は警戒水位である。）

河川名	区 域	量水標名	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)	計画高水位(m)
白石川	白石市蔵本堰堤から	白石	1.50	2.50	—
	左岸 柴田町大字槻木字寺入山まで 右岸 柴田町大字下名生字須川前まで	大河原	14.55	15.20	—
齋川	左右岸 谷津川合流点から 白石川合流点まで	郡山	2.00	2.80	4.590
荒川	左右岸 村田町東北自動車道から 白石川合流点まで	本関場	3.60	3.80	—
小田川	左右岸 角田市阿武隈急行線から 阿武隈川合流点まで	小田	2.90	3.30	7.030
雉子尾川	左右岸 丸森町大内岩城 岩城上橋から 阿武隈川合流点まで	山居	1.80	1.90	—
内川	左右岸 丸森町石羽 馬越道大橋から 阿武隈川合流点まで	内川	4.00	4.10	—
坂元川	左右岸 山元町大川橋から 海まで	道合	1.30	1.60	3.100
増田川	左右岸 上町川合流点から 海まで	上増田	1.70	2.00	3.000
川内沢川	左右岸 名取市沖の橋から 川内沢川放水路分派点まで	館腰橋	1.50	1.60	—
川内沢川放水路	左右岸 川内沢川分派点から 増田川合流点まで	館腰橋	1.50	1.60	—
名取川	左岸 仙台市太白区茂庭人來田西から 仙台市太白区山田(名取川頭首工)	余方	3.90	5.00	—
広瀬川	左右岸 仙台市愛宕橋から 広瀬橋まで	広瀬橋	0.50	1.30	4.124
旧筑川	左右岸 筑川分派点から 名取川合流点まで	北目橋	2.70	2.70	—
七北田川	左右岸 仙台市泉区馬橋から 仙台市泉区赤生津大橋まで	小角	1.65	1.90	—
	左右岸 仙台市泉区赤生津大橋から 海まで	市名坂	3.35	4.00	6.032
梅田川	左右岸 仙台市宮城野区原町大田見橋から 七北田川合流点まで	苦竹	2.10	2.50	3.330
砂押川	左右岸 多賀城市市川橋から 海まで	八幡橋	1.40	2.40	3.213
高城川	左右岸 松島町三陸自動車道から 海まで	高城	1.40	1.70	3.120
鶴田川	左右岸 大郷町宮下橋から 松島町幡谷吉田川伏越呑口まで	鶴田崎	1.90	2.00	—
鳴瀬川	左岸 加美町田川合流点から 大崎市古川引田まで 右岸 大崎市三本木齊田まで	中新田	5.55	6.15	7.570
多田川	左右岸 加美町山田橋から 大臣管理区間境まで	下狼塚	1.65	1.85	—
名蓋川	左右岸 加美町名蓋川橋から 多田川合流点まで	矢目	1.60	1.80	—
渋井川	左右岸 大崎市台所橋から 多田川合流点まで	西荒井	2.55	3.05	—
吉田川	左右岸 南川合流点から 大臣管理区間境まで	八合田	1.75	2.75	—
江合川	左岸 大崎市岩出山二ツ石堰から 右岸 大崎市古川小泉まで	岩出山	1.50	2.12	—
迫川	左右岸 栗原市留場橋から三迫川合流点まで	留場	3.90	4.45	7.200
	左岸 栗原市若柳三迫川合流点	大林	15.00	15.45	17.620
	右岸 栗原市志波姫三迫川合流点	若柳	4.80	5.30	6.800
	から旧北上川合流点まで	佐沼	3.60	4.20	6.028
三迫川	左右岸 栗原市栗駒松倉阿弥陀堂 阿弥陀堂橋から 迫川合流点まで	岩ヶ崎	1.50	2.12	3.533
夏川	左岸 登米市中田町糖塚 右岸 登米市石越町東郷字新五町谷地 から迫川合流点まで	佐沼	3.60	4.20	6.028
	右岸 登米市石越町北郷字小谷地から 登米市石越町東郷字新五町谷地まで	小谷地	2.60	3.20	—
二股川	左右岸 登米市東和町米川西上沢 芽倉橋から 登米市鱒淵川合流点まで	昭和橋	1.40	1.90	—
	左岸 登米市東和町米谷字森合まで 右岸 登米市東和町米谷字大沢まで	大泉	8.50	9.50	13.299

旧迫川	左右岸	小山田川合流点から 旧北上川合流点まで	大沼	5.30	5.80	7.384
小山田川	左右岸	栗原市高清水広畑 国道四号橋から 栗原市瀬峰 東北本線まで	富橋	2.20	2.70	—
	左右岸	栗原市瀬峰 東北本線から 旧迫川合流点まで	大沼	5.30	5.80	7.384
瀬峰川	左右岸	栗原市瀬峰根川橋から 小山田川合流点まで	大沼	〃	〃	〃
萱刈川	左右岸	栗原市瀬峰東北本線から 小山田川合流点まで	大沼	〃	〃	〃
大水門川	左右岸	栗原市瀬峰東北本線から 萱刈川合流点まで	大沼	〃	〃	〃
西川	左右岸	大崎市田尻市道橋から 萱刈川合流点まで	大沼	〃	〃	〃
二迫川	左右岸	栗原市鶯沢大橋から 迫川合流点まで	新橋	2.00	2.10	—
田尻川	左右岸	大崎市国道四号橋から 江合川合流点まで	大水門	1.75	2.50	—
芋埜川	左右岸	栗原市忠兵衛浦橋から 二迫川合流点まで	栗駒公園線	2.35	2.75	—
出来川	左右岸	美里町北浦新前田 前田橋から 美里町南小牛田信 石巻線まで	笹館橋	2.30	2.50	—
	左右岸	美里町南小牛田信 石巻線から 江合川合流点まで	名鱒	1.80	2.90	—
大川	左右岸	気仙沼市平前橋から 海まで	大川本町	1.95	2.75	3.992
鹿折川	左右岸	気仙沼市大船渡線から 海まで	鹿折大橋	1.10	1.50	—
津谷川	左右岸	気仙沼市本吉町高岡 鼻向頭首工から 海まで	花見橋	1.00	1.30	—

## 2 水防警報の段階と範囲

河川名	量水標名	第1段階 (準備)	第2段階 (出動)	第3段階 (解除)	摘要
白石川	白石	雨量を考慮し、水防団待機水位(通報水位)(1.50m)に達し、更に増水し危険が予想される時。	雨量を考慮し、氾濫注意水位(警戒水位)(2.50m)に達し、更に増水し危険が予想される時。	氾濫注意水位(警戒水位)を下がり、水防の必要がなくなったとき。	
	大河原	同上(14.55m)	同上(15.20m)	〃	
斎川	郡山	同上(2.00m)	同上(2.80m)	〃	
荒川	本関場	同上(3.60m)	同上(3.80m)	〃	
小田川	小田	同上(2.90m)	同上(3.30m)	〃	
雉子尾川	山居	同上(1.80m)	同上(1.90m)	〃	
内川	内川	同上(4.00m)	同上(4.10m)	〃	
坂元川	道合	同上(1.30m)	同上(1.60m)	〃	
増田川	上増田	同上(1.70m)	同上(2.00m)	〃	
川内沢川	館腰橋	同上(1.50m)	同上(1.60m)	〃	
川内沢川放水路	館腰橋	同上(1.50m)	同上(1.60m)	〃	
名取川	余方	同上(3.90m)	同上(5.00m)	〃	
広瀬川	広瀬橋	同上(0.50m) 国管理区間と同時発令	同上(1.30m) 国管理区間と同時発令	〃	
旧笹川	北目橋	同上(2.70m)	同上(2.70m)(注)	〃	
七北田川	小角	同上(1.65m)	同上(1.90m)	〃	
	市名坂	同上(3.35m)	同上(4.00m)	〃	
梅田川	苦竹	同上(2.10m)	同上(2.50m)	〃	
砂押川	八幡橋	同上(1.40m)	同上(2.40m)	〃	
高城川	高城	同上(1.40m)	同上(1.70m)	〃	
鶴田川	鶴田崎	同上(1.90m)	同上(2.00m)	〃	
鳴瀬川	中新田	同上(5.55m)	同上(6.15m)	〃	
多田川	下狼塚	同上(1.65m)	同上(1.85m)	〃	

名蓋川	矢目	同上(1.60m)	同上(1.80m)	〃	
洪井川	西荒井	同上(2.55m)	同上(3.05m)	〃	
吉田川	八合田	同上(1.75m)	同上(2.75m)	〃	
江合川	岩出山	同上(1.50m)	同上(2.12m)	〃	
迫川	留場	同上(3.90m)	同上(4.45m)	〃	
	大林	同上(15.00m)	同上(15.45m)	〃	
	若柳	同上(4.80m)	同上(5.30m)	〃	
	佐沼	同上(3.60m)	同上(4.20m)	〃	
三迫川	岩ヶ崎	同上(1.50m)	同上(2.12m)	〃	
夏川	佐沼	同上(3.60m) (迫川と同時発令)	同上(4.20m) (迫川と同時発令)	〃	
	小谷地	同上(2.60m)	同上(3.20m)	〃	
二股川	昭和橋	同上(1.40m)	同上(1.90m)	〃	
	大泉	同上(8.50m)	同上(9.50m)	〃	
旧迫川	大沼	同上(5.30m)	同上(5.80m)	〃	
小山田川	富橋	同上(2.20m)	同上(2.70m)	〃	
	大沼	同上(5.30m)	同上(5.80m)	〃	
瀬峰川	大沼	〃	〃	〃	
萱刈川	大沼	〃	〃	〃	
大水門川	大沼	〃	〃	〃	
西川	大沼	〃	〃	〃	
二迫川	新橋	同上(2.00m)	同上(2.10m)	〃	
田尻川	大水門	同上(1.75m)	同上(2.50m)	〃	
芋埴川	栗駒公園線	同上(2.35m)	同上(2.75m)	〃	
出来川	笹館橋	同上(2.30m)	同上(2.50m)	〃	
	名鱈	同上(1.80m)	同上(2.90m)	〃	
大川	大川本町	同上(1.95m)	同上(2.75m)	〃	
鹿折川	鹿折大橋	同上(1.10m)	同上(1.50m)	〃	
津谷川	花見橋	同上(1.00m)	同上(1.30m)	〃	

(注)当該河川の特性上、水防団待機水位と氾濫注意水位が同じになるため、当該水位を超える場合には、水防警報(出動)のみを行うこととする。

### 3 水防警報発令機関及び受報機関とその措置

知事が指定した河川について、県土木事務所長が水防警報を発令したときは、第5図により速やかに水防区域の水防管理者その他関係機関に通報するものとする。また、水防警報を受理した水防管理者及び関係機関は、警報段階に応じ、速やかに準備、出動の措置を執るものとする。

(1) 河川別発令機関及び受報機関は、次のとおりとする。

河川名	発令担当者	受報担当者	連絡方法	摘要
白石川	大河原土木事務所長	関係水防管理団体	電子メール (加入電話及び防災無線も可)	
斎川	〃	〃	〃	
荒川	〃	〃	〃	
小田川	〃	〃	〃	
雉子尾川	〃	〃	〃	

内 川	"	"	"	
坂元川	仙台土木事務所長	関係水防管理団体	電子メール (加入電話及び防災無線も可)	
増田川	"	"	"	
川内沢川	"	"	"	
川内沢川 放水路	"	"	"	
名取川	"	"	"	
広瀬川	"	"	"	
旧 筑 川	"	"	"	
七北田川	"	"	"	
梅 田 川	"	"	"	
砂 押 川	"	"	"	
高 城 川	"	"	"	
鶴 田 川	"	"	"	
鳴瀬川	北部土木事務所長	"	"	
多 田 川	"	"	"	
名 蓋 川	"	"	"	
洪 井 川	"	"	"	
吉 田 川	仙台土木事務所長	"	"	
江 合 川	北部土木事務所長	"	"	
迫川上流	北部土木事務所長(栗原)	"	"	三迫川合流点まで
三 迫 川	"	"	"	
迫川下流	北部土木事務所長 北部土木事務所長(栗原) 東部土木事務所長(登米)	"	"	三迫川合流点から旧北上川合流点 まで
夏 川	東部土木事務所長(登米)	"	"	
二 股 川	"	"	"	
旧 迫 川	北部土木事務所長 東部土木事務所長(登米)	"	"	
小山田川	北部土木事務所長 北部土木事務所長(栗原) 東部土木事務所長(登米)	"	"	
瀬 峰 川	北部土木事務所長 北部土木事務所長(栗原)	"	"	
萱 刈 川	"	"	"	
大水門川	北部土木事務所長(栗原)	"	"	
西 川	北部土木事務所長	"	"	
二 迫 川	北部土木事務所長(栗原)	"	"	
田 尻 川	北部土木事務所長	"	"	
芋 埴 川	北部土木事務所長(栗原)	"	"	
出 来 川	北部土木事務所長	"	"	
大 川	気仙沼土木事務所長	"	"	
鹿 折 川	"	"	"	
津 谷 川	"	"	"	

(2) 水防警報文例（パターン文）は、次のとおりとする。

## 水 防 警 報

河 川 名	種 別	発表番号	発 表 日 時	発 表 事 務 所
			月 日 時 分	土木事務所
<p>本 文</p> <p>1 (待機・準備)</p> <p>① 時 分現在水位は、② 量水標において③ mに達し、 1時間④ cmの割合で上昇中。⑤ では水防準備が必要です。</p> <p>2 (出 動)</p> <p>① 時 分現在水位は、② 量水標において③ mに達し 1時間約④ cmの割合をもって上昇中で大きな洪水になりそうですから ⑤ では水防団の出動が必要です。</p> <p>3 (解 除)</p> <p>① 時 分現在水位は、② 量水標において③ mとなり 引き続き減水する見込みです。④ における水防警報を解除します。</p>				

(発信者 ) (受信者 ) ( 時 分送受信)

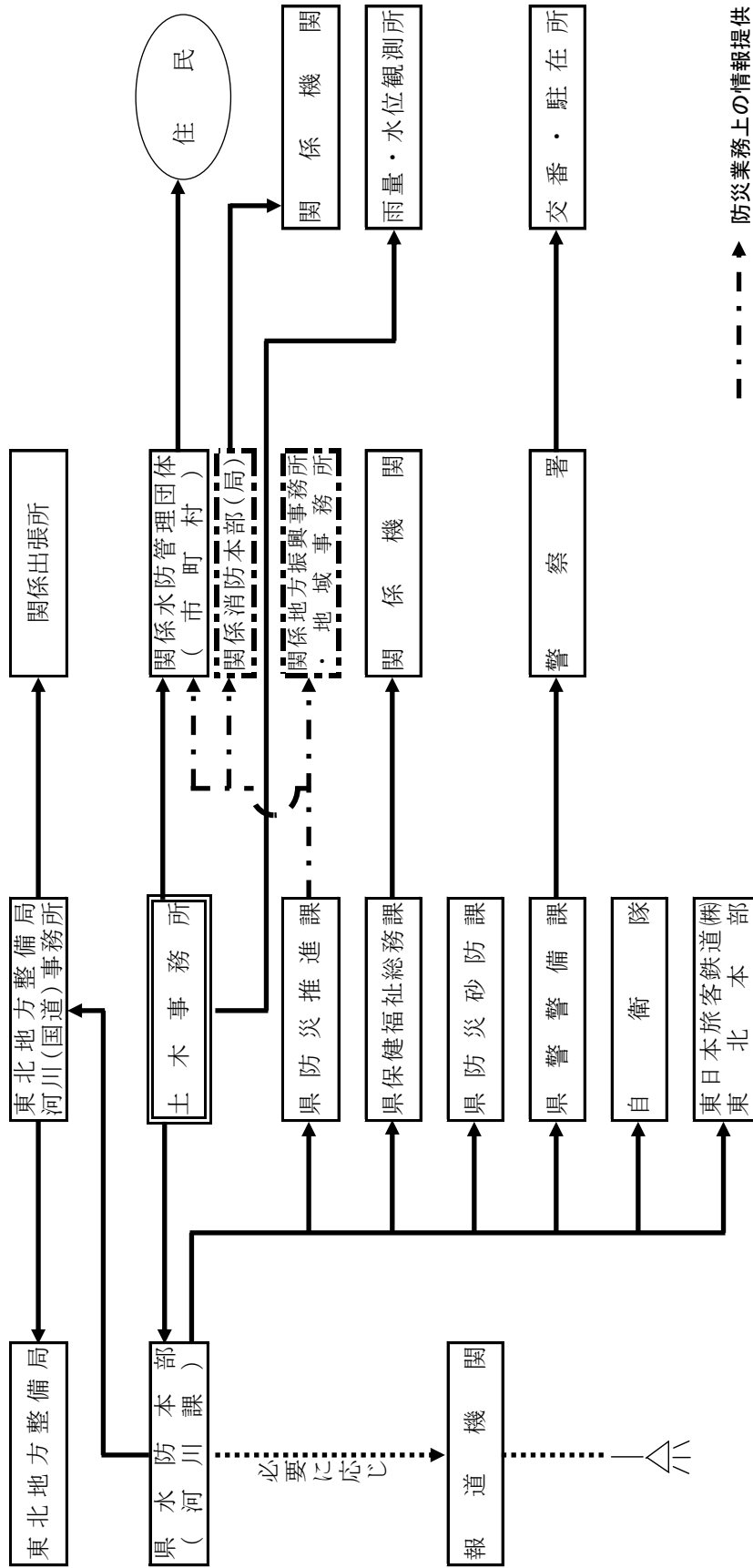
参考：水防団待機水位（通報水位） \_\_\_\_\_m

氾濫注意水位（警戒水位） \_\_\_\_\_m

発令対象： \_\_\_\_\_市・町・村

第5図

水防警報の伝達系統図 (知事が発令する場合)



--- 防災業務上の情報提供

## 第5節 水位周知河川の指定と洪水特別警戒水位到達情報等の周知

### 1 制度の概要

洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがある河川について、国土交通大臣又は都道府県知事は気象庁長官と共同して洪水予報を行うこととされており（法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第3項並びに法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第4項）、適切な指定河川洪水予報の実施により、住民は、河川が氾濫する前に時間的余裕をもって安全な場所に避難することが可能となるものであるが、こうした洪水予報河川は、水位等の予測が技術的に可能な比較的流域面積の大きい河川に限定されており、流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕もない河川については、従来、住民が洪水予報を生かした的確な避難及びその準備ができない状況となっていた。

このため、平成17年及び平成27年に水防法が改正され、法第13条第1項及び第2項は、洪水予報以外の河川で、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川（以下「水位周知河川」という。）について、新たに洪水特別警戒水位を定め、当該水位に達した旨の情報を都道府県知事又は水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならないこととした。

改正法の施行に伴って、県では、水位周知河川の水位が洪水特別警戒水位に達したときは、洪水予報の伝達方法に準じ、必要に応じて報道機関の協力を求めて、市町村等の水防関係機関及び住民に周知する措置を執る体制を整えたところである。

さらに、平成25年及び平成27年の水防法改正等により、避難のための立ち退きの指示の判断に資するため、当該情報を関係市町村へ通知することとなった（法第13条の4）。

### 2 洪水特別警戒水位等の設定

洪水特別警戒水位は、国土交通大臣又は都道府県知事が「警戒水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位」（法第13条第1項）としてそれぞれが指定する水位周知河川について定めるものであり、水位周知河川の水位が洪水特別警戒水位に達した場合には、その旨を都道府県知事又は水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならないこととされている。また、水位周知河川においては、洪水予報を行う河川と同様に洪水浸水想定区域を指定するとともに、当該区域をその区域に含む市町村は、洪水特別警戒水位に到達した旨の情報等の伝達方法を住民に周知させるための措置を講じなければならない。

このように、洪水特別警戒水位は、住民等の避難に資する洪水情報を的確に提供するために定められる性格のものであり、洪水による氾濫のおそれがある水位以下で、各河川の整備状況及び出水特性等を考慮して定められるものである。

知事及び国土交通大臣が指定した水位周知河川（改正法附則第2条により水位周知河川とみなされる河川（改正法の施行の際現に洪水予報を行うこととされている河川以外の河川のうち、水防警報河川に指定されている河川）を含む。）の洪水特別警戒水位等は、次のとおり設定されている。

(国土交通大臣指定(法第13条第1項))

※1通報水位 ※2警戒水位 ※3洪水特別警戒水位 ※4危険水位

河川名	区	域	量水標名	水防団待機水位※1(m)	氾濫注意水位※2(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位※3※4(m)	氾濫発生水位(m)
芥川	左岸 右岸	仙台市太白区西多賀5丁目 仙台市太白区富田字八幡東 から幹川合流点まで	杉の下橋	12.40	13.00	13.70	14.20	15.30
新江合川	左右岸	江合川分派点から 鳴瀬川合流点まで	荒雄	2.50	3.10	4.50	4.80	5.60
二股川	左岸 右岸	登米市東和町米谷字森合 登米市東和町米谷字大沢 から北上川合流点まで	大泉	8.50	9.50	10.20	10.80	10.90
善川	左岸 右岸	黒川郡大衡村大衡字稲荷前162番2地先 黒川郡大衡村古館下77番2地先 から吉田川合流点まで	塩浪	1.90	2.60	4.40	5.20	5.40

(知事指定(法第13条第2項))

※1通報水位 ※2警戒水位 ※3洪水特別警戒水位 ※4危険水位

河川名	区	域	量水標名	水防団待機水位※1(m)	氾濫注意水位※2(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位※3※4(m)	氾濫発生水位(m)
斎川	左右岸	谷津川合流点から 白石川合流点まで	郡山	2.00	2.80	4.00	4.40	—
荒川	左右岸	村田町東北自動車道から 白石川合流点まで	本関場	3.60	3.80	4.10	4.60	—
小田川	左右岸	角田市阿武隈急行線から 阿武隈川合流点まで	小田	2.90	3.30	4.10	4.50	—
雉子尾川	左右岸	丸森町大内岩城 岩城上橋から 阿武隈川合流点まで	山居	1.80	1.90	3.30	3.60	—
内川	左右岸	丸森町石羽 馬越道大橋から 阿武隈川合流点まで	内川	4.00	4.10	5.70	6.20	—
坂元川	左右岸	山元町大川橋から 海まで	道合	1.30	1.60	2.90	3.10	—
増田川	左右岸	上町川合流点から 海まで	上増田	1.70	2.00	2.50	2.70	—
川内沢川	左右岸	名取市沖の橋から 川内沢川放水路分派点まで	館腰橋	1.50	1.60	1.90	2.10	—
川内沢川放水路	左右岸	川内沢川分派点から 増田川合流点まで	館腰橋	1.50	1.60	1.90	2.10	—
名取川	左岸	仙台市太白区茂庭人來田西から 仙台市太白区山田(名取川頭首工)	余方	3.90	5.00	5.90	6.20	—
広瀬川	左右岸	仙台市愛宕橋から 広瀬橋まで	広瀬橋	0.50	1.30	2.20	2.70	—
旧芥川	左右岸	芥川分派点から 名取川合流点まで	北目橋	2.70	2.70	2.90	3.10	—
七北田川	左右岸	仙台市泉区馬橋から 仙台市泉区赤生津大橋まで	小角	1.65	1.90	2.20	2.40	—
梅田川	左右岸	仙台市宮城野区原町大田見橋から 七北田川合流点まで	苦竹	2.10	2.50	2.60	2.80	—
砂押川	左右岸	多賀城市市川橋から 海まで	八幡橋	1.40	2.40	2.50	2.60	—
高城川	左右岸	松島町三陸自動車道から 海まで	高城	1.40	1.70	1.80	2.00	—
鶴田川	左右岸	大郷町宮下橋から 宮城郡松島町幡谷吉田川伏越呑口まで	鶴田崎	1.90	2.00	3.70	3.90	—
鳴瀬川	左岸 右岸	加美町田川合流点から 大崎市古川引田まで 大崎市三本木齊田まで	中新田	5.55	6.15	6.80	7.50	—
多田川	左右岸	加美町山田橋から 大臣管理区間境まで	下狼塚	1.65	1.85	2.10	2.40	—
名蓋川	左右岸	加美町名蓋川橋から 多田川合流点まで	矢目	1.60	1.80	2.00	2.20	—
洪井川	左右岸	大崎市台所橋から 多田川合流点まで	西荒井	2.55	3.05	3.60	3.80	—
吉田川	左右岸	南川合流点から 大臣管理区間境まで	八合田	1.75	2.75	2.80	3.40	—
江合川	左岸 右岸	大崎市岩出山二ツ石堰から 大崎市古川桜ノ目まで 大崎市古川小泉まで	岩出山	1.50	2.12	4.30	4.40	—
三迫川	左右岸	栗原市栗駒松倉阿弥陀堂 阿弥陀堂橋から 迫川合流点まで	岩ヶ崎	1.50	2.12	2.40	2.70	—
夏川	左岸 右岸	登米市中田町糖塚 登米市石越町東郷字新五町谷地 から迫川合流点まで	佐沼	3.60	4.20	4.50	4.70	—
	右岸	登米市石越町北郷字小谷地から 登米市石越町東郷字新五町谷地まで	小谷地	2.60	3.20	3.80	4.20	—
二股川	左右岸	登米市東和町米川西上沢 芽倉橋から 登米市鱒淵川合流点まで	昭和橋	1.40	1.90	2.50	2.70	—
	左岸 右岸	登米市鱒淵川合流点から 登米市東和町米谷字森合まで 登米市東和町米谷字大沢まで	大泉	8.50	9.50	10.20	10.80	—
旧迫川	左右岸	小山田川合流点から 旧北上川合流点まで	大沼	5.30	5.80	6.80	6.80	—

河川名	区	域	量水標名	水防団待機 水位※1(m)	氾濫注意 水位※2(m)	避難判断 水位(m)	氾濫危険 水位※3※4(m)	氾濫発生水位 (m)
瀬峰川	左右岸	栗原市瀬峰根川橋から 小山田川合流点まで	大沼	5.30	5.80	6.80	<b>6.80</b>	—
萱刈川	左右岸	栗原市瀬峰東北本線から 小山田川合流点まで	大沼	〃	〃	〃	〃	—
大水門川	左右岸	栗原市瀬峰東北本線から 萱刈川合流点まで	大沼	〃	〃	〃	〃	—
西川	左右岸	大崎市田尻市道橋から 萱刈川合流点まで	大沼	〃	〃	〃	〃	—
小山田川	左右岸	栗原市瀬峰 東北本線から 旧迫川合流点まで	大沼	〃	〃	〃	〃	—
	左右岸	栗原市高清水広畑 国道四号橋から 栗原市瀬峰 東北本線まで	富橋	2.20	2.70	3.10	<b>3.40</b>	—
二迫川	左右岸	栗原市鶯沢大橋から 迫川合流点まで	新橋	2.00	2.10	2.20	<b>2.80</b>	—
田尻川	左右岸	大崎市国道四号橋から 江合川合流点まで	大水門	1.75	2.50	2.70	<b>3.10</b>	—
芋埜川	左右岸	栗原市忠兵衛浦橋から 二迫川合流点まで	栗駒公園線	2.35	2.75	2.90	<b>3.30</b>	—
出来川	左右岸	美里町北浦新前田 前田橋から 美里町南小牛田信 石巻線まで	笹館橋	2.30	2.50	2.90	<b>3.00</b>	—
	左右岸	美里町南小牛田信 石巻線から 江合川合流点まで	名鱒	1.80	2.90	4.70	<b>4.80</b>	—
大川	左右岸	気仙沼市平前橋から 海まで	大川本町	1.95	2.75	3.00	<b>3.90</b>	—
鹿折川	左右岸	気仙沼市大船渡線から 海まで	鹿折大橋	1.10	1.50	1.90	<b>2.50</b>	—
津谷川	左右岸	気仙沼市本吉町高岡 鼻向頭首工から 海まで	花見橋	1.00	1.30	1.70	<b>2.10</b>	—

※県管理区間における氾濫発生水位の設定については、詳細な検証後設定する。

### 3 洪水特別警戒水位到達情報等の周知

国土交通大臣は、その指定した水位周知河川の水位が洪水特別警戒水位に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない（法第13条第1項）。知事は、国土交通大臣から当該通知を受けたときは、直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知しなければならない（法第13条第3項）。

これについて、県における伝達系統は、第6図のとおりである。

また、知事は、その指定した水位周知河川の水位が洪水特別警戒水位に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない（法第13条第2項）。

県においては、知事が指定した水位周知河川において、氾濫注意水位、避難判断水位若しくは氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき又は氾濫が発生したときは、水防管理者（市町村）に通知することとしており、その伝達系統は、第7図のとおりである。

さらに、タイムライン（事前行動計画）に沿って、事前に構築したホットラインの活用等により、速やかに関係市町村長等に直接通報・伝達する。

洪水予報河川と同様、水位周知河川における洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）情報等も、以下のとおり、住民の避難に係る行動の目安となる水位であることから、当該情報を受報した市町村は、住民に災害対策基本法第60条による避難指示等を行う判断の目安として認識するとともに、住民への周知を適切に行い、特に、高齢者や障害者、子供などいわゆる災害時要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

水位危険度 レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生又は氾濫発生水位への到達	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

また、国土交通大臣又は知事が、水位周知河川の水位が洪水特別警戒水位に到達した旨を発表する際の文例を次に掲げる。

**正規**

# 〇〇川<sup>〇〇〇 かわ</sup>レベル4 氾濫危険情報<sup>きげん</sup> (警戒レベル4相当情報)

令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分  
国土交通省 〇〇河川事務所 発表  
(第〇号)

(主文)

【警戒レベル4相当情報 [洪水]】□□□水位観測所 (●●市△△)  
これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、氾濫危険水位(×××.××m)に到達しました。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

(警戒レベル相当情報早見表)

氾濫警戒情報 (警戒レベル4相当情報)			
新着・更新	新着・更新		更新
	基準水位観測所名		〇〇
	対象河川		〇〇川
	警戒レベル( )相当		4
水位又は流量	現況		4 (レベル4水位超過)
更新	〇〇市		4
更新	△△市		4

市区町村ごとの警戒レベル相当の数值は基準水位観測所ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。  
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=havamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(参考)

〇〇川 □□□水位観測所 (●●市△△)  
(受け持ち区間は■市※※から□町◎◎)

□発表情報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 水位到達情報画面	<a href="https://XX">https://XX</a>
-----------------	---

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	<a href="https://XX">https://XX</a>
----------	---

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	<a href="https://XX">https://XX</a>
------	---



問い合わせ先  
国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇課 電話：XXX-XXX-XXXX

# 〇〇川 氾濫危険情報

年号〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇時〇〇分発表

宮城県〇〇〇〇〇事務所

(第 〇 報)

## 【主文】

【警戒レベル〇相当】 〇〇〇川の〇〇〇水位観測所（〇〇市△△町）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に避難指示の発令の目安となる〇〇〇〇水位（〇〇. 〇〇m）に到達しました。

市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

## （参考）

〇〇川 〇〇〇水位観測所（〇〇市〇〇町）

受け持ち区間は 〇〇〇～〇〇〇

氾濫危険水位	〇〇〇m	水防法第 13 条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対応を求める段階
避難判断水位	〇〇〇m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を 求める段階
氾濫注意水位	〇〇〇m	氾濫発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の危険箇所の避難判断水位、  
氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先 宮城県〇〇〇事務所〇〇班

電話：000-000-0000 F A X：000-000-0000

（参考）「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

宮城県土木部総合情報システム

<http://www.dobokusougou.pref.miyagi.jp/>

（発信者

）（受信者

）（ 時 分 受信）

# 〇〇〇川 氾濫危険情報

※氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を下回った場合

年号〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇時〇〇分発表

宮城県〇〇〇〇〇事務所

（第 〇 報）

## 【主文】

【警戒レベル〇相当に引き下げ】 〇〇〇川の〇〇〇水位観測所（〇〇市△△町）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に氾濫危険水位（〇〇. 〇〇m）を下回り、今後、水位は下降する見込みです。

## （参考）

〇〇川 〇〇〇水位観測所（〇〇市〇〇町）

受け持ち区間は 〇〇〇～〇〇〇

氾濫危険水位	〇〇〇m	水防法第 13 条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対応を求める段階
避難判断水位	〇〇〇m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を 求める段階
氾濫注意水位	〇〇〇m	氾濫発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の危険箇所の避難判断水位、  
氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先 宮城県〇〇〇事務所〇〇班

電話：000-000-0000 F A X：000-000-0000

## （参考）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

宮城県土木部総合情報システム

<http://www.dobokusougou.pref.miyagi.jp/>

（発信者

）（受信者

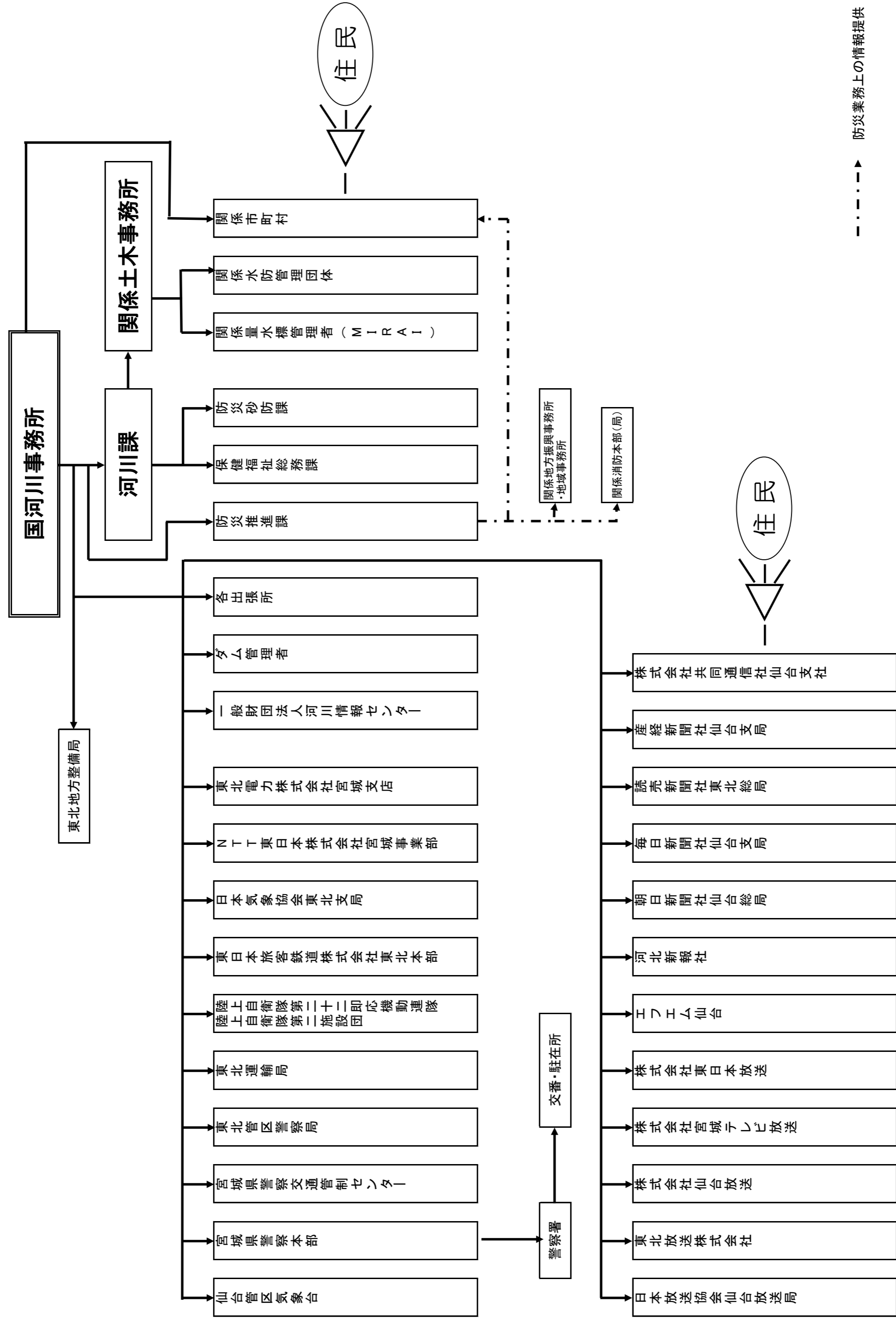
）（

時

分

受信）

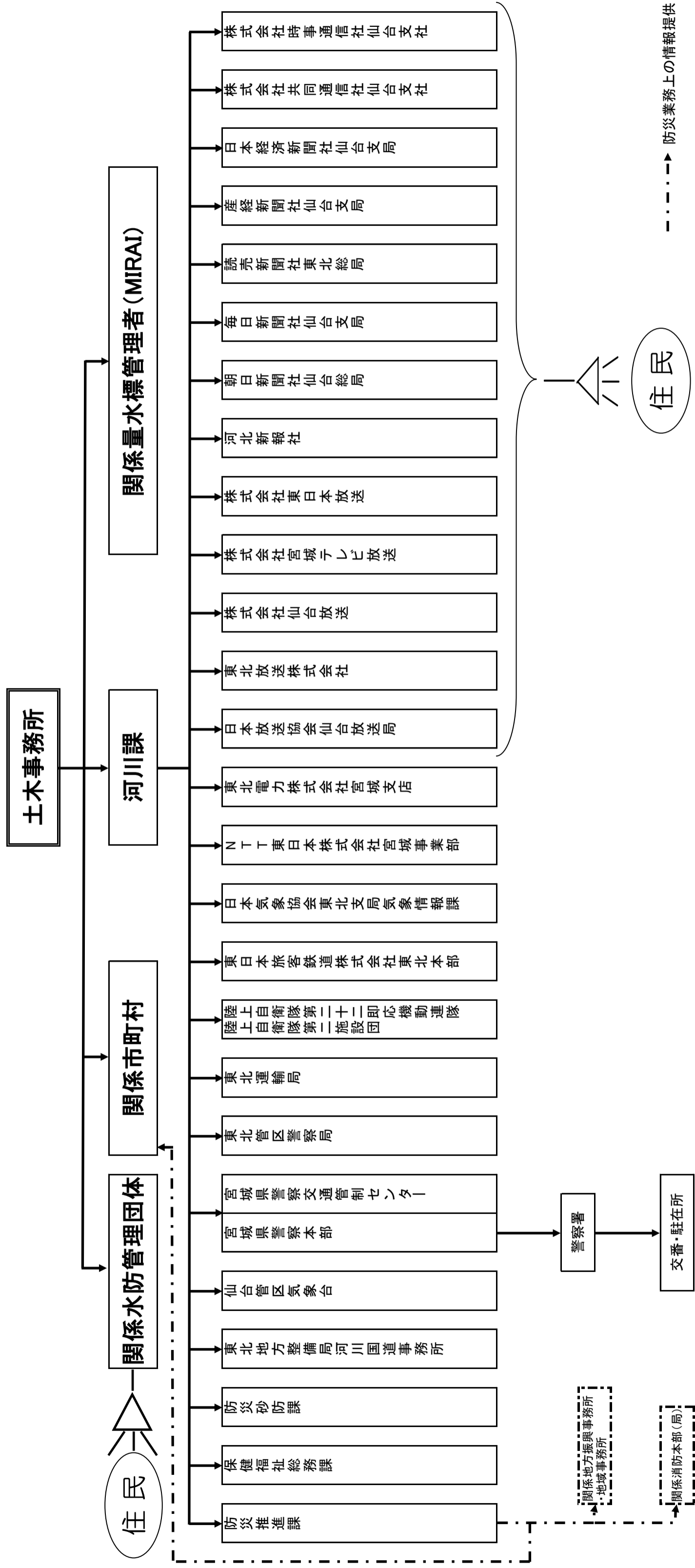
# 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)到達情報伝達系統図(国管理河川)



--- 防災業務上の情報提供

第7図

# 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)到達情報伝達系統図(県管理河川)



## 第6節 津波警報等発表の際の水防態勢

### 1 津波警報等の概要

概要については、第6章第1節「津波に関する警報、注意報、情報、予報」のとおりである。

### 2 津波に関する水防活動の基本的な考え方

地震及びそれに伴う津波の発生は、事前にその発生が予測できず、特に近地津波の場合、大雨や洪水のように気象予報・警報が発せられる場合と異なり、即座の対応は困難である。さらに、地震の発生箇所により津波到達までの時間が異なることから、安全に退避できる時間を確保した上で行う水防活動の時間もケースバイケースとなる。

#### (1) 津波の種類

津波は、地震の発生地点から沿岸部までの距離によって、「近地津波」と「遠地津波」に大別でき、それぞれ沿岸までの到達時間が異なる。このため、津波発生時の水防態勢も津波到達時間を念頭に置くものとする。

なお、遠地津波の場合、津波警報等の発表前においては、気象庁の発表する遠地地震に関する情報、報道発表資料、及び太平洋津波警報センター（Pacific Tsunami Warning Center、略称 PTWC）が発する情報や報道機関の情報を収集し、対応を判断していく必要がある。

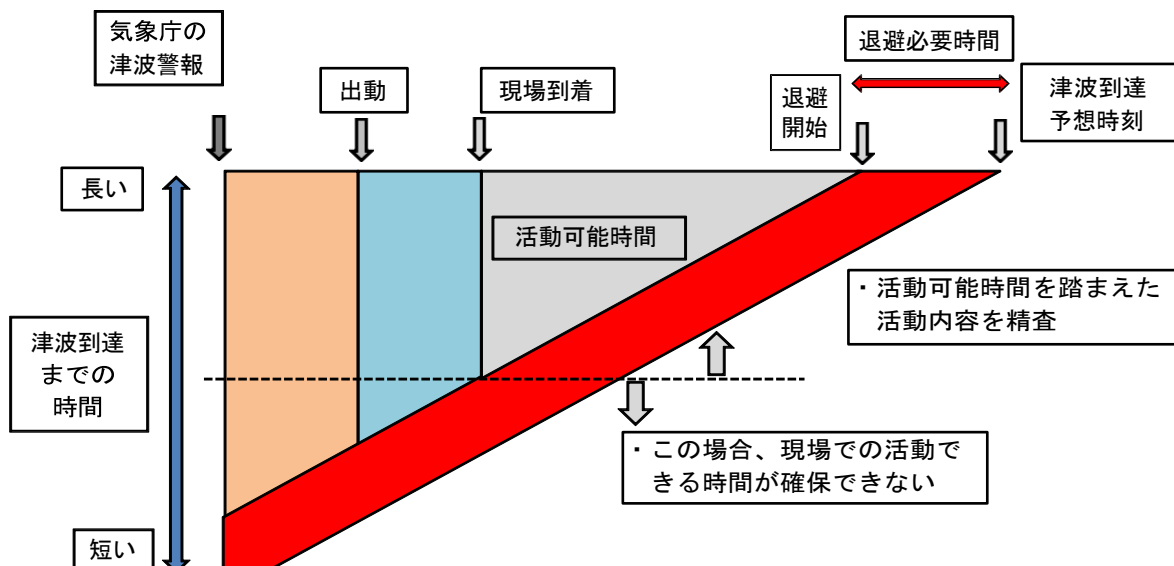
参考 太平洋津波警報センター URL : <https://www.tsunami.gov/>

#### (2) 活動可能時間

「活動可能時間」とは、「現場到着時刻から気象庁が発表する津波到達予想時刻までの時間」から「退避必要時間」を差し引いた水防活動の実働可能時間である（下図参照）

なお、地震発生後の安否確認や、各水防団（消防団）員の準備時間、参集までの時間等にも配慮する必要がある。

「活動可能時間」内で、計画的かつ効率的な水防活動を行うためには、避難経路、避難に必要な時間及び情報の入手等を実地に行う防災訓練や、危険箇所等の巡視、水防資材の備蓄確認など、平時からの備えが必要である。



(3) 活動エリア

津波警報等が発表されている間の水防団（消防団）の出動の可否の検討・判断を行うに当たっては、津波の河川遡上や堤防からの越流も考慮に入れる必要がある。

東北地方太平洋沖地震による津波遡上、浸水区域等を参考にしながら、水防団（消防団）の出動が可能なエリアか、待機を優先すべきエリアかについて、平常時から想定しておくことが求められる。

(4) その他

河川、海岸の水門、陸閘等の施設操作は、それぞれの施設管理者からの委託業務であることが基本であると考えられるが、広義の水防活動とも言える。

津波が来襲する際の各施設の操作については、各市町の担当部署を通じ、施設管理者とその方法、操作作業を行う者の安全管理について、事前に協議しておく必要がある。

3 津波の到達が予測される場合の水防活動の指針（暫定）

津波到達時には、河川堤防等を水防工法を用いて保全するといった洪水時のような活動は想定できない。

また、国、県にあっては、地震及び火山噴火等に伴う全ての津波発生と同時に水防警報を発令することは事実上困難であるため、気象庁が発表する津波警報等に応じ、水防警報を発令したものとみなし、原則として実際の津波発生時には、水防警報発令の事務手続き（ファクシミリ等による水防警報の発令）は行わないものとする。

(1) 津波の到達が予測される場合の水防活動（津波警報等発表前）

近地津波の場合は、地震発生から約3分で津波警報等が発表されるが、それまでの間、水防管理団体は情報収集に努める。

遠地津波の場合、津波の発生情報がもたらされた後、実際に津波警報等が発表されるまでは時間的な余裕があると予測される。

その場合、水防管理団体は、まず情報収集を行い、水防団（消防団）の参集、出動時間、現場での活動時間、退避時間を考慮した「活動可能時間」が確保されるときには、水防団（消防団）に対し、避難誘導や水門、陸閘等の施設を操作するといった指示をすることとする。

なお、出動した水防団（消防団）は、津波到達予測時間前には安全な場所への退避を完了することを徹底し、その他各市町で策定する防災計画等に基づく活動を行う。

(2) 津波の到達が予測される場合の水防活動（津波警報等発表後）

津波注意報、警報発表後、次の区分に応じ水防警報を発令したものとする。

発表基準	内容
大津波警報 津波警報 津波注意報	○原則として安全な場所での待機 ※地震の震源により、津波の到達に時間を要する場合で、水防団（消防団）の参集、出動時間、現場での活動時間、退避時間を考慮した「活動可能時間が確保される場合は、出動可。なお、津波到達予測時間には安全な場所への退避を完了するものとする。

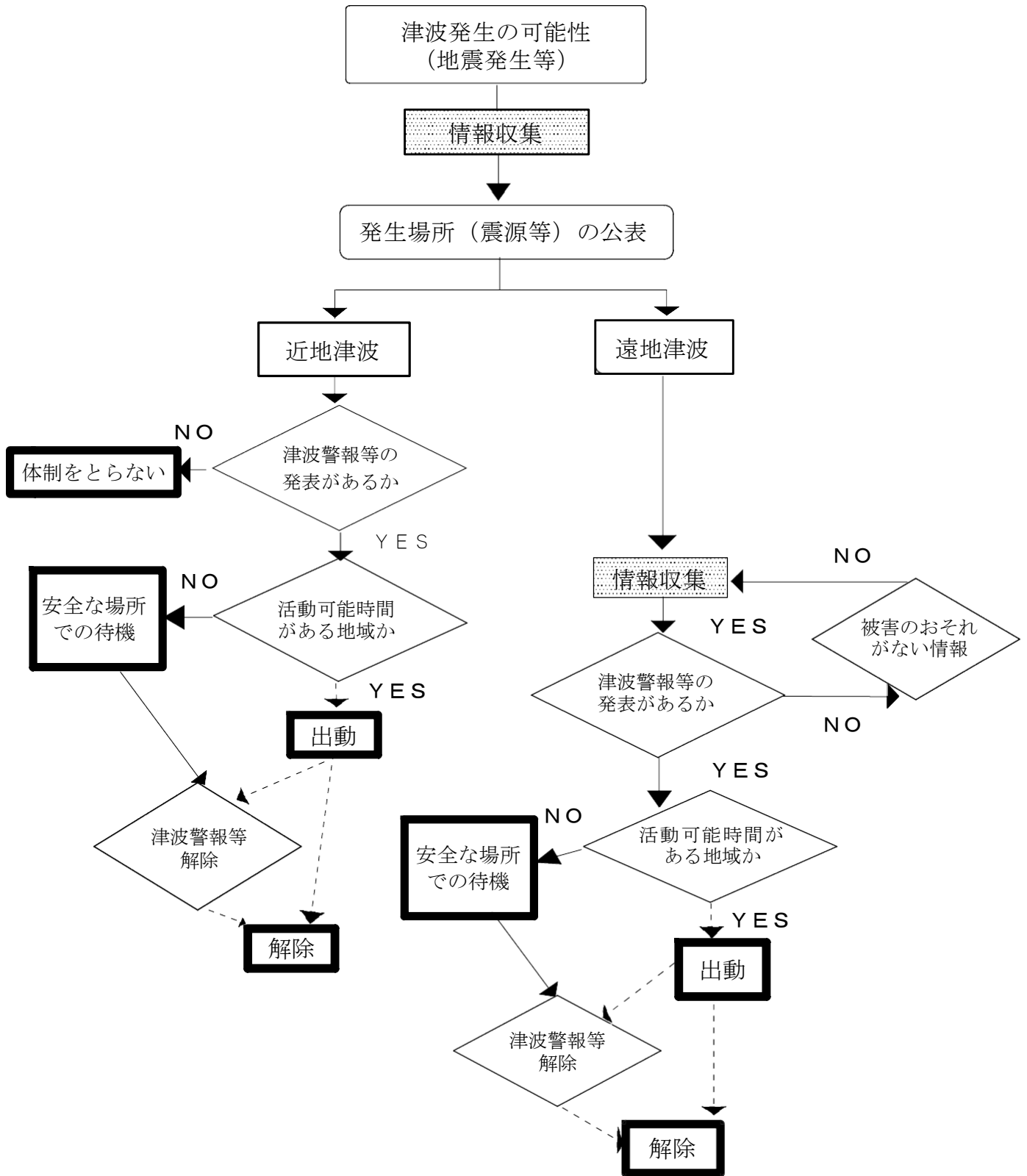
主な津波の種類と水防活動の関係と行動指針をまとめると次のとおりである。

	近地津波	遠地津波
津波の種類	○日本近海で発生する津波	○左以外の地域で発生する津波
津波警報等の発表前	○水防管理団体：報道機関から発表される情報等を収集	○水防管理団体：報道機関から発表される情報等を収集 ○水防団（消防団）：水防団（消防団）の参集、出動時間、現場での活動時間、退避時間を考慮した「活動可能時間」が確保される場合は、出動可
津波警報等発表後の水防対応（みなし） 【大津波警報】 【津波警報】 【津波注意報】	○原則として安全な場所での待機 ※水防団（消防団）の参集、出動時間、現場での活動時間、退避時間を考慮した「活動可能時間」が確保される場合は、出動可。なお、津波到達予測時間には安全な場所に退避を完了するものとする。	
想定される水防活動	○避難誘導 ○水門、陸閘等の施設の操作	
安全確保	○第4章第3節「水防活動従事者の安全確保」による	

※火山噴火等により発生する津波もあるが、この場合も津波警報等の仕組みを活用し注意警戒が呼びかけられる。（このことによる行動も上記に準じるものとする。）

### (3) 指針の見直し

上記の取扱いは、当面暫定的な取扱いとし、新たな知見や他都道府県の例を参考に、不断の見直しを行うものとする。



## 第9章 洪水浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

### 第1節 洪水浸水想定区域の指定

洪水浸水想定区域は、国土交通大臣又は知事が、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及びその水深を表した浸水想定区域を示すことにより、住民の避難の確保と水災による被害の軽減を図ることを目的に指定するものである。

平成13年に洪水予報河川を対象として制度が創設され、その後、平成17年に水位周知河川に対象が拡大され、県内の洪水予報河川及び水位周知河川の洪水浸水想定区域については、全て指定済となっている。

その後、令和3年の水防法改正において、特定都市河川浸水被害対策法第3条第1項、第4項から第6項により指定された「特定都市河川」、洪水予報河川・水位周知河川・特定都市河川以外の中小河川（洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川（住宅等の防護対象のある河川）。以下、「その他河川」とする。）についても、洪水浸水想定区域の指定対象に追加され、令和7年度末までに、その他河川に係る浸水想定区域指定を完了している。県内における洪水浸水想定区域の指定状況等は、次ページ以降に記載のとおりである。

また、知事は、水位周知下水道等について、当該排水施設により雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域（雨水出水浸水想定区域）を指定するものとされており、水位周知海岸等についても、氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域（高潮浸水想定区域）を指定するものとされている。（法第14条の2第1項、第14条の3第1項）

洪水・雨水出水・高潮の各浸水想定区域をその区域に含む市町村は、市町村地域防災計画に①洪水・雨水出水・高潮特別警戒水位に到達した旨の情報等の伝達方法、②避難施設その他避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項、③災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項、④浸水想定区域内の要配慮者利用施設でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる施設等の名称及び所在地、⑤その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める（法第15条第1項）とともに、①～⑤の事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップなど）の配布その他の必要な措置を講じなければならないこととされている（法第15条第3項）。

(参考) 洪水浸水想定区域指定状況

	水系名	河川名 (管理区分)	備 考
一級河川	北上川	北上川 (国)	洪水予報河川
		旧北上川 (国)	洪水予報河川
		江合川 (国)	洪水予報河川
		江合川 (県)	水位周知河川
		新江合川 (国)	水位周知河川
		迫川 ※2	洪水予報河川
		田尻川	水位周知河川
		二迫川	水位周知河川
		三迫川	水位周知河川
		芋塚川	水位周知河川
		夏川	水位周知河川
		旧迫川	水位周知河川
		小山田川	水位周知河川
		瀬峰川	水位周知河川
		萱刈川	水位周知河川
		大水門川	水位周知河川
		西川	水位周知河川
		二股川 (国)	水位周知河川
		二股川 (県)	水位周知河川
		出来川	水位周知河川
		南沢川	その他河川
		石貝川	その他河川
		黄牛川	その他河川
		寺川	その他河川
		伊貝川	その他河川
		北沢川	その他河川
		富士川	その他河川
		真野川	その他河川
		八津川	その他河川
		高木川	その他河川
		日向川	その他河川
		日影川	その他河川
		内の原川	その他河川
		水沼川	その他河川
荒川	その他河川		
落堀川	その他河川		
三間堀川	その他河川		
熊谷川	その他河川		
照越川	その他河川		
大関川	その他河川		
恩田川	その他河川		
斥候川	その他河川		
羽沢川	その他河川		

	水系名	河川名 (管理区分)	備 考
一級河川	北上川	皿貝川	その他河川
		中島川	その他河川
		馬鞍川	その他河川
		西沢川	その他河川
		大沢川	その他河川
		追波沢川	その他河川
		大江堀川	その他河川
		美女川	その他河川
		八ヶ村江川	その他河川
		新八ヶ村江川	その他河川
		追波川	その他河川
		新寺川	その他河川
		古川	その他河川
		綱木川	その他河川
		熊川	その他河川
		大森川	その他河川
		竹の迫川	その他河川
		赤柴川	その他河川
		挟川	その他河川
		加茂川	その他河川
		鳥沢川	その他河川
		綱木沢川	その他河川
		鱒淵川	その他河川
		古川	その他河川
		長沼川	その他河川
		旧古川	その他河川
		湯沢川	その他河川
		宮沢川	その他河川
		田代川	その他河川
		長崎川	その他河川
		草木川	その他河川
		昔川	その他河川
		砥沢川	その他河川
		前沢川	その他河川
		駒林川	その他河川
		透川	その他河川
		長泥川	その他河川
		生袋川	その他河川
		善光寺川	その他河川
		吉野川	その他河川
佐賀川	その他河川		
百々川	その他河川		
中雨生沢川	その他河川		
相川	その他河川		

	水系名	河川名（管理区分）	備 考
一級河川	北上川	岩之沢川	その他河川
		滝ノ沢川	その他河川
		大峰川	その他河川
		大西川	その他河川
		釜谷川	その他河川
		大土川	その他河川
		倉之迫川	その他河川
		小枝川	その他河川
		金沢川	その他河川
		蛭沢川	その他河川
		築沢川	その他河川
		境川	その他河川
		岩堂沢	その他河川
		大谷川	その他河川
		中の沢川	その他河川
		田沢川	その他河川
		大沢川	その他河川
		上大沢川	その他河川
		片済川	その他河川
		軍沢川	その他河川
		仙北川	その他河川
		太田川	その他河川
		八沢川	その他河川
		妙円川	その他河川
		金生川	その他河川
		鉛川	その他河川
		小手川	その他河川
		裏沢川	その他河川
		木鉢川	その他河川
		山田川	その他河川
		地田川	その他河川
		田町川	その他河川
金流川	その他河川		
有馬川	その他河川		

	水系名	河川名 (管理区分)	備 考
一級河川	鳴瀬川	鳴瀬川 (国) ※3	洪水予報河川
		鳴瀬川 (県)	水位周知河川
		吉田川 (国)	洪水予報河川・特定都市河川
		吉田川 (県)	水位周知河川・特定都市河川
		善川 (国)	水位周知河川・特定都市河川
		多田川 (国)	洪水予報河川・特定都市河川
		多田川 (県)	水位周知河川・特定都市河川
		渋井川	水位周知河川・特定都市河川
		名蓋川	水位周知河川・特定都市河川
		鞍坪川 (国)	洪水予報河川
		鞍坪川 (県)	その他河川
		沖新堀川	その他河川
		身洗川	特定都市河川
		苗代沢川	特定都市河川
		五輪沢川	特定都市河川
		小西川	特定都市河川
		立堀川	その他河川
		長堀川	特定都市河川
		大江川	特定都市河川
		河童川	その他河川
		鈴根五郎川	その他河川
		堤川	特定都市河川
		味明川	特定都市河川
		奥田川	特定都市河川
		渋川	特定都市河川
		境堀川	特定都市河川
		荒屋敷川	特定都市河川
		小野川	特定都市河川
		荻ヶ倉川	特定都市河川
		滑川	特定都市河川
		長柴川	特定都市河川
		板坂川	特定都市河川
		西川	特定都市河川
		明石川	特定都市河川
竹林川	特定都市河川		
宮床川	特定都市河川		
洞堀川	特定都市河川		
南川	特定都市河川		
善川	特定都市河川		
埋川	特定都市河川		
沓掛川	特定都市河川		
榎田川	特定都市河川		
焼切川	特定都市河川		
花川	その他河川		

	水系名	河川名（管理区分）	備 考
一級河川	鳴瀬川	深川	その他河川
		新深川	その他河川
		保野川	その他河川
		青野川	その他河川
		大滝川	その他河川
		鹿ノ又川	その他河川
		矢坪川	その他河川
		田川	その他河川
		長谷川	その他河川
		大道川	その他河川
		澄川	その他河川
		烏川	その他河川
		孫沢川	その他河川

	水系名	河川名 (管理区分)	備 考
一級河川	阿武隈川	阿武隈川 (国)	洪水予報河川
		白石川 ※4	洪水予報河川
		斎川	水位周知河川
		荒川	水位周知河川
		小田川	水位周知河川・特定都市河川
		雉子尾川	水位周知河川
		内川	水位周知河川
		尾袋川	特定都市河川
		高倉川	特定都市河川
		雑魚橋川	特定都市河川
		半田川	その他河川
		新桜井川	その他河川
		内町堀川	その他河川
		桜井川	その他河川
		大谷川	その他河川
		谷津川	その他河川
		塩川	その他河川
		沢の内川	その他河川
		五福谷川	その他河川
		新川	その他河川
		森の川	その他河川
		平家川	その他河川
		大太郎川	その他河川
		児捨川	その他河川
		天津沢川	その他河川
		高田川	その他河川
		新川	その他河川
		伊手川	その他河川
		松川	その他河川
		藪川	その他河川
		五間堀川	その他河川
		黄金川	その他河川
		高木川	その他河川
秋山沢川	その他河川		
濁川	その他河川		
一本松川	その他河川		
志賀沢川	その他河川		

	水系名	河川名 (管理区分)	備 考
一級河川	名取川	名取川 (国)	洪水予報河川
		広瀬川 (国)	洪水予報河川
		笹川 (国)	水位周知河川
		広瀬川 (県)	水位周知河川
		川内沢川	水位周知河川
		川内沢川放水路	水位周知河川
		増田川	水位周知河川
		旧笹川	水位周知河川
		支倉川	その他河川
		坪沼川	その他河川
		沢戸川	その他河川
		後田川	その他河川
		笹川	その他河川
		木流堀川	その他河川
		岩の川	その他河川
		碁石川	その他河川
		本砂金川	その他河川
		芋沢川	その他河川
		大倉川	その他河川
		青下川	その他河川
		新川	その他河川
		斎勝川	その他河川
		前川	その他河川
		立野川	その他河川
		北川	その他河川
		上町川	その他河川
田高沢川	その他河川		
綱木川	その他河川		
二級河川	坂元川	坂元川	水位周知河川
		戸花川	その他河川
	七北田川	七北田川	洪水予報河川・水位周知河川 ※5
		梅田川	水位周知河川
		藤川	その他河川
		要害川	その他河川
		仙台川	その他河川
		高柳川	その他河川
		西田中川	その他河川
		萱場川	その他河川
		八乙女川	その他河川
		高野川	その他河川
	砂押川	砂押川	水位周知河川
		勿来川	その他河川
		藤田川	その他河川
		榎川	その他河川

	水系名	河川名 (管理区分)	備 考
二級河川	高城川	高城川	水位周知河川・特定都市河川
		鶴田川	水位周知河川・特定都市河川
		新堀川	特定都市河川
		小迫川	特定都市河川
		大迫川	特定都市河川
		深谷川	特定都市河川
		広長川	特定都市河川
		新川	特定都市河川
		田中川	特定都市河川
		穴川	特定都市河川
	定川	定川	その他河川
	水戸辺川	水戸辺川	その他河川
	折立川	折立川	その他河川
		西戸川	その他河川
	水尻川	水尻川	その他河川
	八幡川	八幡川	その他河川
	新井田川	新井田川	その他河川
	伊里前川	伊里前川	その他河川
	津谷川	津谷川	水位周知河川
		馬籠川	その他河川
		山田川	その他河川
		荒田川	その他河川
		外尾川	その他河川
	面瀬川	面瀬川	その他河川
	大川	大川	水位周知河川
		神山川	その他河川
		八瀬川	その他河川
		松川	その他河川
		金成沢川	その他河川
		廿一川	その他河川
	鹿折川	鹿折川	水位周知河川
	青野沢川	青野沢川	その他河川
只越川	只越川	その他河川	
沖ノ田川	沖ノ田川	その他河川	
桜川	桜川	その他河川	
長清水川	長清水川	その他河川	
港川	港川	その他河川	
稲淵川	稲淵川	その他河川	
宇多川	宇多川	その他河川	
相川沢川	相川沢川	その他河川	
湊川	湊川	その他河川	
淀川	淀川	その他河川	
後川	後川	その他河川	
大原川	大原川	その他河川	

	水系名	河川名（管理区分）	備 考
二級河川	女川	女川	その他河川
	大沢川	大沢川	その他河川

洪水予報河川、水位周知河川は水防警報河川も兼ねる。

- ※1 各河川の洪水浸水想定区域は、想定し得る最大規模の降雨を前提としたもの。
- ※2 迫川の洪水浸水想定区域は、二迫川・三迫川・夏川・旧迫川・小山田川・芋塚川・瀬峰川・萱刈川・大水門川・西川（水位周知河川）の氾濫区域を含む。
- ※3 鳴瀬川（国）の洪水浸水想定区域は、鞍坪川の氾濫によるものを含む。
- ※4 白石川の洪水浸水想定区域は、斎川・天津沢川・松川・荒川の氾濫によるものを含む。
- ※5 七北田川の赤生津大橋上流部は水位周知河川、下流部は洪水予報河川

## 第2節 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

水防について水防管理者である市町村等の行政が果たす役割は大きいですが、水災の発生防止及び被害軽減を図るためには、行政のみではなく、民間事業者等が自ら果たす役割も期待されるところである。こうした自衛水防に関する取組を一層促進するため、市町村地域防災計画において施設の名称及び所在地を記載されたものに対し、市町村から当該施設の所有者又は管理者に洪水予報等の伝達を行う。

また、当該施設においては、避難確保又は浸水防止活動の確実な実施を促すため、計画の作成、訓練の実施及び自衛水防組織の設置が求められることとなった。

なお、市町村防災会議は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする（法第15条）。

- (1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 洪水浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地  
ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。））でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの  
イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの  
ウ 大規模な工場その他の施設（ア又はイに掲げるものを除く。）であって、国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（以下「大規模工場等」という。）で、その洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）  
エ その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

### 1 地下街等における措置

#### (1) 計画の作成

法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に関する計画（以下「避難確保計画」という。）及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成することが義務付けられている。これは、地下街等は不特定多数の者が利用し、かつ、浸水を地上から集水する閉鎖的な空間であるため、深刻な被害が発生する可能性が高いことから、被害を抑えるためには避難確保だけでなく、浸水そのものを防止する取組が重要だからである。具体的には水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第12条により次の事項を避難確保及び浸水防止のための措置に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）に記載することとする。避難確保・浸水防止計画は、市町村長に報告するとともに、公表するものとする。

ア 地下街等における洪水時等の防災体制に関する事項

イ 地下街等の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項

ウ 地下街等における洪水時等の浸水防止のための活動に関する事項

エ 地下街等における洪水時等の避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項

オ 地下街等における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

カ 自衛水防組織の業務に関する事項

キ その他必要な事項

なお、地下街等の所有者又は管理者が避難確保・浸水防止計画を作成しない場合において、市町村長が必要があると認めるときは、当該所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、さらに正当な理由がなく当該指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(2) 訓練の実施及び自衛水防組織の措置

避難確保・浸水防止計画の作成に加えて、当該計画に従って避難確保及び浸水防止の活動が確実に行われるよう、地下街等について訓練の実施及び自衛水防組織の設置も義務付けられている。訓練の内容としては、例えば、洪水予報等の情報伝達、安全な出口への利用者等の避難誘導、止水板の設置等が想定される。

自衛水防組織とは、各施設の所属職員等により組織し、あらかじめ定める計画に基づき、統轄管理者の指揮のもと各構成員がそれぞれの役割に応じて、利用者の避難誘導や施設への浸水防止活動を行うものである。自衛水防組織については、構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村に報告するものとする。

なお、水防に関する訓練の実施及び自衛水防組織の設置に当たっては、既存の消防の枠組みを活用することも可能である。

2 要配慮者利用施設における措置

要配慮者利用施設については、利用者が一般の住民よりも避難に多くの時間を要し、いったん浸水が発生した場合、深刻な被害を生じるおそれがあることから、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難確保のための訓練を実施するものとする。そのほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

訓練の内容については、例えば、洪水予報等の情報伝達、利用者の避難誘導、避難経路等の確認、関係機関及び利用者の家族への連絡等が想定される。また、訓練を実施した場合には、要配慮者利用施設の所有者又は管理者から市町村長に対して、訓練結果を報告しなければならない（法第15条の3第5項）。

3 大規模工場等における措置

大規模工場等への浸水は、地域の社会経済活動に加えて、より広範なサプライチェーンにも重大な影響を与えるおそれがあることから、民間事業者自身による浸水防止の取組を促すこととし、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、浸水の防止のための措置に関する計画を作成するとともに、浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。訓練の内容としては、例えば、洪水予報等の情報伝達、止水板の設置、事業の継続に必要な設備等の上層階への移動等が想定される。

### 第3節 ハザードマップ等による住民等への周知

浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所並びに避難確保に必要な情報、及び浸水想定区域内に存する施設等を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあつては、同法第8条第3項に規定する事項、津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域をその区域に含む市町村にあつては、同法第55条に規定する事項を含む。）を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じることとする。

### 第4節 予想される水災の危険の周知等

市町村長は、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

## 第10章 出動及び水防作業

### 第1節 水防管理団体の非常配備

- 1 水防管理者が管内の消防機関又は水防団を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発するものとする。
  - (1) 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合
  - (2) 水防警報指定河川・海岸にあっては知事からの警報の伝達を受けた場合
  - (3) 緊急にその必要があるとして、知事からの指示があった場合
- 2 各水防管理団体の職員（水防事務担当者）の非常配備については、県の非常配備の例に準じて整備しておくものとする。
  - (1) 待機 消防機関又は水防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の情勢を把握することに努め、一般団員は直ちに次の段階に入りうるような状態におくものとする（待機の指令は、水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発せられたときに発令する。）。
  - (2) 準備 消防機関又は水防団の団長及び班長は、所定の詰所に集合するとともに資材及び器具の整備、点検、作業員の配備計画をなし、ダム、水こう門、樋門、溜池等水防上重要な工作物のある箇所へ団員を派遣し、堤防巡視のため一部団員を出動させるものとする（準備の指令は、河川の水位が指定水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予想されるとき発令する。）。
  - (3) 出動 消防機関又は水防団の全員が所定の詰所に集合し、警戒配備につくものとする。（出動の指令は、河川の水位が警戒水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき、又は潮位が満潮位に達し、なお上昇のおそれがあるとき発令する。）  
なお、水防警報河川・海岸における河川・海岸別水防警報の段階と範囲は、第7章第3節及び第4節のとおりである。
- 3 津波来襲時には以下に配慮し、水防団に対する指揮命令を行うものとする。
  - (1) 津波来襲時において水防管理団体は、報道機関等の情報により、その津波の原因となった地震の発生場所や、津波到達時間などを情報収集し、水防団による水閘門の操作や避難活動ができる「活動可能時間」を把握する必要がある。
  - (2) 近地津波の場合は、「活動可能時間」の確保が相当程度短いと予測されることから、水防団員の安全確保のため、出動を命じることは避けるべきであり、津波が収まった後の活動に備え、安全な場所での待機を命ずる等の指揮を執るものとする。
  - (3) 遠地津波の場合、津波の発生の情報をもたらされた後、実際に津波警報等が発表されるまでは時間的な余裕があると予測される。  
この場合においても水防管理団体は、津波到達時間などを情報収集し、水防団の参集、出動時間、現場での活動時間、退避時間を考慮した「活動可能時間」が確保される場合には、水防団に対し、避難誘導や水門、陸閘等の施設の操作を指示することとする。  
なお、出動した水防団は、津波到達予測時間前には安全な場所に退避を完了することを徹底し、その他各市町で策定する防災計画等に基づく活動を行う。

### 第2節 県の非常配備及び河川巡視

常時勤務から水防作業態勢への切換えを迅速確実に行うとともに、職員を適当に交代させ、又

は休養させ、長期にわたる非常勤務活動の完遂を期するため、各部局等において別に定める基準により、非常配備を行うものとする。

なお、水防本部については、次の要領により非常配備を行うものとする。

## 1 配備体制

### (1) 水防警戒配備 0 号

災害対策警戒配備要領による警戒配備(0号配備)実施機関にあつては0号配備1箇班、その他の機関にあつては情報収集に必要な人員を動員し、水災に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行い得る体制とする。

### (2) 水防特別警戒配備 1 号

0号配備実施機関にあつては0号配備2箇班、その他の機関にあつては情報収集に必要な人員を動員し、水災に関する情報収集、連絡活動及び応急対策を実施し得る体制とする。

### (3) 水防特別警戒配備 2 号

0号配備実施機関にあつては0号配備3箇班、その他の機関にあつては各班1人を動員し、水災に関する情報収集、連絡活動及び応急対策を実施し得る体制とする。

### (4) 水防非常配備

交代要員を除く全職員を動員し、全力を挙げて水災に関する応急対策に従事できる体制とする。

## 2 配備につく時期

### (1) 水防警戒配備 0 号

次のいずれかに該当するときに配備につくものとする。

- ・大雨、洪水、高潮又は波浪の警報又は発表されたとき。
- ・水防警報の発令が予想される時。
- ・指定河川洪水予報の発表が予想される時。

### (2) 水防特別警戒配備 1 号

- ・大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想される時又は被害が発生した時(例：水防警報が発令された時、指定河川洪水予報が発表された時)。
- ・津波注意報が発表された時。

### (3) 水防特別警戒配備 2 号

- ・大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲かつ大規模な水災発生が予想される時又は広範囲にわたる被害が発生した時。
- ・津波警報が発表された時。

### (4) 水防非常配備

水災が発生し、県内に特別警報が発表され、又は水災が発生するおそれがある場合において水防本部長が必要と認めたときに、水防本部長の指示により配備につくものとする。

なお、水防本部長は、事態に応じ、水防警戒配備0号から直ちに水防特別警戒配備2号又は水防非常配備の実施を指示する場合や、水防特別警戒配備1号から直ちに水防非常配備の実施を指示する場合もある。

### 第3節 水防作業

#### 1 水防上の基本的な注意事項

- (1) 水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し、実施するものとする。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習得させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

- (2) 洪水時において堤防に異常が起こる時期は、滞水時間にもよるが、おおむね水位が最大の時又はその前後である。しかし、法崩れ、陥没等は、水位が最大洪水位の4分の3くらいに減少したときが最も危険であるから、洪水が最盛期を過ぎても完全に流下するまで警戒すること。

#### 2 水防団員の心得

- (1) 水防作業に当たり、自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。
- (2) 水防作業中は、言動に注意し、特に夜間は「越水」、「破堤」等の不用意な発言をしない。
- (3) 水防作業中の命令及び情報の伝達は、特に迅速、正確及び慎重に行うものとする。

### 第4節 緊急通行

#### 1 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

#### 2 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

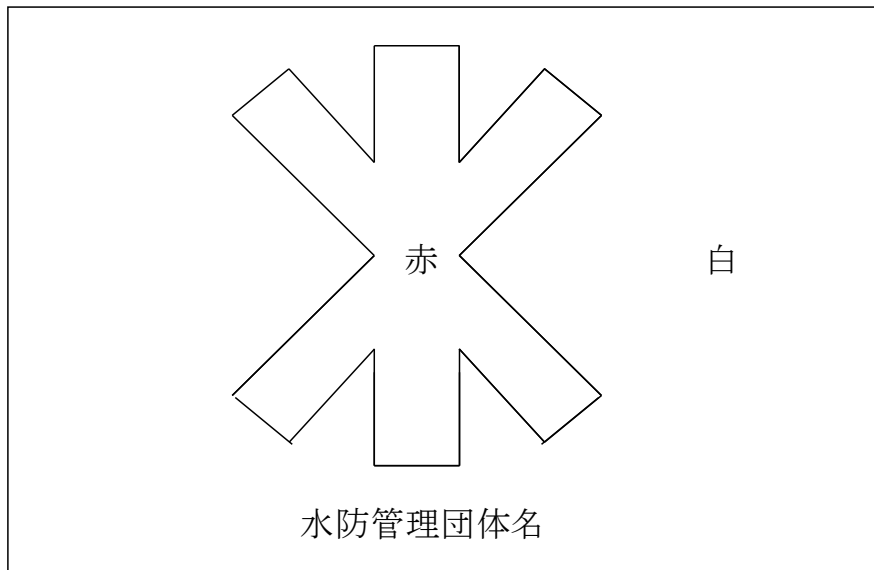
### 第5節 水防信号及び標識並びに身分証票

#### 1 水防信号

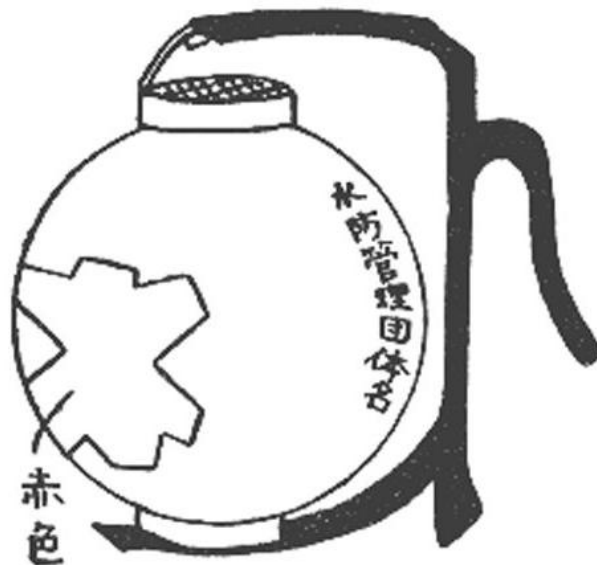
法第20条の規定による水防信号（昭和24年宮城県規則第64号）は次表のとおりである。

- (1) 信号は適当な時間継続する。
- (2) 必要があるときは、警鐘、サイレンを併用する。
- (3) 上記にあるほか、伝令の呼称による通報を考慮する。





- (2) 標灯（夜間における灯燈は提灯によるほか、他の灯燈に赤色で「水」の文字を表示したものを用いてもよい。）



## 第6節 氾濫・決壊・漏水等（被害情報）の通報及びその後の処置

### 1 氾濫等の通報

河川管理者が、その管理する河川について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認める場合は、直ちにその状況を知事等に通報するものとする。

通報を受けた知事（当該通報をした者が河川管理者又は海岸管理者である国土交通大臣の場合にあっては、水防を担う国土交通大臣）は、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該通報に係る事項を直ちに水防管理者、量水標管理者及び市町村長並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

## 2 決壊・漏水等の通報

- (1) 堤防等が決壊・越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき、又はそれらが発生するおそれが生じたときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。
- (2) 通報を受けた知事は、決壊により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該通報に係る事項を直ちに水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官等の関係者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

なお、水防管理者又は市町村長による緊急安全確保の指示があった場合は、水防管理者、水防団、消防機関又は水防協力団体は直ちに退避を行い、安全な場所で監視カメラ等により堤防、ダムその他の施設の決壊又は越水・溢水を確認できた場合のみ通報を行う。

## 3 氾濫・決壊・漏水等の通報の内容

1の氾濫等の通報は、第8章で定めた洪水予報河川及び水位周知河川において行うこととする。

なお、令和8年度においては、国土交通大臣が行う洪水予報対象河川及び国土交通大臣が指定した水位周知河川の場合は、氾濫発生水位に達した際に氾濫等の通報を行うこととし、知事が行う洪水予報対象河川及び知事が指定した水位周知河川の場合は、巡視又は監視カメラ等により越水・溢水等が確認できた場合に氾濫等の通報を行うこととする。

また、氾濫等の通報の文例は次のとおりである。

**正規**

53

〇〇〇 かわ  
**〇〇川**  
**レベル5 氾濫特別警報/氾濫発生情報**  
**(警戒レベル5相当情報)**

〇〇川洪水予報第〇号  
 令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分  
みやぎけん せんたい かんく ぎょうたい  
 宮城県・仙台管区気象台 共同発表

(見出し)

〇〇川では、氾濫が発生  
 氾濫発生箇所：〇〇川〇〇市〇〇地区 (〇〇岸)

(主文)

【警戒レベル5相当】災害が発生しています。〇〇川では、〇〇市〇〇地区 (〇〇岸) 付近において堤防決壊による氾濫が発生しました。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル3相当】△△基準観測所 (△△市)  
 これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の△△基準観測所 (△△市) では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

(警戒レベル相当情報等早見表)

〇〇川レベル5 氾濫特別警報/氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報)			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル( )相当	5	3
水位 又は 流量	現況	5 (氾濫の確認)	3 (レベル3水位超過)
	予測		
更新	〇〇市	5	-
更新	△△市	5	3
更新	〇〇町	-	3

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2
	警戒レベル2未満

市区町村ごとの警戒レベル相当の数值は、同一洪水予報区間内の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。  
 警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト:早見表]  
<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=havamihyo>

(氾濫による浸水が想定される地区)

氾濫箇所	氾濫による浸水が想定される地区※
〇〇市〇〇地区 (〇〇岸)	<input type="checkbox"/> 〇〇県 <input checked="" type="checkbox"/> 〇〇市 (〇〇地区、〇〇〇地区、□□地区、□□□□地区) <input checked="" type="checkbox"/> △△市 (△△地区、△△△地区、◇◇地区、◇◇◇◇地区)

※氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果での推定です。気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。

(雨量)

多いところでは1時間に〇〇ミリの雨が降っています。  
 この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
<b>警戒レベル5相当</b>		●●●●●●●						
〇〇 (〇〇市)	氾濫危険水位 X.XX m	—						
	避難判断水位 X.XX m	—						
	氾濫注意水位 X.XX m	—						
	ゼロ点高 EL=X.XX m	—						

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
<b>警戒レベル3相当</b>		●●●●●●●						
△△ (△△市)	氾濫危険水位 X.XX m	—						
	避難判断水位 X.XX m	—						
	氾濫注意水位 X.XX m	—						
	ゼロ点高 EL=X.XX m	—						

・ゼロ点高に関する解説 [https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb\\_apend/html/reference.html](https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html)  
(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	〇〇		△△	
	水位観測所 〇〇市		水位観測所 △△市	
受け持ち区間	左岸	〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	左岸	△△市△△地区から△△地区まで
	右岸	〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	左岸	△△市△△地区から△△地区まで

雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨 (解析雨量、降水短時間予報)	<a href="https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX">https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX</a>
---------------------	---

洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	<a href="https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX">https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX</a>
---------------	---

河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	<a href="https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX">https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX</a>
----------	---

氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	<a href="https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX">https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX</a>
------	---



今後の雨(解析雨量、  
降水短時間予報)



川の防災情報  
洪水予報画面



水害リスクライン



浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：宮城県 土木部河川課 電話：022-211-3173

気象関係：気象庁 仙台管区气象台 電話：022-2997-8003

# 〇〇川 氾濫発生情報

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇時〇〇分発表

宮城県〇〇〇〇〇事務所

(第 〇 報)

## 【主文】

【警戒レベル5相当】〇〇〇川では、〇〇市〇〇から〇〇付近より氾濫が発生しました。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

## (参考)

〇〇川 〇〇〇水位観測所 (〇〇市〇〇町)

受け持ち区間は 〇〇〇～〇〇〇

氾濫危険水位	〇〇〇m	水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対応を求める段階
避難判断水位	〇〇〇m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を 求める段階
氾濫注意水位	〇〇〇m	氾濫発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の危険箇所の避難判断水位、  
氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先 宮城県〇〇〇事務所〇〇班

電話：000-000-0000 F A X：000-000-0000

(参考) 「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

宮城県土木部総合情報システム

<http://www.dobokusougou.pref.miyagi.jp/>

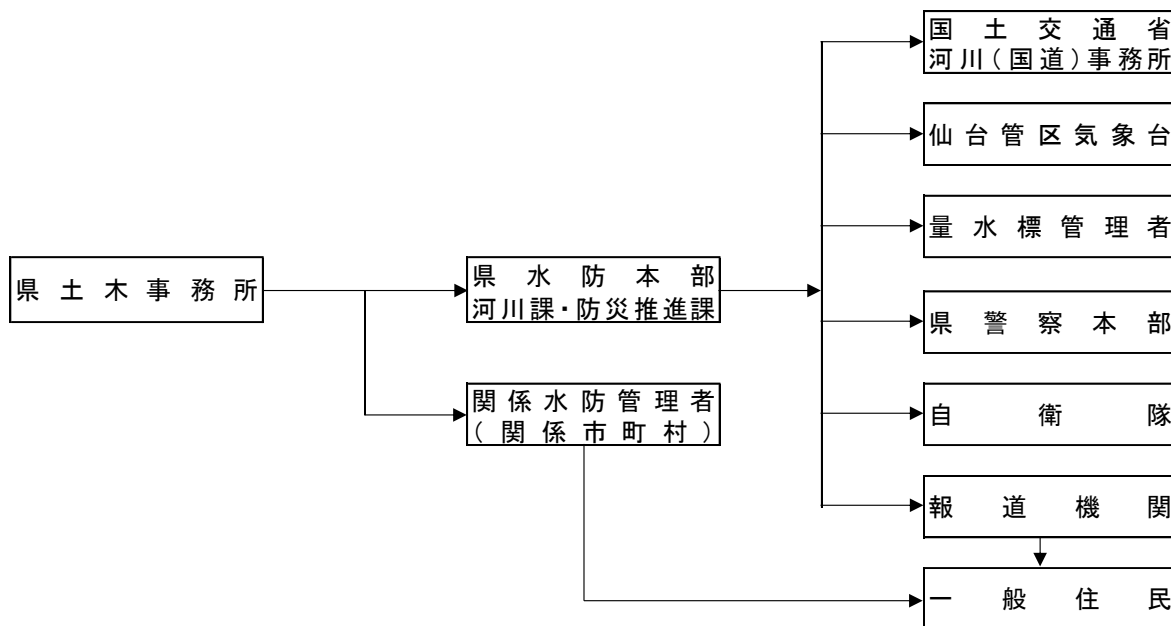
(発信者 ) (受信者 ) ( 時 分 受信)

#### 4 氾濫・決壊・漏水等の通報系統

1、2に関する氾濫・決壊・漏水等の通報系統は、第8図及び第9図のとおり。なお、通報を受けた水防管理者は、「第10章第7節 避難のための立退き又は緊急に安全を確保すべき対応」、「5 決壊後の措置」の対応を行う必要があり、市町村長は災害対策法第60条第3項に基づき、緊急安全確保の指示ができることとなっている。

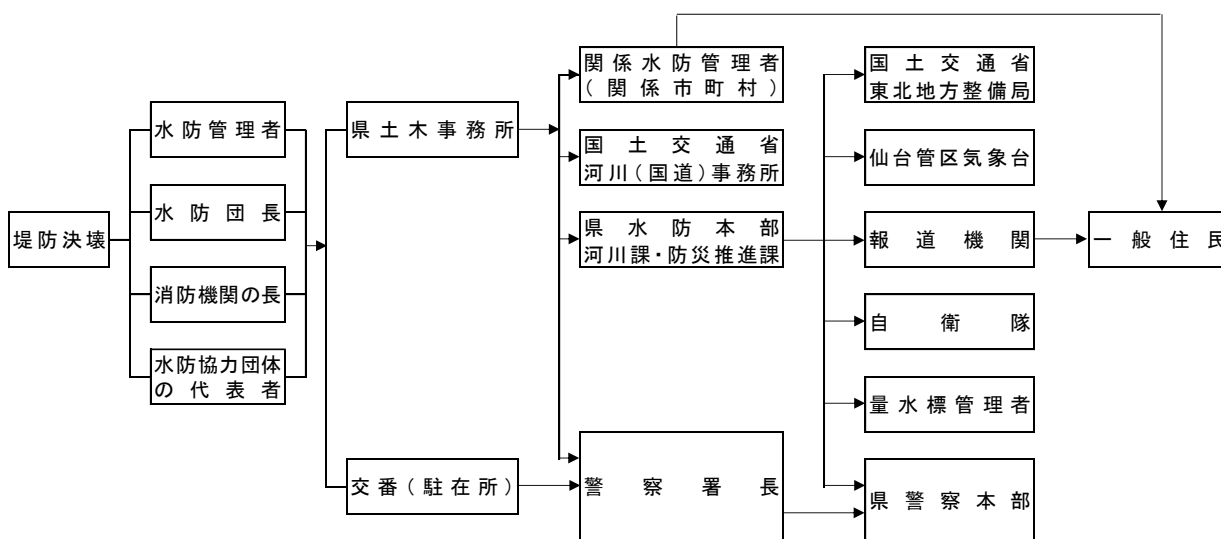
第8図

氾濫等の通報の伝達系統図(県管理河川)



第9図

水防に際し確知した決壊の通報に係る伝達系統図



## 5 決壊後の措置

堤防等が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう務めるものとする。

## 第7節 避難のための立退き又は緊急に安全を確保すべき対応

- 1 堤防等が破堤した場合又は破堤の危機に瀕した場合には、法第29条の規定により、知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者は、速やかに必要と認める区域の居住者に対し、立退き若しくはその準備又は高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保すべきことを指示するものとする。
- 2 水防管理者は、立退き若しくはその準備又は緊急に安全を確保すべき対応を指示した場合は当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。
- 3 水防管理者は、当該区域を管轄する警察署長と協議して、あらかじめ立退き計画を作成し、立退き先経路等に必要な措置を講じておくものとする。
- 4 指定水防管理団体の水防計画書には、危険箇所に対する避難場所、避難指示者及び避難責任者を明示し、一般に周知させておくものとする。

## 第8節 水防配備の解除

- 1 水防解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防本部長又は水防管理者が水防解除の指令をしたときとする。
- 2 消防団員又は水防団員は、水防解除の指令があるまでは、自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。
- 3 水防解除後は、人員、資材器具及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。
- 4 使用した資材器具等は、手入れをして所定の位置に整備するものとする。

## 第9節 県の非常配備の解除

各部局等において別に定める基準による。

なお、水防本部については、以下のとおりである。

- 1 水防警戒配備0号  
水防警戒配備0号をとる必要がなくなったときに解除するものとする。
- 2 水防特別警戒配備1号、水防特別警戒配備2号及び水防非常配備  
水防本部長が水防本部を解散したときに解除するものとする。ただし、水防警戒配備0号をとる状況が継続しているときは、水防警戒配備0号に移行するものとする。

## 第11章 他の機関との協力、援助及び応援

### 第1節 河川管理者の協力及び援助

- 1 河川管理者東北地方整備局長は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者等が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う（河川法第22条の2）。
  - (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（阿武隈川・名取川・広瀬川・北上川・旧北上川・江合川・鳴瀬川・吉田川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像）の提供
  - (2) 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫到達市町村の事前提示及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
  - (3) 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知
  - (4) 重要水防箇所の手合点検の実施
  - (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
  - (6) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
  - (7) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
  - (8) 水防活動の記録（大臣管理区間における河川巡視等における状況記録）及び広報
  - (9) 水防管理者に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供
  - (10) 水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言
  - (11) 市町村長に対して、過去の浸水情報の提供や、市町村長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言
  - (12) 水防管理団体が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請
- 2 河川管理者宮城県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者等が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う（河川法第22条の2）。
  - (1) 水防管理団体に対する河川に関する情報（河川の水位等）の提供
  - (2) 重要水防箇所の手合点検の実施
  - (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
  - (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供又は貸与
  - (5) 水防管理者に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供
  - (6) 水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言

- (7) 市町村長に対して、過去の浸水情報の提供や、市町村長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言
- (8) 水防管理団体が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

## 第2節 水防管理団体相互の協力及び応援

- 1 水防管理者は、必要があると認めるときは、他の水防管理者、市町村長又は消防長に対して応援を求めることができる（法第23条）。  
ただし、水防本部長は、必要と認めたときは応援に関する指示を行うことがあるものとする。
- 2 応援を求められた水防管理者、市町村長又は消防長は、自らの水防に支障がない限り、この求めに応ずるものとし、作業行動等については、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行うものとする。
- 3 隣接する水防管理団体は、協力、応援等水防事務に関し、あらかじめ相互の協定をしておくものとする。

## 第3節 自衛隊の派遣要請及び派遣

- 1 知事等は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人命及び財産を保護するために必要があると認める場合には、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づいて自衛隊指定部隊等の長に対して、災害派遣を要請できる。自衛隊指定部隊等の長は、災害派遣の要請を受け、必要と認める場合は部隊等を派遣する（要請の要領については、宮城県地域防災計画（風水害等災害対策編）第3章災害応急対策 第9節自衛隊の災害派遣を参照のこと。）。
- 2 災害において、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合、自衛隊指定部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等の派遣を行う。

## 第4節 警察官の出動要請

水防管理者は、水防上必要があると認めるときは、所轄警察署長に対し、警察官の出動を求めることができる（法第22条）。

## 第5節 特定緊急水防活動

国土交通大臣は、雨水出水、洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる特定緊急水防活動を行うことができる（法第32条）。

- (1) 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除
- (2) 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

## 第6節 国（河川（国道）事務所、仙台管区气象台等）との連携

- 1 水防連絡会  
県は、土木事務所（地域事務所）単位で国土交通省河川（国道）事務所や仙台管区气象台

の関係機関を構成員とした水防連絡会を設置し、重要水防箇所、河川改修状況、水防警報、洪水・津波・高潮予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、既往津波・高潮による越水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川・海岸情報の提供及び水防管理団体等からの意見聴取等を行う。

## 2 ホットライン

土木事務所（地域事務所）は、河川の水位状況については国土交通省河川（国道）事務所とのホットラインにより、また気象状況については仙台管区気象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

## 第 12 章 費用負担及び公用負担

### 第 1 節 費用負担

- 1 水防管理団体は、その管理区域の水防に関する費用を負担するものとする（法第 4 1 条）。  
ただし、次に掲げる場合においては水防管理団体相互間において協議して定めるものとし、協議が成立しない場合は、知事があつせんする。
  - (1) 法第 2 3 条の規定による応援のための費用
  - (2) 水防管理団体の水防によって当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けたときに、当該水防により著しく利益を受けた市町村が法第 4 2 条の規定により負担すべき当該水防に要する費用の一部
- 2 都道府県は、法第 4 1 条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる（法第 4 4 条）。
- 3 国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする（法第 4 3 条の 2）。

### 第 2 節 公用負担

- 1 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において次に掲げる公用負担の権限を行使することができる（法第 2 8 条）。
  - (1) 必要な土地の一時使用
  - (2) 土石、竹木その他の資材の使用又は収用
  - (3) 車両その他の運搬用機器の使用
  - (4) 排水用機器の使用
  - (5) 工作物その他の障害物の処分また、水防管理者から委任を受けた者は上記 (1)～(4) ((2)における収用を除く。)の権限を行使することができる。
- 2 公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつてはその身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者にあつては、水防管理者から交付される公用負担命令権限証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。
- 3 公用負担の権限を行使するときは、公用負担命令書を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡してから使用するものとする。

#### 公 用 負 担 命 令 権 限 証

(職氏名)

上の者に \_\_\_\_\_ の区域における水防法第 28 条第 1 項の規定の権限行使を委任したことを証明する。

年号      年      月      日

〇〇市町村長

印

公 用 負 担 命 令 書

第 号

目的物

種類

数量

負担内容

使用

収用

処分

年号 年 月 日

〇〇市町村長  
事務取扱者（職氏名）

印  
印

殿

----- 切り取り線 -----

受 領 書

第 号公用負担命令書

上記受領しました。

年号 年 月 日

（職氏名）

印

殿

## 第 13 章 公務災害補償等

非常勤消防団員、水防団長若しくは水防団員又は法第 24 条による水防従事者が、水防作業に従事したことにより災害を被ったときは、水防管理団体の条例等で定めるところにより、損害を補償しなければならない（消防組織法第 24 条、法第 6 条の 2、第 45 条）。

## 第 14 章 水防活動実施状況報告

- 1 水防活動が終結したときは、水防管理者は、その状況を水防活動実施報告書により水防活動終了後 10 日以内に所轄土木事務所を経由して知事に報告するとともに、知事は当該水防管理者からの報告について国（東北地方整備局）に報告するものとする。
- 2 土木事務所長は、上記報告書を受理したときは、その実施状況を調査し、知事に報告する。また、水防功労表彰の必要があるときは、実情を調査し、功労順位及び意見を添えて知事に報告するものとする。

水防活動報告書様式（例）

### 水防活動実施報告書

年号 年 月 日

作成責任者

出水の概況	川 警戒水位 m 雨 量 mm								
水防実施箇所	川 左岸 地先 m 右岸 地先 m								
日時	自 月 日 時		至 月 日 時						
出動人員	水防団員		消防団員		その他		合計		
	人		人		人		人		
水防作業の概況及び工法	箇所 m								
	工 法								
水防の結果	効果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他
	被害	m	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	戸	m	m	人	
使用	かます、俵					居住者の			
	万年、土俵					出動状況			
	なわ					水防関係者の			
	丸太					死 傷			
	その他					雨量水位の			
					状 況				
水防活動に関する自己批判									
備 考									

（注）水防を行った箇所ごとに作成すること。

水防活動報告書様式（例）

**平成29年台風第〇号における水防活動  
（〇〇県〇〇市消防団・平成29年8月〇日～〇日）**

**〇概要**

〇〇市消防団は、平成29年8月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/〇～8/〇 約12時間	〇名	・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)

水防活動または  
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)  
堤防巡視

水防活動または  
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)  
積み土のう工

水防活動または  
被害状況写真

〇〇川右岸(〇〇地先)  
月の輸工

水防活動または  
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害

水防活動実施箇所  
地図

## 第 15 章 水防管理団体の水防計画及び水防訓練

### 第 1 節 水防計画

- 1 指定水防管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があるときは、これを変更しなければならない（法第 33 条第 1 項）。
- 2 指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会又は市町村防災会議に諮らなければならない（法第 33 条第 2 項）。
- 3 指定水防管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するように努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない（法第 33 条第 3 項）。
- 4 指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画に河川管理者による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない（法第 33 条第 4 項）。
- 5 非指定水防管理団体の水防管理者は、上記に準じ、努めて水防計画を策定し、所轄土木事務所に報告するものとする。

### 第 2 節 水防訓練

- 1 指定管理団体は、毎年水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない（法第 32 条の 2 第 1 項）。
- 2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。（法第 32 条の 2 第 2 項）
- 3 沿岸部の水防管理団体にあつては、津波の来襲に備え、水防団の活動単位ごとに、参集時間、出動時間、安全な場所への退避時間等を把握し、活動可能時間を検証するための訓練も実施することが求められる。

### 第 3 節 津波避難訓練

津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市町村長が行う津波に係る避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない（法第 32 条の 3）。

宮城県水防協議会委員・幹事名簿

令和8年5月29日現在

役職名	現職名	氏名
会長	宮城県知事	村井嘉浩
委員	東北地方整備局河川部長	林雄一郎
〃	仙台管区气象台気象防災部長	横井信太郎
〃	東北運輸局総務部長	會田光
〃	陸上自衛隊第22即応機動連隊長	伊藤整二
〃	日本放送協会仙台放送局コンテンツセンター長	新野裕樹
〃	東日本旅客鉄道株式会社東北本部鉄道事業部設備ユニットリーダー	松本哲朗
〃	N T T 東日本株式会社宮城事業部宮城支店設備部長	梅本直也
〃	公益財団法人宮城県消防協会会長	佐藤孝義
〃	社会福祉法人萩の里理事長	阿部仁美
〃	大和町消防団副分団長	蜂谷澄江
〃	宮城県警察本部長	杉本伸正
〃	宮城県復興・危機管理部長	諸星久美子
〃	〃 保健福祉部長	志賀慎治
〃	〃 土木部長	齋藤和城
幹事	東北地方整備局河川部水災害予報センター長	八重樫博男
〃	〃 仙台河川国道事務所副所長	三浦俊明
〃	〃 北上川下流河川事務所副所長	土岐範彦
〃	仙台管区气象台気象防災部予報課長	加茂祐一
〃	陸上自衛隊第22即応機動連隊第3科長	坂口雅亮

〃	陸上自衛隊第2施設団本部第3科長	柳 浦 健
〃	N T T 東日本株式会社宮城事業部宮城支店設備部災害対策室長	酒 井 克 典
〃	宮城県警察本部警備部警備課災害対策室長	高 野 正 太
〃	宮城県復興・危機管理部防災推進課長	横 谷 光 俊
〃	宮城県保健福祉部保健福祉総務課長	鈴 木 伸
〃	〃 土木部副部長（技術担当）	鈴 木 善 友
〃	〃 〃 道路課長	永 澤 浩 司
〃	〃 〃 防災砂防課長	臼 井 徹
〃	〃 〃 河川課長	塚 原 武 士